



公益財団法人

兵庫県青少年本部

創立50周年記念誌

～夢がある 一人ひとりが輝いて～





創立 50 周年を祝って

兵庫県知事 井戸敏三

公益財団法人兵庫県青少年本部が創立 50 周年を迎えられました。心からお喜びします。

青少年本部が創立された昭和 43 年は、高度経済成長のまっただ中、出生数は現在の倍近くあり、経済も人口も右肩上がりの時代。暮らしは便利になり、まちは活気にあふれていました。一方、急速に広がった豊かさの陰で、暴走族や薬物乱用、性犯罪など、享乐的で逃避的な非行も増えました。

こうした中、青少年の健やかな成長を願う人々や団体の思いを結集し、そのご理解とご協力のもと、青少年本部は誕生しました。以来、青少年団体等との連携による多彩な体験事業、神出学園や山の学校などの施設運営、青年洋上大学など、幅広く青少年の健全育成に取り組んでこられました。長年にわたる関係の皆様のご尽力に感謝と敬意を表します。

今年、兵庫県政は 150 周年を迎えました。この大きな節目を契機として、人口減少、少子高齢化が進むなかでも、県民一人ひとりがその個性や能力を発揮し、人と地域が輝く兵庫づくりを進めます。その新時代の兵庫の主役となるのは、次代を担う青少年です。

しかし、今、いじめや不登校、ひきこもり、児童虐待など、青少年をめぐる状況は深刻です。また、スマートフォンの普及により、スマホ依存症や交流サイトを通じた被害など、新たな課題も生じています。こうした課題に適切に対処し、子どもたちを守らなければなりません。

また、青少年には、豊かな感性を磨き、良好な人間関係を築き、たくましく成長するとともに、ふるさとを愛してもらいたい。そう願っています。そのためには、自然や地域の中での様々な体験を通じて、子どもたちの視野を広げ、自信を与え、チャレンジする意欲を引き出すとともに、ふるさと意識の醸成を図ることが大切です。

これまで、青少年本部は、青少年団体をはじめ、地域、学校、事業者、行政など、多様な活動主体との連携・協力を図り、課題解決に向けた先導的・専門的な事業を展開されてきました。そして、次なる 50 年に向けて、「夢がある 一人ひとりが輝いて」をテーマに、新たな歩みを進められます。皆様には、これまで培った豊かな経験と幅広いネットワークを礎に、「ひょうご青少年憲章」のもと、兵庫の未来を担う青少年の健やかな成長を力強く支えていただくことを期待します。

公益財団法人兵庫県青少年本部のますますのご発展と、関係の皆様のご健勝でのご活躍を心からお祈りします。



創立 50 周年に寄せて

公益財団法人 兵庫県青少年本部 顧問
元 兵庫県青少年本部 理事長

栗原 高志

“今井鎮雄先生の後任として理事長を引き受けてくれませんか”と、県から思いがけない打診があったのは平成20年2月のこと。偉大な今井先生の後だけに悩みましたが、長い間お世話になった兵庫県にご恩返しをする良い機会と思いお引き受けしました。

まず気がついたのは、優秀な職員が揃っているのに、職場に元気や活気が少ないこと。仕事に誇りを持ち、やりがいを感じる風通しのよい職場にしていきたい。そのためには新しい事業を起こし、改革にも取り組むことが必要と考えました。

第1弾は、前年に法制化された公益財団法人への移行です。県内570余ある財団・社団法人の先陣をきって名乗りをあげ、県との協議、折衝を重ねた結果、平成21年3月に県下第1号の公益財団法人として認定を受けました。全国に先駆けた承認だけに、他団体からノウハウを教えて欲しいとの依頼が殺到したほどです。

“子ども・若者応援団”の創設にも取り組みました。物資調達にお菓子メーカーを巡り歩きましたが、最も苦労したのは資金集め。青少年育成の重要性や事業紹介を資料にまとめ、各地のロータリークラブやライオンズクラブに出向くのですが、得られる寄付金はごくわずか。先行き不安いっぱいスタートでした。今日、年間約1千万円が青少年活動に助成されていると伺い、今昔の感ひとしお、関係者のご苦労に敬意を表します。

“出会いサポート事業”を立ち上げたのもこの頃です。税金を使って実施する妥当性などをクリアしつつ、仕組みづくり、センターの場所探し、サポーターの採用・研修など、約半年で仕上げました。「2011年2月2日（ふたりはいい夫婦の日）」を期して、プロフィール閲覧・お見合い紹介を開始しました。現在東京にまで進出、成婚数が累計1500組に達し、県政の看板事業に成長しているのは喜ばしい限りです。

青少年の健全育成は崇高かつ終わりのない課題ですが、青少年を取り巻く環境は常に変化しています。青少年本部の仕事は多岐広範にわたり、その手厚さときめの細かさに定評がある一方、事業数が多く重点や特長が見えにくいとの指摘もあります。各事業の成果や課題をしっかりと検証すること、不要不急、惰性に流れる事業はないか留意と改善に心がけることも大切です。若者や活動団体が真に求めるニーズを的確に把握し、現場を知る青少年本部自らの創意と発想により企画、施策化するなど、50周年を機にさらなる改革に挑戦していかれることを期待しています。

創立 50 周年を迎えて



公益財団法人 兵庫県青少年本部 顧問
前 兵庫県青少年本部 理事長

大西 孝

兵庫県青少年本部が、50周年を迎えられましたことをお喜び申し上げます。

青少年本部に理事長としてお世話になった4年間、特に印象に残っていますのは兵庫県立神出学園をはじめとした教育、学習現場などで、子どもたちが大きく変わり、成長していく姿を体験でき、感動したことです。優れた環境と指導者の重要性、そして子どもたちの本来もっているすばらしい成長力を実感しました。

この50年は、景気・経済の変化、情報化、少子高齢化、グローバル化をはじめ、変革の波が急激かつ重層的に訪れました。生活環境なかでも成長期にある青少年の発達環境は激変した時期でした。校内や家庭内暴力、いじめ、育児放棄、虐待、ひきこもり、ネット依存等、様々な事柄が社会問題化し、学校教育においても、数十年ぶりに教育関連の基本法も大きく改正されました。兵庫県青少年本部がこの間、地域や諸団体と連携し、青少年の健全育成のための指導的、先導的な活動をし、発展してこられたことは、設立母体である兵庫県はもとより、今井鎮雄先生をはじめ、兵庫県青少年団体連絡協議会等の民間活動団体、公共団体や地域の活動団体等のご指導、ご支援、ご協力のたまものであり、また歴代の役職員の皆様のご尽力に感謝申し上げます。

今日、人口減少の本格化をはじめ、地球環境問題や情報・科学技術の進展の多様化、加速化等の大変革の流れのなかで、先行きがますます不透明な時代にあります。こうしたなかで、活力あるそして心豊かな社会を築いていかなければなりません。その担い手としての青少年の教育は、従前にも増して重要な課題となっています。「ひょうご青少年憲章」にも掲げられていますように、家庭、学校、行政をはじめ県民がともに、子どもたちに勇気をもって未来を拓いていくことのできる力を育てていくことが必要です。県民の総意で策定されたこの「ひょうご青少年憲章」には、青少年育成のための今日も普遍的価値を有する素晴らしい基本方針が掲げられていると思います。現在は、青少年の健全育成について社会的に意識も高まり、それを担う多くの団体や個人も増加し、活躍されています。こうした運動が憲章のめざす趣旨を一層共有して、高揚し、拡大し、深化してほしいと願っています。

今年は兵庫県が県政150周年を迎え、兵庫の未来に向けてスタートする年でもあります。この機に兵庫県青少年本部がひょうごの青少年の総合的な健全育成団体として、飛躍、発展されますことをお祈りします。



50年に感謝します

公益財団法人 兵庫県青少年本部 理事長 梅谷 順子

兵庫県青少年本部は、本年創立50周年を迎えることができました。皆様方のご支援とご協力に心から感謝申し上げます。

青少年本部は、昭和43年に県民総ぐるみの青少年育成活動の推進母体として誕生し、青年洋上大学や沖縄友愛運動などの事業を開始しました。昭和60年の「国際青年年」を機に財団法人化し、「こころ豊かな人づくり500人委員会」「山の学校」「神出学園」などの事業に取り組みました。平成21年の公益財団法人移行後は、県の進める「地域創生」の基盤づくりとして、ふるさと意識の醸成や若者の出会い支援などにも力を注いでいます。

この50年を顧みると、少子高齢化や情報化など社会情勢は大きく変化し、青少年の健全育成や自立支援の重要性はますます高まっています。本県では、家庭、学校、地域、関係団体、事業者、行政などによるスクラム運動が定着しており、青少年本部はその調整役を担っています。他府県からも羨望される強力な体制を、今後も発展させてまいります。

50周年にあたり、「ひょうご青少年憲章」のもと、総力をあげて取り組むため、検討委員会を立ち上げ、「こどもの館」などの関係施設や地方本部、青少年団体とも一体になって、多彩な記念事業を展開しています。基本テーマは、「夢がある 一人ひとりが輝いて」とし、ロゴマークは高校生の爽やかなデザインを採用しました。記念式典は、基調講演にサッカー日本代表元監督の岡田武史氏をお迎えし、若者たちの企画による未来への発信も行います。また、この記念誌は、永田萌さんの美しいイラストを表紙に、これまでの歩み、キーパーソンからの特別寄稿、若手有識者による座談会からの提言などを掲載しています。

私の青少年本部との関わりは、昭和55年の「第10回青年洋上大学」に参加した時から始まりました。平成16年の青少年課長時代には、「第12回県民交流の船・第28回青年洋上大学」で、当時の今井鎮雄理事長や野尻武敏講師に大変お世話になりました。青少年本部の礎を築かれた先輩の方々は、誰にも優しい眼差しを注いでおられました。この記念すべき年に6代目の理事長を拝命していることに、身が引き締まる思いであります。

次代を担う青少年は、社会の宝物です。不登校や引きこもり、ネット依存などの課題も深刻です。昨年度「ネットトラブル防止大作戦」のオフラインキャンプで出会った女子高校生は、自分を見つめ直して進路を決め、清々しい笑顔を見せてくれました。子どもたち一人ひとりの夢が実現するよう、さらに支援の輪を広げてまいります。

今後とも、兵庫県青少年本部をどうぞよろしくご協力申し上げます。

基本理念

明日のひょうごを拓く^{ひら} 青少年のすこやかな成長のために

次代を担う青少年は、私たちの社会の重要な構成員であり、私たちの未来への希望を託す貴重な存在でもあります。いま、一人ひとりの青少年をすこやかに育むことは、私たちの社会が最も重視し、全力をあげて取り組まなければならない重要課題のひとつです。

青少年の育成に総力をあげて取り組みます

兵庫県青少年本部は、昭和60年に県民総ぐるみの青少年育成活動展開のための基盤的推進組織として財団法人となり、平成21年4月に公益財団法人に移行しました。当青少年本部は「一人ひとりの青少年のすこやかな成長」のために総力をあげて取り組むとともに、その意義や価値を常に社会に向けて発信します。

県民の願いと決意が託された 「ひょうご青少年憲章」のもとに 地域の力を結集します

「ひょうご青少年憲章」は、憲章制定県民会議を中心に、県民総意のもとに制定された青少年育成のための基本方針です。青少年本部は、この県民の願いと決意が託された「ひょうご青少年憲章」のもとに地域の力を結集し、青少年の育成に取り組めます。

兵庫県青少年本部 創立50周年記念誌

Contents / 目次

発刊のことば

兵庫県知事 井戸 敏三 ……	1
公益財団法人 兵庫県青少年本部 顧問、元兵庫県青少年本部 理事長 栗原 高志 ……	2
公益財団法人 兵庫県青少年本部 顧問、前兵庫県青少年本部 理事長 大西 孝 ……	3
公益財団法人 兵庫県青少年本部 理事長 梅谷 順子 ……	4

基本理念 ……	5
---------	---

第1章 創立50年の歩み

戦後非行が増加 兵庫県青少年本部設立へ ……	10
多彩な交流活動を展開 ……	12
財団法人へ ネットワークづくりと人材育成強化 ……	14
家庭・地域のふれあいづくり 阪神・淡路大震災を乗り越えて ……	16
「心の問題」から新憲章の制定へ 体験活動の充実と居場所づくり ……	18
第1号の公益財団法人へ 少子化、情報化など新たな課題に対応 ……	20
【特別寄稿】 神戸YMCA名誉主事 山口 徹 ……	23

第2章 事業のあらまし

■青少年育成県民運動の展開

ひょうご青少年憲章の普及啓発 ……	26
【特別寄稿】 イラストレーター、絵本作家 永田 萌 ……	29
青少年を守り育てる県民スクラム運動 ……	30

■先駆的な体験活動の推進

子どもの冒険ひろば ……	32
若者ゆうゆう広場 ……	34
【特別寄稿】 にしのみや遊び場つくろう会 代表 米山 清美 ……	36
【特別寄稿】 特定非営利活動法人 こうべユースネット 理事長 辻 幸志 ……	37

■青少年活動を支える人材の育成

兵庫県青年洋上大学 ……	38
【特別寄稿】 兵庫県青年洋上大学同窓会 会長 大家 重明 ……	41
兵庫・沖縄青年リーダー交流事業 ……	42
【特別寄稿】 ひょうごボランティアプラザ 所長 高橋 守雄 ……	45
ふるさと青年(少年)協力隊・ふるさと若者交流ひろば ……	46
ふるさとづくり青年隊 ……	48
こころ豊かな人づくり500人委員育成事業 ……	50
こころ豊かな人づくり500人委員会 OB会活動への支援 ……	52
【特別寄稿】 一般財団法人 野外活動協会 専務理事、兵庫県教育委員 清水 勲夫 ……	53

■課題を抱える青少年への支援

ひょうごユースケアネットの推進 ……	54
青少年のネットトラブル防止大作戦 ……	56
【特別寄稿】 兵庫県立大学環境人間学部 准教授 竹内 和雄 ……	59

■青少年団体・グループとの協働

ひょうご子ども・若者応援団 ……	60
------------------	----

青少年団体との連携・協働事業	62
【特別寄稿】 兵庫県青少年団体連絡協議会 会長 速水 順一郎	63

■独身男女の出会い支援

ひょうご出会いサポートセンター事業	64
【特別寄稿】 甲南大学名誉教授 野々山 久也	66

第3章 地方青少年本部事業の推進

地方青少年本部の成り立ち	68	神戸事務所	69
阪神南青少年本部	70	阪神北青少年本部	72
東播磨青少年本部	74	北播磨青少年本部	76
中播磨青少年本部	78	西播磨青少年本部	80
但馬青少年本部	82	丹波青少年本部	84
淡路青少年本部	86		

第4章 青少年施設の管理運営

兵庫県立こどもの館	90
【特別寄稿】 兵庫県立こどもの館 元館長、随筆家 赤松 愛子	93
兵庫県立神出学園	94
【特別寄稿】 兵庫県立神出学園 学園長 小林 剛	97
兵庫県立山の学校	98
【特別寄稿】 兵庫県立山の学校 第2代校長 市橋 敬典	101
兵庫県立いえしま自然体験センター	102
兵庫県立兎和野高原野外教育センター	104
【特別寄稿】 一般社団法人 いえしま自然体験協会 名誉会長 鉾方 志郎	106
【特別寄稿】 兵庫県立兎和野高原野外教育センター 元副所長 前田 義夫	107
兵庫県立東はりま青少年館、兵庫県立西はりま青少年館	108

第5章 青少年本部の今後の展開

創立50周年記念座談会「子どもたち 一人ひとりが輝く社会をめざして」	112
------------------------------------	-----

資料編

関係資料

組織図	120	会長・役員・評議員・顧問名簿	121
歴代役員・評議員名簿	122	平成30年度事業体系	130
定款	131	正会員名簿	136
兵庫県青少年団体連絡協議会加盟団体名簿	138		
「若人の賞」「青少年等の表彰」「指導者等の表彰」受賞者一覧	139		
青少年愛護条例(全文・変遷)	144	子どもの冒険ひろば一覧	158
若者ゆうゆう広場一覧	160	兵庫県内青少年教育施設一覧	162
兵庫県児童館連絡協議会会員名簿	165		

関係指標

県内の合計特殊出生率の推移	168	県内の児童生徒数の推移	168
県内中学校卒業生、高等学校卒業生の進学率、就職率の推移	169		
県内不登校児童生徒数の推移	170	県内新成人対象者数の推移	171
県内刑法犯少年数の推移	171	県内のインターネット利用関係データ	172

調査研究

兵庫県ひきこもり調査結果(抜粋)	174
「子どもの頃の体験が大人になってどのような影響を及ぼすか」に関する調査報告(要約)	181

第1章

創立50年の歩み

社会や環境の変化に対応した兵庫県の青少年行政の動きと
兵庫県青少年本部の50年を振り返ります。

戦後非行が増加 兵庫県青少年本部設立へ

S 20 ▶ S 44

< 社会の動き >

【昭和20年～】

戦後の社会的混乱から経済復興の過程で、戦災孤児や家出少年らによる犯罪が増加し、昭和26年には第一のピークに達する。不安定な社会状況に起因して、覚せい剤の流行や人身売買などさまざまな問題が生じる。

- ・ 児童福祉法が公布され、地域に児童福祉施設が設置される(S22)
- ・ 総理府が「青少年問題対策協議会」(現・青少年問題審議会)を設置(S24)
- ・ 国が児童福祉憲章を制定(S26)

【昭和30年～】

経済復興から高度経済成長へと移行し、生活水準は向上して消費ブームに。青少年の深夜外出、盛り場の徘徊などが多く見られ、凶悪な非行も増加した。

全国の自治体で青少年行政の一元化を求める声が高まる。

< 兵庫県の動き >

【昭和21年】

- 兵庫県警察部に「少年防犯課」を設置

【昭和22年】

- 兵庫県民生部に「児童課」を新設

【昭和24年】

- 青少年健全育成に係る総合的施策の樹立並びにその適切な実施を図る「**兵庫県青少年問題協議会**」(県の付属機関)を設置

【昭和33年】

- 青少年の健全育成を図り、これを阻害する恐れのある行為から青少年を保護することを目的に「**青少年愛護条例**」を制定(昭和38年に全面改正)
- 青少年愛護条例の施行に合わせ「**兵庫県青少年愛護審議会**」を設置

【昭和35年】

- 兵庫県、神戸市、神戸商工会議所、神戸新聞社が提唱し、勤労青少年の育成、組織化活動を進める「**OAA(野外活動協会)**」が発足

【昭和39年】

- 青少年施策の総合計画などを進めるため、**兵庫県企画部に「青少年対策室」**を設置



▲ 青少年育成兵庫県民会議総会



▲ 兵庫県青少年本部が誕生。金井知事(左)と田村本部長(右)が握手

- ・中央青少年問題協議会が青少年への「刃物をもたない運動」を提唱 (S35)
- ・「全国少年団体指導者連絡協議会」が「全国子ども会連合会」と改称 (S39)
- ・東京オリンピック開催 (S39)

【昭和40年～】

高度経済成長による工業化や都市化が進展し、公害や住宅問題、享乐的風潮のまん延などが見られた。社会ではテレビなどマスコミが青少年に与える影響が強まり、少年犯罪は低年齢化や集団化といった特徴を見せる。また、青少年のニーズに即した青少年健全育成施設も全国で体系的に整備されていった。

- ・青少年育成国民運動を提唱 (S40)
- ・総理府に「青少年局」設置 (S41)
- ・青少年育成国民会議が設立 (S41)

【昭和41年】

- 明るく楽しい家庭づくりを進めるため、「**家庭だんらんの日**」を提唱

【昭和42年】

- 青少年育成県民運動の推進母体として、**青少年育成兵庫県民会議を結成**。青少年育成市町民会議との連携により青少年育成体制を強化
- 地域の青少年育成県民運動の推進にあたる**青少年育成運動推進指導員・推進員を配置**
- 兵庫県青少年団体連絡協議会が発足 (23 団体)**
- 兵庫県青少年信条 (青少年の実践目標) の実践・啓発**

【昭和43年】

- 県民生部及び教育委員会の所掌事務の一部を統合し青少年行政の一元化を図るため、**兵庫県企画部に青少年局を新設**
- 行政と青少年団体・体力づくり団体が連携し青少年団体活動の活性化を図るため、**兵庫県青少年本部 (本部長=田村亨 兵庫県体育協会会長) が発足**。事務所を県青少年局 (神戸市生田区中山手通 7-31) 内に置く
- 兵庫県立兔和野高原野外教育センターを開設** (兵庫県教育委員会)

多彩な交流活動を展開

S 45 ▶ S 59

< 社会の動き >

・日本万国博覧会(EXPO'70) (S45)

・沖縄が27年ぶりに本土復帰(S47)

・日中国交正常化 (S47)

・オイルショック (S48)

【昭和50年～】

高度経済成長が終わり、安定成長期に入っていく。生活に対する人々の考え方も、物的な豊かさより心の豊かさやゆとりのある生活を重視する層が増えていく。

一方、核家族化や家庭の孤立化などで家庭の教育機能が低下する傾向が見られ、学歴などを重視する受験競争の過熱化が起ころ始めた。こうした状況で少年非行は戦後最悪となった。

< 兵庫県の動き >

【昭和46年】

- 「兵庫県青年洋上大学」を開設
- 新成人が社会人の自覚と責任を持ち、将来を考える「20才の力を示そう」事業を推進

【昭和47年】

- 兵庫・沖縄友愛提携調印。両県の友愛運動が始まる
- 兵庫県青年洋上大学同窓会の結成支援

【昭和48年】

- 兵庫県・沖縄県親善野外活動研修会(平成18年～兵庫・沖縄青年リーダー交流事業) 開始
- 青年のフロンティア精神等を培う場として「青年の島(家島町松島)」、「青年の山(山東町粟鹿)」を建設

【昭和50年】

- 海外青年(東南アジア)の受入れ及び国が実施する青年海外派遣、青年の船事業に兵庫青年を派遣
- 兵庫・沖縄友愛募金により沖縄・兵庫友愛スポーツセンターを沖縄県に贈呈

【昭和52年】

- 地方青少年本部(6県民局内)を新設

【昭和53年】

- 有害図書自動販売機追放運動を推進(県民総ぐるみの環境浄化運動を展開)
- 青少年団体への加入を促進(冊子「もうひとつの教育を」を作成)



▲ 大型客船「コーラルプリンセス」から降り立つ第1回兵庫県青年洋上大学の学生たち



▲ 兵庫・沖縄友愛提携を調印（中央左が坂井兵庫県知事、右が屋良沖縄県知事）

- ・青少年を非行からまもる全国強調月間がスタート（S54）

【昭和 55 年～】

校内暴力、家庭内暴力がメディアに登場することが頻繁になる。校内暴力は児童・生徒間の暴力行為、学校内の器物破損などを指すが、特定の地域に限らず、連鎖的に日本各地で発生した。

家庭内暴力は、家庭内で起こる家族に対する暴力的行為や言動のことで、親から子への「児童虐待」、配偶者間の「ドメスティックバイオレンス」などが深刻な問題となった。

【昭和 54 年】

- **社会のしつけ運動の推進**（青少年非行防止キャンペーンの展開）
- 国際児童年にちなみ「**少年の主張兵庫県大会**」（第1回）を開催

【昭和 55 年】

- 「近畿はひとつ」の呼びかけのもと、近畿2府6県の青年を対象に「**近畿青年洋上大学**」を開設

【昭和 56 年】

- 「ポートピア'81」を機に「**ヤングハートピア運動**」を展開
- **兵庫県農業青年の船**を開設

【昭和 57 年】

- **兵庫県商工青年の船**を開設
- **兵庫県立東はりま青少年館**を開館
- **兵庫県母と子の島（野外活動地区）**一般供用開始

【昭和 58 年】

- 「**兵庫県青少年憲章**」を制定
- **兵庫県勤労者青年洋上大学**を開設
- **兵庫県立西はりま青少年館**を開館

【昭和 59 年】

- **兵庫県青少年を守る店連絡協議会**（昭和58年発足）を中心に「万引防止対策」を推進

財団法人へ ネットワークづくりと人材育成強化

S 60 ▶ H 元

< 社会の動き >

・国際青年年（S60）

【昭和60年～】

右肩あがりの経済成長で生活レベルの全体的な底上げが進む一方、真の豊かさを希求する意思変化も顕著になり、「スローライフ」が声高に叫ばれるようになった。

学校関係に目を向けると、高校中退、無職少年の発生、対人関係の煩わしさから恐怖を抱く若者のひきこもり問題が社会現象になり始めた。

一方、不登校児童生徒数の増加に関して指摘される“学校に絶対行かなければならない”という意識の希薄化や、フリーアルバイトの増加に見られる若者の就業意識の変化など、青少年の意識の変化、多様化が生じた。

< 兵庫県の動き >

【昭和60年】

- 青少年局を廃止し「**青少年室**」を新設
- 青少年育成兵庫県民会議と兵庫県青少年本部の機能を併せ持ち、関係機関・団体の連携の核となる「**財団法人兵庫県青少年本部**」を設立。事務所を兵庫県西庁舎内に置く
- 4施設の管理運営を受託**
兵庫県立母と子の島（現いえしま自然体験センター）
兵庫県立東・西はりま青少年館
兵庫県立兎和野高原野外教育センター
- 「明日のひょうごを担う青少年を育てる運動」の**シンボルマークを制定**
- 国際青年年にちなみ「**ともに生きる国際青年交流会議**」を開催
- 業界の自主活動などを促す「**青少年育成3万店スクラム事業**」を推進
- 青少年の余暇活動を推進**（近畿少年将棋大会を開催）
- 機関誌「青少年ひょうご」創刊**



▲ 財団法人設立記念の集い



シンボルマークが決定。人（青少年）と無限の記号を図案化。無限の可能性を秘め、互いに協調し21世紀に向かって伸びる青少年を表現している



▲ 機関誌「青少年ひょうご」の第1号は坂井知事のあいさつが巻頭をかざった



▲ こころ豊かな人づくり500人委員会が開講

テレホンクラブやカラオケボックスなど、不良行為を誘発、助長しやすい社会環境が問題となり、青少年の薬物乱用、凶悪・粗暴な非行、いじめ・暴力行為などが深刻化した。

教育の荒廃に対する現状の改革と21世紀を見据えた教育の再構築をめざし、内閣総理大臣の諮問機関として「臨時教育審議会」が設置され、4次にわたる答申が出された（S60～62）

・国鉄民営化、JR各社スタート（S62）

・昭和天皇崩御に伴い、「平成」に改元（S64）

・消費税（3%）がスタート（H元）

・合計特殊出生率が1.57となって過去最低であった昭和41年を下回り、「1.57ショック」と呼ばれた（H元）

【昭和61年】

- 小・中学生が地域の仲間とともに、体育、文化活動、奉仕活動などを行う「**ひょうごっ子きょうだいづくり運動**」を提唱・推進
- 企業などへの啓発や専門講師を派遣する「**たくましい青少年をつくるおやじ教育**」を推進
- 「**ひょうご少年海外スクール**」を実施

【昭和62年】

- 兵庫県青少年インターナショナル・ボランティアバンク**を運営
- 青少年の情操を高め、創造性を育むため、**童話（“ぼくよんでみたいな”）**を募集

【昭和63年】

- 外国人学生をリーダーとし、1泊2日の共同生活を行う「**ひょうごっ子国際村**」を開催
- 自然生活へのチャレンジキャンプ（10泊11日の原生活体験パイロット事業）**を実施

【平成元年】

- こころ豊かな人づくり500人委員会**を設置
- こころ豊かな人づくりフォーラム**の開催支援
- 県にゆかりのある著名人の体験談を集めた「**こころ豊かな人づくり講話集（ひょうごのこころ）**」を発行
- 大型児童館「兵庫県立こどもの館」**を開館

家庭・地域のふれあいづくり 阪神・淡路大震災を乗り越えて

H 2 ▶ H 8

< 社会の動き >

【平成2年～】

バブル経済とその崩壊を経て、景気の停滞が長引き、特に若い層で高い失業率が社会問題となった。

青少年問題では、子ども同士の交流機会の減少、親の過保護、過干渉など家庭や地域の教育機能の低下が指摘された。

また、子どもたちに「ゆとり」を確保する中で、「生きる力」を育むため学校週5日制が始まる。土曜日を家族や地域でどう過ごすのが問われた。

- ・バブル経済が崩壊 (H3)
- ・学生に「就職氷河期」が到来 (H3)
- ・学校週5日制がスタート (H4)

< 兵庫県の動き >

【平成2年】

- 青年の社会参加と自己実現を図るため都市部の青年を農山村地域に派遣する「ふるさと青年協力隊」を実施
- 豊かな感性と温かい心を持つ子どもを育てる家庭づくりを進める「両親教育講座」の開催支援
- 「ひょうご県民交流の船」(県青年洋上大学、県高年洋上大学、ひょうご県民の船の3船合同)を実施
- 家族のふれあいづくりを進めるため、「家族ふれあいハイキング」を実施

【平成3年】

- 農村青年が都市青年との交流を図る「ふるさと交流ひろば」(平成5年～ふるさと若者交流ひろば)を開催

【平成4年】

- 学校週5日制を啓発
(啓発リーフレット作成、神社・寺院の境内開放促進など)
- 青少年に有害な環境の総点検活動などを促進する「青少年育成スクラム会議」を開催
- 事務所を兵庫県民会館内に移転(平成4年4月1日)

【平成5年】

- 都市部の少年団体を農山村地域に派遣する「ふるさと少年協力隊」を実施
- ふるさと青年協力豊か会(ふるさと青年協力隊OB会)の結成と自主活動を支援
- 事務所を神戸クリスタルタワー内に移転(平成5年10月6日)



▲ 第 1 回ひょうご県民交流の船が船出



▲ 新温泉町で活動したふるさと青年協力隊

- ・ 子どもの権利条約を批准 (H6)
- ・ 阪神高速道路湾岸線が全線開通 (H6)
- ・ 関西国際空港が開港 (H6)

【平成 7 年～】

平成 7 年には、戦後史上最悪の大災害となった阪神・淡路大震災が発生。被災した子どもたちへの「心のケア」がクローズアップされた。

- ・ 大震災を機にボランティア活動への関心が急速に広がる (H7)
- ・ 地下鉄サリン事件が発生 (H7)
- ・ テレクラで少女の性被害激増(H7)

【平成 6 年】

- 兵庫県立神出学園の管理運営を受託 (平成 6 年 10 月開校)
- 「木の殿堂」(兵庫県立兔和野高原野外教育センターの附属施設)の管理運営を受託
- 地域の実情に応じた青少年活動を支援する「青少年活動コーディネーター」を配置 (本部及び地方本部に各 1 名)

【平成 7 年】

- 阪神・淡路大震災による被災青少年を支援 (被災青少年へのボランティア活動に対する助成など)

【平成 8 年】

- 青少年や団体の交流・研修の場として「青少年交流プラザ」を神戸クリスタルタワー内に開設 (平成 20 年 4 月に兵庫県民会館内に移転)
- 兵庫県立山の学校の管理運営を受託 (県からの受託事業) (平成 5 年 1 月開校)
- 青少年団体などの若手中堅リーダーを対象とした「青少年活動アドバイザー養成研修」を実施
- 被災した子どもたちへのボランティア活動を行う「ユースサポート隊」「すこやか活動隊」(高校生・大学生など)を編成 (～平成 10 年)

「心の問題」から新憲章の制定へ 体験活動の充実と居場所づくり

H 9 ▶ H 17

< 社会の動き >

【平成9年～】

平成9年、神戸市須磨区で神戸連続児童殺傷事件が発生、犯人が中学生であったことが大きな衝撃を与え、思春期・青年期の「心の問題」について各界が取り上げ、対応策などが議論された。本県でも事件を機に青少年憲章が見直され、新たな指針が生まれた。

地域では青少年健全育成活動の視点から、子どもを犯罪から守る安全・安心まちづくり活動へとシフトが進み、これらに取り組むNPOの設立が増加、活動の活性化が見られた。

・明石海峡大橋が開通（H10）

・少年法が改正、刑事処分の可能年齢が「16歳以上」から「14歳以上」に（H12）

・附属池田小事件（小学生無差別殺傷事件）が発生（H13）

< 兵庫県の動き >

【平成9年】

- 青少年を守り育てる県民スクラム運動を推進
- 「須磨事件」を契機に青少年の健全育成を原点から考える「青少年を守り育てるための懇話会」を開催、緊急対策として「青少年いきいき活動事業助成」を実施
- 「青少年の心の問題」ネットワーク推進会議を開催（平成14年～ひょうごユースケアネット推進会議に改称）
- 西はりま青少年館の管理運営受託終了

【平成10年】

- 県民の子育てへの不安や迷いに対応するため、「ひょうごの子育てを考える県民フォーラム」を全県展開
- 中学2年生を対象に「トライやる・ウィーク」を開始

【平成11年】

- 「大人が変われば子どもも変わる」キャンペーンを展開

【平成12年】

- 「ひょうご青少年憲章」（新憲章）を制定、ひょうご青少年憲章制定記念大会を開催
- 親子のための自然ふれあい体験を支援する「親子自然ふれあい塾」を開設

【平成13年】

- 県民局再編に伴い、9 地方青少年本部と神戸事務部に再編
- 異年齢の子どもたちの交流と仲間づくりを支援する「ひょうご少年少女キャンプ大会」を開催



▲ ひょうごの子育てを考える県民フォーラム
で趣旨を訴える貝原知事



▲ 新憲章となる「ひょうご青少年憲章」の制定を
高らかに宣言した記念大会を開催

- ・ 住民基本台帳ネットワーク稼働 (H14)
- ・ ノーベル賞で物理学賞と化学賞の日本人ダブル受賞 (H14)
- ・ サッカーワールドカップ日韓共同開催 (H14)

- ・ 郵政事業庁が日本郵政公社に移行 (H15)
- ・ オレオレ詐欺が横行 (H15)
- ・ SARSが世界的に流行、新感染症に指定 (H15)

- ・ 新潟県中越地震が発生 (H16)
- ・ 運転中の携帯電話使用が罰則対象になる (H16)

- ・ JR 福知山線脱線事故が発生 (H17)
- ・ 日本の人口が 1899 年の統計開始以来初の自然減に (H17)

【平成 14 年】

- 学校週 5 日制の本格実施に向け、「**ウィークエンド・子ども・いきいき体験事業**」を実施
- 農山漁村部の男性と都市部の女性の出会いの場を提供する「**こうのとりの会**」事業を受託
- **テレクラ・出会い系サイトなどを青少年に利用させない運動を推進**

【平成 15 年】

- 若者の居場所づくりを進める「**若者ゆうゆう広場**」事業を実施
- 子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ「**子どもの冒険ひろばパイロット事業**」を実施
- 青少年団体の若手リーダーを養成する「**青少年活動コア・リーダー養成研修会**」を開催

【平成 16 年】

- 地域の大人が子どもたちを見守り、支援する「**ひょうごハートブリッジ運動**」を推進
- 地域で親子参加型の宿泊体験を行う「**チャレンジファミリー地域応援事業**」を実施
- 「**子育て 3 ひろば推進フォーラム (交流会)**」を開催

【平成 17 年】

- 若い親が直面する課題について学習する「**ひょうご人づくり未来セミナー**」の開催支援

第1号の公益財団法人へ 少子化、情報化など新たな課題に対応

H 18 ▶ H 30

< 社会の動き >

【平成18年～】

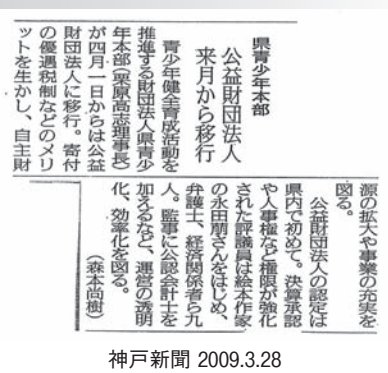
“平成の大合併”がピークを迎え、日本の人口は戦後初めて減少し始める。

平成19年からは携帯情報端末がさらに進化し、パソコンと差がないスマートフォンが普及し始めた。

若者にとってのメディアがテレビからインターネットへと移行していき、SNSでのいじめやネット依存の問題が浮き彫りとなった。さらに、ニートやひきこもりも社会問題として重要視される。

・のじぎく兵庫国体を開催（H18）
・リーマンショックが世界経済を直撃（H20）

・（社）青少年育成国民会議が解散（H21）



< 兵庫県の動き >

【平成18年】

- 「ひょうご出会いサポートセンター」を開設
- 母と子の島、東はりま青少年館、兎和野高原野外教育センター、神出学園の指定管理者となる

【平成19年】

- 母と子の島が「いえしま自然体験センター」としてリニューアルオープン
- 青少年に多様な体験活動機会を提供する「ひょうごっ子・いきいき体験塾」「ふるさと体験留学」を実施
- 「ひょうご青年フォーラム」を開催
- 事務所を兵庫県民会館内に移転（平成20年2月12日）

【平成20年】

- 「ひょうご子ども・若者応援団」事業を開始
- 「子どもとインターネット社会を考える兵庫フォーラム」を開催
- 東はりま青少年館の管理運営受託終了

【平成21年】

- 公益財団法人に移行（県内第1号）
- 「インターネット等（親子）学習」を支援
- 「障害のある青少年の育成活動への支援」事業（助成事業）を実施

【平成22年】

- 県内10か所に「地域出会いサポートセンター」を設置し、「ひょうご縁結びプロジェクト」を推進



▲ 出会いサポートセンターの開設で看板を掲げる
井戸知事(右)と中井センター長(左)



▲ 兵庫県青年洋上大学が「海外養成塾」として再スタート。西オーストラリア大学で現地学生と交流

- ・子ども・若者育成支援推進法が施行 (H22)
- ・子ども手当法・高校無償化法が施行 (H22)
- ・東京都が性描写を規制する青少年健全育成条例を制定 (H22)

・東日本大震災が発生。マグニチュード9を観測した東北地方太平洋地震、巨大な津波、原子力発電所事故による甚大な被害 (H23)

- ・復興庁が発足 (H24)
- ・スーパーコンピューター「京」が供用開始 (H24)

・「日本創成会議」発表の「消滅可能性都市」を発端に、地方創生に向けた取り組み「まち・ひと・しごと創生」が始動 (H26)

- 青少年の社会貢献活動の実績を青少年本部が認定する
「ひょうご青少年社会貢献活動認定制度」を推進
- ほっとらいん相談（電話相談）を実施
- 兔和野高原野外教育センターの管理運営受託終了

【平成 23 年】

- 「兵庫県青年洋上大学」を航空機で移動する**「海外養成塾」として再始動**
- 社会全体で体験活動を推進する機運を高める**「体験の風をおこそうシンポジウム」を開催**
- 青少年活動を広くPRする**「ひょうご青少年活動フェスティバル」を開催**
- 東日本大震災の被災地支援活動を実施**（青少年等によるボランティア活動、震災復興支援特別助成事業など）

【平成 24 年】

- いえしま自然体験センターの管理運営受託終了

【平成 25 年】

- 青少年のふるさと意識を醸成する**「ひょうごっ子・ふるさと塾」事業を実施**

【平成 26 年】

- 「兵庫県立こどもの館」の管理運営を受託**
- 「公の施設」となった「兵庫県立山の学校」の指定管理者となる**



▲ 香美町で活動するふるさとづくり青年隊



▲ スマホサミット in ひょうご 2017 で子どもたちが熱心に討論

・平成26年8月豪雨により、広島市、福知山市、丹波市などで被害（H26）

・安保関連法が成立（H27）

・マイナンバー制度の成立でマイナンバーの通知を開始（H27）

・熊本地震が発生（H28）

・18歳選挙権が施行（H28）

・九州北部豪雨で甚大な被害が発生（H29）

・座間事件が発生（H29）

・大阪府北部地震が発生（H30）

・西日本豪雨が発生（H30）

○「ふるさとづくり青年隊」事業を実施

○「スマホサミット in ひょうご」を開催

（青少年のネットトラブル未然防止大作戦の展開）

【平成27年】

○青少年本部事務局内に企画部を新設（県青少年課職員が青少年本部職員を兼務）

○「放課後児童支援員研修（認定・資質向上）事業を県（健康福祉部）から受託

○ひょうご出会いサポート東京センターを開設

【平成28年】

○青少年のネット依存対策として「人とつながるオフラインキャンプ」を実施

○県内で兵庫と沖縄の小中学生が交流を深める「兵庫・沖縄フレンドシップ事業」を実施

【平成29年】

○こども・若者が歌や演技などで地域に夢と希望を届ける「こども・若者ひろば」を関係施設と連携して実施

【平成30年】

○「創立50周年記念事業」を全県展開

特別寄稿

開拓者、先駆者としての今井鎮雄氏

神戸YMCA 名誉主事



山口 徹



今井鎮雄氏

人が互いに寄り添い、互いの立場を理解し、尊敬し合い、ともに支え合うことの大切さは今も変わることなく私たちの課題です。

青少年団体は時代の変化に迎合するのではなく、時代・地域・人の課題や要請に応えようと目的とミッションを掲げ、その応答として種々の活動・プログラムを展開してきました。社会には絶えず悩み、苦しむ青少年がいることを決して忘れず、青少年の心身と人格の健全な向上をはかり、奉仕の精神を養い、もって民主的社会の発展に寄与するとともに、世界の平和に貢献するという大変大きな目的を実現していく責務があります。そのためには

青少年団体や関係指導者は、それぞれの働きの原点を確認しつつ、また、決して見失うことなく、未来に向かって厳しく指導していくと同時に、青少年にいかにか手を差し伸べるかを常に追求する強い姿勢と実践力を持つことが極めて大切です。

坂井、貝原両知事に続いて、第3代目の兵庫県青少年本部理事長に就任した今井鎮雄氏は、かつて神戸YMCAに所属し、最終的には名誉顧問まで務めました。2014（平成26）年11月に93歳で永眠されました。氏は日本初の肢体不自由児キャンプを手がけたほか、カギッ子対策としての学童保育、里親を求める「愛の手運動」、草の根の国際交流・協力をを行うPHD運動など、社会事業家として多彩で先駆的なボランティア活動を展開した一方、兵庫県教育委員や^{ひら}頌栄短期大学学長、啓明学院理事長などの公職を担い、教育指導者の道も切り拓いて幅広い政策提言を行いました。

氏が初代会長を務めた兵庫県青少年団体連絡協議会の前身は、今から50年ほど前、各青少年団体のトップ指導者有志が毎月数回、朝食を共にしながら懇談会を開き、青少年の課題分析、運営の在り方・研修会の共同化等を熱心に協議したことにあります。そのお世話役こそ今井氏であり、そしてすでに行政の理解と協力もそこにあつたことは特筆すべきことです。

諸先輩方の蒔かれた種が、民間団体と行政の「参画・協働」という形で現在実っていることを末筆ながら感謝したいと思います。

第2章

事業のめりまし

ひょうご青少年憲章の普及啓発

6つの理念打ち出し、 青少年育成の指針に

昭和58年に制定された兵庫県青少年憲章の見直しを図るため、青少年本部の構成団体を中心にした61団体で新兵庫県青少年憲章制定県民会議（今井鎮雄会長）及び同起草委員会（野尻武敏委員長）を発足。検討を重ね、平成12年3月に新憲章「ひょうご青少年憲章」の制定が高らかに宣言された。

この憲章は、阪神・淡路大震災の教訓と経験を生かし、人が人として生きていく上で大切なこと（人として備えるべき基本的資質）を確認し、それを今後の生き方や青少年育成の指針とした。また、6つの理念（①自尊・自律、②協力・公正、③思いやり、④寛容・共生、⑤畏敬、⑥創造）を基本に据え、条文はできる限り簡潔で明確な表現にしている。

この憲章のもと、青少年が未来へ大きく羽ばたいていくために、家庭で、学校で、そして地域で、大人がなすべきこと、青少年自身が行き組んでいくことを話し合い、できることから実践していくことを求めている。

■ 事業の歩み

「兵庫県青少年信条」と 「児童憲章」を県民運動で

昭和42年、青少年の健全育成に向け、県民の総意を結集して県民運動を展開し、実践するために組織された青少年育成兵庫県民会議において、県下18の青少年団体が自らの発意によって「兵庫県青少年信条（五つの誓い）」を提案し、採択された。

昭和43年、県は各部局にまたがる青少年施策を総合調整する青少年局を設置し、「若い力を正しく伸ばそう」をスローガンに、青少年自らの実践目標である「兵庫県青少年信条」と「児童憲章」の趣旨徹底を図る県民運動を青少年育成兵庫県民会議とともに展開した。

兵庫県青少年信条（5つの誓い）

たくましいからだをきたえ、
ゆたかな心を養います
創意とくふうにつとめ
仕事にはげみます
勇気と情熱をもって
責任ある行動をします
ひとの立場を尊び
すすんで社会に奉仕します
自然を愛し
住みよい郷土をつくります

児童憲章

児童は、人として尊ばれる
児童は、社会の一員として重んぜられる
児童は、よい環境のなかで育てられる



「兵庫県青少年憲章」を制定

県と青少年育成兵庫県民会議は昭和58年6月27日、深刻化する青少年非行、家庭内暴力に対処するため、青少年の育成指針となる「兵庫県青少年憲章」を制定した。青少年の規範意識を高め、しつけに対する県民意識の醸成を図る「社会のしつけ運動」の一環として、青少年の望ましい姿と、家庭、学校、地域社会、行政の役割をそれぞれ打ち出し、注目を集めた。

同憲章では、青少年の目標に「自分には厳しさ、他人には思いやりを持つ」「困難や折を乗り越えるたくましさを」などをうたっている。家庭については「過保護、過干渉、放任」をきびしく戒め、「過剰な期待をつつしみ、個性を伸ばす」ことを求め、学校には「教師は常に研さんに努め、強い使命感、豊かな人間性、すぐれた指導力を持つ」ことを望んでいる。さらに地域社会には「勤労青少年の職場環境整備」など企業の社会的責任を強調。行政は「調査、

研究と実態把握に努め、情報提供と適切な相談」の実施をうたった。

平成12年に新憲章を制定

兵庫県青少年憲章が制定され10数年が経過し、少子・高齢化、国際化、高度情報化の急激な進展、さらには大人社会の価値観の多様化などで青少年を取り巻く社会環境は著しく変化し、青少年の規範意識や行動に影響を及ぼすようになった。

また、平成9年の“須磨事件”などを契機とした県民の子育てへの不安や迷いに応えるため、「ひょうごの子育てを考える県民フォーラム」を県下全域で展開。「青少年をはじめ、家庭、学校、地域、行政のあり方を今一度見直し、社会全体で取り組む必要がある」などの意見が多くあった。

そこで、フォーラムでの意見や近年の時代潮流を踏まえ、新兵庫県青少年憲章制定県民会議と同起草委員会が兵庫県青少年憲章の見直しを図って新憲章をとりまとめ、平成12年3月に制定を宣言した。

ひょうご青少年憲章

いま、私たちは暮らしや社会のあり方が大きく移り変わる転換の時代にあります。先日の阪神・淡路大震災は、人と社会に何が必要なのかを改めて教えてくれました。

私たちは、これまでの自分の生き方を省みて人間生活の基本に立ち返り、自らを尊ぶと同時に、家庭や地域や国、そしてかけがえのない地球に生きる人間として、ひょうごの明日を担う青少年とともに、自信と夢と勇気をもって21世紀を築いていくことを誓い、この憲章を定めます。

- 1 自分を大切に、自らを律し、行いに責任をもって生きていこう
- 2 ふれあいを深め、正義感をもち、社会を担う一人として生きていこう
- 3 人の痛みや喜びを感じあえる心をもって生きていこう
- 4 多様な人々の存在を受け入れ、ともに支えあって生きていこう
- 5 自然を愛し、生命を尊び、みえない世界にも襟を正して生きていこう
- 6 先人に学び、明日に夢をえがき、勇気をもって未来を拓いていこう



特別寄稿

ひょうご青少年憲章への想い

イラストレーター、絵本作家



永田 萌

平成12年に策定された「ひょうご青少年憲章」には委員会のメンバーとして参加しました。18年の歳月が流れましたが、この間さまざまな機会に同席の皆さまと唱和してきましたので、そのつどあの熱い議論の場の思い出がよみがえりました。

野尻武敏委員長を中心に、各界を代表する委員の方たちが率直に考えを述べられ、それを聞いているだけでも大きな学びの場でした。深く重く大切に難解な理念をどのようにやさしい言葉に置き換え、若い人たちにも理解しやすい端的な表現にするか、多くの意見が出されました。

舵取り役の野尻委員長は、飛び交う言葉をすくいあげ、並べかえ、声に乗せて聞いてみるという作業を丁寧にくり返され、言葉の海を行く船の船長として優れた手腕を発揮されました。

わたしは特に第5章「畏敬」についての議論が忘れられません。この難しい心の動きが何に向けられるものなのか。その対象が自然や自分も含めて多くの命に向けてのものであることは当然のこととして、もっと深く人知を超えた世界にも向けられるべきだということで、野尻先生が提案された「みえない世界にも襟を正して生きていこう」という言葉。一同が感嘆の言葉で賛意を示し、正に襟を正して聞いたことが、なつかしく思い出されます。「夢」「希望」「愛」といった目には見えないけれど、わたしたちが生きていく上でとても大切なもの、それを「絵で表現して見えるものにしたい」と日々ファンタジー絵画を描いているわたしには、心がふるえる一瞬でした。

共に委員としてその時間を共有した速水順一郎氏と上羽慶市氏は、その後教育委員として同時代を過ごしました。折々にあの頃のことを語り合ったものです。

時が過ぎ、社会は一段と複雑になり混迷を深めています。が、「ひょうご青少年憲章」がまっすぐに望ましい未来や生き方を指し示し、少しもゆるぎがない事に深く敬意を表します。

青少年を守り育てる県民スクラム運動

青少年愛護条例を ベースとした青少年の 非行防止運動の推進

昭和33年、増加の一途をたどる青少年の非行に対処するため、本県では、青少年の健全育成を阻害する大人の行為から青少年を守るため、進んで愛の手をさしのべることが大人の責務であるという理念のもとに「青少年愛護条例」が制定された。

以後、時代の要請に応えながら同条例の徹底を図るとともに、青少年育成兵庫県民会議及び地域の青少年育成市町民会議や青少年育成運動推進指導員・同推進員などを中心に、青少年の非行防止運動が展開された。

具体的には、青少年非行の要因といわれる大人の傍観的態度を改めるための「人の子にもそそぐ親ごころ運動」（昭和42年～）、俗悪図書・広告の追放、シンナープラボンドの悪用防止運動（昭和46年～）、有害図書自動販売機追放運動（昭和53年開始。平成19年9月に県内の有害図書自動販売機が0となる）、青少年の喫煙防止、性非行防止などの「社会のしつけ運動」（昭和54年～）などが行われている。

また、高校生の乗車マナーが大きな問題となり、列車通学生徒に対して列車内や乗降駅周辺での補導が行われている（昭和53年～）。



列車通学生徒への補導

■ 事業の歩み

万引き防止啓発活動から 有害な環境の総点検活動へ

昭和59年、「非行の入り口」といわれる万引を防止するために発足した「兵庫県青少年を守る店連絡協議会」（構成：業界21社319店舗、兵庫県、神戸市）を中心に、百貨店、量販店と行政が一体となって万引防止啓発活動を推進した。

昭和60年、青少年育成兵庫県民会議と兵庫県青少年本部（任意団体）の機能をあわせ持って設立された（財）兵庫県青少年本部がこれらの運動の推進母体となり、これまでの取り組みに加え、書店や小売酒販店などの関係業界の自主規制及び実践活動を促す「青少年育成3万店スクラム事業」（昭和62年度から5万店、平成元年度から10万店スクラム運動）を実施した。

また、平成4年度から、県下各地域において青少年育成スクラム会議を開催し、青少年に有害な環境の総点検活動や啓発活動を促進した。さらに平成7年度は、当時社



青少年を取り巻く環境実態調査
会問題化したテレホンクラブ対策として、街頭啓発パレードや国などに対する要請活動などを行った。

青少年を守り育てる 県民スクラム運動の展開

平成9年度から、有害な環境から青少年を守り、親や地域の大人を始め関係業界などの青少年育成に対する意識高揚を図るため、これまでの青少年の非行防止、環境浄化県民運動を「青少年を守り育てる県民スクラム運動」と称し、以後「大人が変われば子どもも変わる」をスローガンとした青少年を守り育てるキャンペーンや地域フォーラムなどを実施した。



県民スクラム運動の一環で街頭キャンペーン



青少年育成全県スクラム会議

また、平成16年度から、地域の中で子どもたちを見守り支援する大人を増やすことにより、大人と子どもがともに顔の見える関係を築き、声かけなどから気づいた子どものシグナルを早期に受け止め、解決へと結びつける「ひょうごハート・ブリッジ運動」を推進した。

青少年のインターネット 利用対策の推進

平成22年度、情報化の進展とともに青少年の育成環境において大きな問題となっていたインターネット上の有害情報やトラブルから青少年を守るため、保護者や大人が正しい情報や子どもの指導方法について学ぶ学習の支援など啓発活動を行った。

さらに、平成26年度からはさまざまな実施主体の連携・協働のもと、青少年のネットトラブル防止に向けた取り組みのさらなる充実強化に向け、「青少年のネットトラブル未然防止大作戦」(平成28年度～「青少年のネットトラブル防止大作戦」)を青少年本部の重点事業として、また、青少年を守り育てる県民スクラム運動の主要な取り組みとして積極的に展開している。

子どもの冒険ひろば

阪神・淡路大震災の発生がきっかけに

子どもの冒険ひろば事業を実施することになったきっかけは、平成7年1月の阪神・淡路大震災の発生である。震災後に設置された避難所では、何もなくて子どもたちがいきいきと遊んでいたりと、自主的に色々な活動をしたりと、年齢を超えたボランティア活動などにも熱心に取り組んでいた。



しかし、まちの復興が進み平常の生活が戻ると、子どもたちは塾通いや屋内でのゲームなどに夢中になり、外遊びの機会は失われていったため、平成14年の「被災者復興支援会議」で、委員が「自分の責任で自由に遊ぶ」冒険遊び場を提案、当初は被災地域中心の予定が、課題は全県的であるとの判断で、当初2年間のパイロット事業としてスタートした。



■ 事業の歩み

「自分の責任で自由に遊ぶ」がコンセプト

この「子どもの冒険ひろば」事業は、平成15年7月から、県が青少年本部に委託する形で実施された。10ある県民局単体に1箇所ずつ設けられた子どもの冒険ひろばの運営は、それぞれの地域のNPOや青少年団体などに再委託され、地域の事情に応じた運営がなされた。「常設ひろば」を中心とするもの、「出前ひろば」を中心とするものなど様々だった。各ひろばには、当初2人ずつのプレーリーダーが常駐し、



平成16年度には、さらに3人のプレーリーダーが青少年本部内に配置され、地域の要望に応じて独自の出前ひろばを開催した。

プレーリーダーを養成 多様な広報活動など展開

平成17年度からは、青少年本部が各ひろば運営団体に運営費を助成する形に変えるとともに、今後市町など地域主体による運営の定着化を図るため、プレーリーダーを養成する研修会を年間20回程度実施してきた。

また、子どもの冒険ひろば事業の裾野を広げるため、ひろばの紹介、ひろば運営のノウハウ、研修会の報告などを記載した「子どもの冒険ひろば通信」の定期発行やひろば活動事例集の作成、ホームページなどによる情報発信、「子どもの冒険ひろば全県一斉開催週間（月間）」の実施など、多様な広報活動にも力を注いできた。

大学と連携、学生の 実地研修の場に活用も

ひろば運営の課題となる若手人材（プ



プレーリーダー研修会

レーリーダー)の確保については、平成22年度に、大学との連携のもと、子どもの冒険ひろばが持つ「場」と「ノウハウ」を幼児・初等教育などを専攻している学生の実地研修の場として大学に提供するとともに、平成23年度には、「冒険遊び場体験教育プログラム」普及啓発資材(DVD)を作成し、県内の大学などに配付するなど、大学生を対象にひろばをフィールドとした体験活動へのアプローチにも取り組んだ。

現在、県内48団体が子どもの冒険ひろばを運営しており、その拠点ひろばを中心に、被災地支援を含む出前ひろばも実施され、多くの子どもたちが、地域の大人が見守るなか、自らの責任で自由に遊んでいる。(平成29年度年間参加者数53,817人)

若者ゆうゆう広場

中高生世代に“安心感” 与える居場所づくり

昨今の中高生世代が抱える問題は、不登校やひきこもり、いじめ、少年非行、フリーター、ニートなどがあげられるが、これらの問題の背景には、戦後の高度経済成長期以降、子どもたちの生活環境が変容したことや、社会全体で学校の成績が基準となる「学校化」が進んできたことなどが指摘されている。また、現代の社会は、前述の問題



を抱える中高生世代に限らず、その他の中高生世代にとっても「生きづらい環境」であると言われている。

その解決のため、中高生世代にとって「安心感を得るところ」「自分が必要とされているところ」である居場所を地域の大人が中心となって作り出そうという発想や動きが、平成10年代以降全国的に広がった。



■ 事業の歩み

平成15年、県内10カ所に 中高生の居場所を開設

本県では、このような動きに対応するため、平成11年から中高生の居場所づくりに先駆的に取り組んでいた「渋谷ファンイン」（渋谷区のボランティア団体が設立）の取り組みを参考に平成15年10月、「若者ゆうゆう広場」を県内10箇所で開設した。

「若者ゆうゆう広場」は、地域の中・高校生などの10代の若者が、学校帰りなどに気軽に立ち寄り、集まった仲間たちと





のんびりおしゃべりなどを楽しむ「たまり場活動」をベースに、音楽やスポーツなどの「サークル活動」や「ボランティア活動」など、「自分がやりたいこと」に「思いきり、のびのび」と取り組む居場所である。

経費助成、推進員の配置、情報発信など展開

青少年本部では、事業開始当初から「若者ゆうゆう広場」を運営する団体に対し、運営費の助成を行い、平成24年度からは、従来からの運営費助成を廃止し、広場を運営する先進団体が実施する広域事業など（活動事例報告、交流会、人材育成、ネットワーク事業など）の実施に要する経費に



対して助成（事業助成）を行ってきた。

また、広場事業を円滑に進めるため、若者の居場所づくり推進員（調整員）を青少年本部内に配置するとともに、情報誌の定期発行やホームページなどによる情報発信を行った。（平成25年度 年間参加者数：194,267人）

平成26年度から、それぞれの「若者ゆうゆう広場」は自主運営を行い、青少年本部からは、「ゆうゆうネットワーク」として意見交換や情報共有を図る機会を提供している。

子どもの居場所づくり交流会も開催



ひろば事業の関係者が一堂に会する「子どもの居場所づくり交流会」

「子どもの冒険ひろば」「若者ゆうゆう広場」に加え、「まちの子育てひろば」の3つのひろばの関係者が一堂に会し、地域全体で子育てに取り組む大切さを考えるため「子育て3ひろば推進フォーラム」を平成16年度から開始し、平成29年度からは「子どもの居場所づくり交流会」に拡充して参加者間の活発な意見交換、情報共有がなされる貴重な場となっている。

特別寄稿

大人も子どもも楽しい 居場所づくりをめざして



にしのみや遊び場つくろう会 代表

米山 清美

「自分の責任で自由に遊ぶ」ことがモットーのプレーパークを始めて、そろそろ20年になります。当会は阪神・淡路大震災がきっかけでできた唯一の団体といわれ、震災後4年たった1995年に発足しました。子どもたちがのびのび遊ぶ場がなかったことと、震災でできた更地の有効利用がきっかけでした。そして発足当時、常設の場を持たない私たちは、月に一度地域内の御前浜（阪神間の数少ない自然の砂浜）で遊び場をするのがやっとでした。

そんな時、井戸知事が視察に来られ、そのあと兵庫県による冒険広場事業が実施されました。「毎週複数日の開催は無理だ」というメンバーもいましたが、「街中がプレーパークのように」という思いを少しでも前に進めようと、実施団体中で唯一のプレーパーク既存団体として参入しました。そして常設場所として国道43号線沿いの国有地を得て、毎週実施することになったのです。その後、補助事業として規模は縮小されましたが、西宮市の放課後子ども教室事業も実施しながら毎週水曜日と土曜日の10時～16時に実施しています。

国有地プレーパークにはさまざまな人たちが来ます。雨が降っても雪が舞っても毎週欠かさず来る小学生たちはこの春、中学生になりましたが、クラブ活動の無い日には必ず来ています。いつも来ていた発達にハンディのある子は高校生になりましたが、そのママはパートの合間に立ち寄ります。発足当初の小学生が親になり、子どもを連れてきます。そんな参加者のために私たちがすることは、決まった日時にかぎを開けること。本当は毎日開けたいのですが、人もお金も足りません。でも、「場」があることはとてもありがたいと思っています。そして、さまざまな世代や立場の人たちと運営しているからこそ続けていられるのです。

当会では発足当初から啓発の一環として、依頼があればどこにでも出向く「出前プレーパーク」を実施しています。そして震災の時に感じた「遊び」の重要性を伝えようと、さまざまな被災地にも前述の高校生やプレーリーダーと一緒に出向いています。これからも「大人も子どもも楽しい居場所」をめざして、コツコツと活動していきたいと思っています。

特別寄稿

若者ゆうゆう広場が担ってきたこと ～居場所づくりの考え方と今後の展望～



特定非営利活動法人 こうべユースネット 理事長

辻 幸志

広場事業のひとつとして、今日まで多くの青少年の居場所づくりを担ってきた「若者ゆうゆう広場」事業は、家庭や学校以外に青少年（中高生）が気軽に立ち寄り、何も拘束されず自由な空間でくつろいだり、仲間とともに何かに（やりがいのある活動に）チャレンジをしてみたり、そして、特に何をするともなく時間を過ごすことのできるようなことが根底にある考え方です。そして、県内40か所をこえる「若者ゆうゆう広場」＝居場所としての空間（スペース）が、これだけたくさん運営されているのは全国でもめずらしく、兵庫県には青少年を地域で育む「地域力」を感じます。

私は、そのひとつの「ゆうゆうユープラ」に関わり、居場所づくりのコーディネーターとして青少年（中高生）と関わってきました。

その中でも特に「ライブ事業」は、時代の変化とともに関わる中高生にも変化があり、居場所づくりに一石を投じる事業となりました。

今から15年以上前のバンドは、シルバーのアクセサリー、メイクもばっちり、ボーカルも歌ではなく、音の一部と捉えたほうが良い音楽が流行で、コミュニケーションを取るにも時間を有しましたが、現在のバンドは、音づくりに力を注ぎ、音にこだわるグループが多いように感じ、素直な青少年が多く、コミュニケーションも取りやすいと思います。

ただ、この事業で今も昔も変わらないのが、バンド同士をつなぐことで、一見、わずらわしいと思われがちな人間関係づくりをコーディネートすることで、新たな関係を形成し、仲間づくりの一端を担ってきました。「音楽は、人をつなぎ、つないだ場所は、居場所となる」。そのようなきっかけをつくることは、居場所づくりの成果ある事業展開であると考えます。

これからの居場所づくりは、従来から取り組んできた「健全育成を目的とする居場所づくり」と「支援的な要素もあり日常的に関わり自由に利用できる居場所づくり」の取り組みを別々に行うのではなく、その機能をしっかりと見据えたサードプレイス（第3の居場所）を必要とする青少年とともにつくることです。

兵庫県青年洋上大学

船上生活で学び、 異国の地で交流

昭和46年9月、約400人の若者を乗せた大型客船「コーラルプリンセス号」が神戸港を出航した。第1回兵庫県青年洋上大学の幕開けである。

およそ1カ月の間、船上の共同生活とともに学び、異国を訪ねて現地の若者とふれあい、交流する壮大な事業で、そこで得た学びや経験を地域社会で、



または職場で実践してもらうことがねらい。

第1、2回はフィリピンのマニラとシンガポール等を訪問、第3回では日中国交正常化から初の訪問団として中国を訪れ、その後も東南アジアを中心に延べ200カ所以上の国・地域で交流を積み重ねた。



移動手段を飛行機に変えて実施している「兵庫県青年洋上大学海外養成塾」

■ 事業趣旨

友情を温め、情熱を傾け、 将来の生き方をさぐる旅

500人近い若者を集めて大型客船をチャーターし、船上生活では訪問国事情や英会話、救急法などのクラブ活動、自由研修で学びながら楽しく共同生活を営み、訪問先の東南アジア各地では現地の青年らとふれあい、国際交流を重ねて自己啓発していくのがねらい。

事業を発案した当時の坂井時忠知事は、夏目漱石の著書からヒントを得てテーマを「こころ」と位置づけていたという。記念すべき第1回航海に学長として乗船した際には、「志をともにする友とのふれあいの中で友情を温め、情熱を傾け、ともに研鑽^{さん}し、自分を見つめ人としての生き方をさぐる。そこに限りない人生へのこころの広がり^{さん}が得られるに違いない。この旅は自己実現のための絶好の機会である」と語っている。

■ 事業の歩み

平成 21 年度まで実施 以降は「海外養成塾」に

兵庫県青年洋上大学（以下、洋大）は昭和 46 年、23 日間の第 1 回航海でフィリピンやシンガポールなど 4 カ国を訪問。第 3 回では国交正常化から初の中国訪問を果たし、やがてタイ、マレーシア、ベトナム、パラオ、韓国、モンゴルなど東南アジア各地に拡大し、延べ 200 以上の国・地域に及んでいる。

さらに洋大が第 10 回目を迎えた昭和 55 年、坂井知事の“近畿はひとつ”という呼びかけのもと、「近畿青年洋上大学」が誕生した。第 1 回目は兵庫県洋大と合同で実施され、近畿 2 府 6 県から 426 人の青年が参加。また、同年には参加対象者を県民各層に広げた「ひょうご県民の船」事業をスタートさせた。

洋大は昭和 56 年に「兵庫県農業青年の船」、57 年には「兵庫県商工青年の船」と一時衣替えするも、62 年に再び洋大として復活し、その年は海外への船旅が 4 事業



近畿青年洋上大学

まで膨らみ、洋大ブームに沸いた。

しかし翌々年、中国の天安門事件の影響ですべての船事業が中止になり、洋大は平成 2 年度から「ひょうご県民交流の船」事業に併設され、3 世代交流のリーダーとして活動するとともに、各地の青年交流に貢献した。その後、21 年度の第 32 回まで実施されたが、23 年度からは移動手段を飛行機に変えて「兵庫県青年洋上大学海外養成塾」として再始動。第 4 回目となる 29 年度は西オーストラリア州を訪問した。

洋大同窓会を設立 会員数は 1 万人以上

沖縄の本土復帰を目前にした昭和 47 年、洋大生を中心とした本県の青年らが沖縄に青少年施設を贈ろうと提唱し、「兵庫・沖縄友愛募金運動」を開始。約 1 億 9094 万円の募金を集め、昭和 50 年に「沖縄・兵庫友愛スポーツセンター」を那覇市内に整備した。

また、第 1 回洋大が実施された後、約 200 人の参加学生らによって昭和 47 年 5 月、「兵庫県青年洋上大学同窓会」が設立された。現在の会員数は 1 万人を超えている。



兵庫県青年洋上大学同窓会の新春のつどい 2018

兵庫県における洋上大学の変遷

年度	近畿青年洋上大学				
	名称	実施時期	担当県	行先	参加数
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55	第1回近畿青年洋上大学	8月16日間	兵庫県	旅大・上海	262
56	第2回近畿青年洋上大学	8月15日間	大阪府	天津・北京	144
57	第3回近畿青年洋上大学	8月15日間	京都府	天津・北京	121
58	第4回近畿青年洋上大学	8月15日間	滋賀県	天津・北京	89
59	第5回近畿青年洋上大学	8月15日間	和歌山県	天津・北京	99
60	第6回近畿青年洋上大学	8月15日間	奈良県	天津・北京	88
61	第7回近畿青年洋上大学	8月14日間	福井県	天津・北京	86
62	第8回近畿青年洋上大学	8月13日間	三重県	天津・北京	88
63	第9回近畿青年洋上大学	8月13日間	兵庫県	上海・香港	162
元	第10回近畿青年洋上大学	8月13日間	大阪府	中止	
2	第11回近畿青年洋上大学	8月13日間	大阪府	上海・大連	95
3	第12回近畿青年洋上大学	8月13日間	京都府	大連・北京	92
4	第13回近畿青年洋上大学	8月13日間	滋賀県	大連・北京	94
5	第14回近畿青年洋上大学	8月13日間	和歌山県	大連・ソウル	94
6	第15回近畿青年洋上大学	8月13日間	奈良県	天津・北京	94
7	第16回近畿青年洋上大学	8月13日間	福井県	天津・北京	82
8	第17回近畿青年洋上大学	8月13日間	三重県	天津・北京	84
9	第18回近畿青年洋上大学	8月13日間	兵庫県	天津・北京	125
10	第19回近畿青年洋上大学	8月13日間	徳島県	上海・大連	75
11	第20回近畿青年洋上大学	8月13日間	大阪府	北京・天津	75
12	第21回近畿青年洋上大学	8月12日間	京都府	大連・北京	75
13	第22回近畿青年洋上大学	8月12日間	滋賀県	天津・北京	75
14	第23回近畿青年洋上大学	8月12日間	和歌山県	大連・天津	70
15	近畿青年洋上大学 ファイナルイベント	1月25日	奈良県		
16					
17					
18					
19					
21					

年度	兵庫県青年洋上大学				
	名称	実施時期	行先	参加数	
46	第1回兵庫県青年洋上大学	9月23日間	マシニガポール	475	
47	第2回兵庫県青年洋上大学	11月25日間	マシニガポール	482	
48	第3回兵庫県青年洋上大学	9月27日間	北京・上海	483	
49	第4回兵庫県青年洋上大学	7月25日間	マシニガポール	498	
50	第5回兵庫県青年洋上大学	12月25日間	マバニラオ	495	
51	第6回兵庫県青年洋上大学	8月16日間	旅大・上海	494	
52	第7回兵庫県青年洋上大学	7月22日間	マバニラオ	495	
53	第8回兵庫県青年洋上大学	6月17日間	北京・上海	495	
54	第9回兵庫県青年洋上大学	9月15日間	天津・北京	491	
55	第10回兵庫県青年洋上大学	第1回近畿青年洋上大学として実施			
56	兵庫県農業青年の船	7月4日間	九州	111	
57	兵庫県商工青年の船	9月3日間	九州	150	
58	第1回兵庫県勤労青年洋上大学	8月11日間	バハラオ	467	
59	第2回兵庫県勤労青年洋上大学	8月5日間	九州	435	
60	第3回兵庫県勤労青年洋上大学	8月10日間	広州・厦門	465	
61	第4回兵庫県勤労青年洋上大学	8月4日間	瀬戸内海	368	
62	第15回兵庫県青年洋上大学	8月10日間	福厦	446	
63	(第9回近畿青年洋上大学担当県のため中止)				
元	平成元年度ひょうご県民交流の船(中止) 第16回兵庫県青年洋上大学(中止)				
2	第1回ひょうご県民交流の船 第17回兵庫県青年洋上大学	9月10日間	上海・北京	海他 50	
3	第2回ひょうご県民交流の船 第18回兵庫県青年洋上大学	9月10日間	広厦門	州他 50	
4	第3回ひょうご県民交流の船 第19回兵庫県青年洋上大学	9月10日間	広杭州	州他 50	
5	第4回ひょうご県民交流の船 第20回兵庫県青年洋上大学	9月10日間	台北・北京	津他 50	
6	第5回ひょうご県民交流の船 第21回兵庫県青年洋上大学	9月10日間	桂北・北京	林他 49	
7	(阪神・淡路大震災のため中止)				
8	第6回ひょうご県民交流の船 第22回兵庫県青年洋上大学	9月10日間	洛陽、敦煌 ハルビン、フフホト	他 50	
9	(第18回近畿青年洋上大学担当県のため中止)				
10	第7回ひょうご県民交流の船 第23回兵庫県青年洋上大学	9月10日間	洛陽、敦煌 ハルビン、フフホト	他 49	
11	第8回ひょうご県民交流の船 第24回兵庫県青年洋上大学	9月10日間	昆明、三峡クルーズ 黄山、厦門、フフホト	55	
12	第9回ひょうご県民交流の船 第25回兵庫県青年洋上大学	9月10日間	北京、西安、ウルムチ 三峡クルーズ、重慶、海南島	50	
13	第10回ひょうご県民交流の船 第26回兵庫県青年洋上大学	9月10日間	香港、広州、西安、北京 ハノイ、ホーチミン、上海	49	
14	第11回ひょうご県民交流の船 第27回兵庫県青年洋上大学	9月10日間	沖縄、大連、北京、上海 ハルビン、大足、曲阜	53	
15	(SARSのため中止)				
16	第12回ひょうご県民交流の船 第28回兵庫県青年洋上大学	9月10日間	天津、桂林、敦煌、大同 イルクーツク、北京、上海	114	
17	第13回ひょうご県民交流の船 第29回兵庫県青年洋上大学	9月10日間	西安、ウルムチ・トルファン、九寨溝、桂林、ホーチミン、無錫	96	
18	第14回ひょうご県民交流の船 第30回兵庫県青年洋上大学	9月9日間	瀋陽/大連、九寨溝、桂林/広州、麗江/昆明、ウランバートル、ハノイ、蘇州、上海	92	
19	第15回ひょうご県民交流の船 第31回兵庫県青年洋上大学	9月10日間	昆明/石林、九寨溝、桂林、杭州/黄山、ベトナム	94	
21	第16回ひょうご県民交流の船 第32回兵庫県青年洋上大学	9月9日間	北京/西安、九寨溝/黄龍、桂林、無錫/三峡、モンゴル	73	
23	第1回兵庫県青年洋上大学 海外養成塾	9月5泊6日	香港、広東、上海	80	
25	第2回兵庫県青年洋上大学 海外養成塾	9月5泊6日	ベトナム	80	
27	第3回兵庫県青年洋上大学 海外養成塾	9月5泊6日	海南省、香港	52	
29	第4回兵庫県青年洋上大学 海外養成塾	9月5泊6日	シンガポール、パース	42	

特別寄稿

「こころ」と「なかま」 地域づくりに夢を求めて

兵庫県青年洋上大学同窓会 会長



大家 重明

兵庫県青少年本部が創立50周年を迎えられますことを、心よりお祝い申し上げます。昭和43年の創立以来、その輝かしい歴史とたゆまない努力を積み重ねてこられました関係者の皆さまに深く敬意を表します。

私たちの会は青少年本部創立後の昭和46年、地方自治体が主催する海外研修事業“兵庫県青年洋上大学”の参加者がその研修中に学んだことを地域社会に還元し、かつ会員相互の交流を図ろうと昭和47年5月に発足しました。派遣の経験をもとに国際理解を深め、地域指導者としての立場と使命感を自覚して、心豊かな社会の実現に貢献することを目的とし、現在はその歴史の中で培った「こころ」と「なかま」をテーマに、年間を通じてさまざまな活動を展開しています。

青少年本部の皆さまには、その時々数々の助言並びにご指導ご支援をいただき、今引き続き活動ができていることに感謝申し上げます。

この間、少子高齢化と人口減少は全国的に進み、経済状況の変化や安全・安心に対する意識、環境保全意識の高まり、高度情報化社会の進展など社会経済状況も大きく変化してきております。

しかし、人口が少なくなっても、活力のある地域づくりへの活動を続けるには、これまでの活動をより充実したものとするため、今後すべきことを提案・実践するとともに、社会情勢の変化や多様化するニーズに応えるためにも、青少年本部と協働の活動をさらに推進し、私たちの会でしかできない、肌で体感できる活動をさらに積み重ねていく必要があると考えます。

洋上大学参加時の仲間、世代を超えて出会った仲間、参加が縁で絆で結ばれた仲間、そして私たちを支えてくれている多くの仲間とともに、新しい地域づくりの一助となるよう、感謝の気持ちを忘れず、夢を求めてともに頑張りたいと思います。

兵庫県青少年本部創立50周年を機に、益々のご発展と次の時代への一歩として、夢や希望がふくらむ育成事業等が展開されることを期待し、お祝いの言葉といたします。

兵庫・沖縄青年リーダー交流事業

深い縁に結ばれた 兵庫と沖縄が友愛運動

兵庫と沖縄は、古くから深い縁に結ばれていた。太平洋戦争の沖縄戦では多くの兵庫県出身の戦没者を出し、また沖縄県民から心の柱と慕われ、壮烈な最期を遂げた島田知事も兵庫県出身であった。



島田叡知事を偲ぶ合掌の碑（左）と顕彰碑（右）（県立兵庫高等学校）

兵庫県の青年たちから、この深い縁に結ばれた沖縄県の人々と苦楽を共にし、心のふれあいを深め、お互いに励まし合おうという素朴な願いが生まれ、この願いは県民の共感と参加を得て、全県的な友愛運動にまで発展した。



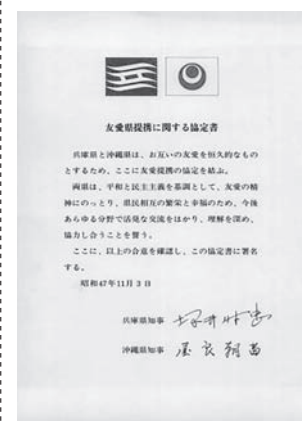
沖縄・兵庫友愛スポーツセンター跡地など（沖縄県那覇市奥武山公園）

■ 事業の歩み

友愛募金で沖縄に スポーツセンターを贈る

昭和47年11月、坂井、屋良両知事が出席して、兵庫・沖縄友愛提携調印式が行われ、両県の友情が確認された。この友愛提携に基づく友愛運動の一環として、両県の青年が郷土の歴史や文化の交流を通して友愛の絆を深め、ふるさとへの誇りと愛着を育むとともに、郷土の発展に寄与するリーダーを養成することを目的に、昭和48年から兵庫・沖縄青年リーダー交流事業が毎年行われている。

友愛運動はその後、沖縄に青少年施設を贈るための友愛募金運動が活発になり、沖縄を深く理解するための



友愛提携に関する協定書
（昭和47年11月）

～～ 兵庫・沖縄の若者が両県で交流深める！ ～～



夏は沖縄で平和学習とともに、自然を満喫



冬は兵庫へ。雪や温泉でおもてなし



沖縄展の開催、友愛の船の派遣をはじめ、数々の事業や交流が行われた。そして友愛募金が見事に実を結び、沖縄・兵庫友愛スポーツセンターが完成、昭和50年にこの友愛施設を贈呈することができた。

沖縄の小中学生を兵庫に招く新たな交流も開始

これまで4000人を超える兵庫の青年が沖縄の青年と交流しており、夏は沖縄で平和学習、海洋研修を中心に実施し、冬は兵庫で、防災研修、雪上活動などを行い、両県の異なる歴史や文化の体験活動を通して友愛の絆を深めている。

平成24年には、兵庫・沖縄友愛提携40周年記念シンポジウム、27年には、兵庫・

沖縄友愛戦後70年記念フォーラムが開催されるなど、両県の交流は続き、友愛の絆をますます深めている。

さらに、平成28年からは、友愛交流をさらに発展させるため、沖縄県の小中学生が兵庫県を訪れ、郷土芸能体験や歴史・文化学習などの体験活動を行うこととなり、兵庫県の小中学生が出迎え、交流を行っている。

平成29年には、兵庫・沖縄友愛交流事業において、本部のスタッフと協力し、沖縄青年を迎える事業の企画・運営をサポートする「沖縄青年迎える隊」を結成し、兵庫県の青年が、おもてなしの心で、兵庫の魅力进行学习し発信することを通じて、青年自身の成長につなげている。

～～ 兵庫・沖縄 両県の友愛 50 年の歩み ～～

- 1972年（昭和47年）**
- 1月15日 兵庫・沖縄友愛運動の声が青年からあがる
 - 2月29日 兵庫・沖縄友愛運動推進協議会発足
 - 3月31日 友愛運動推進県民会議（県民小劇場）
 - 4月27日～5月3日 友愛の船沖繩へ「手をつなぐ沖繩・兵庫友愛のつどい」（那覇市民会館）
 - 5月7日 兵庫・沖縄友愛のつどい（神戸国際会館）
 - 5月15日 沖繩本土復帰
 - 11月3日 兵庫・沖縄友愛提携調印式（神戸国際会館）
- 1973年（昭和48年）**
- 4月15日・28日 県樹の交換 15日沖繩の県樹「琉球松」を兵庫県立甲山森林公園へ 28日兵庫の県樹「クスノキ」を沖繩県立北部農林高校へ
 - 8月16日～22日 第1回青少年の交歓キャンプ（以後、兵庫・沖縄夏期友愛キャンプとして毎年実施）
- 1974年（昭和49年）**
- 2月6日～10日 第1回青少年のスキー交歓（以後、兵庫・沖縄冬期友愛キャンプとして毎年実施）
 - 3月31日 友愛募金締め切り、1億9千万円突破
- 1975年（昭和50年）**
- 6月18日 沖繩・兵庫友愛スポーツセンター竣工・贈呈
- 1992年（平成4年）**
- 5月～8月 20周年記念事業 沖縄県にて、バレーボール・高校野球のスポーツ交流。兵庫県にて、親善野外活動20回記念祝賀会
- 1995年（平成7年）**
- 1月17日 阪神・淡路大震災が発生。沖縄県から、島田知事の郷里にある神戸市立須磨海浜水族園に多くの魚が寄贈され、震災地への緑化支援、太田沖縄県知事のお見舞いなどをいただく
- 2002年（平成14年）**
- 9月16日 30周年式典（沖縄県立武道館）
- 2007年（平成19年）**
- 3月31日 沖繩・兵庫友愛スポーツセンター閉館
- 2008年（平成20年）**
- 12月26日 沖繩・兵庫友愛メモリアル募金締め切り、130万円集まる
- 2009年（平成21年）**
- 3月26日 沖繩・兵庫友愛スポーツセンター跡地記念碑除幕式及び植樹（クスノキ）
- 2012年（平成24年）**
- 8月23日～25日 第40回兵庫・沖縄夏期友愛キャンプ（第1回目（1973年）から延べ約4200名の両県青少年が交流）
 - 10月28日 40周年記念シンポジウム

兵庫・沖縄友愛提携40周年で「友愛宣言」

兵庫・沖縄両県は、戦前戦後を通じた両県の深い結びつきと、兵庫の青年たちから提唱された“沖繩との友愛”県民運動を背景に、昭和47年11月、両県の間には友愛提携が結ばれました。

以来、募金による沖繩・兵庫友愛スポーツセンターの寄贈をはじめ、青少年活動、文化、スポーツ、産業等、多分野の交流を積み重ね、特に両県青年による夏と冬の友愛キャンプは、40年間、途切れることなく続けられ、今日4,200名を超える青年たちが友愛の絆を深めています。

次代を担う私たちは、この友愛の灯をともし続けてきた諸先輩の努力に深く敬意を表し、この崇高な志と運動を引き継いで、さらに発展させていきたいと念願しています。

兵庫県・沖縄県友愛提携40周年の記念すべき年にあたり、私たちは、平和への努力を誓い合い、両県民がともに手を携え、相互交流を通じて絆を深め、ふるさとへの誇りと愛着を育み、友愛の大輪の花を咲かせることを誓い、ここに宣言します。

平成24年10月28日

兵庫県・沖縄県青年有志一同

特別寄稿

46年続く「兵庫・沖縄友愛運動」



ひょうごボランティアプラザ 所長

高橋 守雄

兵庫と沖縄は古くから深い縁に結ばれていました。太平洋戦争の沖縄戦では多くの兵庫県出身の戦没者を出し、また沖縄県民からも心の柱と慕われ、壮烈な最期を遂げられた島田勲沖縄県知事も兵庫県出身でした。兵庫県には戦前、戦後を通じて多くの沖縄県人がここを第二の故郷として活躍されています。

沖縄が27年にわたる苦難の米国統治を経て祖国復帰が実現するのを目前に、兵庫県の青年たちの間から、この深い縁に結ばれた沖縄の人々と苦楽を共にし、心のふれあいを深め、お互いに励まし合おうという素朴な願いが生まれました。この願いは県民の共感と参加を得て、野火のように広がり、全県的な友愛運動にまで発展しました。1972年（昭和47年）11月には当時の坂井時忠、屋良朝苗両知事が出席して、兵庫・沖縄友愛提携調印式が行なわれ、両県の永遠の友情が確認されました。

友愛運動はその後、沖縄に青少年施設を贈るための友愛募金運動が活発になり、さらに沖縄を深く理解するための沖縄展の開催、友愛の船の派遣をはじめ、数々の事業や交流が行なわれました。

そして、多くの兵庫県民からの友愛募金が見事に実を結び、「沖縄・兵庫友愛スポーツセンター」が完成、1975年（昭和50年）6月18日にはこの友愛施設を贈呈することが出来たのです。2007年（平成19年）の閉館までの32年間、沖縄県民のスポーツ・文化の交流拠点として青少年をはじめ多くの沖縄県民に親しんで頂きました。

2009年（平成21年）の3月には友愛スポーツセンター跡地に記念碑を建立するとともにクスノキ（兵庫県木）が植樹されました。

この友愛運動も本年で46年の年月を数え、今もその一環として兵庫県青少年本部主催で沖縄の青年と、兵庫の青年が毎年、夏には沖縄の海で、冬には兵庫但馬の山でスキーをしながら互いを理解し、交流する「友愛キャンプ」が続けられています。

これからも青少年・文化・スポーツなどの交流を通じて、両県の間により大きな友愛の花を咲かせるための努力を続けたいと思います。

ふるさと青年(少年)協力隊・ふるさと若者交流ひろば

都市部の青年が過疎地域で共同作業と交流

ふるさと青年協力隊は当初、「都市部の青年による但馬地域への雪降ろし協力隊」の発想から検討された。

都市部の青年を過疎地域へ派遣し、農山村の人々との交流や共同作業を通じて地域の活性化に寄与するとともに、青年たちの自己実現と社会参加を促すことを目的に、平成2年度から21年度まで実施した。



遊歩道をつくるふるさと青年協力隊

「つくってみませんか？こころのふるさとを」という呼びかけにひかれて、都市部の延べ1375人の青年が、2泊3日から5泊6日の期間で、但馬、丹波、播磨、淡路地域の合併前26市町（合併後9市町）に派遣された。



ふるさと青年協力隊と地元地区との交流会

■ 事業の歩み

畑の除草、りんごの収穫・加工作業などを協力

ふるさと青年協力隊の隊員たちは、畑の除草作業、遊歩道整備、りんごの収穫・加工作業などの共同作業や交流会などを通じて、地域との交流を深めた。参加した青年たちは、「協力隊で得た経験と今も続く協力隊員との交流は私の元気の源」「ホームステイ先で1泊した後、交流会で「うちの子よ」と言って紹介されたのが本当に嬉しかった。温かい心をたくさんもらった」といった感動いっぱいの感想を寄せている。

平成5年度から「ふるさと少年協力隊」も派遣

また、平成5年度から平成15年度まで、「ふるさと少年協力隊」派遣事業を実施した。これは、都市部のボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会などの少年団体を農

山村地域に派遣し、奉仕作業や交流などを通じて少年団体の活性化を図るとともに、少年が地域の異なる人々とのかかわりの中でボランティアのこころを培うことを目的とした事業で、11年間で延べ77団体、2600人を超える少年隊員を派遣した。

OB隊員が「ふるさと青年協力豊か会」発足

「ふるさと青年協力隊」に参加したOB隊員は、OB会設立前までは、各派遣先の地域を「こころのふるさと」として、ホームステイ先での個人的な交流やグループで地域の行事に参加するなど自主的な事後活動に取り組んできたが、同じ目的を持って参加した隊員たちが若い力を結集し、「こころ豊かな兵庫づくり」に取り組むことを誓い、平成5年6月にOB会「ふるさと青年協力豊か会」を設立した。

同会では但馬・丹波地域の人たちとの交流、会報「ぐんてとながぐつ」の発行などの活動を行うとともに、平成6年度に村岡町で開催された「全国植樹祭」にむけて県



民の気運を盛り上げるため植栽奉仕作業などのボランティア活動にも熱心に取り組んだ。

「ふるさと若者交流ひろば」で農産物の即売なども

都市と農村の相互交流という観点から、平成3年度、都市部から農村部へ出向くふるさと青年協力隊とは逆に、都市部において農村部と都市部の青年同士が交流を図るとともに、農村部の青年によるふるさとの紹介、農産物の展示即売などを行う「ふるさと交流ひろば」を開催した。

平成5年度から「ふるさと若者交流ひろば」に名称変更し、以降は平成20年度まで継続実施した。

平成8年度からは、会場を都市部から農村部に移し、農村青年、都市青年、外国人青少年との交流を深める事業にリニューアルした。また、平成9年度からは、ふるさと青年協力豊か会が中心となって上記交流事業をさらに充実させた。



しあわせの村内「野外活動センターあおぞら」でふるさと若者交流ひろばを開催（平成5年）

ふるさとづくり青年隊

県の“ふるさとづくり”に呼応してスタート

人口減少や高齢化の進展などが進むなか、ひょうごの元気や活力を維持、拡大していくためには、未来を担う若者たちが心のより所を兵庫に持つ（ふるさと意識を持つ）ことが重要となる。

このような認識のもと、若者のふるさとへの関心や地域貢献への意識を高め、将来の地域づくりの核となる人材



神戸市長田区のまちづくりに参画するふるさとづくり青年隊

育成を行うため、平成26年度から「ふるさとづくり青年隊」事業をスタートさせた。

具体的には、「地元青年」と公募による「他地域青年」が「ふるさとづくり青年隊」を結成して地域団体などと連携し、地域の活性化や課題解決に取り組むこととした。



猪名寺忍者学校での活動

■ 事業の歩み

高齢化により棚田の一部が耕作困難となるなか、地域の若者と青年隊が力を合わせて「手植え手刈り」を実現させ、付加価値をつけた米の良さをSNSで発信し、顧客拡大をめざす取り組みや、古い町並みを守りながら、青年隊が町のコミュニティスペースの改築作業などに関わり、そこを拠点に城下町地図を作成する取り組みなど、若い力や感受性を生かした多彩な活動が県内各地で展開されている。



香美町「俺たちの武勇田」

【平成30年度の取り組み状況】

実施（助成）団体	事業名	所在地	青年隊員数
K O B E 楽農菜園	人生100年時代をすこやかに！	神戸市 兵庫区	9
ひめじもりあげ隊	みんなが訪れたくなる姫路のまちづくり	姫路市	15
園北ボンス	まちの予備校プロジェクト！ ～みんな学べる、みんな学生～	尼崎市	9
香美町とと活隊	香美町とと活隊 ふるさとづくりプロジェクト	香美町	13
紡 - T S U M U G I -	ふるさとの魅力再発見！ ～このまちを外の世界から見ると、こんなに素晴らしい～	多可町	11
ひめじ芸術文化創造会議	みんなで使う劇場だから、みんなで考える劇場に	姫路市	10
あわじFANクラブ	農業のビジネス化への仲間づくり	洲本市	11
T E A M スマプラ！	Suma Rethink Ethical 「須磨から地球に優しい消費を見直そう！」	神戸市 須磨区	8
猪名寺自治会	万葉の里・猪名寺忍者学校	尼崎市	9
計9団体		—	95人

これまでの実施団体数は延べ52団体。参加者数は地元青年が延べ350人、他地域の青年が延べ331人の計681人となっている。

《参加した青年の声》

鉾石の道 明延実行委員会(養父市) に他地域青年として参加したWさん(26、27年度)

ボランティアスタッフや一円電車まつりのイベント企画、情報発信などに携わり、さまざまな方々と出会えたことで、自分自身のアイデアの幅が広がりました。現在は養父市に移住し、市役所に入庁して明延に関わっています。何事も一歩踏み出すことに意義があると感じています。



伊丹商店連合会(伊丹市) に地元青年として参加したOさん(26、27年度)

伊丹で音楽フェス「グリーンジャム」を始めました。行政や周辺住民など多くの方々を巻き込み、現在は地域の一大イベントになっています。地元を活性化することができ、多くの人々が参加できるイベントを開催できてうれしく思っています。



龍野城下町むかしみらい学校(たつの市) に他地域青年として参加したHさん(28年度)

市内を実際に歩き、町の良さを調査し、インタビューもして、「まち歩きマップ」づくりを行いました。合宿ではメンバーたちと熱く語り、親交を深めることができ、たつの市が好きになって第2のふるさととなっています。育んだ絆を大切に、青年隊の活動が終わった後も引き続き取り組みを続けてほしいと思っています。

こころ豊かな人づくり500人委員育成事業

次代の青少年を育て、 地域づくりの担い手に

“こころ豊かな美しい兵庫”の実現をめざして、次代の青少年を育て、魅力ある地域づくりの担い手となる「こころ豊かな人づくり500人委員」の育成事業を展開している。

地域で子育てを支える活動やふるさと意識の醸成、体験活動の充実、居場所づくり、子どもの貧困、ひきこもり、



ネット問題、出会い支援などをテーマに、2年間のカリキュラムを修了したのちに、地域でさまざまな活動を実践してもらう仕組み。

修了生は5000人を超え、OB会を組織してマナーアップ運動や男女の出会い支援、世代間交流イベントなどを実施して活躍している。



■ 事業の趣旨

2年のカリキュラムを 経て修了、地域で実践へ

“こころ豊かな美しい兵庫”の実現に向け、県民運動の担い手が2年間の研修を通して、多くの方々の体験や人生観にふれ、自らも主体的に学習することで感性を磨き、創造力や実践力をより高め、多彩な実践活動を実施していくための学習と交流の場とするのが目的。修了後には、地域・職場・団体などで青少年育成活動や地域づくり活動に積極的に参画することで、県民運動の輪が一層広がっていくことがねらい。

対象は兵庫県在住・在勤・在学する20歳以上の男女で、県内10地域から50人単位で人材を募る。参加費は無料。カリキュラムには講義とフィールドワーク、年2回以上の教養講座、全県セミナーなどが盛り込まれている。また、平成29年度からは、地域セミナーとして地域の子育てや体験活動など地域毎にテーマに沿ったカリキュラムを充実させ、大幅にリニューアルした。

■ 事業の歩み

一つ一つは小さな滴でも やがては大河に

平成元年、新しい地方の時代を拓き、“こころ豊かな兵庫”をめざす県民運動の一層の高揚を願って発足した第1期「こころ豊かな人づくり500人委員会」。その活動をまとめた報告書「500人委員会のあゆみ」で、当時の貝原俊民知事は「私たち一人ひとりが“こころの豊かさ”を自ら育み、広く分かち合う努力を重ねていくなれば、たとえその一つ一つは小さな滴であっても、せせらぎに集まり、やがては人と自然、人と人、人と社会が調和する新しい世紀を拓く人類社会の大河となるに違いありません」と県民運動への期待を語っている。

第1期は平成元年6月から平成3年3月までの期間で実施され、すでに青少年育成活動の指導者として活動している人や、意欲を持つ人など579人が委員となり、ブロック別セミナーを神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の7ブロックで



但馬ブロック地域セミナー



西播磨でのフィールドワーク

各17回、計119回にわたって開催している。

また、講師陣は、河合雅雄氏（日本モンキーセンター所長）、阿刀田高氏（作家）、井深大氏（ソニー名誉会長）、梅原猛氏（哲学者）、釜本邦茂氏（日本サッカー協会強化技術員）など豪華な著名人が顔をそろえた（カッコ内は当時の肩書き）。

「生き方変えるきっかけに」

平成29年度は8月に第15期が開講し、県内10ブロックで延べ303人が委員となっている。

修了生は平成29年9月現在で5309人。受講生からは、「単発的な研修会ではなく、2年間積み重ねて研さんでできる」「研修などを通じて、委員同士の交流が深まった」「生き方を変えるきっかけになった」などの言葉が寄せられている。



こころ豊かな人づくり500人委員会の神戸セミナーで講演する小説家の加賀乙彦氏。右下は委員による心肺蘇生法実習

こころ豊かな人づくり 500 人委員会 OB会活動への支援

委員会修了者の地域実践 活動をバックアップ

平成元年度にスタートした「こころ豊かな人づくり 500 人委員会」修了者（OB）による自主グループ活動の場づくりや地域での自発的な実践活動を促進するため、平成4年度から、OB会活動への支援を行っ

てきた。

具体的には、全ブロックのOB会が参加する「全県OB交流会」を開催し、日頃の活動の発表や地域を越えたOBの相互交流を図るとともに、各ブロック別総会の開催を支援した。

活動内容は、地域の特色を生かし、下記のとおり多岐にわたっている。

【平成29年度 OB会の活動状況】

地域	主な活動
神戸	児童館などでの青少年健全育成活動、被災者支援交流活動など
阪神南	親と子のふれあいフェア、スマホサミット（共催）など
阪神北	広報誌発行、研修会開催、「阪神北彩リフェスタ」パネル出展など
東播磨	出会いサポート活動、青少年健全育成街頭キャンペーンなど
北播磨	昔遊び体験広場、昔遊び研修会、青少年育成街頭活動など
中播磨	桜山公園まつり（姫路市）出展、ふれあいハイキングなど
西播磨	ふれあいハイキング、西播磨フロンティア祭などのイベントへの参加など
但馬	子育てアドバイザー事業、竹野浜クリーン作戦、各種イベントへの参加など
丹波	各種研修会・交流会、地域イベントへのボランティア協力など
淡路	各種研修会、青少年のつどい歩こう大会などのイベント支援や出展など



特別寄稿

「熱意」と「誠意」、そして「創意」を

一般財団法人 野外活動協会 専務理事、兵庫県教育委員



清水 勲夫

平成元（1989）年、県政の新しい柱として地域づくり、そして青少年育成活動に関わる県民運動の担い手を本格的に養成する「こころ豊かな人づくり500人委員」事業がスタートしました。1期2年、現在第15期が実施され、修了者総数は5000人を超えています。私は第1期修了生ですが、同時に県下数地区の専門講座の指導者としても当時、奔走しました。平成がスタート、またベルリンの壁崩壊の当時、社会情勢も新たな節目から次への動きを模索していました。当初は予算規模も大きく、著名人の講演と実践専門講座のセットでカリキュラムが実施され、文字通り500人を超える受講者が県下各地で参加。現在、その受講生はほぼ半減し、講座の意味も問い直されようとしています。これは、いかにこうした事業を継続することが難しいことかを物語っています。

青少年が育ち、また、人が住み続けたいと思う地域をめざし、住民が関心を持ち続け、主体的にそれに関わり、協働する知恵や手法について学ぶ機会を地域住民独自で構築することは簡単なことではありません。そのきっかけや基本的なノウハウを学び、チームで実践的なプラン作りを試み、人財、人脈、情報、予算など、必要な資源を整えていくプロセスそのものが学習課題となります。以前のように、地元で有力な地域団体や仕組みがそれなりにあった時代、そこからの推薦を受け、講座で学んだ知識を地元を持って帰るが、そこで生かせる土壌は仕組みとともにある程度、残っていたし、任期交替でそこそこ活動も持続します。しかし、今日では個別的、NPO的に思いのある人が独自にその起点とならなければなりません。人と人、人と地域をつなぐことのできる熱意ある指導者、育成者が必要なのです。

予算規模の比較で、継続実施を困難視する見方もあるようですが、そもそも事業の目的やねらいの理解が、まず担当者の本物の熱意に支えられているかが肝要で、こうした事業ではそれらは絶対に不可欠に思います。地域や青少年と向き合う、少なからず「熱意」と「誠意」をもった大人たちが、学習でさらに「創意」を身に付けて欲しいと願っています。

ひょうごユースケアネットの推進

兵庫県青少年の心の問題に関する関係施設長会議の発足

いじめ、不登校、家庭内暴力などの青少年の問題に対応するため、平成8年3月に「兵庫県青少年の心の問題に関する関係施設長会議」が発足。「センター・オブ・センター」として県立神出学園が中心となり、関係施設長が連携して会議をスタートさせた。平成9年度には、青少年の心の問題への取り組みを総合的に推進するため、



前記の施設長会議を教育、保健・医療、福祉などの17の機関で構成する「兵庫県青少年の心の問題ネットワーク推進会議」（座長：小林剛神出学園長、事務局：神出学園）に改称し、以後、こどもの心の問題やいじめに関するハンドブックを作成するほか、不登校を考える研究集会や専門研修などを実施してきた。

■ 事業の歩み

「ひょうごユースケアネット推進会議」に改称

平成12年前後に起きた複数の事件（新潟県における女性監禁事件、佐賀県におけるバスジャック事件など）の報道などにより、ひきこもり問題が社会的注目を集めるなか、平成14年度、同推進会議では、思春期のひきこもり問題への対応を進めるため、構成機関などを20に拡充するとともに、その名称を「ひょうごユースケアネット推進会議」に改称した。主な取り組みとしては、「ひきこもりQ&A」の作成や「ひきこもりを考える交流学習会」を開催するほか、平成16年度以降は、「軽度発達障害を考える研究集会」や「青少年の心の問題シンポジウム」の開催、「ひきこもりに悩むあなたへー兵庫県ひきこもり調査結果からー」の作成などがあり、様々な青少年の心の問題への対応の充実を図った。



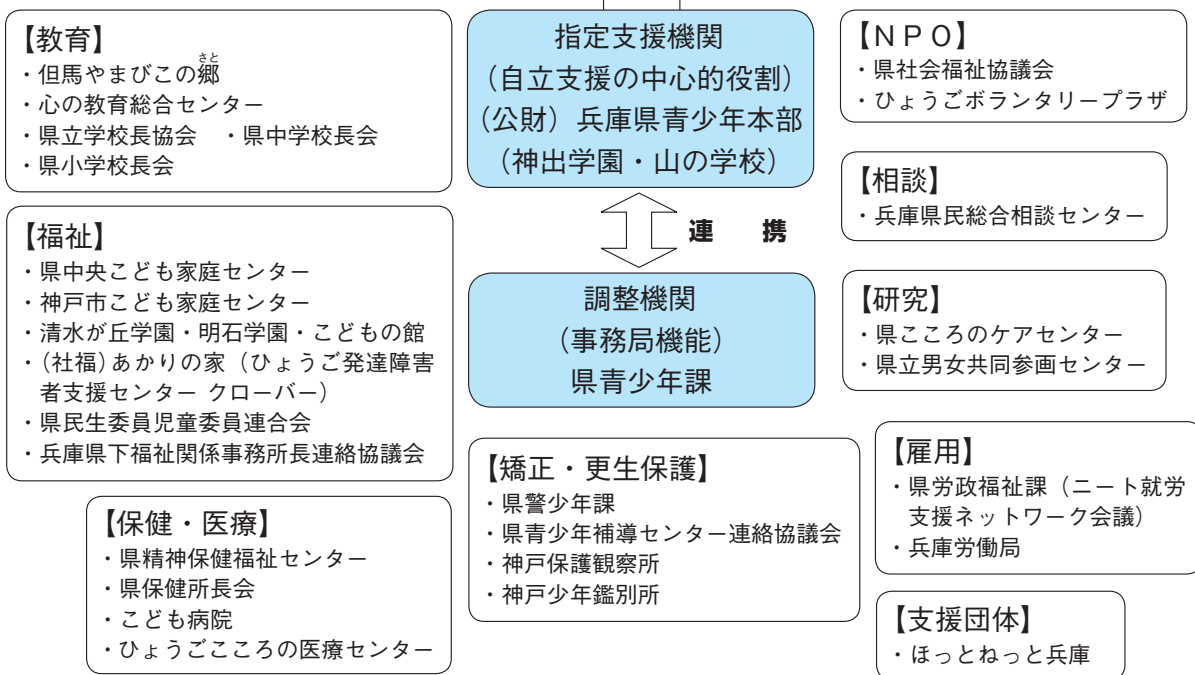
ひきこもりや心の問題への対応で作成した啓発資料

<ひょうごユースケアネット推進会議>

(兵庫県子ども・若者支援地域協議会)

子ども・若者に関するさまざまな相談 (県民)

ユースケアネット・ほっとらいん相談 (子ども・若者総合相談センター)



新「ひょうごユースケアネット推進会議」の設置

平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同法により設置が努力義務とされた「子ども・若者支援地域協議会」は、事業の枠組みが「ひょうごユースケアネット推進会議」と類似する部分が多いため、県は同推進会議を同法に基づく地域協議会と位置付けた。同時に、事務局を県立神出学園から県青少年課に移すとともに、支援に関する実践的、専門的な情報提供などを行う指定支援機関として、県青少年本部が指定された。また、これまでの構成機関などに雇用、相談などの分野も加えて28機関(平成30年10月現在30機関)

に拡充し、青少年のための相談業務など、取り組みのさらなる充実を図った。

ほっとらいん相談の開設

平成22年5月、ひきこもりなどの支援を行うNPOの専門家を相談員とし、専用回線による電話相談「ほっとらいん相談」(法に定める「子ども・若者総合相談センター」)を週3回開設。平成24年には週4回、平成26年からは週5回に拡充するとともに、同年、県が設置した「兵庫ひきこもり相談支援センター」の「ひきこもり専門相談」機能が付加され、悩める青少年や家族から年間1000件を超える相談を受け、現在に至っている。

青少年のネットトラブル防止大作戦

様々な実施主体が連携・協働した県民運動に

青少年本部では、関係機関や団体などとの連携・協働のもと、平成26年度から、喫緊の課題である青少年のインターネット利用対策を重点事業に掲げ、「青少年のネットトラブル未然防止大作戦」（平成28年度～「青少年のネットトラブル防止大作戦」）として県民運動を展開した。

まず、その推進体制として、兵庫県立大学の竹内和雄准教授を座長とし、



県警、教育委員会、青少年団体、PTA協議会、県、青少年本部などで構成する同大作戦推進会議を設置。「ネットトラブル防止！メッセージコンテスト」や、小中高生による先進事例発表、公開討論会、アンケート結果報告、「ひょうごスマホ宣言」発表などを行う「スマホサミット in ひょうご」の開催につなげ、先進的な取り組みとして県内外から注目された。



「スマホサミット in ひょうご」での活動事例発表

■ 事業の歩み

ネット社会の有害性から青少年を守る環境づくり

ここ十数年の間、めざましく進展したケータイ・スマホに代表される新しいメディアの出現は、テレビや新聞、雑誌といったこれまでのメディアにはない新しいタイプの「有害環境」「有害情報」を青少年にもたらした。このようなネット社会から青少年を守るため、法・条例による規制や事業者の自主規制などの環境づくりとともに、大人の理解と子ども自らのメディアリテラシーを身に付けるための学習や啓発活動が展開された。



生徒が熱心に意見交換・発表するケータイ・スマホワークショップ



ネット利用に関する街頭キャンペーン

ネットをやめられない 青少年への対応

平成27年度、県内小中高校生を対象とした県の調査では、6.4%の青少年にネット依存の疑いがあり、それら青少年は、長時間ネットを利用する傾向が顕著で、夜更かし、ネット上でのトラブル、有害サイトへのアクセス、ネットで知り合った人と実際に会ったことの割合も高く、様々なリスクを多く抱えている状況が明らかになった。

こうした中、平成28年度から、ネット依存の実態や危険性、脱却方法などを調査・研究し、その成果を広く啓発するため、ネッ



人とつながるオフラインキャンプの参加者・スタッフ



リアルの充実を感じられるオフラインキャンプでのカヌー体験

トをやめられない県内の青少年を対象に、ネットから離れて自然体験などを行う「人とつながるオフラインキャンプ」を県立いえしま自然体験センターで実施した。

第2回目(平成29年度)のキャンプでは、青少年がリアルな生活で抱えている様々な問題が原因となってネットに逃避しており、さらにリアルな問題が大きいほど、ネット依存が深刻である実態が判明した。

また、依存の要因も、動画やゲーム(コンテンツ依存)やSNS(ソーシャルメディア(つながり)依存)に加え、それらが複合したものなど多岐にわたっている状況も見受けられた。

今後、このような分析、検証をさらに進めながら、青少年が安全で、安心してネットを利用するために、どのような取り組みを展開していくべきかを検討する必要がある。

また、平成28年度からは、同推進会議の構成メンバーにマスコミや事業者等に加え、青少年によるネット利用のルールづくりへの支援やフィルタリングの利用促進を強化した。

県内の小・中・高校生が主体となって考えた

ひょうごスマホ宣言2018

【時間】 もうちょっと そのあとすぐに やめられる？

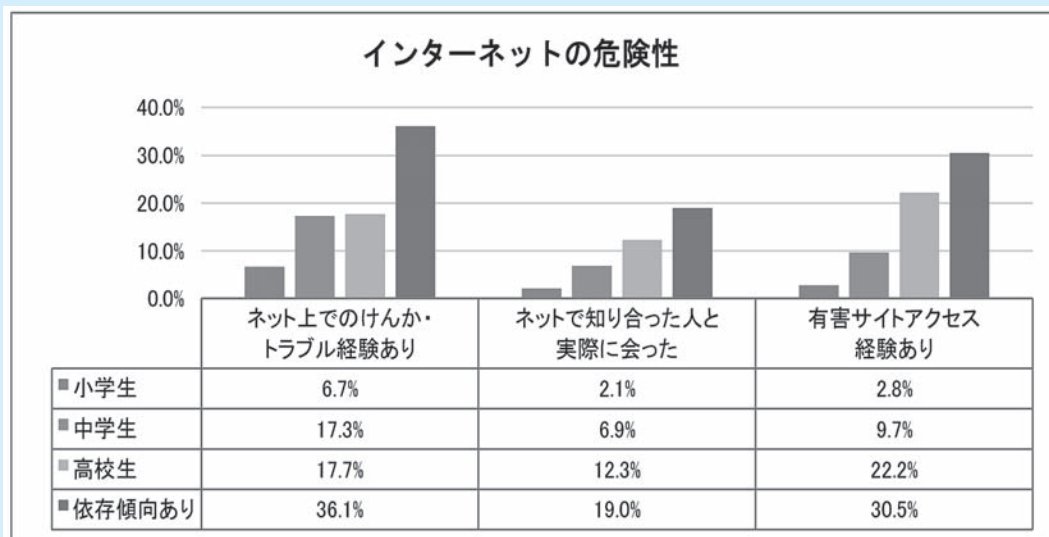
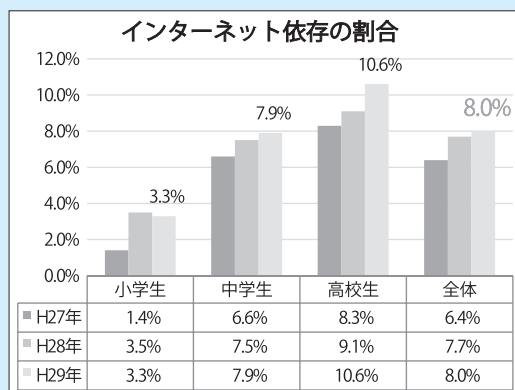
【危険】 消えないよ あなたが出した その写真

【フィルタリング】 子を守る 魔法のシステム 親心

【人間関係】 隠された 危険な感情 よみとれる？

ひょうごケータイ・スマホアンケートを実施！

平成29年度、青少年のインターネット利用の実態を把握するための「ひょうごケータイ・スマホアンケート」、青少年のインターネット依存の実態について調査する「インターネット夢中度アンケート」を県下の小学5、6年生・中学生・高校生を対象に実施した。依存傾向にある青少年の割合は増加傾向にあり、8.0%（平成28年度から0.3ポイント増）という結果となった。また、このうち約2割がネットで知り合った人と実際に会った経験があるなど、青少年がインターネットの危険にさらされている状況がうかがえる結果となった。



特別寄稿

子どもたちのネット問題に 共に取り組んで

兵庫県立大学環境人間学部 准教授



竹内 和雄

「兵庫県はどのようにそんなにうまくいくのですか？」

私は多くの自治体等で、子どもとネット問題についてアドバイスしたり、研修を担当したりしていますが、冒頭のような質問をよくされます。ネット問題は、日本中のすべてが重点課題としていますが、うまくいきません。同じような策を様々な団体が別々に展開し、お互いが協力しない。縦割りの弊害を多く目にします。

一方、兵庫県は産官学が当然のように協力しています。私は、「スマホサミット in ひょうご」「オフラインキャンプ（ネット断ちキャンプ）」等に長く関わっていますが、携わっている大人の皆さんの協働の姿勢に感心します。その活動の中心に青少年本部があります。行政でもない、民間でもない立ち位置に、有能な方々がおられて、全体を統括してくださることが兵庫県の成功要因だと思います。

例えばオフラインキャンプ。「ネットをやめられない子どもが4泊5日のキャンプ体験を通して、自分とネットを見つめ直す機会」「単にネットを禁止するのではなく、1日1時間だけネットできる時間を設けて、その中で考えさせよう」というものです。このキャンプを成功させるために、産官学が協働しました。場所は、姫路港沖の「いえしま自然体験センター」。ネットがほとんどつながらないので好立地ですが、1日1時間使わせることもできません。この窮地にNTTドコモの方が電波増幅器で1部屋だけ快適なネット環境を確立してくださいました。また、子どもにネットの危険を伝えるために、兵庫県警察が子どもたちに講演会を実施してくださり、サンテレビは、特集番組を流してくださいました。見事な連携でした。もちろん、県青少年課がその調整にあたっていますが、その中心には青少年本部があります。

各団体での単独の取り組みでは難しい時代になってきています。地域の協働の中核としての青少年本部の役割は今後も増していくと思います。50年は区切りの年ですが、これからの50年もより輝かしいものになることを確信しています。

ひょうご子ども・若者応援団

青少年本部では、平成19年度に「青少年本部の在り方検討」を行い、来る公益法人制度改革を見据えながら、今後の重点的な取組方針の一つとして青少年団体やNPOなど多様な活動主体の活動を支える中間支援機能を充実させていくこととした。

その一環として、CSR活動の広がりをつまみ、企業から提供される資金、物資、人材などの資源を、青少年育成



に取り組む青少年団体などへ橋渡しをし、青少年活動の活性化を図る「ひょうご子ども・若者応援団」事業を、平成20年度から県と共同して立ち上げた。

平成30年3月末日現在で、加盟企業などは626社、青少年団体・グループなど登録団体数は307団体で、物資などのマッチング件数は累計で2893件に上っている。

■ 事業の歩み

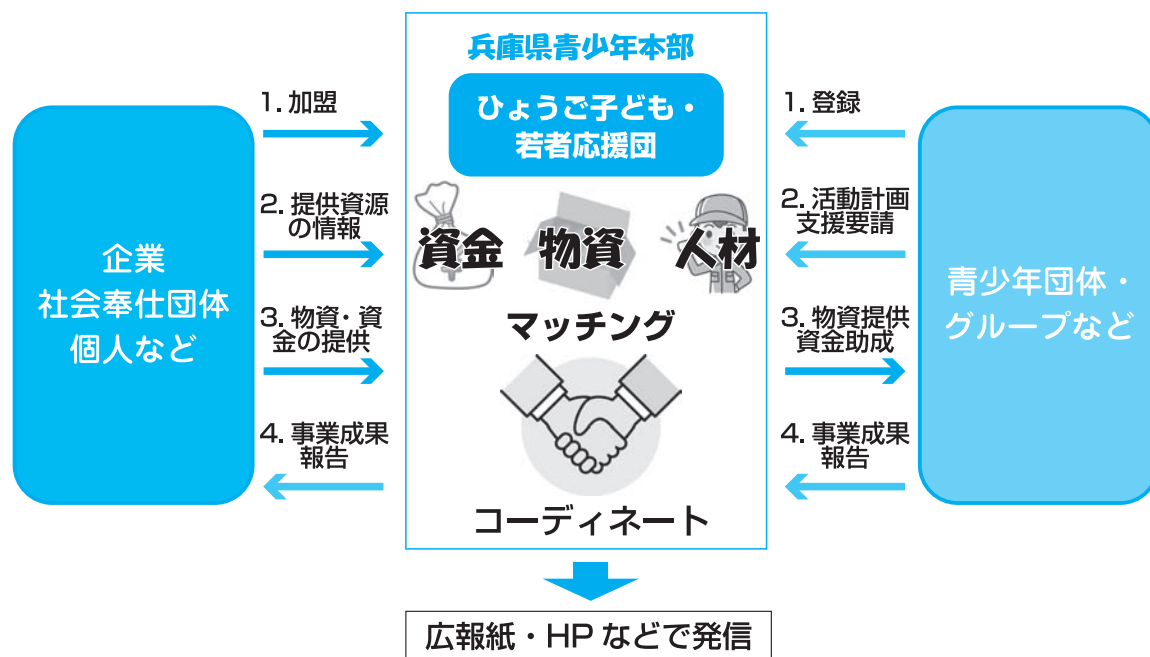
企業と青少年団体のニーズをマッチングへ

平成10年代後半、CSR（企業の社会的責任）活動が徐々に高まりを見せるなか、企業と青少年団体の関係をみると、企業側は、青少年団体との接点が少なく、活動の情報やニーズがわからないため、支援へのアプローチの機会が乏しい状況にあった。一方、青少年団体は、青少年の健全育成の現場で大きな役割を果たしてきたが、その多くは活動資金が不足するなど運営基盤が不安定で、その継続・発展が困難なものも少なくなかった。

こうした状況の中、青少年本部は中間支援機能を発揮させるため、「ひょうご子ども・若者応援団」事業を平成20年度からスタート、企業と青少年団体のニーズをマッチングさせる橋渡し役を担っている。



企業から提供された物資を使って親子で共同作業



平成 21 年から青少年 育成事業に年 2 回助成

平成 20 年度、事業の仕組み等を P R し、資源を提供していただく企業・団体を募るため、企業や社会奉仕団体への頻繁な訪問や、「ひょうご子ども・若者応援団通信」を発行するとともに、青少年団体などに対して資源ニーズの調査を行い、事業運営のベースを整えた。

平成 21 年度からは、「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用し、「ひょうご子ども・若者応援団普及活動促進員」を青少年本部及び地方青少年本部に 11 人配置し、企業から提供された物資などと青少年団体のニーズとのマッチング事業を本格実施した（同特別基金事業は平成 25 年度で終了したため、以後のマッチング事業を縮小）。

企業からの寄付金の活用としては、公益

財団法人への移行に伴う寄付税制上のメリットを生かし、平成 21 年 10 月から青少年団体などが実施する青少年育成事業に対し助成を開始した（以後「一般助成事業」として年 2 回、上期・下期に分けて継続実施）。

また、東日本大震災からの復興支援として、平成 23 年度から「東日本大震災復興支援特別助成事業」（平成 26 年度からは災害復興支援特別助成事業）を行うとともに、平成 24 年度から地方青少年本部及び神戸事務部を中核として、地域の特色を生かした青少年活動を推進する団体・グループなどを支援する「青少年育成協働事業」を実施した。

事業開始後 10 年が経過し、企業等からの継続的な支援のもと、青少年団体等への助成事業及び物資等マッチング事業を柱とした「青少年本部ならではの」の取り組みとして積極展開している。

青少年団体との連携・協働事業

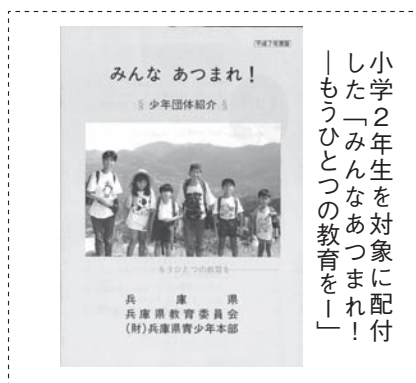
■ 事業の歩み

昭和42年、青少年育成兵庫県民会議からの呼びかけで、県内で活動する青少年団体（23団体）が集まり、兵庫県青少年団体連絡協議会（青团連）が発足した。

初代会長には今井鎮雄氏（神戸YMCA総主事）が就任。加盟団体の自主性、主体性を尊重しながら相互に連携し、青少年本部とともに青少年の健全育成に取り組んでいる。

「もうひとつの教育」の啓発

昭和53年から、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウトなどの少年団体を紹介する冊子を作成し、県内の小学2年生全員に配付。未加入の青少年に対して青少年団体やグループ活動に参加するよう呼びかけた。



青团連と連携・協働した多様な取り組み

青少年本部が提唱した「ひょうごっ子きょうだいつくり運動」（昭和61年度～）

では、青团連とともにその重要性を説くため県内各地を行脚した。

また、昭和60年度からは、海外青年受入事業及び青少年活動開発事業を青团連に委託。以後、青少年活動リーダー・スキルアップ研修などの指導者養成事業、青少年活動フェスティバル、ひょうご青少年社会貢献活動認定事業など、多様な事業を青团連とともに実施している。

子どもたちの体験活動を推進

近年、社会が豊かで便利になるなかで、子どもたちの自然体験、社会体験などが減少している状況を踏まえ、子どものすこやかな成長にとって「体験」がいかに大切であるかを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進するため、平成23年からシンポジウムやセミナーなどを青团連とともに実施した。

第1回シンポジウムで、講師の山田卓三氏（県立南但馬自然学校校長）は、「野に遊び 自然に触れ 自然に学ぶ」ことの大切さを、是非子どもたちに教えてあげてほしいと訴えている。

また、体験の重要性を裏付けるため、平成24年度に、「子どもの頃の体験が大人になってどのような影響を及ぼすか」に関する県内初の調査を青团連に委託した。その結果報告会の開催や啓発パンフの作成などにより、全国展開している「体験の風をおこそう運動」に呼応する普及啓発を進めている。

特別寄稿

体験こそが、“生きる力を育む糧”に



兵庫県青少年団体連絡協議会 会長

速水 順一郎

十数年前、兵庫県青少年本部から青少年育成や本部事業について兵庫県青少年団体連絡協議会（以下、青团連）と定期的に懇談会を持ちたいという提案を受け、相互の情報共有や連携を深めようと実施することに至りました。本部の事業展開の背景やねらいが理解できるうえ、毎回テーマを設定して意見交換が行われ、お互い自由に建設的な議論ができる場となって久しくなります。

いま社会に目を向けると、人口減少で特に少子化問題が叫ばれ、一方で危険リスクを低減する動きから、私たちの世代と比べて子どもたちの日常生活に遊び場が少なくなったように感じます。また、情報化が急速に進展し、ネットやゲームに没頭して内向き志向となる子どもも増えているようです。便利な道具であるはずのケータイやスマホに、逆に管理されている現代の大人たちの生活を背景に、子どもたちはメールやSNS中心のコミュニケーションに慣れてしまい、“リアル（現実社会）”ではうまく人間関係が築けないという話をよく耳にします。しかし、だからといって後戻りはできません。子どもたちはこの社会で生きていくのであり、まさにそのための「力」を育むことが求められていることを忘れてはなりません。

では、こうした変化の中で育っていく青少年たちに何が必要なのでしょう。それは、子どもたちに豊かな「体験の機会」を与え、自ら学びとることができる能力を得るよう、実践活動を積み重ねていくことだと考えています。

体験こそが、“生きる力を育む糧”です。子どもの“学び”とは、耳で聞いたり、テレビをみて身につくものではなく、「体験」することからでしか得られないのです。私たちの世代にはその機会が日常のあちこちにありましたが、いまは用意し、与えることが必要になっており、それこそが大人の責務だといえます。

子どもころの体験が大人になって大きな影響をおよぼすことは、青团連の調査研究からも浮き彫りとなっています。非日常の体験を日常に生かして青少年の健全育成を図っていくため、青少年本部と青团連は車の両輪のごとく密接に連携し、時代に合った対応で、子どもたちが将来に向かって夢の持てる社会をともに切り拓いていこうではありませんか。50周年を機に、その決意を新たにしています。

ひょうご出会いサポートセンター事業

結婚を希望する青年たちを後押し 地域を元気に

一度しかない人生を充実した幸せなものにするため、結婚したいと願う青年たちに出会いの機会を提供する。それがひいては地域の元気、兵庫の元気につながっていく。

県内10か所と東京1か所の地域センターを拠点に、あいサポ会員4,595人、はばタン会員4,198人の婚活を支援する。協働するのはイベント実施団体の「あいサポ応援団」(219)、独身従業員などの婚活を応援する「あいサ



女性専門職と陸上自衛隊員とのBBQ

ポ団体会員」(179社・団体)、「このとり大使」(約500人)と、出会い・結婚を支援する県内の市町・団体などで構成する「ひょうご出会い支援団体ネットワーク」(29団体)など。

平成30年8月末現在、会員同士の成婚は延べ1,509組(イベント761組、お見合い748組)にのぼる。会員以外の方との成婚報告も3,196人からあり、着実に成果を上げている。



出会いサポートセンターポスター

■事業の趣旨

独身男女の結婚を 多様な主体と協働して応援

全国的に未婚率が上昇し、平均初婚年齢も上がっている。兵庫県でも、35～39歳では男性の3人に1人、女性の4人に1人が独身である。

しかし、未婚男性の85.7%、未婚女性の89.3%が「いずれ結婚するつもり」と答えており、多くの人に結婚の意思があることがわかる。

未婚の理由として、「独身の自由さや気楽さを失いたくない」「経済的に余裕がない」「結婚の必要性を感じていない」に次いで、「異性と知り合う(出会う)機会がない」や「希望の条件を満たす相手にめぐりあわない」と回答する人が多い。

少子化の大きな要因の一つである未婚化・晩婚化の進行に対する取り組みとして社会全体で結婚を応援するため、結婚を希

望する独身男女に出会いの機会を提供することが、ひょうご出会いサポートセンターの使命である。

■ 事業の歩み

「イベント」と「お見合い」の両輪で出会いを支援

〈始まりは「こうのとりの会」〉

兵庫県の出会い支援事業の歴史は、平成11年にさかのぼる。

日本の縮図とも言われる兵庫県内の調和ある発展をめざして、県内農山漁村部の男性と都市部などの女性との出会い・交流の場を提供し、豊かな自然の中で共生する新しいライフスタイルづくりを支援する「こうのとりの会」だ。貝原知事（当時）を会長とする同会は当初、県生活創造課が事務局を担い交流会をスタート、平成14年度からは青少年本部に事業委託された。

この事業を効果的に実施するため、知事から任命されたボランティア「こうのとりにふるさと大使」「こうのとりに推進員」が広報や相談、助言にあたった。この仕組みは「こうのとりに大使」として受け継がれ、今も約500名が地域・職域で活躍している。〈イベント参加で気軽に婚活を始める「あいサポ会員」〉

平成18年、当青少年本部内に「ひょうご出会いサポートセンター」を開設し、独身男女の「出会いの場」となる各種イベントを企画・運営する「応援団」と協働して、企業などの「団体会員」の独身従業員にイベント情報の提供を開始。その後、団体会員に属さない個人の登録も受け付け、さら

に「こうのとりの会」会員も統合し、イベントでの出会いを支援してきた。

平成29年には関係団体と連携して専門職を対象としたイベントを実施するなど取り組みの幅を広げている。

〈1対1のお見合いでじっくり考える「はばタン会員」〉

平成22年、地域別の対応を強化するため県内10か所に「地域出会いサポートセンター」を設置し、個別のお見合い紹介を行う「縁結びプロジェクト」制度を創設した。登録した「はばタン会員」が地域センターでプロフィールを閲覧して気に入った相手にお見合いを申し込み、同意すれば地域センターでお見合いをすることができる。

東京センターを開設 ビッグデータ活用も

平成27年には東京センターを開設し、将来兵庫県に移住することに関心のある関東在住の独身男女にも出会いの機会を提供している。

平成29年、ビッグデータを活用できるシステムを導入、さらに平成30年にはスカイプによるお見合いを試行的に開始するなど、支援の一層の強化に努めている。



東京センター成婚第1号

特別寄稿

本気の婚活 そして親身にサポート —ひょうご出会いサポート事業との出会い—



甲南大学名誉教授

野々山 久也

ひょうご出会いサポート事業と私との出会いは、県からの「都市部に住む未婚女性に関する意識調査」の依頼からです。

当時、農村部の後継者問題が大きなテーマになっていました。兵庫県は太平洋側から日本海側にいたる広大な県域を有しています。調査は、都市部に住む25歳から35歳までの独身女性に「県内の農山漁村部の男性と都市部の女性とが出会い、よき伴侶を見いだすような交流の会が設立された場合、あなたは参加しますか。次の中から1つ選んで○印をつけて下さい」でした。

選択肢は「(1) 参加したい、(2) どちらともいえない、(3) 参加したくない」からの一択です。結果は、都市部に住む25歳以上の独身の女性たちの37%が「(1) 参加したい」に○をつけていました。一方、農山漁村部の独身男性に行った別の調査では「都市部の女性と交流する機会があれば、参加しますか」の問いに対して「参加したい」という回答は31.4%でした。

当時の貝原知事は、農村部の後継者問題の解決の一助として農村部と都市部の若い男女の交流会を創設すべきか否かの最終決断の段階にありました。調査結果は結局、貝原知事が「このとりの会」の創設を決断することのバックアップ・データとなったのです。この会の会長に知事自らが就任するという力の入れようでした。

このとりの会は、その後、数々のイベントによる交流会の開催や「このとり大使」による活躍などもあって、着々と成果をあげていきました。会員の満足度に関する別の調査では、スタッフの対応に「満足」が80%、背景に参加費用が安いことや県の事業であることへの安心感など、会員たちから高く評価されているという結果でした。

今日では周知のとおり、井戸知事のリーダーシップのもとに「ひょうご出会いサポート事業」として1対1の見合いをはじめ、ますます拡充してきており、大きな成果を挙げてきています。いまや兵庫県は、婚活サポート事業の先進県と評されて、いよいよ全国的にも注目を集めてきています。

第3章

地方青少年本部事業の推進

■ 地方青少年本部の成り立ち

【地方青少年本部の誕生】

昭和43年4月、県では青少年行政の一元化を図り、青少年施策の長期的展望に立った総合計画の樹立並びに施策を強力に推進するため、企画部に青少年局を設置するとともに、行政と民間団体（青少年団体・体力づくり団体）が、相互に立場を尊重し、補完しながら連帯して青少年活動の活性化を図るため、兵庫県青少年本部を設置した。

他方、地域における青少年行政は、各県民局が主管し、それぞれ固有の事務を所管する各事務所、社会教育施設などで施策を実施しており、また市町の青少年行政においても、比較的歴史が浅いため、基本的な施策の立案や総合調整などが十分とはいえない状況にあった。

このような状況のなか、県では、昭和52年4月、各県民局（阪神・東播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路の6県民局）に地方青少年本部を設置し、市町や団体との連携のもと、地域に密着した青少年活動の活性化を図るとともに、青少年問題についての世論を喚起し、県民運動を展開した。

【県民局再編に伴う地方青少年本部の拡充】

県は、平成13年4月から、県民主役、地域主導による21世紀兵庫長期ビジョンの実現に向け、より県民に身近なレベルでの総合的な県政の推進、現地解決型行政を展開するため、県民局を再編し10県民局体制とした。

これを踏まえ、今後の地方青少年本部の組織及び体制について、県と種々検討を行った結果、県民局が担う青少年施策と青少年本部が実施する青少年育成事業（県民運動）は一体的に推進する必要があること、また、これまで県民局県民課に地方青少年本部事務局を置き、行政と団体が連携した推進体制を整えてきたことから、10県民局体制に合わせて地方青少年本部を分割・再編（神戸を除く9地方本部）し、地域特性を活かした事業を展開することとした。

なお、新設された神戸県民局（現・神戸県民センター）には、これまで本部事務局が担当していた神戸地域の青少年育成事業を新たに担う「神戸事務部」を設置し、本部事務局と連携しながら事業を展開している。



県内の地方青少年本部長が集う地方青少年本部長会議

神戸事務部

〒650-0004
神戸市中央区中山手通 6-1-1
神戸県民センター 県民交流室 県民課内
☎078-382-8249

【主な自主事業】

夏休み子ども木工教室

夏休み期間を利用し、日頃なじみの少ない木材や道具を使って親子でふれあいながら、ものづくりの楽しさを体験する木工教室を開催している。



六甲山で学ぼう！夏休み親子ハイキング

六甲山にはどのような動植物がいるか観察し、山の生態系を学ぶとともに、歴史的な景観や史跡など、六甲山のおいたちについて学ぶ親子ハイキングを開催している。



六甲山を親子で学ぼう！展

六甲山の開発の歴史や山のにぎわいの様子を地図やイラストなどでわかりやすく紹介し、六甲山についての理解や関心を高めるパネル展を開催している。



【このほかの取り組み】



◀ 推進
500人委員会育成事業の



◀ 500人委員会修了生との交流事業の実施(主催) 500人委員会(神戸)

阪神南青少年本部

〒660-8588

尼崎市東難波町 5-21-8

阪神南県民センター 県民交流室 県民・産業振興課内

☎06-6481-4634



子どもは地域の宝

阪神南青少年本部長

阪本 茂樹



阪神南青少年本部は、昭和52年に前身の阪神青少年本部が設置されて以来、長年にわたって中馬 勇氏が本部長を務められ、平成26年に私がバトンを引き継ぎました。

地方青少年本部のなかでも、とりわけ多様で規模の大きな事業を展開できていますのも、設置以来、大変なご苦勞をされてきた諸先輩方や関係者の皆様のお陰と厚くお礼申し上げます。

現在の阪神南青少年本部の代表的事業である「親子ふれあいいきいきわくわく野球観戦」は、平成13年に初めて開催しました。きっかけは、その年6月に起こった大阪教育大学教育学部附属池田小学校無差別殺傷事件。多くの児童が犠牲となったこの事件の後、大切な友達が傷つけられる凄惨な場面を目の当たりにした多くの児童からは笑顔が消え、トラウマで通学や外出ができなくなる児童もいました。その池田小学校には阪神地域に住む児童も通学しており、子どもたちの笑顔を取り戻すために始まったのが、この野球観戦です。現在は、その趣旨を継承し、一般公募の他、児童養護施設に入所している子どもやひきこもりに関する支援を受けている子ども、里親と子どもたちを招待しています。

阪神南地域は、人口集中地区が多くを占め、顔の見える関係が希薄化しています。子どもを見守る地域の目も、以前と比べると弱くなっているように感じます。また、不寛容社会という言葉ができるほど、社会全体に余裕がなくなっているのではないのでしょうか。

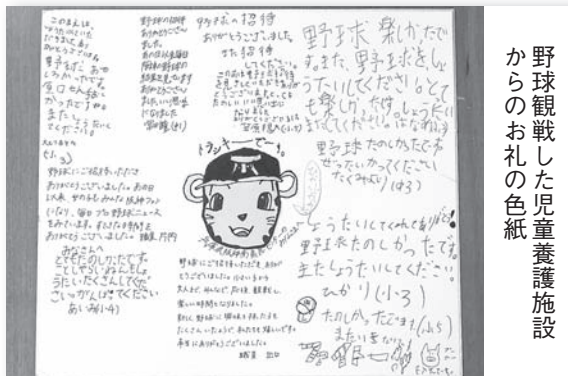
そのようななかでも、「子どもは地域の宝」と言われるように、これからの時代を担う青少年の健全育成が重要であることに変わりはありません。

今後も、阪神南青少年本部は、「子どもたちの自然な笑顔、そして、それを温かく見守る家族の笑顔を大切にしたい」との想いを持ち続けます。そのため、子どもたちに多様な体験ができる活動の機会を提供するとともに、親子のふれあいを深めるため、多彩な事業を展開しますので、引き続きのご支援をよろしくお願ひします。

【主な自主事業】

親子ふれあい いきいき わくわく 野球観戦

平成13年度から続く阪神南青少年本部の代表的事業。阪神南地域が誇る施設であり、青少年の憧れの場でもある阪神甲子園球場において、親子による野球観戦や、オーロラビジョンなどによる青少年健全育成の啓発活動を実施している（平成13年度～）。



小学生スナッグゴルフ大会

マナーの習得や自己判断の育成、自然を大切にす心の涵養を図るため、西宮市ゴルフ協会とともに、小学生のスナッグゴルフ大会を開催している（平成17年度～）。



青少年健全育成チャリティーゴルフ大会

青少年健全育成事業を支援する会が主催する、阪神南青少年本部を支援するためのチャリティーゴルフ大会。毎年160人を超える参加があり、地方青少年本部のなかで最も多様で規模の大きな事業の展開に貢献している（平成14年度～）。

親子演劇鑑賞体験 親子音楽鑑賞体験

明治末期から昭和初期にかけて、阪神間モダニズムが花開いた阪神南地域。その地域性を活かし、優れた芸術文化の創造・発信拠点である県立尼崎青少年創造劇場や県立芸術文化センターにおいて、親子での文化体験を実施している（平成28年度～）。



親子ふれあい いきいき わくわく バスケットボール観戦

西宮市に本拠地を置くプロバスケットボールチーム「西宮ストークス」が、2017-18シーズン公式戦にB1リーグに参戦。この機会を捉え、親子でのバスケットボール観戦を開催している（平成29年度～）。



----- 【このほかの取り組み】 -----

- ◎親子スポーツ体験（親子で楽しむカヌーやアイススケート教室を実施／平成28～29年度）
- ◎親子料理教室（平成28年度）
- ◎体験バスツアー（農漁業体験や博物館等施設見学を実施／平成22～26年度）
- ◎親子体験学習（クルージングによる洋上体験やキッズニア甲子園でのおしごと体験を実施／平成22年度）

阪神北青少年本部

〒665-8567

宝塚市旭町 2-4-15

阪神北県民局 県民交流室 県民課内

☎0797-83-3138



ふるさとを愛する心を持って、 未来へ羽ばたこう

阪神北青少年本部長
荒西 完治



阪神北青少年本部は平成13年の設立以来、兵庫県青少年本部と一体となり、ひょうご青少年憲章の理念のもと、青少年健全育成に取り組んできました。今年は兵庫県政150周年であり、兵庫県青少年本部も50周年を迎えます。私が阪神北青少年本部長を拝命し、早いもので10年目となる節目の年でもあります。この間、生活の利便性は高まりましたが、実際に顔を合わせて出会うことが減り、ネット等を介する機会が増えました。このような時代だからこそ、地域で青少年を育てていくため時代に即した対応が重要になっています。

阪神北青少年本部では、地域に特色のある文化、歴史資源が豊富であり、また豊かな自然もあります。これらの地域資源を活かして子どもたちの愛郷精神を育み、地域に誇りを持つ機会となる事業を提供してきました。とりわけ平成16年度から実施している「宝塚フォーラム」は、宝塚歌劇の素晴らしい舞台芸術を親子で鑑賞するだけでなく、夢や目標の実現に向かって努力してきたタカラジェンヌたちの体験を聴くことで、夢を叶えるための努力について家族で考える良い機会となっています。「キンボール」は年齢・性別を問わずみんなが楽しめるニュースポーツですが、平成19年度から23年度までは、毎年、管内でチャレンジカップを開催し、参加した子どもたちはチーム全員で力を合わせてプレーする楽しさを体験しました。また平成21年度から28年度まで開催した「青少年フェスタ」では、若者自らが企画運営するイベントの開催を通じ、団体を越えたネットワークをつくりました。平成29年度からは「きらっと☆阪神北オータムフェスタ」において、若い世代が活動成果を発表しています。新しい時代を生きる子どもたちには、家庭、学校、地域で、人と人とのつながりを実感するとともに、様々な体験を通じて、それぞれの個性を伸ばし、創造力や生きる力を育ててほしいと願っています。

子どもたちが未来に大きく羽ばたくことを期待し、創立50周年を新たなスタートと捉え、ともに手を携え、子どもたちを見守り育てる取り組みを進めてまいりましょう。

【主な自主事業】

こころ豊かにのびよう！のぼそう！ ひょうごっ子「宝塚フォーラム」

青少年が夢と希望を持つことの大切さを家族と一緒に考えるトークと、舞台芸術の親子観賞の機会を提供する「宝塚フォーラム」を宝塚大劇場（貸切）にて、平成16年度から開催。トークを聞いて、家族と話し合ったことをテーマにフォーラム参加小中学生から作文を募集する。



阪神北若い力の魅力発信事業

若い世代が持つ可能性を再認識し、ふるさと意識のさらなる醸成を図るため、阪神北地域の魅力発信イベント「きらっと☆阪神北オータムフェスタ」で、日頃の活動成果を発表する機会を提供するとともに、若者の感性を活かした広報・PRを展開する。



若者グループのブース出展

こども北摂里山探検隊

小・中学生が五感を通じて里山への理解や愛着を高めるため、北摂里山をフィールドにした昆虫や植物等の観察、ワークショップな

ど「こども北摂里山探検隊」を北摂里山博物館運営協議会との共催により実施。



生きもの探し（川西市・黒川地区）

青少年健全育成・非行防止 啓発物資の作成・配布

青少年健全育成・非行防止啓発グッズの製作、配布のほか、阪神北青少年本部だよりの発行も行っている。



----- 【このほかの取り組み】 -----

青少年フェスタ

阪神北地域の若者らが主体となり企画する「青少年フェスタ」を平成21年度から実施。若者グループの交流促進と若者のボランティア活動の活性化を図った。平成22年度からは、ポストふれあいの祭典事業として秋に実施される「オータムフェスタ」と同時開催した。



若者グループのステージ発表

東播磨青少年本部

〒675-8566

加古川市加古川町寺家町天神木 97-1

東播磨県民局 地域振興室 県民課内

☎079-421-9105



地域で出来ること、 しなければならないこと

東播磨青少年本部長

塩澤 岩光



平成 29 年度の自主事業は、街頭啓発キャンペーン、少年の主張東播磨大会、未来をひらく少年会議など 13 事業を実施している。これらの活動は参加の子どもたちをはじめ、学校、保護者にも喜ばれ、私たちも広域的な取り組みが出来るのは青少年本部ならではの自負している。

この財源は賛助会費収入で賄い毎年度 80 万円を予算計上している。計上していれば自然に収入があるわけではない。放置しておくとも必ず団体も個人も減少してしまう。団体は会費が 1 万円と額が大きいので減少をカバーし、新たな会員を勧誘しなければ維持出来ない。

明石、加古川、高砂、稲美、播磨の 3 市 2 町の東播磨では、毎年ターゲットを絞って賛助会員勧誘を行っている。平成 15 年頃から始めているが、ここ 5～6 年は、各商工会議所や商工会を訪れ勧誘している。

勧誘のために訪問してみると、殆どが青少年本部の存在も活動も知られていない。県青少年本部から 9 年遅れで設立の「東播磨青少年本部」と言っても関心すら示して貰えない。賛助会加入の前に、青少年本部の存在と活動を知って頂くことが大切である。東播磨では、平成 16 年度から毎年事務局にもご同道願い、企業等訪問している。

直接訪問して説明して頂ければ、青少年本部の目的も事業も理解して頂くことが出来、会費納入を頂ける。勧誘する企業を紹介してくれたり、それぞれの総会や集会で、説明の機会を与えてくれたり、会報等数千の加盟団体への送付物に同封頂けるなど便宜を図っても頂いた。個人の部では、こころ豊かな人づくり 500 人委員 OB 会のメンバーが賛助会員の 7 割前後占めている。いずれもありがたいことである。

本年度も 87 万円を超え何とか予算を達成した。地域と青少年本部が一つになって子どもらをすこやかに育てるために頑張っている。

【主な自主事業】

未来をひらく少年会議

昭和55年より、21世紀の東播磨・北播磨を支えていく中学生・高校生が一堂に会し、設定されたテーマによるグループワークや発表体験を通して、表現する力を養うとともに、地域への意識醸成を目的に開催している。



少年の主張東播磨大会

中学生が日常生活や学校生活などの体験を通じ、考えていること、感じていることを広く地域の皆さんに訴えることにより、社会の一員としての役割や責任を自覚し、新しい時代を切り拓く担い手として成長していくことを期待して開催している。



大人が変われば子どもも変わる

社会のルールを守り、生きる姿勢を正すなど、まず大人自身から変わらなければならないことについて、東播磨青少年本部構成団体、こころ豊かな人づくり500人委員東播磨OB

会などと連携し街頭啓発活動を行っている。



「ひょうご青少年憲章」の普及・啓発

県民の青少年育成指針として策定された「ひょうご青少年憲章」の普及・啓発を図り、憲章の理念の浸透と実践を促進するために、あらゆる機会に「読み上げ運動」を推進している。



子ども会議

東播磨地域の子どもたちが集い、普段にない体験を通して地域や身の回りのことについて考え、主体的に地域活動に参加しようとする意識を育むことを目的に開催している。



北播磨青少年本部

〒673-1431

加東市社字西柿 1075-2

北播磨県民局 県民交流室 県民・商工観光課内

☎0795-42-9352



子どもたちの輝かしい未来のために

北播磨青少年本部長
小林 勝弘



昭和52年に当時6つからなる地方青少年本部が設立されて以来、今日まで健やかな子どもたちの健全育成を目指し地域の皆様と共に歩んできました。設立当初は手探りで一つまた一つと事業に着手し、子どもたちが地域に愛着を持ち豊かに成長することを願いつつ尽力し続けたことを今でもよく記憶しています。当時、北播磨地域を受け持っていた東播磨青少年本部は他の地方青少年本部のモデル的な存在であり、初の地方青少年本部表彰をいち早く始めるなど先進的な取組が注目されてきました。また、平成元年からは「こころ豊かな人づくり500人委員育成事業」がスタートし、今では多くの修了生たちがそれぞれの地域で次代を担う青少年の育成活動の担い手として活躍しています。やがて平成13年の県民局の再編に伴い、東播磨青少年本部から分離し北播磨青少年本部として新たにスタートを切ることとなり、以降本年で16回目を迎える「どろん子サッカー大会」をはじめ、「北播磨地区子ども会議」「未来をひらく少年会議」など小学生から高校生までを対象に様々な事業を展開しています。

現在の核家族化の進行や出生率の低下等、子どもと家庭を取り巻く環境の大きな変化は子ども同士の体験交流の不足や異年齢集団による遊びの場の減少につながりますが、当青少年本部では地元の青年や地域活動リーダーのもと、多彩な体験活動を通じた多世代交流の場を積極的に設け、地域が一体となり子どもと関わり見守る活動に注力しています。

同時に劇的な社会的変化の中にあっては、子どもたちに命の大切さや困難に立ち向かう強い心を伝えていくことが何よりも大切です。私達はみな人生のリレーランナーであり、次の世代へ命を受け継ぐ使命があります。価値観がダイナミックに変化し、多様化する今だからからこそ、子どもたちに命を全うする気持ちや「たくましく生きる力」を育むことは私達全ての大人の責務です。これからも子どもたちが輝かしい未来に希望をもって進めるよう、私達が出来ることを模索しつつ青少年の健全育成活動に取り組んで参ります。

【主な自主事業】

どろん子サッカー大会

県立やしらの森公園の田植え前の水田を舞台に北播磨の小学生たちが初対面同士でチームを組み、全身泥だらけになりながらサッカーの熱戦を繰り広げる。学生ボランティアや青年リーダーが企画・運営を担う本事業は、陸上自衛隊の協力による野外ドラム缶風呂のほか学生ボランティアの手作りによる昼食を野外で食べる体験が人気を呼び、例年リピーターによる応募が相次ぎ抽選となる北播磨地域恒例イベントとなっている。



北播磨地区子ども会議

北播磨地区の小・中学生が一堂に会し、1つのテーマについて共に考え交流を図る。違う学校・学年の子どもたちが1グループになりグループワークや発表を行うことで子ども自身の主体性を養うとともに、自ら考え、学び、情報発信する力を養う良い機会となっている。



未来をひらく少年会議

北播磨・東播磨地域の未来を担う中高生が多数参加する「未来をひらく少年会議」では、「SNS等利用のルールづくり」など青少年にとって身近で関心の深いテーマを設定し、グループ討議や発表を通して自ら考え行動する力を養うとともに、コミュニケーション能力や自主性を育む機会を提供している。



青少年健全育成・非行防止啓発活動

青少年の健全育成・非行防止啓発グッズの製作・配布のほか、「北播磨青少年本部だより」の発行やフェイスブックでの発信を通じて青少年健全育成・非行防止啓発活動を行っている。



----- 【このほかの取り組み】 -----

- ◎水辺を美しくする運動啓発ポスターコンクール（東播磨青少年本部と共催）
- ◎北播磨青少年健全育成事業（活動奨励費補助事業）

中播磨青少年本部

〒670-0947

姫路市北条 1-98

中播磨県民センター 県民交流室 県民課内

☎079-281-9198



ふるさとを子どもたちに繋ぐために

中播磨青少年本部長
苦瓜 一夫



中播磨地域は、兵庫県南西部に広大な播磨平野を擁し、世界文化遺産 姫路城や山間部の緑豊かな自然、播磨灘の豊富な海の幸など、魅力あふれる地域資源に恵まれた地域です。

そのような地域にあって、中播磨青少年本部では、特色ある地域文化を子どもたちに伝承し、家庭や地域での世代間の交流を図ろうと、子どもたちが昔ながらのおもちゃの手作りや外遊びなどを体験できる「伝統文化ふれあいフェア」や「わくわく体験フェア」といった体験型の事業を中心に、実施してきました。

また、昨年からは「親子ふれあいカヌー体験会」を実施し、地域の身近な自然に親しみ、発見する機会を子どもたちに提供しています。

近年、少子高齢化や情報化が進み、青少年の非行や不登校、親の子育て不安など、青少年に係る問題は低年齢化し、ますます複雑・多様化しています。

総務省が公表した2017年の人口移動報告では、兵庫県は全国2番目の転出超過となっており、中播磨地域の各市町においても、人口が減少しています。そういった状況だからこそ、今後とも各事業を通して、子どもたちに自分たちが住んでいる地域を再発見し、ふるさとに愛着を持つ「ふるさと意識の醸成」を図っていきたいと考えています。

一方で、青少年非行防止に関わる「青少年を守り育てるスクラム会議」の開催など、地域・学校・事業者・行政等が連携して、子どもたち自らが社会での役割と責任を認識し、たくましく豊かな感性と思いやりのこころを育める環境づくりといった、子どもたちの成長を見守る活動にも取り組んでいます。平成元年から始まった「こころ豊かな人づくり500人委員育成事業」も第15期目を迎え、修了生による「ふれあいハイキング」の開催など、青少年の健全育成に活躍しています。

これからも、地域ならではの子どもたちに寄り添えるような活動に取り組み、励んでまいりたいと思います。

【主な自主事業】

わくわく体験フェア

子どもたちに特色ある地域文化の伝承や体験を通じて、家庭や地域内でのさらなる世代間交流を図ろうと、トイレットペーパーの芯などを利用した万華鏡や毛糸を利用した組ひも、竹とんぼ&紙とんぼづくりなど昔ながらの手づくりおもちゃの工作や外遊びが体験できる体験型フェアを実施している。



親子ふれあいカヌー体験会

身近な自然や水辺の楽しさと危険を学び、親子・仲間との触れ合いや絆を深め、子どもたちの健やかな成長を図ることを目的に開催している。

参加した子どもたちだけでなく、保護者からも「楽しかった。また参加したい」「子どもの新たな一面を発見できた」という感想が寄せられるなど、さらなる親子間交流に役立っている。



青少年を守り育てるスクラム会議

青少年育成団体などが中心となって「地域スクラム会議」を開催し、青少年の健全育成や有害環境の浄化、インターネット利用対策及び薬物乱用防止対策などについて協議し、行政と地域、学校、事業者などが連携して、課題解決に向けて取り組んでいる。



ふれあいハイキング

「こころ豊かな人づくり 500人委員育成事業」修了生の自主的な活動の一つとして、平成14年より「ふれあいハイキング」を毎年開催し、子どもから大人まで多くの参加者と一緒に地域の名所をハイキングし、地域住民や子どもたちとの交流の輪を広げ、世代・地域間の交流を図っている。



----- 【このほかの取り組み】 -----

- ◎啓発資材の活用などによる青少年を守り育てる県民スクラム運動を展開
- ◎中播磨青少年本部だよりの発行

西播磨青少年本部

〒678-1205

赤穂郡上郡町光都 2-25

西播磨県民局 県民交流室 県民活動支援課内

☎0791-58-2131



西播磨の自然・文化を青少年へ

西播磨青少年本部長

揖場 攝



西播磨は、兵庫県の約5分の1に当たる面積を有する広大な地域です。北部は緑豊かな森に恵まれ、南部は風光明媚な海岸美を形成しています。また、数多くの歴史的資源もあります。こうした地域特性を生かし、西播磨青少年本部では、これまで様々な事業を行ってきました。

毎年恒例の「親子ドラゴンボート体験教室」は、相生湾で、子どもと保護者が力を合わせて遊覧やレース等を体験する行事です。相生で伝統的に行われてきたペーロン競漕やドラゴンボートの国際大会でも活躍する、地元強豪チーム「磯風漕友会」「SUPER DORPHIN」の青年たちの楽しい指導のもと、子どもたちの笑顔が絶えません。親からも「一生懸命な子どもの姿に驚かされた。」などと大好評の、リピート率が高い人気行事で、私も子どもたちの姿を見て元気をもらっています。

また、「西播磨ふれあいハイキング」（主催：こころ豊かな人づくり 500人委員西播磨OB会）の開催支援も行っています。たつの市や赤穂市、上郡町、佐用町といった各地でコースを設定し、豊かな自然と歴史的景観を楽しんでいただいています。毎年、幼児から高齢者まで、300人近い方々に御参加いただき、三世代交流を図っています。汗を流した後の、地元グルメのふるまいも大変好評です。さらに、過去の事業ではありますが、平成22年度の夏には、小学生高学年を対象とした「Camp Story in 西はりま」（主催：西播磨子ども会合同キャンプ実行委員会）を共催しました。これは公募で集まった若いボランティアリーダーたちと長期にわたって企画会議・研修を繰り返した上で実施したもので、豊かすぎる自然と猛暑が相当過酷ではありましたが、若者たちのアイデア満載のプログラムに子どもたちは生き生きとし、ボランティアリーダーの成長も非常に印象的でした。

西播磨青少年本部では、今後とも、地域資源を活用した体験事業や青少年活動団体への支援等を行い、青少年の健全育成に取り組んでいきたいと考えています。

【主な自主事業】

親子ドラゴンボート体験教室

国内屈指のドラゴンボートチーム「磯風漕友会」と「SUPER DOLPHIN」の青年たちの楽しい指導のもと、子どもたちと保護者が、力を合わせて穏やかな相生湾に漕ぎ出し、遊覧やレースを実施。

毎年50組の親子を募集し、8月に開催している。



西播磨ふれあいハイキング

西播磨の豊かな自然の中、歴史的景観を楽しみながら、家族などで気軽に参加できるハイキングを共催。(主催：こころ豊かな人づくり500人委員西播磨OB会)

約300人の人々が参加し、たつの市、赤穂市、上郡町、佐用町など、多彩な約10kmのコースを散策している。



西播磨地域ふれあい活動促進事業

青少年が様々な体験活動の中で、人とのふれあいを通して自主性を育む活動や、子育て

に悩む者同士が研修などを通して学びあうなどの活動のうち、優れたプランに対し、その活動費を助成。



----- 【このほかの取り組み】 -----



こころ豊かな人づくり500人委員育成事業の推進



青少年を守り育てる県民スクラム会議の開催

- ◎青少年育成セミナーなどにおいて「大人が変われば子どもも変わる」啓発活動を実施
- ◎地域の文化や芸術を鑑賞、体験する地域文化体験事業を実施
- ◎西播磨青少年本部だよりの発行

但馬青少年本部

〒668-0025

豊岡市幸町 7-11

但馬県民局 地域政策室 協働推進課内

☎0796-26-3648



絆でつなぐ但馬の青少年

但馬青少年本部長

石田 俊一



37年ぶりの豪雪で迎えた平成30年。とりわけ但馬北部の大雪は、一時交通や日常生活に混乱をもたらす程の凄まじい状況に見舞われました。神戸の知人から天候を案ずる電話があり「神戸は晴天だよ」と聞いた時、同じ県域であっても広大な兵庫県、南北170kmもの距離に別世界の思いをさせられました。同時に但馬地域の広さが兵庫県全体の1/4の面積を占めながら、人口は3市2町合わせて県下のわずか3%という現実の中で、各市町の地域性や歴史はそれぞれ異なった特徴をもって存在しています。

私は、健全な青少年育成のための最も重要な心得は、その子どもたち、青少年がおかれている環境がしっかりとした「絆」で結ばれていることだと思っています。

その環境とは家庭であり、学校であり、地域のことですが、この広い但馬での青少年育成の推進は、その意味で困難ではありますが、それぞれの地域性をもつ3市2町がお互いの絆を深くして、一体感をもってすすめていくことを目指さなければならないと考えます。

青少年本部創立50周年の今年、但馬青少年本部の歩みをあらためて振り返りますと、先輩諸兄が礎を築いて下さった但馬青少年本部のさまざまな自主事業（但馬ならではの事業）の中に平成2年にスタートした「但馬小学生駅伝競走大会」があります。平成29年度は第28回大会に併せて第4回山陰海岸ジオパーク小学生駅伝競走大会が開催されました。参加小学校数は52校、男女合わせて107チーム、児童数は600名にのぼりましたが、伝統的な但馬小学生駅伝競走大会に併せ、山陰海岸ジオパークエリアの3府県を越えた小学生が、長距離走を通じて心身を鍛え、仲間との絆を深め、小学生同士の交流を図ることを目指しています。私はこの日、但馬ドーム周辺駅伝コースでの一人一人の選手児童の行動を見ながら、幾度となくすばらしい感動を覚えました。秋深まる高原で、子どもたちと仲間たち、その家族と指導の先生たちが、心ひとつになったこの大会で、但馬青少年本部ならではの達成感を強く感じた次第です。

【主な自主事業】

山陰海岸ジオパーク小学生駅伝競走大会

但馬管内、京都府京丹後市及び鳥取県のジオパークエリアの小学生が、長距離走を通して心身を鍛えるとともに、1本のタスキをつなぎながらゴールを目指す中で、仲間との絆を深める。また、山陰海岸ジオパーク活動が盛り上がりを見せる中、府県を超えた小学生同士の交流を図っている。



但馬中学生からのメッセージ

但馬の中学生が日頃の生活や団体活動などを通して感じていること、考えていることを多くの人に訴えるとともに、自ら社会の一員としての役割と責任を自覚し、さらに21世紀のひょうごを切り拓く担い手として成長することを目的として開催している。



スクラム運動の推進

青少年育成関係団体並びに関係業界とともに、青少年の健全育成に向けた取組を進めている。「大人が変われば子どもも変わる」県

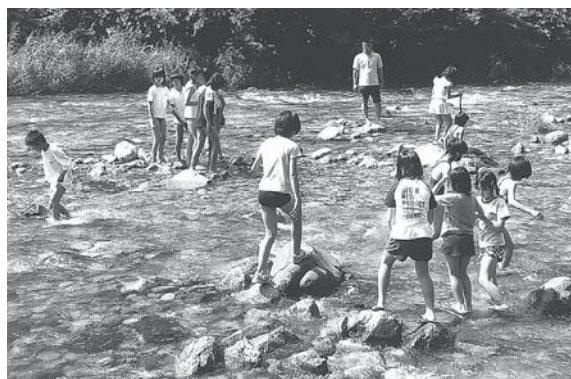
民運動街頭キャンペーンや「青少年を見守るひと声運動」（夜間パトロール）を実施している。



----- 【このほかの取り組み】 -----

但馬サマージャンボリー

小学生と高校生以上の若いボランティアリーダーで2泊3日の野外活動を実施（昭和58年～平成20年）。



中高生ボランティア研修会

中高生がボランティアの知識や技術などを身につけるための研修会を開催（～平成11年）。



丹波青少年本部

〒669-3309

丹波市柏原町柏原 5600

兵庫県立丹波の森公苑内

☎0795-72-5168



子どもたちとのかかわり

丹波青少年本部長

大木 康次



私が、地域に組織として子どもと関わりをもつようになったのは、昭和40年代頃からで、振り返ると昨日の事のように思われ、月日の流れの速さを改めて実感しています。

体制の変遷として、昭和39年4月に県の企画部に青少年対策室が設けられ、青少年育成県民運動を基調としたものでした。県内で推進指導員46名、推進員225名が設けられ、その中の1人として加えていただくことになりました。その目標は、「若い力を正しく伸ばす」ための仲間、体力、健全な環境づくりがあげられ、青年洋上大（昭和46年）、野外活動施設の整備（昭和47年）等の施策や経緯を経て、昭和52年、当時の6県民局に青少年本部が設けられました。昭和50年代に入り丹波でも青少年を取り巻く社会現象が悪化し、非行が大きな社会問題となってきました。平成に入り丹波での取り組みや、関連機関紙等を見ても「親子の話し合い」「真の人間、仲間づくり」「学校、家庭、地域社会の連携の強化」が叫ばれ取り上げられました。これらを受けて平成10年2月に丹波の森で、県民フォーラム「青少年のたばこの害や、正しい性教育について考える集会」を開催し、当時の県知事原氏、兵庫県立大学田中教授、同大学長上寺氏に講演をしていただきました。

平成14年には、本部そのものの存続が問われ「青少年の方向性と本部のありかた検討委員会」が13名の委員で設置され、第1回目の会議が平成14年8月20日に神戸クリスタルタワー会議室で開催され、参加させていただきました。その後6回（平成15年3月）にわたって論議、検討されました。もともと青少年本部は、昭和43年に「官、民、学」で体制化されたのですが、35年目にして反省、評価、目指す方向や育成団体、行政との連携のあり方など見直しを求められ、その可否を問われたのです。諸事情で地方本部が解消かも？と地方では危惧されたのですが幸い存続が決まり今日に至ったものです。

50年経った今でも青少年問題の原点は、「子どもとともに」であります。この姿勢を変えず、時代に合わせた見直しはあってもこころ豊かな人づくりに向け、毎日一步一步たゆまず考動し、各機関と連携していくことが大切である、といまさらながら思うこの頃です。

【主な自主事業】

たんば子ども塾

丹波地域の6高等学校を会場として、高校生が先生となり、小学生（4～6年生）を対象に、各高校の特色を活かした農業体験・科学実験・書道教室・工作などの様々な講座を夏休み期間中に開催している。平成12年度から継続して実施しており、地域にも定着し、子どもたちの異世代交流にも役立っている。



丹波の森若者塾

地域内の高校生が、自校の特色を生かした地域課題などの研究テーマを設定し、丹波の地域づくりに参画する大学の教員及び大学生のサポートを受けながら、設定したテーマについて研究・体験・交流活動を行い、合同フォーラムの場で活動発表を行っている。平成21年度から継続して実施しており、高校生による地域の魅力の再発見やふるさと意識の醸成に寄与している。



高校生通学列車等マナー指導

例年6月、11月をマナーアップ強調月間

として、丹波地域内外の関係高校と合同で通学列車等マナー指導を実施している。丹波青少年本部と丹波・篠山両警察署、2市少年補導員連絡協議会、防犯協会、2市青少年施策担当課の職員などと合同で列車内指導を実施するとともに、各校の実情に合わせた駅構内マナー指導や自転車通学マナー指導などを実施している。



丹波地域スクラム会議

丹波青少年本部と丹波県民局は、例年合同で「青少年を守り育てる丹波地域スクラム会議」を開催している。この会議では、青少年愛護条例の意義を踏まえ、青少年の健全育成及び非行防止を図るため、関係業界、関係団体、行政機関などの参画を得て、青少年問題に関する情報共有、意見交換、対応策の協議などを行っている。



----- 【このほかの取り組み】 -----

- ◎啓発資材の配布や記念品の提供などの普及啓発事業を実施
- ◎丹波青少年本部だよりの発行

淡路青少年本部

〒656-0021

洲本市塩屋 2-4-5

淡路県民局 県民交流室 県民・商工労政課内

☎0799-26-2048



ふるさととは遠きにありて…

淡路青少年本部長

清水 昭男



島の春は早い。1月は水仙、2月にはイカナゴ漁が解禁、冬野菜の出荷は再盛期を迎える。3月に入ると春祭りの唄声が聞こえてくる。潮騒と海の香に包まれ、どんな時も故郷に抱かれ、肩を押されて、地域と共に、暮らしてきたと強く感じる。誰にも心地良いところがあり、愛すべき人が居て、終の棲家と決めたふるさとがあり、昔はいつも懐かしい。

「十年ひと昔」を1単位とするならば50年は5昔であるが、ひと昔の10年は今や2～3年に匹敵されよう、50年前の私を振り返ると、10代半ば、学生運動が盛んで、高校が荒れた時代であった。自らの存在感を失い、不安に埋没されそうな中で、「存在感や居場所が欲しい」と主張していたようにも思う。血気盛んで多感、怖いもの知らず、なに事にも挑み、そして…挫折した時代であった。バブル景気に踊り、オイルショック、リーマンショック、バブル崩壊による低迷。それでもそれぞれが耐え、今日、低成長の真ただ中、格差社会・不確実な時代に。特に阪神淡路大震災は強烈なカウンターパンチとなった。ソーシャル・メディアは加速度的に普及し、便利さの影に潜む危険に晒され、後追いながら対策が立てられている。その急速な変化は未知という次代に続く。今、淡路地域では南海地震対策が喫緊の課題となっている。枚挙に暇ない半世紀、青少年の活動を力強く先導された兵庫県青少年本部並びにその事業や活動に深甚の敬意と感謝を捧げる。そして自らもその場に居て、一翼を担わせて頂けたことは光栄であり、誇りに思う。

2004年1月、故山階宏泰前本部長から懇願され、栄誉と感じ、6月から就任させて頂いた。高橋武信（淡路市）、故武田好文（洲本市）両氏・（現高田和子氏（洲本市））に脇を固めて貰い、心強く感じたものだ。指導専門員、コーディネーターの企画、運営を大事にし、事業を進めさせて頂いた短くもある1.4ひと昔であった。その間、故今井鎮雄・栗原高志・大西 孝・梅谷順子氏ら各理事長と出会い、指導を仰げたことも快い。今後とも同じ方向を向き、未来を担う子どもたちと関わっていきたくと強く思っている。

【主な自主事業】

青少年のつどい歩こう大会 ～淡路島みんなでウォーキング～

自然や人とふれあい、世代間交流を通して思いやりと逞しさを持った青少年を育てるため実施している事業で、平成29年に50回目を迎えた。当初は淡路五山（先山、東山寺、常隆寺山、諭鶴羽山、南辺寺山）を毎年順次登頂していたが、現在は淡路島内3市の山を順にウォーキングし交流を図っている。



淡路青少年の主張大会

青少年の日頃の思い、将来への夢や希望などを表現する大会。社会における役割や責任を自覚し成長することを願い、淡路島の自然・歴史・産業・伝統文化を学び魅力発信に繋がることを期待し開催している。小学生高学年の部、中学生の部があり、毎年子どもたちの素晴らしい発表に感動や発見がある。



青少年健全育成の普及・啓発

機関誌「ヤングあわじ」の発行、啓発グッズの製作・配布などにより、青少年健全育成

や非行防止のための普及・啓発を行っている。



----- 【これまでの主な取り組み】 -----

たまねぎ青年協力隊

都会の青年が農家のお宅でホームステイし、淡路の特産たまねぎの収穫体験により、地域の青少年との交流を深め、地域の活性化を図った。



ファミリーふるさと学び塾

明石海峡大橋の建設等で大きな変貌を遂げようとする「ふるさと淡路」の歴史、文化、産業などを、家族のふれあいを深めながら学習する学び塾を開催した。



第4章

青少年施設の管理運営



兵庫県立 こどもの館

〒671-2233

兵庫県姫路市太市中 915-49

☎ 079-267-1153

FAX 079-266-4632

✉ hkyakata@silver.ocn.ne.jp

🌐 <http://kodomonoyakata.jp/>

【開館時間】 9:30 ~ 16:30

【休館日】

毎週火曜日、月の末日、12月28日～1月4日

※月の末日が火曜日の時は翌日も休館

※火曜日が祝日の時は、休日を除く翌日以降の最初の日が休館

【入館料】 無料

沿革

平成元年	兵庫県立こどもの館開設（7月） （世界的な建築家の安藤忠雄氏が初めて手掛けた大型公共施設） 児童彫刻アイデア（7月）・手づくり絵本（8月） 朗読コンクール（11月）初開催
平成2年	こどもの日を祝う「こどもフェスティバル」 初開催（5月）
平成3年	「こどもの館劇団発表会」初開催（8月） 「建築業協会賞」 ^{※1} 受賞（11月）
平成14年	「木とのふれあいワールド」開設（5月）
平成16年	来館者 500万人達成（8月）
平成21年	「和のひろば～伝えたいくらしの文化～」開設（5月）
平成26年	青少年本部が管理運営する指定管理施設へ移行（4月） 開館以来初の年度利用者 40万人達成
平成27年	「高校生等ふれあい体験ひろば」開設（1月） 同事業に対し「キッズデザイン賞」 ^{※2} （8月） 「児童健全育成賞（数納賞）」 ^{※3} （平成29年5月）受賞
平成29年	館内外利用者 1,000万人達成（3月）

* 1 建築業協会（現在の一般社団法人日本建設業連合会）による表彰

* 2 NPO法人キッズデザイン協議会による表彰（経済産業省・消費者庁後援）

* 3 一般財団法人児童健全育成推進財団による表彰

子どもの生きる力を育む

「こどもの館」は、子どもたちの健やかな成長を願い、県立の大型児童館として姫路市の桜山湖畔に誕生した。開館以来、豊かな自然の中、「作る」「見る」「聞く」「読む」「演じる』『感じる』などの多彩な体験機会を、館の中だけでなく県内各地で提供している。

これまでに1000万人を超える人々に親しまれ、今後も多様な体験活動に取り組みつつ、課題を抱える子どもへの対応や、県内の関係機関との交流を進めるなど、地域社会と子どもの“架け橋”としての役割を担っていく。

多彩な体験・交流活動の積極展開さらに

次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、育ちに応じたプログラムを実施している。

◎就学前の子ども向けに、館内で親子で楽しむ工作、表現遊び、児童図書、自然とのふ



こどもフェスティバルでお祝いのくす玉

高校生によるふれあい体験事業



館劇団 練習の成果をはりきって上演



親子で賑わう実習室



れあい体験などの機会を提供するとともに、子育て機関に出向いて活動を支援する「まちの子育てひろば」事業を、年間を通じて県内くまなく巡回実施している。

◎就学後の子どもも含めた事業では、演劇体験、朗読と絵本のコンクール、こどもフェスティバルへの出演など感動のある体験活動を展開している。

◎特に高校生などの若者向けには、自らの意思で館事業の企画から参画し、学校・地域・企業・NPOなどと協働した子育て応援ボランティアを館の内外で行うことで、自分と地域への誇りを醸成する「高校生等ふれあい体験ひろば」は大きな広がりを見せ、幼児や親、支援者、地域社会に、子どもを育む元気と勇気を届けている。

子育ての力を高める支援活動の推進へ

「こどもの貧困」「児童虐待」「ネット社会の急激な進展」「国際化」など子どもを取り巻く環境は、多様化、複雑化し、子育て現場でも課題となっていることから、「子育て支援者等研修」などの学びの機会を年間を通じて提供し、必要な知識、実践的な技能、コミュニケーション能力などを高めている。また、「発達障害のある子どもと保護者のキャンプ」「小規模保育施設への支援」「子育て電話相談」など、家庭・地域の子育て力を高める支援活動を積極的に実施している。

こどもの館劇団OB

國分 宏美さん、澤田 奈緒子さん（演遊舎）



こどもの館と「こどもの館劇団」と私たち



幼児とふれあう表現あそび

私たちが演遊舎として活動出来ているのは、こどもの館と「こどもの館劇団」があったからです。私たちの出会いは27年前、夏のこどもの館でした。開館当時から始まった中高生向けの演劇ワークショップに参加したことがきっかけです。学校以外の友との出会い、一つの作品を作り上げることの大切さと表現をする楽しみを「こどもの館劇団」が教えてくれました。この場をなくしたくない、もっとこの活動を色々な人に知ってもらいたいと思っていた時、その当時のこどもの館の館長さんの言葉がきっかけで、私たち演遊舎の活動は始まりました。私たちの活動は、ただ劇を見るだけではなく、一緒にお話の中に参加してもらい、一つの劇を作りあげる、親子で楽しめる劇あそびをしています。1人でも多くの子どもたちに表現する楽しさを知ってもらい、いつの日か、その子たちが中高生になってこどもの館に帰って来て、「こどもの館劇団」で表現してくれる日が来るのが私たちの夢です。

劇団OB、ひろばOBからのメッセージ



高校生等ふれあい体験ひろばOB 濱野 友さん

こどもたちと出会って

私は高校2年生の時から、兵庫県立こどもの館の「高校生等ふれあい体験ひろば事業」のボランティアに参加しています。子どもたちの動きは予測不能で、いつもしどろもどろになっていましたが、子どもたちと接しているうちに、自分の顔が自然と笑顔になっていることに気がきました。笑顔で話せば、子どもたちは笑顔で返してくれます。笑顔で接すること、それは私が今、学校やアルバイト先などで常に意識していることのひとつです。また、ボランティアをする中で、自分は本当に子どもたちのことが好きなのだと感じ、大学では教育学部を専攻しています。ボランティアの経験は進路を決める上で、大きな道しるべとなりました。教育実習などで子どもたちとふれあった経験を活かすことができ、ボランティアをして本当に良かったと改めて感じています。他にも、大勢の人の前で話す力や、来館する様々な年代の方々と話す力など、多くの力を身に付けることができました。



高校生とこどもたちとの出会い

特別寄稿

こどもの館の名称と原点



兵庫県立こどもの館 元館長、随筆家

赤松 愛子

『県立こどもの館』は、昭和61年度の厚生省の予算案の中に、『県立大型児童館の整備』が上げられたことに伴い、兵庫県も同年度に『県立児童館の整備』にかかる調査・研究費が計上され、62年63年の2カ年で工事を完了し、平成元年7月にオープンしました。

当初から名称が『こどもの館』であったわけではありません。工事が完了するころまでは『県立青少年・児童健全育成センター』だったのですが、県民に親しみやすい名称をとという発想から、オープン時に『県立こどもの館』と命名されて誕生しました。

即ち、『県立こどもの館』は、青少年・児童の健全な育成を図ることを目的とした調査・研究・指導助言を行う中核センター機能を有する施設であることが原点なのです。

昭和時代の後期の日本は、行き過ぎとも見える平等原理の風潮によって、人間の成長発達に必要な、勝つ・負ける・善悪・忍耐などの行動や、特色・個性を認める個別原理のすべてを否定する思想が、社会にも学校にも家庭にも感染し、こどもの育ちの世界を侵してしまったのです。

これらの現象は、心身ともに健全な人間の成長ではなく、日本民族にとっては未来が案じられる傾向であったわけです。

そこで、『こどもの館』は、人間本来の姿にもどり、『育てる力』『育つ力』を育成するために、先進的・伝統的事業を組んだのが現在のこどもの館の諸事業の原点なのです。

『こどもの館』の設計者は安藤忠雄氏ですが、平成3年に建築業協会賞を受賞しています。その受賞理由が「設計者の設計理念と運営者の運営方針とその実践方法が、こどもの健全育成を原点として一致している」であったことは、『こどもの館』が現在もなお健在で、全国においても世界においても、唯一の運営内容を持つ施設として存在している所以（ゆえん）であろうと、誠によるこばしく、多くの関係者の方々に心から感謝を申し上げます。



兵庫県立 神出学園

〒651-2304

兵庫県神戸市西区神出町小束野 30

☎ 078-965-1122

FAX 078-965-1123

✉ kande@seishonen.or.jp

🌐 <http://www.kande-gakuen.jp>

設置者：兵庫県

対象者：中学校を卒業した県内に在住する23歳未満の男女。不登校等で進路発見が困難な状況にありながらも、自分の生き方や進路等を見つきたいという意欲をもち、体験学習や寮での共同生活ができる人

定員：約80人

在籍期間：原則2年以内

授業料：無料（ただし給食費、教材費などが別途必要）

沿革

平成元年 6月	県立高等自然学校（仮称）の検討を開始（県教育委員会）
12月	県立兵庫チャレンジ村（仮称）の検討を開始（県生活文化部こころ豊かな人づくり推進室）
平成3年 6月	ひょうご自立実践学園（仮称）構想策定委員会を設置
平成4年 6月	ひょうご自立実践学園（仮称）基本計画策定委員会を設置
平成5年 4月	県立神出学園（仮称）（旧称「ひょうご自立実践学園」）の開設に向けて学園開設準備担当を設置
平成6年 4月	（財）兵庫県青少年本部に県立神出学園開設準備室を設置
10月	第1回入学式を行い、22人の入学生を迎える
平成18年	指定管理者制度の導入により（財）兵庫県青少年本部が指定管理者に指定
平成21年 10月	寮生活を週「4泊5日」から「3泊4日」に変更「1日交流体験」事業を実施
平成26年 4月	対象年齢の上限を「20歳未満」から「23歳未満」に変更

癒やしの丘から 明日が見えた

神出学園とは、不登校やひきこもりを経験した子どもたちが、豊かな自然の中で仲間やスタッフとふれあい、様々な体験プログラムと寮生活を通じて自分を見つめ、自分の生き方を発見できるよう支援する全国初の公立のフリースクールである。

5.6畝の丘の上に立つ学園からは広大な播磨平野が見える。全寮制のゆとりと潤いのある共同生活の中で、自然、人及び社会とのふれあいを通じて自己に対する理解を深め、自立心を身につけ、自分に適した進路を見いだすことができるように支援する。そして、子どもたちが元気を取り戻すために、多彩なプログラムを実施している。

1人ひとりの心に“寄り添い・信じ・待つ”支援

学園生1人に対して教務担当及び心理担当2人が支援にあたる。週1回程度、面談を行い、教務担当は学園生の生活や進路について話し合い、心理担当はカウンセリングで心のケアを行っている。

学園では学園生一人ひとりのアセスメント（見立て）を大切にしている。面談やカウンセリング、寮生活を担当する生活指導員の観察による情報を共有してアセスメントを行うため、支援相談会議とケース会議を定期的に



乗馬プログラム

実施し、医師の指導・助言を得ながら、個別に支援方針を協議している。

学園生活を通して元気を取り戻した学園生は、通信制高校の卒業、大学や専門学校への進学など、それぞれの進路を切り拓いていく。また、修了後1年間を修了生への継続支援としてフォローアップ期間と位置づけ、心理担当によるカウンセリングを行っている。

ひきこもりの高年齢化や長期化の問題に対して、学園の自然・施設・人的資源を活用し、平成21年度から「1日交流体験」事業を行っている。県内に在住する中学3年生から40歳までのひきこもりなどの状態にある人たちを対象に、年間約24回、金曜日に開催している。午前は希望したプログラムに参加し、午後は集団による活動で他者とのかかわりや社会性を身につけるよう支援している。

学園祭



夏祭り



田植え体験





県立神出学園修了生 岡田 敏和さん

負い目から希望へ 私の神出学園



私が在籍していた神出学園には不登校の若者が多くいます。不登校には「かわいそうな子」「内向的」などのイメージがつきまといまいます。私自身もそう思っていました。入学後になりました。それは総務省の動画コンテストに応募しようと学園生に呼びかけて制作を始めた時のことです。私も含め課題を抱える人たちですが、イラストを描ける人、物語を書ける人、作曲ができる人、声優を目指している人などが集まり、それぞれが能力を発揮する創作集団ができたのです。結果、最優秀賞をいただきました。

なにより嬉しかったのは、不登校という負い目を感じていた私でもここまでやれたことに希望を持てたことです。不登校は社会から見ればルールを外れることですが、私にとってはチャンスだったと思います。今、私は地方公務員をめざして大学で学びながら、神戸市の学生交流拠点でウェブメディアを作っています。自分を変えてくれた神出学園での思い出は一生の宝物です。

修了生、保護者からのメッセージ



県立神出学園修了生保護者 大崎 博史さん

神出学園での成長

縁あって記念すべき本誌に拙稿を寄せる機会をいただき、ありがとうございます。

神出学園との出会いは、高校のカウンセリングの先生からの紹介でした。入学当初は、電車・バスでの通学は大丈夫か、寮での生活は大丈夫かと大変心配も致しましたが、高校生活とは違い、自分から進んで学園へ通い、笑顔も増え、家でもいろいろと話をしてくれるように変わりました。人と話をすることも苦手でしたが、神出学園の生活で友だちとのコミュニケーション、動物とのふれあい、畑仕事などいろいろな体験をすることで、自分に自信が持て学園祭ではステージの上で歌うこともできるようになりました。今年4月からは、自動車の専門学校へ入学し、新たな目標をもって活き活きと生活しています。神出学園での生活は、息子にとっての人生の中ですごく意義のある1年間であったと思います。また、親にとっても感謝に堪えない気持ちでいっぱいです。



特別寄稿

若者たちの青春を支えて25年 —全国初の公立不登校支援施設の若者たちとともに—

兵庫県立神出学園 学園長



小林 剛

不登校支援の本格的支援施設として平成6年に開設された兵庫県立神出学園は、本年で開設以来25年目を迎えました。この間、不登校という苦悩を背負って入学してきた若者たちは、学園のスタッフや、美しい自然や動物たちに癒されて、本来の青春を取り戻し、2年間の学園生活を修了し、高校や大学や社会に飛び立っていきました。学園を修了した若者たちは、開設以来、今春でトータル660名になりました。こうした不登校支援の公的支援施設は、今も全国には例がありません。

この学園の創立の理念は、中学校卒業以上23歳未満の不登校、ひきこもりの若者たちに自分づくりと生き方探しを支援する学園として構想されたものです。今や不登校支援の問題は、非行や問題行動などの問題を超えて、学校における最大の教育問題となっています。

不登校の若者たちの苦悩は何よりも「学校に行きたい気持ちがありながら、心と体が動いていかない」ところにあります。

不登校の若者たちは、決して学校や勉強を拒否している子どもたちではないのです。こうした若者たちを支援していくには、何よりも専門的な心の支援と生き方の支援が求められます。

兵庫県立神出学園が構想されたのは、こうした不登校の若者たちに専門的な支援の手を差し伸べる全国初の不登校支援への熱い期待があったたからに他なりません。

支援の理念を分かりやすい言葉で表現すれば、不登校の若者たちの心の奥までしっかりと「寄り添い」「共感する」ことによって、心身の安定を図り、生き方探しを支援することです。

この学園での支援スタンスは25年間ぶれることなく続けられてきました。その努力もあって、旅立った若者たちは不登校だった暗い過去の思いを乗り越えて、学校や社会や地域で生き生きと活動しています。今、学園の25年を振り返る時、学園の不登校支援の実績は、県内外の不登校支援に大きな足跡を残したといってもよいと考えています。



兵庫県立 山の学校

〒671-2515

兵庫県しそ宍粟市い山崎町五十波430-2

☎0790-62-8088

✉ yamanogakkou@seishonen.or.jp

🌐 <http://www.seishonen.or.jp/yamanogakkou/>

設置者：兵庫県

対象者：義務教育を修了した人で、寮での共同生活や体験活動のできる21歳未満の県内在住の男子

定員：20人

修学期間：1年間の全寮制

授業料：無料（ただし教材費、寮費、各種資格検定費など別途実費が必要）

沿革

昭和63年	県生活文化部こころ豊かな人づくり推進室 こころ豊かな人づくり懇話会にて、学校の枠を超えた新しい学び場の必要性の提言
平成元年	青少年問題協議会にて「無職少年」問題の課題と解決についての意見具申
平成3年	ひょうご自立実践学園（仮称）基本構想の先行事業として「山の学校」の設置を検討
平成4年	山の学校開設準備担当を配置
平成5年	県立山の学校開校式、第1回入学式を挙行 県立林業研修館別館（五十波寮）竣工
平成6年	第45回全国植樹祭（美方郡村岡町）参加 県立林業研修館 実習館（体育館）竣工
平成8年	財団法人兵庫県青少年本部が管理運営を事業受託
平成26年	「公の施設」となる 公益財団法人兵庫県青少年本部が指定管理者となる

学校教育の枠を超えた「学校」で可能性探る

昭和63年、県生活文化部こころ豊かな人づくり推進室の「こころ豊かな人づくり懇話会」で、学校の枠を超えた新しい学び場の必要性が提言されたことが開校のきっかけ。平成3年、無職少年問題や高校中退・登校拒否という教育上の課題が社会問題となるなか、当時の貝原俊民知事が自立実践学園構想を発案した。元気の青少年に森林という学びの場を提供し、人間性を高めるプログラムを展開して青少年の人づくりを進め、林業の活性化と後継者の確保などがねらいだった。

平成5年、宍粟郡（現・宍粟市）山崎町五十波の林業試験場（森林林業技術センター）の林業試験館内に開校した。開校式で貝原知事は「人間教育を目指す一つの大きな施策。単に林業の後継者を育成するという考え方で始めたものではない」と語っている。

自立する力を育む体験活動と寮での共同生活

生徒たちは校内にある五十波寮で寝食をともにした共同生活を送り、さまざまな体験活動にも取り組んでいる。貝原知事の「ときに厳しく、ときに優しい自然は人間としての基本を教える『生きた教科書』」という言葉通り、自然をフィールドとした森林実習は同校の教育の中核である。兵庫森林管理署や兵庫みど



開校式で設立のねらいを話す当時の貝原知事

り公社の支援によって、生徒たちは専門家や森林関係団体による指導を受け、枝打ち、伐倒などの知識や基本技術を習得するほか、地元の協力によって物事をやり抜く力や忍耐力を養い、自己有用感や達成感を味わっている。

設立以来、五十波地区と交流活動を続け、平成25年からは秋に「山楽祭」を開催し、生徒による成果発表や地元自治会による出店などで地域と協働した取り組みを展開。また、毎月の地域清掃や宮城県、熊本県などの被災地との交流などボランティア活動に取り組んでいる。

このほか、3日間で77kmを歩く千種川沿い縦走、いえしま自然体験センターでの野外活動、宍粟杉を活用したベンチ製作などのものづくり体験、兵庫県立ピッコロ劇団の表現指導など、幅広い分野の体験活動で自立に向けた力を養っている。開校から25年がたち、330人を超える修了生の中には林業関係や企業への就職、高校や森林大学校への進学など各方面で活躍している。

実習



体験



交流





17期修了生 村上 拓さん（兵庫県西播磨県民局光都農林振興事務所
森林第2課 職員）

山の学校への感謝と思い



山の学校に対する思いは多くあり書ききれませんが、貴重な林業体験をたくさんさせていただきました。入学当初は、将来自分が何をしたいのか分からない状態でしたが、寮生活や林業体験をさせていただく中で、林業に興味をもってきました。中でも、林業関係者の生の声を聞くことができたことは、当時の私にとってとても刺激になりました。

現在は、兵庫県西播磨県民局に勤務し、崩れた山を修復したり、土砂災害等を防ぐための治山ダムを造ったり、山林を健全に保つための森林整備を行ったりと、県民の皆様が安全に暮らせるよう、日々努力しています。

山の学校を卒業したあとは、学校と地域に恩返しをしたいという思いが常に心の片隅にあり、いま西播磨地区で仕事をさせてもらっていることにととてもうれしく思っています。山の学校の1年間はとても貴重で、かけがえのない日々でした。感謝しています。本当に有難うございました。

修了生・保護者からのメッセージ



修了生保護者 ^{うえの}上埜 晴恵さん

トンネルを抜けて…

山の学校を見つけたのは主人でした。息子の将来を心配するもうまく関われない夫が高校より登校を拒否し始めて数年を経た息子に勧めました。行くと決めたのは息子です。生活を変えたい、変わりたい、前に進みたいと考えたのでしょう。山の学校は私たちにとって長いトンネルを抜けた久しぶりの新鮮な温かい空気でした。私たちにとって輝かしい光でした。

友だちとの色々な活動、寮生活、大勢での美味しい食事、父親として、人間として、正面から向き合ってもらえる先生方、本当に全てが有り難い事で大切な経験をさせていただきました。定時制の高校へ行き、大学を受験し、今息子は教師へと自分の道を進んでいます。これからのさまざまな困難に出会った時の自分の中の引き出しの1つとして財産になっていると思います。息子だけでなく、私自身も先生に励まされ、元気を力を頂きました。拙い文章ではありますが、山の学校への感謝の言葉とさせていただきます。



特別寄稿

創立50周年記念を祝う!! 兵庫県立山の学校の思い出

兵庫県立山の学校 第2代校長



市橋 敬典

平成4年4月1日、兵庫県生活文化部こころ豊かな人づくり推進室に「山の学校開設準備担当（仮称）」が設置され、4名の者が配属され、私もスタッフの一員として携わらせていただきました。県の重要新規施策を一から創っていくということは、重要な経験でした。

「県立山の学校」は平成5年1月20日の開校から早や25年が経過し、第26期生を迎え入れています。その間、県当局をはじめ多くの関係機関の皆さま方のご指導ご支援により、今日を迎えることができているものと思います。

兵庫県は森林の宝庫であり、この恵まれた自然をフィールドとして、より豊かな人間性を持つ若者を育てたい、単に林業関係の後継者を育成するという考えではなく、幅広い人間教育をめざす施策の一つとして、当時の故・貝原俊民知事の熱い思いから『学校教育法の枠を超えた全国に例のない1年間の全寮制の新しい学びの場』として、現在の宍粟市山崎町五十波に生まれた学校です。

生徒とともに林道を縦走、森林実習、農作業、全国植樹祭への参加など、ともに汗を流したことが今も脳裏を駆けめぐります。

生徒たちの努力はもとより、歴代校長・スタッフの献身的な関わりと努力により、15歳から20歳までの若者が、緑豊かなフィールドで学び、1年間で心身ともにたくましく成長して、県下で活躍しています。

平成8年度より、山の学校は運営主体を兵庫県生活文化部から（財）兵庫県青少年本部に移管され、今日を迎えています。

県下の青少年の育成に尽力されている青少年本部が、このたび創立50周年を迎えられ、記念誌を発行されることになり、本来ならば、初代校長が寄稿されるべきところ、ご逝去されていますので、私のような者に記念誌の寄稿を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。本日は、創立50周年記念式典の挙行、誠にありがとうございます。

兵庫県立 いえしま 自然体験 センター

〒672-0100

兵庫県姫路市家島町西島

☎079-327-1508

🌐 <http://www.shizen-ieshima.com/>

【施設概要】

- ・管理棟(オリエンテーションルーム、会議室など)
- ・環境学習センター(海辺のライブラリー、多目的室など)
- ・食堂、大浴場
- ・避難管理棟、野外炊飯場
- ・艇庫(カヤック、カヌー、クリアカヌーなど)

《宿泊定員》

ロッジ 217人、テント 156人



沿革

昭和 54 年	庁内に副知事・関係部局による「母と子の島」建設推進委員会設置(2月)、「母と子の島」建設調査委員会設置(4月)、建設予定地調査、基本計画の策定
昭和 55 年	基盤整備(幹線道路ほか)・野外活動地区工事着手
昭和 57 年	兵庫県立母と子の島の設置及び管理に関する条例制定(3月)、野外活動地区一般供用開始(テント宿泊)、中央地区工事着手(5月)
昭和 59 年	中央地区一部供用開始(テント宿泊)
昭和 60 年	(財)兵庫県青少年本部が管理運営を受託(4月)中央地区全面供用開始(ロッジ・テント)(6月)
昭和 63 年	中央地区連続ロッジ3棟完成
平成 2 年	大ロッジ6棟完成・供用開始
平成 6 年	創作活動地区多目的棟完成
平成 7 年	創作活動地区周辺整備完了
平成 18 年	指定管理者制度の導入により(財)兵庫県青少年本部が指定管理者に指定
平成 19 年	県立いえしま自然体験センターに名称変更環境学習センターを建設「海の世界学習の拠点」機能を付加
平成 24 年	(一社)いえしま自然体験協会が指定管理者に指定

自然体験活動を通して 共に生きることを学ぶ

青少年野外活動施設「母と子の島」の名称を「いえしま自然体験センター」に変更し、ひょうごの子どもたちの「海の環境学習&自然体験活動の拠点」として平成 19 年 5 月、リニューアルオープンした。

瀬戸内海の美しい海に囲まれ、親子がともに楽しみ、子どもたちが自然の不思議にふれ、美しい神秘的なものを発見する喜びや感動を味わい、自らの体験を通して自然の環境や、いのちの大切さを考え、学び、守るためのさまざまな「環境学習&自然体験活動プログラム」を準備している。多くの家族連れらに利用され、自然学校や環境体験学習など小・中学校、高校、大学にも利用されている。

青少年が集い、自らの力で作り上げた青年の島

当時の坂井知事の発案で、青年の島（家島町松島）が昭和 48 年に建設。青少年がボランティアとなり、施設や環境を整えていった。その後、昭和 54 年の国際児童年を記念して、自然とのふれあいの中で親と子が心身を鍛錬し、創造性を高めることにより、心の通った幸せな家庭づくりに資するため「母と子の島」の建設が提唱された。

基本理念には、「日本海、太平洋と南北に海をもつ海洋県、兵庫の特性を生かし、四囲



昭和 56 年 野外活動地区（立舞）建設中

を海に囲まれた自然の中で、親と子が集団生活を通して自然に親しみ、自然に挑み、自然を愛し、自然を理解し、大自然にはぐくまれてつつ勤労や創造の喜びを体験するとともに、互いの心のふれあいを深めるための学習の場を創造し、失われつつあるといわれる家庭教育の見直しの場とするとともに、明日の社会の担い手である子どもたちを大自然の中で具体的生活体験を通じて、心身ともに健やかに育てるための場として『母と子の島』を建設しようとするものである」とある。

また、建設に当たっては家島町住民の積極的な奉仕作業を受けた。

心の豊かさが求められる時代だからこそ、体験し、感動し、涙や汗を流し、共に生きていくことの素晴らしさを体験することが不可欠となっている。兵庫県立いえしま自然体験センターは、そうした体験と学びが存分に得られる貴重な施設である。



家島町役場 道づくり



坂井知事 青年の島来島



井戸知事 リニューアルオープンで来島



兵庫県立 兎和野高原 野外教育 センター

〒667-1336

美方郡香美町村岡区宿791-1

☎0796-94-0211



✉ info@uwano.jp

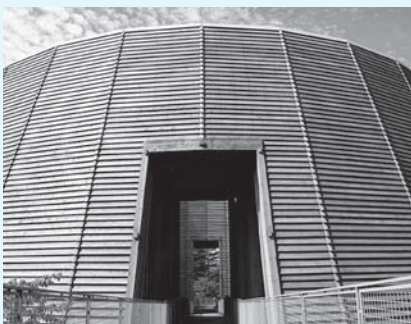
www.uwano.jp

木の殿堂（付属自然学習施設）

〒667-1347

香美町村岡区和池951

☎0796-96-1388



沿革

昭和42年	第1キャンプ場建設 管理棟・テント20張り、炊事場、トイレ新築
昭和43年	県立兎和野高原野外教育センター開設(県教育委員会)
昭和44年	第2キャンプ場建設 テント14張り・炊事場・トイレ新築
昭和45年	メイン施設(現在の管理棟)新築、開設 冬季の受入開始
昭和60年	(財)兵庫県青少年本部が管理運営を受託
昭和63年	自然学校の受け入れ開始
平成3年	宿泊棟、食堂棟、体育館新築、開設 自然学校の全校実施
平成6年	第45回全国植樹祭開催、木の殿堂開館 木の殿堂及び自然とのふれあいの森が、県立兎和野高原野外教育センターの付属施設になる
平成14年	第1キャンプ場のテントデッキ、テントを全面改修 (早瀬佐千子氏寄贈) 「早瀬キャンプ場」と改名
平成16年	沖縄県より、「兵庫・沖縄友愛シーサー」の寄贈を受ける
平成18年	指定管理者制度の導入により、(財)兵庫県青少年本部が指定管理者に指定される
平成22年	香美町が指定管理者に指定
平成29年	県立兎和野高原野外教育センター開設50周年記念式典開催

野外教育施設としての役割

瀬川山の麓に広がる^{うわの}兔和野高原は、日本百景にも選ばれ、四季折々に鮮やかな自然美を見せてくれる。春は1万本を越す朱色のレンゲツツジが咲き、夏は緑一色の中、冷涼な澄んだ空気が吹き抜け、秋は紅葉とともに木々の実がなり、やがて白銀の世界に動物たちが足跡を残すうれしい冬を迎える。

標高540^{メートル}～650^{メートル}のこの高原に、野外活動を通じて健全な青少年を育成することを目的に、県立兔和野高原野外教育センターが昭和43年、オープンした。広大な土地（約127^{ヘクタール}：甲子園球場33個分）と豊かな自然を生かした青少年の野外活動施設として毎年4～5万人に利用され、460人を収容できる4つのキャンプ場、山岳ハイキング・スタンプラリー・自然観察・クラフトなど多様な活動が展開できる。

自然学校、十石高原・木の殿堂

昭和63年度からは「自然学校」実施に伴い、当センターの利用度が一気に高まってきた。平成3年度に高原の雄大な風景に合わせてデザインされた、ヨーロッパ・チロル風の宿泊棟や食堂棟・体育館が建設され、きれいで快適な宿舎になった。

平成6年5月22日、天皇・皇后両陛下をお迎えし、十石高原と兔和野高原で第45回全国植樹祭が開催された。合わせて十石高原



当本部に多大な協力をいただいた篤志家の早瀬佐千子さん。写真は兵庫県立兔和野高原野外教育センターに寄贈された「早瀬キャンプ場」の竣工式にて（前列中央、平成14年5月）

一帯は「自然とのふれあいの森」として整備され、新たに当センターの活動エリアに加わった。森や木の文化を学び、森と共に生きる喜びが味わえ、のびのびと安心して活動できる。中心施設「木の殿堂」は、人と木の関わりを紹介する世界の木造民家や民具の展示、組み木細工を中心とした木工クラフトのできる工作室などが設置されている。

また、高原のシンボル「グリーン広場」で5月中旬、100年以上続く「うわのツツジまつり」が開かれ、近年は三世代そろって楽しめる地域の行事として親しまれている。

近年、サッカーやラグビーなどの各種スポーツ団体や音楽サークルの合宿、ファミリー層向けのオートキャンプ場整備、シニア層のための登山やスキー関連事業が実施されている。また、年間7回実施の「グラウンドゴルフ大会」、周辺施設とタイアップした「姫ボタル・瀬川平トレイルラン」など、家族連れからシニア層まで幅広く受け入れ、様々なニーズに対応していく必要がある。

クロスカントリースキー



自然学校



姫ボタル・瀬川平トレイルラン



特別寄稿

母と子の島って

“お父さん”は行かれへんの？

一般社団法人 いえしま自然体験協会 名誉会長



鋤方 志郎

「鋤方くん！君、“母と子の島”をやってください」。昭和55年3月、洋大同窓会に参加していた私の席に坂井時忠知事が来られて言われました。

“母と子の島”は昭和54年、国連が定めた国際児童年に因んでその建設を知事が提唱されたものです。4月1日、辞令をいただいて、3日には西島の野外活動地区の起工式。式を終えて家島本島に寄ったところへ現地から連絡があり、隣接地の地権者が縄張りをして工事を妨害しているとのこと。波乱万丈の幕明けです。

地元町、部落、住民との十分な協議がされていない。用地の大部分は部落の所有地であるが、建物や施設の要（かなめ）になる土地は民地で、その買収ができていない。漁業権者との協議は全くされていない。水の確保がされていない。海上交通が確保されていない。およそ、施設建設に必要な基礎的作業が未完のまま建設が進められてきていたのです。

工事を中止したまま、一からのやり直しです。トップ会議での了承をいただいて、それから約半年かけて全体計画の見直しから全て一からのスタートです。

最も困ったのが「水」の確保。もともと瀬戸内の島は、水不足に悩んできています。当時、家島町では、「水道丸」という船で赤穂市坂越から1日3航海して家島、坊勢（ぼうぜ）の住民に給水しており、それ以上の給水は無理な状態。やむを得ず、その頃、新しくできた海水淡水化装置を導入すると同時に、畑野實雄・家島町長と協議して家島、坊勢島、西島への海底送水管の設置を計画しました。これは当時の国土庁の理解と知事の力添えを得て、昭和59年から西島へも送水を受けられるようになりました。

建設当初の困難は、数えればきりがなほ山積していましたが、庁内の関係各部署担当者の協力も得て乗り越えてくることができましたのです。

“母と子の島”という名称は、初めは馴染み難かったようですが、夢のある名称として親しまれるようになりました。現在の“いえしま自然体験センター”の名称もようやく親しまれてきていると思います。

特別寄稿

ユースセミナー事業の思い出

自分新発見・夏山にチャレンジ



兵庫県立兔和野高原野外教育センター 元副所長

前田 義夫

県立兔和野高原野外教育センターでは、毎年夏休みに小学校4年生から6年生までの児童30名を対象に、10泊11日のチャレンジキャンプを実施する。

県内各地から集まる子どもたちは、初めはよそよそしく緊張し、堅苦しい雰囲気の中で始まる。仲間に入れずホームシックで涙する子、喧嘩をする子、気ままな言動が目立つ子などさまざまだが、生活に慣れ仲間意識が高まると、友達の輪が広がり班の交流が始まるなど、子どもたちの行動に変化が見られる。

毎日の生活は班単位で活動し、食事作りは全て自分たちでやらなければ生きられないという基本設定の中で、しだいに協力し合い、班の結束や仲間との共生が密になっていく。今まで薪で火を焚き食事を作ることなど初めての子が、経験を重ねることで自ら率先し、手際よく行動するようになった。

また、テント設営や刃物の使い方など、野外で生活するための必要な知識を着実に学び、県内最高峰氷ノ山を目指し、3泊4日の移動キャンプに出発する。生活に必要な荷物をリュックに背負い、炎天下の中、往復50kmの山道を歩き続ける。ともすれば遅れそうになる仲間たちに「おーい頑張れー」と口々に励ましあう自然な光景は、入所時の状況からは到底想像もできない姿である。氷ノ山に登頂すると心地よい涼風と澄み渡る山々を遠望し、どこからともなく子どもたちの歓声が響き渡る。

このように、子どもたちが相手を思いやり、年下の仲間をわが弟のように気づかう純粋な心は、共同生活を通して苦楽を共にし、共に耐え抜いた仲間意識から芽生えた自然な姿であり、心身ともに逞しく成長したことの証しであることを確信する。閉会式で涙を流し、別れ行く子どもたちの表情には、11日間の厳しい生活をやり遂げた充足感と、仲良しになった友との惜別が複雑に交差する様子がうかがわれる。

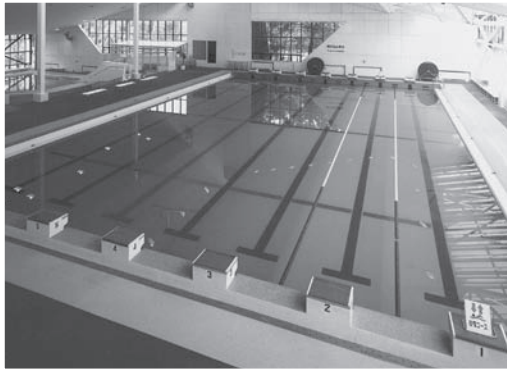
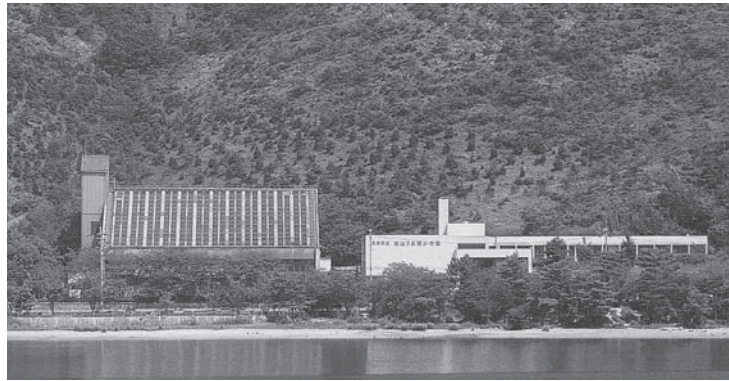
センター職員も、子どもたちが健康で安全に活動するために、11日間寝食を共にし、側面からの安全管理や指導体制を組み、職員が一体となって進めていく。こうした能動的取り組みは、当野外教育センターの心髄でもある。

兵庫県立 東はりま 青少年館 (現・平荘湖 アクア交流館)

〒675-1232

兵庫県加古川市平荘町里1137-12

☎079-428-2015



写真上…平荘湖のほとりに整備された兵庫県立東はりま青少年館(当時)
写真下…だれでも年中泳げる室内温水プールなどが設けられ注目を集めた

県立東はりま青少年館は、加古川市北部の平荘湖のほとりに位置し、勤労青少年の文化、スポーツ、レクリエーション活動を促進するとともに、勤労者をはじめ、広く県民の福祉の増進を図ることを目的としたCSR施設として、昭和57年4月に県が設置。当初、管理運営を(財)兵庫県勤労福祉協会が受託した。

沿革

昭和57年	開館(管理運営:(財)兵庫県勤労福祉協会)
昭和60年	(財)兵庫県青少年本部設立とともに管理運営を受託
平成18年	指定管理者制度の導入により、(財)兵庫県青少年本部が指定管理者に指定
平成20年	加古川市へ移譲のため県立施設としての青少年館を廃止(3月)、移譲に向けた大規模改修工事開始(4月)
平成21年	加古川市との県有財産譲与契約締結(3月)、平荘湖アクア交流館(加古川市立屋内温水プール)としてリニューアルオープン(7月)

昭和60年4月、より強力な青少年育成活動を展開するために設立された(財)兵庫県青少年本部が、県勤労福祉協会の代わりに同青少年館の管理運営を担うこととなった。「いつでもだれでも年中泳げる室内温水プール」のほか、多目的ホール、会議室、和室を活用した教養セミナー(書道、囲碁、生け花、英会話など)や各種イベントの開催、また、青少年の交流の場としても利用され、広く県民に親しまれた。

平成19年度、同青少年館は加古川市が設置する類似施設との連携を深めることにより、これら施設の一層の利用促進及び経営の効率化を図るという県市合意のもと、県は同青少年館を同市に移譲することとし、県立施設としての同青少年館を廃止した。

その後、これまでの施設に合宿などでの宿泊機能を付加するなどの大規模改修工事を行い、平成21年7月、「平荘湖アクア交流館」(加古川市立屋内温水プール)としてリニューアルオープンし、現在に至っている。

兵庫県立 西はりま 青少年館 (現・たつの 市青少年館)

〒679-4167
兵庫県たつの市龍野町富永
☎0791-62-2626



写真上…文武両道をめざすコミュニ
ニティ施設として整備された兵庫
県立西はりま青少年館(当時)
写真下…3百人の収容が可能な
ホール。このほか体育室、ラケット
ボールコート、創作室なども設
置された

県立西はりま青少年館は、県立東はりま青少年館と同様、CSR施設として昭和58年4月に県が設置。その管理運営を(財)兵庫県勤労福祉協会が受託した。昭和60年4月から、東はりま青少年館とともに(財)兵庫県青少年本部が管理運営を担うこととなった。

主な施設として、管理研修棟(会議室、和室、創作室)、体育室棟(ラケットボールコート、体育室)、ホール棟、野外ラケットボールコートがあり、勤労青少年をはじめ多くの県民に利用された。

平成9年4月、龍野市が設置する龍野市総合文化会館と、隣接する同青少年館を一体的に管理運営することにより、両館の施設を相互に提供し合い、利用促進を図るとの県市合意のもと、県は、同青少年館の運営主体を、青少年本部から同総合文化会館を運営する(財)童謡の里龍野文化振興財団に移管した。

その後、県の行革に沿い、引き続き県市で協議を重ねた結果、平成15年3月、両館の一体的運営のメリットをさらに生かすため、県は同青少年館を龍野市に移譲することとし、県立施設としての同青少年館を廃止、同年4月から施設の名称を「龍野市青少年館」とした。

以後、大規模改修工事を経て、平成17年4月にリニューアルオープン。同年10月に名称を「たつの市青少年館」に変更し、現在に至っている。

沿革

昭和58年	開館(管理運営:(財)兵庫県勤労福祉協会)
昭和60年	(財)兵庫県青少年本部設立とともに管理運営を受託
平成9年	県行革に基づき施設管理運営終了(同年4月から(財)童謡の里龍野文化振興財団が管理運営を受託)
平成15年	龍野市へ移譲のため県立施設としての青少年館を廃止 龍野市との県有財産譲与契約締結(3月)、「龍野市青少年館」に名称変更(4月)
平成17年	リニューアルオープン(4月) 「たつの市青少年館」に名称変更(10月)

第5章

青少年本部の今後の展開

今後の展開に専門家ら4人が提言

創立50周年で記念座談会



梶木 典子氏

神戸女子大学教授、
NPO法人日本冒険遊び場づくり
協会副代表

藤本 圭光氏

NPO法人神戸オレンジの会
理事長

松尾 由香里氏

県警サイバーパトロールモニター、
NIT情報技術推進
ネットワーク株式会社勤務

山崎 清治氏

NPO法人生涯学習サポート兵庫
理事長

「こどもたち 一人ひとりが輝く社会をめざして」をテーマとして、創立50周年を記念した有識者らによる座談会を6月5日午後、神戸市中央区の兵庫県民会館で実施しました。

パネリストは、子どもの遊びに関する地域活動に詳しい神戸女子大学の梶木典子教授、ひきこもりの子どもを持つ親を支援する神戸オレンジの会の藤本圭光理事長、若者のネット利用の実態に詳しい県警サイバーパトロールモニターの松尾由香里さん、実践活動団体で生涯学習サポート兵庫の山崎清治理事長の4人。青少年本部の今後の展開に向けて、それぞれの立場から意見・提言をいただきました。

また、進行役は（一社）兵庫県子ども会連合会の浅見真一事務局長に務めていただき、職員研修の一環として当本部の職員ら約30人が出席、皆が考えを紙に書いて披露する全員参加型の即答フリップ方式で行いました。



●コーディネーター●

浅見 真一氏

一般社団法人兵庫県子ども会連合会
事務局長

子どもたち一人ひとりが輝く社会とは

浅見：全員参加型の即答フリップ方式とは、こちらが質問をして、参加者とパネリストがフリップに即答で考えを書いて掲示する仕組みです。

まず、1問目は自己紹介に絡んで、「私、一見□□ですが、実は〇〇です！」と質問します。例えば私の場合、「私、一見、堅い事務局職員ですが、実は柔らかいバンドマンです」といった具合です。

山崎：私は一見、すごく明るく、よく話すコミュニケーション上手と思われがちですが、実はすごい人見知りです。できれば人と関わりたくない、一人の世界が大好きな人間です。

松尾：私は一見、素敵な、できる女に見えますが、実は2人の孫のおばあちゃんです。

藤本：僕は一見、生真面目なA型に見えますが、実際は好奇心旺盛なB型です。

梶木：生真面目なA型の私で、見た目はすごく優雅なバレリーナのように見えますが、実はフルマラソンを完走したことがあります。

浅見：それでは2問目。「子どもたち一人ひとりが輝く社会をめざす」というテーマで、具体的にイメージするのは何ですか。まずは会場の参加者にお聞きします。

参加者：私は「子どもたちの笑い声が響く社会」。

参加者：私も同じで、「子どもたちが自由に笑っている情景」です。

多くの実体験ができる社会に 子どもたちの多様性こそ重要

浅見：ではパネリストの方々をお願いします。

松尾：「ひとつでも多くの実体験」です。こ

れを通して子どもたちが本当にやりたいこと、なりたいたいものになれる社会ではないでしょうか。ネット利用が低年齢化してい

ますので、子どもたちは自分でいろんな情報を取ることができます。それで実際に見て来たつもり、体験したつもりにもなります。本当の実体験を通して、自分の目で見て、感じてということが出来る社会が必要です。アナログ世代では当然だったことが、現代ではあえて意識しないとできない体験となっています。そうした実体験が一つでも多くできることが大切です。

藤本：私の場合は、「自由に動き回れて、認め合う社会」です。引き

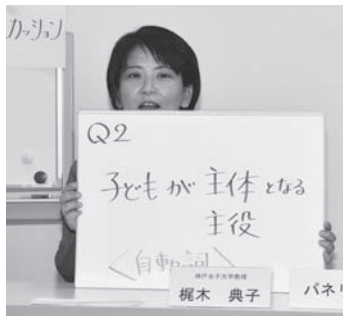
こもりの子どもたちは、動けないとか、動いていいのだろうかとか心配してしまう子が多いのですが、自由に動き回れて、かつ、それで大丈夫だよという社会こそ、一人ひとりが輝ける社会だと思います。

山崎：私は、「ダイバーシティ（多様性）」です。笑

っているのが子どもの素晴らしい状態だとすると、笑えていない子はどうなるのかとなります。すべてのことについて、私たち大人が子どもはこうあるべきだという観念を取り去り、その子自身がどうありたいのかを大事にしないとけない。



梶木：「子どもが主体・主役となる」です。子どもが主体となり、何をやりたいのかという意見をちゃんと持てる、やりたくないという選択肢も主張できることが重要です。子どもが自分で何をしたいかを話せるという機会が少なくなっている。させられることに慣れ過ぎて、自分でやることの楽しさがないのではないか。子どもの挑戦したい思いをそがないことが大事ではないでしょうか。



ネット社会の承認欲求 「ヒャクゼロ」風潮に警鐘

浅見：次の質問です。今の子どもや青少年を取り巻く社会状況で気になることはなんでしょうか。

梶木：「少子高齢化」と「(誰かと比べる)同調圧力」です。こうあらねばならないという強迫観念で子育てをするという親が結構多く、誰々と比べてどうというような、そうならねばならないという無言の圧力は非常に怖いと思っています。

藤本：「人とどうつながればいいのか分からないという子ども」や「ひきこもりの子ども」です。彼らを孤立させないためには、画一的ではなく柔軟に対応しながら支援していく必要性を感じています。

松尾：「ネット利用と、その先にある承認欲求」です。例えば「いいね」が欲しいというもの。他人から認められた経験がなかったり、褒められたことがなかったり、愛情を感じられなかったりという理由がこの気持ちの裏返しにある。洋服を1枚ずつ脱いで多くの人の注目を浴びる

ということをして、本当に未成年でやっている。これも同調圧力で、一番の承認欲求の原因が他人と比べるということです。

山崎：SNSなどで見られる「ヒャクゼロ」の風潮です。良いか悪いかの二択しかない極端な評価が増え、悪いことをした人の罪だけでなく、人格や関係のない他のことまで否定されている。みんなが悪いという方向に動いたら、「悪い奴め、とことんまで苦しみ」という勢いになって、「ここは悪いと思うが、この部分は良かったのではないかと考える力が見られない。すべて「ヒャク」か「ゼロ」で動いていく世界はとても気になります。

生きているだけで丸もうけ リアル社会の会話、声かけを

浅見：次の質問です。子どもたち一人ひとりが輝く存在になるため、家庭や学校、地域に必要なことは何でしょうか。まずは会場に聞いてみます。

参加者：家庭での会話の時間が減ると、子どもにすごく影響が出ると思います。また、私は小学校の教員でしたが、学校では多様性が一番必要で、教師にとっても大事なことだと思っています。さらに地域では、子どもが遊べる環境が昔に比べて減っていると感じます。公園でボール遊びができないとか、不審者の問題などが生じているからです。

浅見：では、パネリストはどうですか。

梶木：子どもも大人も、余裕がないのではないのでしょうか。スケジュール通りに管理されるのではなく、何もしなくていい



時間、ゆとりの時間という「すき間」を用意してあげる大人の寛容さが欠けていると思います。

藤本：「人とどうつながればよいのか分からない」という子どもがいます。また、ひきこもりの子は、自分は何もできていない、成果をあげていない、学校にも行けていないなどとネガティブに考えるケースが多いですが、何かを成し遂げていなければ価値がないのではなく、「生きているだけで丸もうけ」だと伝えたいです。

松尾：「会話、声かけ」です。家庭での会話が気づかない間になくなっていくのではないのでしょうか。意識をしないと会話はどんどん少なくなります。家族でファミリーレストランに来て、全員がスマホを見ているという状況は、テーブルにいる家族は意識しないと気づきません。いろんな家庭が存在する中で、地域の役割がとても重要になっており、家族が声かけをしてやれない子どもには地域の声かけがとても大切になったり、ネットの中で「いいね」をたくさんもらうという経験ではなく、リアルの世界での声かけや会話を改めて見直していかないといけない。

山崎：私たち大人が価値観を外に出しきれていなければ、子どもたちがちゃんと育つわけがない。大人が「I（アイ）メッセージ」で語る事が重要です。「私はそれは嫌い」「私はこれはダメだと思う」というものです。100人の大人が

いれば100通りの「I（アイ）メッセージ」があり、それが子どもたちの価値観を育てていくし、正解は一つではないことを学んでいきます。大人がちゃんと価値観を示しましょうということ。

失敗、共感できる場づくりを ネット利用の正しい対応必要

浅見：5問目です。いま話された取り組みの中で、具体的にできそうなことはなんでしょうか。会場から先に聞いてみましょう。

参加者：スマホを置いて家族や友だちと目を見て話す時間をつくるのが大事と思いました。

参加者：私も相手のことを知ることが大切と書きました。自分と違った価値観の人を頭ごなしに否定するのではなく、なぜこういう考え方をしているのかとか、いい意味で相手を疑うということができればと思います。

浅見：パネリストはいかがですか。

山崎：「失敗・共感・役割・体験の場づくり」です。失敗すれば、もっとこうすればよかったとか、悔しいという気持ちが生まれますが、そういう失敗できる体験や場がすごく少なくなっている。また、共感できる場も減ってきている。もう一つは役割。若い人は与えられる側としての意識はすごく高いですが、与える側になるとどうしてよいか分からなくなる。つまり「お客



さん」としての考え方はすごく発達しているが、提供する側になったら悩んでしまう。だから、自分の価値観というのは「体験すること」で育っていくと思います。

松尾：「青少年のネット利用の現状を伝え、正しい対応を一緒に考える」です。昔は外の見回りで非行少年の行動を目で確認することができました。いまはネット空間の場合、見えない部分が多くあります。また、ネットでは今起こっていることはもう数カ月が経つというケースもあります。間違った対応をして、大切な子どもの命を失うということがないように、正しい対応を一緒に考えていくことが必要です。



藤本：すべての子どもたちに、「生きていてOK」というメッセージを繰り返し伝えることが大切です。この根本的な訴えを飽きることなく伝えていきたいと思います。

梶木：こどもの冒険ひろばでは、実施場所が遠くて遊び場に来られない子どもたちがいます。そういう子をいかに連れて来るかを考えないといけません。また、少子高齢化になり、情報技術が発達してAIなどが台頭すれば、人間がやらなくてもよいことが出てくる。一方で、人間がやらないといけないことは何だろうかと真剣に考えないと、例えば「子育て」などはどんどん楽な方向に向いてしまう恐れがあります。

青少年本部に期待すること 子どもと大人と一緒に活動できる場を

浅見：次の質問です。子どもたち一人ひとりが輝く社会の実現に向けて、これからの兵庫県

青少年本部に期待する役割は何でしょうか。これは、世代ごとにおひとりずつ聞いていきたいと思います。

参加者：今の時代を活かしての情報発信と窓口になればと考えました。

浅見：30代の方、よろしくお願いします。

参加者：県立こどもの館の職員ですが、館はすごく辺りな所でありまして、そこで誰でも気軽に来られる憩いの場の提供が必要かなと思います。

浅見：40代の方、お願いします。

参加者：神出学園の職員ですが、全スタッフが子どもたちに笑顔で接しています。大人の笑顔は子どもの笑顔につながります。反対に、子どもの笑顔が大人の笑顔をつくっていくんじゃないかと思っています。子どもと大人と一緒に活動する場、一緒に笑顔になれる場をつくっていくことが大切だと感じています。

浅見：50代の方を代表して、どなたかご意見を。

参加者：こどもの館で働いていますが、児童館の職員は研修会でスキルアップをめざすなど、子どもを輝かせるために一生懸命やっています。それを少しでも手助けできるようになればいいなと思っています。

参加者：青少年本部は県の外郭団体という立場もあり、公益財団という性格があるが、役所的であってほしくない。また、営利企業のような活動もするべきではないと思います。コーディネーター的な役割などで青少年の健全育成活動に取り組んでいくべきだと思っています。

子ども主役の施策充実を 「温泉組合」の役割果たして

浅見：次はパネリストにお聞きします。

梶木：「子ども主体の施策の充実」です。子育て支援はどちらかといえば親が主体、親支援



になっている。子どもが輝けるということを考えると、やっぱり子どもが主役になる施策を充実してほしいと思います。

藤本：「しんどいことも県民でシェア」と書きました。健全育成というと、引きこもっている人からするとすごくまぶしい。引きこもりの人も含めて、子どもたちが主体的に生きていくうえで、「しんどい」と感じる場所もシェアすることを担ってほしいと思います。

松尾：「参加したくても、できない子どもに向き合える方法を考える、実施する」です。青少年本部は明るく、まぶしいというイメージです。しかし、いろんなイベントに参加できる子どもだけでなく、行けない子もたくさんいるという現状をしっかりと知ってもらい、そうした子どもたちへの支援も同時進行で考えてもらいたいです。

山崎：「指導者も団体も多様性が必要」です。多様な価値観や手段で青少年を育ててほしい。温泉街に例えれば、老舗の温泉旅館はあるけど、お客さんは減ってきている。でも、この温泉の良さを知って、自分なりの方法で小さなゲストハウスや民宿を始めている人たちもいる。そういう人たちを巻き込んで、温泉の良さをいっば

い知ってもらって、子どもや若者がいろんな方法で楽しめる温泉をつくっていこうという流れの中で、青少年本部が「温泉組合」のような役割を果たしてもらえればと思っています。

遊び心奪う「お客さま時代」 子どもたちの主体的な「体験」を

浅見：最後の質問です。今回のディスカッションで気付いたこと、見えてきたことを一言書いてください。

松尾：それぞれの立場や活動で、子どもたちを見守るという方向性はさまざまということがよく分かりました。自分がやっている活動を一層頑張らなければならないと改めて感じました。このつながりを大切にして活動していければと思います。

山崎：生きるということは面倒くさいが、多様性がある。多様性というのは、そういう生のコミュニケーションを積み重ね



ていくことが大切で、実はそれが豊かさになっていくということなんだと実感させてもらった。

梶木：基本は遊び心かなと思う。

いろんな仕事の中でも、遊び心が入ると仕事も楽しくなるし、それが伝わっていく。大人がいっぱい遊んでください。



藤本：多様性を持たないといけないと思う。しかし、多様性を押し付けているのではないかと矛盾も感じています。

浅見：最後にちょっとまとめをさせていただこうと思います。今の時代は閉塞（へいそく）感があったり、窮屈な世の中です。それは、子どもをお客さん扱いする「お客さま時代」がそうさせ、それが子どもの大事な成長の場を奪っている、という記述を読みました。これは共感したところがあって、子どもたちが主体的にやってみようと思う「遊び心」を奪っているのではないかと指摘しているのです。

昔は、地域で自由闊達（かつたつ）に遊んでいた。それが、遊び場を設けないといけない、あるいはスーパーマーケットではキッズスペースなどがあり、それを「お客さま時代」といいます。遊んでいても誰にも文句を言われたい場所をつくっている。スマホもそうです。お金を払ってゲームをしなさい、ということです。これは大人にとって楽です。しかし、子どもにとっては、やらされることばかりなんです。やってもらうことばかりなんです。

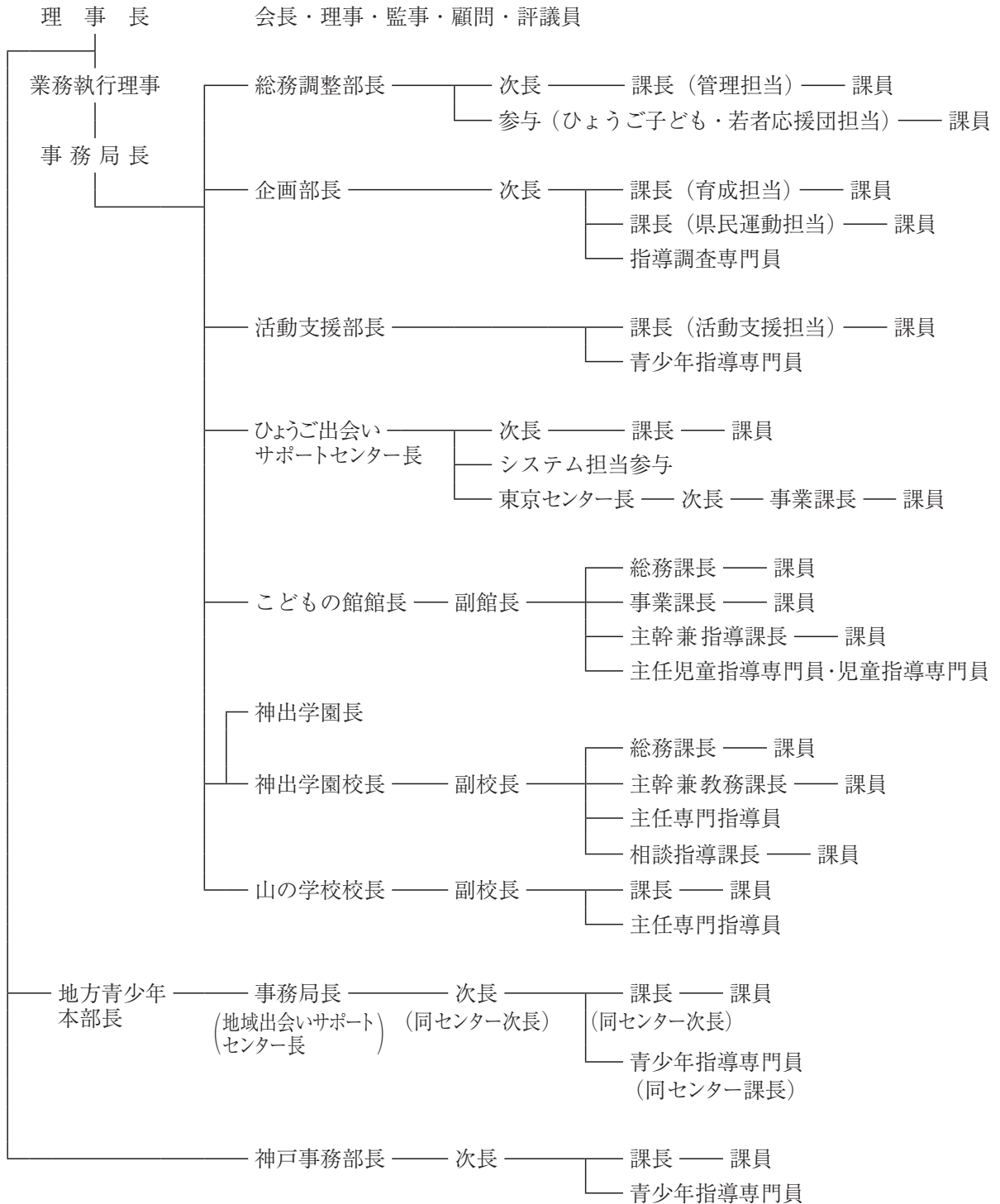
これからの青少年育成は、子どもをお客さんにしてはいけない。関わる自分もお客さんになってはいけない。子どもたちと、主体的に、一緒に体験をする、そこで考え方を出し合うコミュニケーション、自分たちが生きているという実感をすることが、「一人ひとりが輝く社会」なのかと思います。

児童文学者の石井桃子氏の言葉で締めくくります。「子どもたちよ、子ども時代をしっかりと楽しんでください。大人になってから、老人になってから、あなたを支えてくれるのは子ども時代のあなたです」



資料編

組織図 (平成 30 年 4 月)



会長・役員・評議員・顧問名簿（平成30年4月）

会長・役員

役員の種類	氏名	他の役職等
会長	井戸敏三	兵庫県知事
理事長	梅谷順子	
業務執行理事	神崎敏道	
業務執行理事	坂本好也	
業務執行理事	横山佐和子	県立こどもの館館長
理事	大久保和代	兵庫県企画県民部女性青少年局長
理事	小林勝弘	北播磨青少年本部長
理事	下前康夫	一般財団法人野外活動協会理事兼事務局長
理事	富永千世	兵庫県青年洋上大学同窓会顧問
理事	中尾信也	一般社団法人日本ベビーサイン協会事務局長
監事	藤原一幸	
監事	渡邊康夫	公認会計士

評議員

氏名	他の役職等
金澤和夫	兵庫県副知事
坂本津留代	NPO法人ニューいぶき理事長
桜間裕章	神戸新聞社常勤監査役
鈴木武	日本ボーイスカウト兵庫連盟理事長
高木慶子	上智大学グリーンケア研究所特任所長
中後和子	学校法人和弘学園理事・明舞幼稚園長
塚本哲夫	六甲バター株式会社代表取締役会長
中村留美	弁護士
速水順一郎	兵庫県青少年団体連絡協議会会長

顧問

氏名	他の役職等
野尻武敏	こころ豊かな美しい兵庫推進会議顧問
栗原高志	元公益財団法人兵庫県青少年本部理事長
大西孝	前公益財団法人兵庫県青少年本部理事長

歴代役員・評議員名簿

財団法人兵庫県青少年本部 会長・役員・顧問（昭和60年度～平成5年度）

団体区分	役員種別	昭和 60 年度	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度
	会 長				
	理事長	坂井 時忠 (兵庫県知事)	坂井 時忠 貝原 俊民 (61.12.17～)	貝原 俊民	貝原 俊民
	副理事長	三木 眞一 (兵庫県副知事) 今井 鎮雄 (神戸 YMCA 名誉顧問)	三木 眞一 今井 鎮雄	三木 眞一 今井 鎮雄	三木 眞一 今井 鎮雄
	専務理事	宮野 政夫 (兵庫県参事)	宮野 政夫	宮野 政夫	宮野 政夫
	常務理事				
青少年 団体	理 事	前田 薫 (兵庫県青少年団体 連絡協議会副会長) 速水順一郎 (CSR 委員会 中央委員会会長)	前田 薫 速水順一郎	前田 薫 速水 順一郎	前田 薫 速水順一郎
育成団体	理 事	星住や寿の (兵庫県連合婦人会長) 土井 芳子 (神戸市婦人団体協議会長)	星住や寿の 土井 芳子	棧敷 朝子 (兵庫県連合婦人会長) 土井 芳子	棧敷 朝子 土井 芳子
産業経済	理 事				
学識経験	理 事	越川 正三 (関西大学教授) 増田 光吉 (兵庫県家庭問題 研究所長) 小室 豊允 (大阪府立大学助教授) 後藤 安子 (関西大学講師)	越川 正三 増田 光吉 小室 豊允 後藤 安子	越川 正三 増田 光吉 小室 豊允 後藤 安子	越川 正三 増田 光吉 小室 豊允 後藤 安子
地方青少年 本部長	理 事	中馬 勇 (阪神) 舟坂 勝 (東播磨) 湊 謙一 (西播磨) 池口 信一 (但馬) 畑 三男 (丹波) 松井 俊三 (淡路)	中馬 勇 舟坂 勝 湊 謙一 池口 信一 畑 三男 松井 俊三	中馬 勇 舟坂 勝 湊 謙一 池口 信一 畑 三男 松井 俊三	中馬 勇 小林 勝弘 湊 謙一 池口 信一 畑 三男 松井 俊三
市 町	理 事	石古 勲 (社町長)	石古 勲	石古 勲	石古 勲
行 政	理 事	井野 辰男 (兵庫県教育長) 吉野 毅 (兵庫県警察本部長) 大戸 幸吉 (兵庫県生活文化部長) 森田 和美 (兵庫県民生部長) 鷺澤 衛也 (兵庫県労働部長)	井野 辰男 吉野 毅 大戸 幸吉 森田 和美 鷺澤 衛也	井野 辰男 三上 和幸 (兵庫県警察本部長) 林 五和夫 (兵庫県生活文化部長) 米田 恵 (兵庫県民生部長) 鷺澤 衛也	井野 辰男 三上 和幸 林 五和夫 米田 恵 十倉 嘉之 (兵庫県労働部長)
	監 事	福島 清 (兵庫県副出納長) 芦田 弘逸 (兵庫県教育次長)	藤岡 隆夫 (兵庫県副出納長) 芦田 弘逸	藤岡 隆夫 釜本 貞男 (兵庫県教育次長)	藤岡 隆夫 釜本 貞男
	顧 問	田村 亨 (兵庫県体育協会名誉会長) 鯉坂 二夫 (甲南女子大学長) 久山 康 (関西学院理事長)	田村 亨 鯉坂 二夫 久山 康	田村 亨 鯉坂 二夫 久山 康	田村 亨 鯉坂 二夫 久山 康

※田村亨顧問は、昭和 43 年に発足した「兵庫県青少年本部」の本部長を務めた。

平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
貝原 俊民	貝原 俊民	貝原 俊民	貝原 俊民	貝原 俊民
三木 眞一 今井 鎮雄	三木 眞一 今井 鎮雄	三木 眞一 今井 鎮雄	芦尾 長司 (兵庫副知事) 今井 鎮雄	芦尾 長司 今井 鎮雄
宮野 政夫	宮野 政夫	宮野 政夫	宮野 政夫	宮野 政夫
倉澤 寛子 (ガールスカウト日本連盟兵庫支部長) 戸田 久一 (兵庫県ユースホステル協会専務理事)	富永 和男 (日本ボーイスカウト兵庫連盟理事長) 古谷 武雄 (神戸YMCA総主事)	富永 和男 古谷 武雄	富永 和男 西田久美子 (ガールスカウト日本連盟兵庫支部長)	富永 和男 大日千恵子 (ガールスカウト日本連盟兵庫支部長)
木村 智恵 (兵庫県連合婦人会長) 土井 芳子 舟坂 勝 (兵庫県連合自治会長) 糟谷日出男 (神戸市自治会連絡協議会長) 和田 一夫 (神戸市青少年団体連絡協議会長)	木村 智恵 土井 芳子 舟坂 勝 糟谷日出男 和田 一夫	木村 智恵 土井 芳子 舟坂 勝 糟谷日出男 和田 一夫	棧敷 朝子 (兵庫県連合婦人会長) 土井 芳子 土師功三郎 (兵庫県連合自治会長) 糟谷日出男 和田 一夫 舟坂 勝 (兵庫県社会教育委員協議会長)	棧敷 朝子 土井 芳子 乾 眞和 (兵庫県連合自治会長) 糟谷日出男 東村 衛 (神戸市青少年問題協議会事務局長) 舟坂 勝
石原 拓二 (兵庫県商工会議所連合会専務理事) 井上 末一 (兵庫県商工会連合会専務理事)	石原 拓二 井上 末一	石原 拓二 井上 末一	三木 徹也 (兵庫県商工会議所連合会専務理事) 辻田 嗣郎 (兵庫県商工会連合会専務理事)	三木 徹也 辻田 嗣郎
越川 正三 宮城 宏 (兵庫県家庭問題研究所長)	越川 正三 宮城 宏	越川 正三 宮城 宏	越川 正三 宮城 宏	越川 正三 野々山久也 (兵庫県家庭問題研究所長)
中馬 勇 小林 勝弘 湊 謙一 池口 信一 畑 三男 島津 三郎	中馬 勇 小林 勝弘 藤井 慧乗 小西 一司 畑 三男 島津 三郎	中馬 勇 小林 勝弘 藤井 慧乗 小西 一司 畑 三男 島津 三郎	中馬 勇 小林 勝弘 藤井 慧乗 小西 一司 畑 三男 島津 三郎	中馬 勇 小林 勝弘 藤井 慧乗 小西 一司 畑 三男 島津 三郎
小川 剛 (明石市長) 石古 勲	小川 剛 石古 勲	小川 剛 石古 勲	谷 安司 (洲本市長) 石古 勲	柴生 進 (川西市長) 石古 勲
清水 良次 (兵庫県教育長) 國松 孝次 (兵庫県警察本部長) 林 五和夫 北爪 照夫 (兵庫県民生部長) 十倉 嘉之	清水 良次 國松 孝次 北村信二郎 (兵庫県生活文化部長) 北爪 照夫 十倉 嘉之 (兵庫県理事) 林 五和夫 (兵庫県理事)	清水 良次 長倉 眞一 (兵庫県警察本部長) 北村信二郎 瀬々倉利一 (兵庫県福祉部長) 水田 幸男 (兵庫県労働部長) 十倉 嘉之 (兵庫県理事)	芦田 弘逸 (兵庫県教育長) 長倉 眞一 栗原 高志 (兵庫県生活文化部長) 瀬々倉利一 水田 幸男 安井 博和 (兵庫県理事)	芦田 弘逸 原田 正毅 (兵庫県警察本部長) 栗原 高志 釜本 貞男 (兵庫県福祉部長) 水田 幸男 安井 博和
長谷川 進 (兵庫県副出納長) 釜本 貞男	長谷川 進 細見 武司 (兵庫県教育次長)	内山 稔 (兵庫県副出納長) 畑 喜春 (兵庫県教育次長)	内山 稔 畑 喜春	安田 茂弘 (兵庫県副出納長) 畑 喜春
田村 亨 鯉坂 二夫 久山 康	田村 亨 鯉坂 二夫	田村 亨 鯉坂 二夫	鯉坂 二夫	鯉坂 二夫

財団法人兵庫県青少年本部 会長・役員・顧問（平成6年度～平成14年度）

団体区分	役員種別	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
	会長				
	理事長	貝原 俊民	貝原 俊民	貝原 俊民	貝原 俊民
	副理事長	芦尾 長司 今井 鎮雄	芦尾 長司 今井 鎮雄	井戸 敏三 (兵庫県副知事) 今井 鎮雄	井戸 敏三 今井 鎮雄
	専務理事	宮野 政夫	田中 諭	田中 諭	田中 諭
	常務理事				
青少年 団体	理事	富永 和男 大日千恵子	富永 和男 大日千恵子	富永 和男 大日千恵子	富永 和男 大日千恵子
育成団体	理事	棧敷 朝子 土井 芳子 乾 眞和 糟谷日出男 溝越 敏治 舟坂 勝 <small>(神戸市青少年問題 協議会事務局長)</small>	棧敷 朝子 土井 芳子 乾 眞和 糟谷日出男 溝越 敏治 舟坂 勝	棧敷 朝子 土井 芳子 谷垣 一郎 (兵庫県連合自治会長) 糟谷日出男 中島 龍 (神戸市青少年問題 協議会事務局長) 大野栄美夫 (兵庫県社会教育 委員協議会長)	棧敷 朝子 土井 芳子 谷垣 一郎 糟谷日出男 梶本日出夫 (神戸市青少年問題 協議会事務局長) 大野栄美夫
産業経済	理事	三木 徹也 辻田 嗣郎	三木 徹也 辻田 嗣郎	三木 徹也 神戸 喜由 (兵庫県商工会 連合会常務理事)	三木 徹也 神戸 喜由
学識経験	理事	越川 正三 野々山久也	越川 正三 野々山久也 宮野 政夫 (母と子の島島長)	越川 正三 野々山久也 宮野 政夫	越川 正三 野々山久也 宮野 政夫
地方青少年 本部長	理事	中馬 勇 小林 勝弘 藤井 慧乗 小西 一司 畑 三男 島津 三郎	中馬 勇 小林 勝弘 藤井 慧乗 小西 一司 畑 三男 島津 三郎	中馬 勇 小林 勝弘 藤井 慧乗 小西 一司 大木 康次 島津 三郎	中馬 勇 小林 勝弘 藤井 慧乗 小西 一司 大木 康次 山階 宏泰
市 町	理事	柴生 進 新家 茂夫 (篠山町長)	柴生 進 新家 茂夫	柴生 進 平岩 慎吾 (青垣町長)	柴生 進 水谷 岩雄 (山東町長)
行政	理事	芦田 弘逸 滝藤 浩二 (兵庫県警察本部長) 栗原 高志 釜本 貞男 畑尾 卓郎 (兵庫県労働部長) 安井 博和	芦田 弘逸 滝藤 浩二 (兵庫県生活文化部長) 大石 治男 釜本 貞男 畑尾 卓郎	栗原 高志 (兵庫県教育長) 滝藤 浩二 宮崎 秀紀 (兵庫県生活文化部長) 赤松 達夫 (兵庫県福祉部長) 畑尾 卓郎	栗原 高志 中田 好昭 (兵庫県警察本部長) 武田 政義 (兵庫県生活文化部長) 赤松 達夫 木村 好志 (兵庫県労働部長)
	監事	小林 善秀 (兵庫県副出納長) 近藤 靖宏 (兵庫県教育次長)	小林 善秀 近藤 靖宏	小林 善秀 近藤 靖宏	有本 秀昭 (兵庫県副出納長) 近藤 靖宏
	顧問	鯨坂 二夫	鯨坂 二夫	鯨坂 二夫	鯨坂 二夫

平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
		貝原 俊民	貝原 俊民 井戸 敏三 (13.9.1～)	井戸 敏三
貝原 俊民	貝原 俊民	今井 鎮雄	今井 鎮雄	今井 鎮雄
井戸 敏三 今井 鎮雄	井戸 敏三 今井 鎮雄	井戸 敏三	井戸 敏三 (～13.6.21) 齋藤 富雄 (兵庫県副知事) (13.10.1～)	齋藤 富雄
田中 諭	田中 諭	高田 和美	高田 和美	高田 和美
	高田 和美 (兵庫県生活文化部参事)	松下 貞夫 (兵庫県県民生活部参事)	松下 貞夫	中井安喜夫 (兵庫県県民生活部参事)
富永 和男 山口 徹 (兵庫県青少年団 体連絡協議会長)	富永 和男 山口 徹	富永 和男 山口 徹	佐野 哲也 (日本ボーイスカウ ト兵庫連盟理事長) 山口 徹	佐野 哲也 山口 徹
棧敷 朝子 土井 芳子 谷垣 一郎 糟谷日出男 梶本日出夫 大野栄美夫	棧敷 朝子 友光喜代子 (神戸市婦人団体 協議会会長) 谷垣 一郎 糟谷日出男 梶本日出夫 大野栄美夫	石見 地絵 (兵庫県連合婦人会会長) 原 仁美 (神戸市婦人団体 協議会会長) 谷垣 一郎 (神戸市自治会 連絡協議会会長) 藤澤 福男 (神戸市青少年問題 協議会事務局長) 金芳外城雄 大野栄美夫	北野美智子 (兵庫県連合婦人会会長) 原 仁美 谷垣 一郎 藤澤 福男 溝橋 戦夫 (神戸市青少年問題 協議会事務局長) 大野栄美夫	北野美智子 原 仁美 白川 武夫 (兵庫県連合自治会会長) 藤澤 福男 溝橋 戦夫 大野栄美夫
三木 徹也 神戸 喜由	三木 徹也 光森 規晶 (兵庫県商工会 連合会常務理事)	宮道 博 (兵庫県商工会議所 連合会専務理事) 光森 規晶	宮道 博 澤田 功 (兵庫県商工会 連合会専務理事)	宮道 博 澤田 功
越川 正三 野々山久也 並川 明子 (学校法人和弘学園理事)	越川 正三 野々山久也 並川 明子	越川 正三 野々山久也 並川 明子	野々山久也 並川 明子	野々山久也 並川 明子
中馬 勇 小林 勝弘 藤井 慧乗 小西 一司 大木 康次 山階 宏泰	中馬 勇 小林 勝弘 鷹取 英和 小西 一司 大木 康次 山階 宏泰	中馬 勇 小林 勝弘 鷹取 英和 小西 一司 大木 康次 山階 宏泰	中馬 勇 (阪神南) 上馬 勇 (阪神北) 塩澤 岩光 (東播磨) 小林 勝弘 (北播磨) 鷹取 英和 (中播磨) 藤井 慧乗 (西播磨) 小西 一司 (但馬) 大木 康次 (丹波) 山階 宏泰 (淡路)	中馬 勇 上馬 勇 塩澤 岩光 小林 勝弘 鷹取 英和 藤井 慧乗 小西 一司 大木 康次 山階 宏泰
柴生 進 水谷 岩雄	柴生 進 水谷 岩雄	柴生 進 水谷 岩雄	柴生 進 水谷 岩雄	柴生 進 水谷 岩雄
栗原 高志 中田 好昭 武田 政義 後藤 武 (兵庫県健康福祉部長) 木村 好志	宮崎 秀紀 (兵庫県教育長) 平石 治兌 (兵庫県警察本部長) 武田 政義 後藤 武 清原 桂子 (兵庫県労働部長)	宮崎 秀紀 (県警生活安全部長) 米満 徳雄 (兵庫県県民生活部長) 武田 政義 (兵庫県産業労働 部商工労働局長) 岩崎 博	武田 政義 (兵庫県教育長) 米満 徳雄 清原 桂子 (兵庫県県民生活部長) 岩崎 博	武田 政義 大島 正司 (県警生活安全部長) 神田 栄治 (兵庫県県民生活部長) 辻井 博 (兵庫県産業労働 部商工労働局長)
有本 秀昭 陰山 茂 (兵庫県教育次長)	荒木 捷文 (兵庫県副出納長) 陰山 茂	荒木 捷文 陰山 茂	廣瀬 信行 (兵庫県副出納長) 陰山 茂	廣瀬 信行 杉本 健三 (兵庫県教育次長)
鯨坂 二夫 宮野 政夫	鯨坂 二夫 宮野 政夫	野尻 武敏 (こころ豊かな兵庫づ くり推進協議会会長) 宮野 政夫	野尻 武敏	野尻 武敏

財団法人兵庫県青少年本部 会長・役員・顧問（平成15年度～平成20年度）

団体区分	役員種別	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
	会 長	井戸 敏三	井戸 敏三	井戸 敏三	井戸 敏三
	理事長	今井 鎮雄	今井 鎮雄	今井 鎮雄	今井 鎮雄
	副理事長	齋藤 富雄 藤本 和弘 <small>(兵庫県副知事) (15.5.20～)</small>	藤本 和弘	藤本 和弘	藤本 和弘 齋藤 富雄 <small>(兵庫県副知事) (18.5.19～)</small>
	専務理事	中谷 一彦 <small>(兵庫県県民政策部参事)</small>	中谷 一彦	中谷 一彦	中谷 一彦
	常務理事	中井安喜夫	中井安喜夫	中井安喜夫	中井安喜夫
青少年 団体	理 事	山田 知輝 <small>(日本ボーイスカウト 兵庫連盟理事長)</small> 山口 徹	山田 知輝 山口 徹	山田 知輝 山口 徹	山田 知輝 速水順一郎 <small>(兵庫県青少年団 体連絡協議会長)</small>
育成団体	理 事	北野美智子 原 仁美 白川 武夫 藤澤 福男 溝橋 戦夫 大野栄美夫	北野美智子 藤原 礼子 <small>(神戸市婦人団体 協議会会長)</small> 白川 武夫 藤澤 福男 町本 欣信 <small>(神戸市青少年育成 協議会事務局長)</small> 大野栄美夫	北野美智子 藤原 礼子 白川 武夫 藤澤 福男 町本 欣信 大野栄美夫	北野美智子 原 仁美 <small>(神戸市婦人団体 協議会会長)</small> 白川 武夫 藤澤 福男 桜井 誠一 <small>(神戸市青少年育成 協議会事務局長)</small> 上杉 孝實 <small>(兵庫県社会教育 委員協議会長)</small>
産業経済	理 事	宮道 博 澤田 功	宮道 博 澤田 功	中西 均 <small>(兵庫県商工会議所 連合会専務理事)</small> 澤田 功	中西 均 澤田 功
学識経験	理 事	野々山久也 並川 明子	野々山久也 並川 明子	野々山久也 並川 明子	野々山久也 並川 明子
地方青少年 本部長	理 事	中馬 勇 小路 力子 塩澤 岩光 小林 勝弘 鷹取 英和 藤井 慧乗 小西 一司 大木 康次 山階 宏泰	中馬 勇 小路 力子 塩澤 岩光 小林 勝弘 鷹取 英和 藤井 慧乗 小西 一司 大木 康次 清水 昭男	中馬 勇 小路 力子 塩澤 岩光 小林 勝弘 苦瓜 一夫 藤井 慧乗 小西 一司 大木 康次 清水 昭男	中馬 勇 小路 力子 塩澤 岩光 小林 勝弘 苦瓜 一夫 伊野 操治 小西 一司 大木 康次 清水 昭男
市 町	理 事	柴生 進 中田耕一郎 <small>(波賀町長)</small>	柴生 進 中田耕一郎	加古 房夫 <small>(三木市長)</small> 為則 政好 <small>(夢前町長)</small>	矢田 立郎 <small>(神戸市長)</small> 佐伯 忠良 <small>(播磨町長)</small>
行 政	理 事	武田 政義 大島 正司 井筒紳一郎 <small>(兵庫県県民政策部長)</small> 黒岩 理 <small>(兵庫県産業労働 部商工労働局長)</small>	武田 政義 前田 瑞穂 <small>(県警生活安全部長)</small> 井筒紳一郎 黒岩 理	吉本 知之 <small>(兵庫県教育長)</small> 横山 健一 <small>(県警生活安全部長)</small> 辻井 博 <small>(兵庫県県民政策部長)</small> 岡田 泰介 <small>(兵庫県産業労働 部商工労働局長)</small>	吉本 知之 安保 吉孝 <small>(県警生活安全部長)</small> 藤原 正治 <small>(兵庫県県民政策部長)</small> 大裏 篤 <small>(兵庫県産業労働 部しごと局長)</small>
	監 事	松本 久 杉本 健三	小林 善秀 杉本 健三	小林 善秀 杉本 健三	古屋 茂樹 岡野 幸弘 <small>(兵庫県教育次長)</small>
	顧 問	野尻 武敏	野尻 武敏	野尻 武敏	野尻 武敏

平成 19 年度	平成 20 年度
井戸 敏三	井戸 敏三
今井 鎮雄	栗原 高志
齋藤 富雄 山田 一成	齋藤 富雄 山田 一成
富士原真人 (兵庫県県民政策部参事)	富士原真人
山田 明良 (日本ボーイスカウト 兵庫連盟理事長) 速水順一郎	山田 明良 速水順一郎
北野美智子 原 仁美 白川 武夫 藤澤 福男 永井 秀憲 (神戸市青少年育成 協議会事務局長) 上杉 孝實	北野美智子 原 仁美 白川 武夫 藤澤 福男 永井 秀憲
中西 均 澤田 功	中西 均 岡田奈良夫 (兵庫県商工会 連合会専務理事)
野々山久也 並川 明子	野々山久也 並川 明子
中馬 勇 小路 力子 塩澤 岩光 小林 勝弘 苦瓜 一夫 伊野 操治 小西 一司 大木 康次 清水 昭男	中馬 勇 小路 力子 塩澤 岩光 小林 勝弘 苦瓜 一夫 伊野 操治 石田 俊一 大木 康次 清水 昭男
矢田 立郎 足立 理秋 (神河町長)	山田 知 (西宮市長) 足立 理秋
吉本 知之 安保 吉孝 大西 孝 (兵庫県県民政策部長) 大裏 篤	吉本 知之 松本 健二 (県警生活安全部長) 塚本 隆文 (兵庫県政策担当部長) 大裏 篤
古屋 茂樹 岡野 幸弘	古屋 茂樹 岡野 幸弘
野尻 武敏	今井 鎮雄 野尻 武敏

公益財団法人兵庫県青少年本部 会長・役員・顧問・評議員（平成21年度～平成30年度）

団体区分	役員種別	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	会 長	井戸 敏三 (兵庫県知事)	井戸 敏三	井戸 敏三	井戸 敏三	井戸 敏三
	理事長 (代表理事)	栗原 高志	栗原 高志	栗原 高志	栗原 高志	大西 孝
	業務執行 理事	中井安喜夫 前田 信行 (兵庫県企画県民部参事)	中井安喜夫 前田 信行	中井安喜夫 金月 武夫 (兵庫県企画県民部参事)	脇内 亨 金月 武夫	脇内 亨 坂本 好也 (兵庫県企画県民部参事)
青少年 団体等	理 事	清水 勲夫 (助野外活動協会専務理事) 嶋 千世 (兵庫県青年洋上大学同窓会監事) 中尾 信也 (日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会長)	清水 勲夫 嶋 千世 中尾 信也	清水 勲夫 嶋 千世 中尾 信也	清水 勲夫 嶋 千世 中尾 信也	清水 勲夫 嶋 千世 中尾 信也
地方青少年 本部長	理 事	小林 勝弘 (北播磨青少年本部長)	小林 勝弘	小林 勝弘	小林 勝弘	小林 勝弘
行 政	理 事	梅谷 順子 (兵庫県県民文化局長)	梅谷 順子	梅谷 順子	横山佐和子 (兵庫県県民文化局長)	横山佐和子
	監 事	進藤 重亀 渡邊 康夫 (公認会計士)	進藤 重亀 渡邊 康夫	進藤 重亀 渡邊 康夫	清原 幹雄 渡邊 康夫	清原 幹雄 渡邊 康夫
	顧 問	今井 鎮雄 野尻 武敏	今井 鎮雄 野尻 武敏	今井 鎮雄 野尻 武敏	今井 鎮雄 野尻 武敏	今井 鎮雄 野尻 武敏 栗原 高志

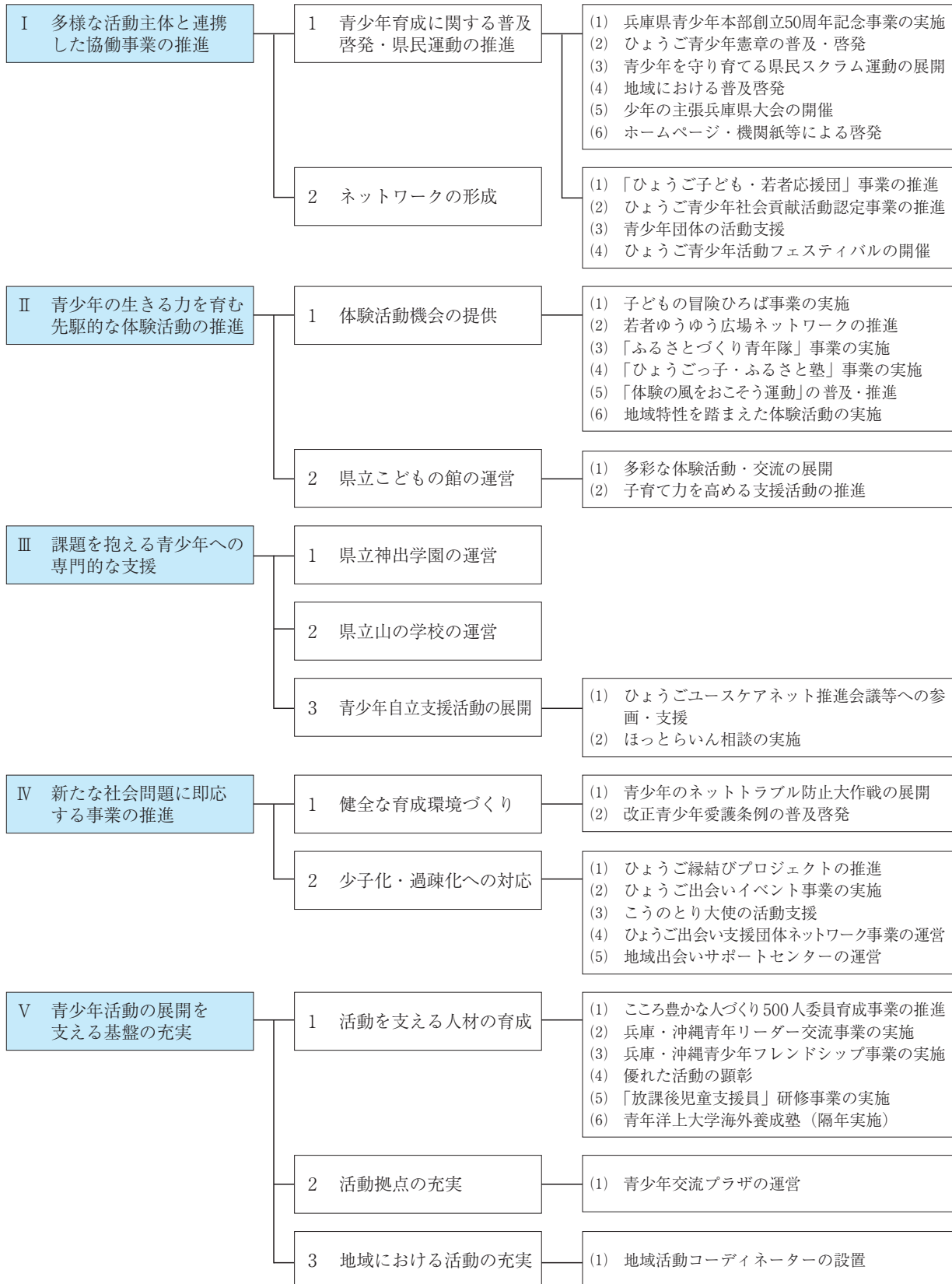
評議員（平成21年度～平成30年度）

分野区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
青少年育成	速水順一郎 (兵庫県青少年団体連絡協議会長) 山田 明良 (日本ボーイスカウト兵庫連盟理事長)	速水順一郎 山田 明良	速水順一郎 山田 明良	速水順一郎 山田 明良	速水順一郎 山田 明良
地域活動	坂本津留代 (NPO 法人ニューいぶき理事長)	坂本津留代	坂本津留代	坂本津留代	坂本津留代
産業経済	塚本 哲夫 (六甲バター(株)代表取締役社長)	塚本 哲夫	塚本 哲夫	塚本 哲夫	塚本 哲夫
学識経験	高木 慶子 (生と死を考える会全国協議会長) 永田 萌 (絵本作家)	高木 慶子 永田 萌	高木 慶子 永田 萌	高木 慶子 永田 萌	高木 慶子 永田 萌
法 曹	中村 留美 (弁護士)	中村 留美	中村 留美	中村 留美	中村 留美
言 論	岩田 隆男 (神戸新聞文化センター理事長)	岩田 隆男	岩田 隆男	岩田 隆男	桜間 裕章 (神戸新聞社論説委員長)
行 政	齋藤 富雄 (兵庫県副知事) 吉本 知之 (兵庫県副知事) (21.10.8～)	吉本 知之 金澤 和夫 (兵庫県副知事) (22.4.13～)	金澤 和夫	金澤 和夫	金澤 和夫

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
井戸 敏三	井戸 敏三	井戸 敏三	井戸 敏三	井戸 敏三
大西 孝	大西 孝	大西 孝	梅谷 順子	梅谷 順子
脇内 亨 坂本 好也	吉本 義幸 坂本 好也	吉本 義幸 坂本 好也	吉本 義幸 坂本 好也 横山佐和子	神崎 敏道 坂本 好也 横山佐和子
下前 康夫 (財野外活動協会理事) 嶋 千世 中尾 信也	下前 康夫 嶋 千世 中尾 信也	下前 康夫 富永 千世 中尾 信也	下前 康夫 富永 千世 中尾 信也	下前 康夫 富永 千世 中尾 信也
小林 勝弘	小林 勝弘	小林 勝弘	小林 勝弘	小林 勝弘
四海 達也 (兵庫県こども局長)	四海 達也	有本 方子 (兵庫県女性青少年局長)	有本 方子	大久保和代 (兵庫県女性青少年局長)
川鍋 彰男 渡邊 康夫	川鍋 彰男 渡邊 康夫	中瀬 憲一 渡邊 康夫	藤原 一幸 渡邊 康夫	藤原 一幸 渡邊 康夫
今井 鎮雄 野尻 武敏 栗原 高志	野尻 武敏 栗原 高志	野尻 武敏 栗原 高志	野尻 武敏 栗原 高志 大西 孝 (参与)	野尻 武敏 栗原 高志 大西 孝

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
速水順一郎	速水順一郎	速水順一郎	速水順一郎	速水順一郎
山田 明良	山田 明良	山田 明良	鈴木 武 (日本ボーイスカウト 兵庫県連盟理事長)	鈴木 武
坂本津留代	坂本津留代	坂本津留代	坂本津留代	坂本津留代
塚本 哲夫	塚本 哲夫	塚本 哲夫	塚本 哲夫	塚本 哲夫
高木 慶子 中後 和子 (学校法人和弘学園理事)	高木 慶子 中後 和子	高木 慶子 中後 和子	高木 慶子 中後 和子	高木 慶子 中後 和子
中村 留美	中村 留美	中村 留美	中村 留美	中村 留美
桜間 裕章	桜間 裕章	桜間 裕章	桜間 裕章	桜間 裕章
金澤 和夫	金澤 和夫	金澤 和夫	金澤 和夫	金澤 和夫

平成 30 年度事業体系



公益財団法人兵庫県青少年本部定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人兵庫県青少年本部と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、青少年を取り巻く今日的な課題解決に向けた先導的・専門的な事業を通して、行政や民間との協働による多様な青少年健全育成活動を推進し、明日の兵庫を担う心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多様な活動主体と連携した協働事業の推進
- (2) 青少年の生きる力を育む先駆的な体験活動の推進
- (3) 課題を抱える青少年への専門的な支援
- (4) 新たな社会問題に即応する事業の推進
- (5) 青少年活動の展開を支える基盤の充実
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、兵庫県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第26条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(保有株式の権利行使等の制限)

第10条 この法人が保有する租税特別措置法第40条(昭和32年法律第26号)第1項後段の適用を受けた株式(出資を含む。以下同じ。)について、その後取得した同一の銘柄の株式を含め、その株式の発行会社に対して株主等(出資者を含む。以下同じ。)としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布資料の受領

(会計原則等)

第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認めら

れる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、理事会又は評議員が原案を作成した上で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 評議員のうち、この法人の理事のいずれか1人と親族等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第6項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。)の関係にある者の合計数又は評議員のいずれか1人及びその親族等の合計数が、それぞれ評議員の総数の3分の1を超えないものであること。また、評議員には、この法人の監事及びその親族等が含まれてはならない。

- (2) 評議員のうち、他の同一の団体(公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。)を除く。)の次のいずれかに該当する者(以下「同一団体役員等」という。)の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関して行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する費用弁償の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があつたときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

る。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手續が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合
(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手續を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は評議員会の決議に評議員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 評議員、理事及び監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議長が指名する2名の評議員は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会への報告の省略)

第24条 法人法第195条の要件を満たしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会運営規則)

第25条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、3名以内を業務執行理事とする。

4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事及び監事の構成)

第28条 前条で理事及び監事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族等の合計数が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(2) 監事には、この法人の理事及びその親族等、評議員及びその親族等並びにこの法人の使用人(第37条に規定する事務局職員をいう。以下「事務局職員」という。)が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族等の関係があってはならない。

(3) 理事又は監事のうち、同一団体役員等の合計数が理事又は監事の総数の3分の1を超えないものであること。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。

4 監事は、評議員会に出席することができる。また、必要があるときは意見を述べることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、評議員会が定める理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 会長及び顧問等

(会長)

- 第34条 この法人に会長を置くことができる。
- 2 会長は、この法人の業務の決定その他の権限を有しない。
 - 3 会長は、理事会の決議によって選任し、評議員会の承認を経て、理事長が委嘱する。
 - 4 会長は、無報酬とする。

(顧問)

- 第35条 この法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、3名以内とする。
 - 3 顧問は、この法人の業務に関する基本的事項について、理事長に意見を述べ、又は助言することができる。
 - 4 顧問は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。
 - 5 顧問は、無報酬とする。

(会員)

- 第36条 この法人に会員を置くことができる。
- 2 会員は次の3種とする。
 - (1) 正会員
 - (2) 賛助会員
 - (3) 名誉賛助会員
 - 3 会員は、この法人の目的に賛同し、その発展のために支援するものとする。
 - 4 正会員及び賛助会員は、毎年会費を納めなければならない。
 - 5 理事長は、正会員会を設置し、意見を求めることができる。
 - 6 前各号に掲げるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(事務局)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を設

置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議に基づき理事長が任免する。
- 4 その他の事務局職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第8章 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第40条 理事会は、定時理事会として毎年度6月と3月に開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

- 2 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集をしたとき。
 - (4) 法人法第197条において準用する法人法第101条第2項及び第3項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第41条 理事会は、理事長が招集するものとする。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた理事が理事会を招集する。
 - 3 理事長又は前項の理事会で定めた理事は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事

会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会への報告の省略)

第45条 法人法第197条において準用する法人法第98条の要件を満たしたときは、理事会への報告があったものとみなす。

2 前項の規定は、第29条第3項の規定による報告には適用しない。

(理事会運営規則)

第46条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人で

あって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、神戸市において発行する神戸新聞に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、栗原高志とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

岩田 隆男
齋藤 富雄
坂本津留代
高木 慶子
塚本 哲夫
中村 留美
永田 萌
速水順一郎
山田 明良

5 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則は、移行後もその効力を有するものとする。

別表 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)(第5条関係)

財産種別	金額等
投資有価証券等	取得価額 55,400,000円

正会員名簿（平成 30 年 10 月）

	団 体 名	〒	住 所	TEL
1	(公財)神戸 YMCA	650-0001	神戸市中央区加納町 2-7-11	078-241-7201
2	(一社)ガールスカウト兵庫県連盟	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 8F	078-891-7025
3	(一社)神戸フットボールクラブ	651-0085	神戸市中央区八幡通 3-2-5 IN 東洋ビル 201	078-252-7130
4	(一社)神戸青年会議所	650-0046	神戸市中央区港島中町 6-1 神戸商工会議所会館 6F	078-303-0075
5	(公社)日本青年会議所 近畿地区 兵庫ブロック協議会	650-0046	神戸市中央区港島中町 6-1 神戸商工会議所会館 6F (一社)神戸青年会議所内	078-303-0075
6	(公社)兵庫県保育協会	651-0062	神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-242-4623
7	加古川市青少年育成連絡協議会	675-0017	加古川市野口町良野 1748 加古川市少年愛護センター内	079-423-3848
8	(公財)神戸 YWCA	651-0093	神戸市中央区二宮町 1-12-10	078-231-6201
9	日本たばこ産業(株)北関西支社	531-0075	大阪市北区大淀南 1-5-10 JT 大阪ビル	06-7637-1930
10	神戸市婦人団体協議会	650-0016	神戸市中央区橋通 3-4-1 神戸婦人会館	078-351-0861
11	兵庫県ユースホステル協会	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 7F	078-891-7330
12	兵庫県商工会青年部連合会	650-0013	神戸市中央区花隈町 6-19 兵庫県商工会館内	078-371-1261
13	兵庫県小学校長会	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-3-2 神戸市総合教育センター 812	078-360-3820
14	兵庫県小売酒販組合連合会	650-0013	神戸市中央区花隈町 28-14	078-371-7128
15	(一財)兵庫県少林寺拳法連盟	673-0892	明石市本町 1-6-1 人丸堂ビル 3F	078-915-1157
16	兵庫県青少年補導委員連合会	675-0017	加古川市野口町良野 1748 加古川市少年愛護センター内	079-423-3848
17	兵庫県中学校長会	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-3-2 神戸市総合教育センター 812	078-360-3530
18	兵庫県民生委員児童委員連合会	650-8567	神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県健康福祉部社会福祉課内	078-341-7711 内線 2997
19	兵庫県緑の少年団連盟	650-8567	神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県農政環境部豊かな森づくり課内	078-341-7711 内線 4217
20	兵庫県連合自治会	656-0472	南あわじ市市善光寺 22-1 南あわじ市役所市民協働課内	0799-43-5244

	団 体 名	〒	住 所	TEL
21	兵庫県連合婦人会	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-18-1 ひょうご女性交流会館内	078-221-7733
22	(公財)兵庫県体育協会	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 6F	078-332-2344
23	(特非)こうべユースネット	651-0096	神戸市中央区雲井通 5-1-2 神戸市青少年会館内	078-232-1509
24	兵庫県 BBS 連盟	650-0016	神戸市中央区橘通 1-4-1 神戸保護観察所内	078-351-4005
25	日本赤十字社兵庫県支部	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-5 日本赤十字社兵庫県支部奉仕課内	078-241-9889
26	日本ボーイスカウト兵庫連盟	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 8F	078-333-1781
27	兵庫県青年洋上大学同窓会	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 7F	078-891-7419
28	兵庫県立学校長協会	670-0877	姫路市北八代 2-1-33 兵庫県立姫路西高等学校内	079-281-6621
29	(一財)野外活動協会(OAA)	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 8F	078-754-8631
30	(一社)兵庫県子ども会連合会	651-0062	神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-221-4081
31	兵庫県連合青年団	675-0126	加古川市別府町本町 1-4 エンブレイス加古川別府 1101 号	079-436-0767
32	兵庫県青年国際交流機構	650-0044	神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 8F 兵庫県青少年本部内	080-4231-1080
33	兵庫県モラロジー青少年団体連絡協議会	651-0094	神戸市中央区琴ノ緒町 5-3-5 グリーンシャポービル 703 号室	078-242-0423
34	兵庫県世界青年友の会	651-1232	神戸市北区松が枝町 2-17-3	078-583-6884
35	兵庫県書店商業組合	660-0882	尼崎市昭和南通 7-161 (株)三和書房	06-6413-1112
36	(一社)いえしま自然体験協会	672-0100	姫路市家島町西島	079-327-1508
37	(特非)生涯学習サポート兵庫	672-8088	姫路市飾磨区英賀西町 2-15-2	079-230-0661
38	(特非)神戸オレンジの会	652-0805	神戸市兵庫区羽坂通 4-2-22	078-515-8060
39	(一社)神戸国際支縁機構	655-0049	神戸市垂水区狩口台 5-1-101	078-782-9697
40	(特非)コムサロン 21	670-0923	姫路市呉服町 48 ハトヤ第一ビル 5F	079-224-8803
41	(一社)西猪名クラブ	662-0875	西宮市五月ヶ丘 2-23-102	0798-61-8210

兵庫県青少年団体連絡協議会加盟団体名簿（平成 30 年 4 月）

	団 体 名	〒	住 所	TEL
1	兵庫県連合青年団	675-0126	加古川市別府町本町 1-4 エンブレイス加古川別府 1101 号	079-436-0767
2	(一社)兵庫県子ども会連合会	651-0062	神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-221-4081
3	日本ボーイスカウト兵庫連盟	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 8F	078-333-1781
4	(一社)ガールスカウト兵庫県連盟	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 8F	078-891-7025
5	(一財)野外活動協会(OAA)	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 8F	078-754-8631
6	兵庫県 BBS 連盟	650-0016	神戸市中央区橘通 1-4-1 神戸保護観察所内	078-351-4005
7	兵庫県ユースホステル協会	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 7F	078-891-7330
8	(一社)神戸青年会議所	650-0046	神戸市中央区港島中町 6-1 神戸商工会議所会館 6F	078-303-0075
9	(公社)日本青年会議所 近畿地区 兵庫ブロック協議会	650-0046	神戸市中央区港島中町 6-1 神戸商工会議所会館 6F (一社)神戸青年会議所内	078-303-0075
10	兵庫県スポーツ少年団	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 6F	078-332-2344
11	兵庫県青年国際交流機構	650-0044	神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 8F 兵庫県青少年本部内	080-4231-1080
12	兵庫県商工会青年部連合会	650-0013	神戸市中央区花隈町 6-19 兵庫県商工会館内	078-371-1261
13	(公財)神戸 YMCA	650-0001	神戸市中央区加納町 2-7-11	078-241-7201
14	(公財)神戸 YWCA	651-0093	神戸市中央区二宮町 1-12-10	078-231-6201
15	(一社)神戸フットボールクラブ	651-0085	神戸市中央区八幡通 3-2-5 IN 東洋ビル 201	078-252-7130
16	兵庫県青年洋上大学同窓会	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 7F	078-891-7419
17	(一財)兵庫県少林寺拳法連盟	673-0892	明石市本町 1-6-1 人丸堂ビル 3F	078-915-1157
18	兵庫県緑の少年団連盟	650-8567	神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県農政環境部豊かな森づくり課内	078-341-7711 内線 4217
19	兵庫県モラロジー青少年団体連絡協議会	651-0094	神戸市中央区琴ノ緒町 5-3-5 グリーンシャポービル 703 号室	078-242-0423
20	兵庫県世界青年友の会	651-1232	神戸市北区松が枝町 2-17-3	078-583-6884
21	(一社)神戸国際支縁機構	655-0049	神戸市垂水区狩口台 5-1-101	078-782-9697
22	(特非)生涯学習サポート兵庫	672-8088	姫路市飾磨区英賀西町 2-15-2	079-230-0661
23	(一社)いえしま自然体験協会	672-0100	姫路市家島町西島	079-327-1508

「若人の賞」(県知事表彰)

「青少年等の表彰」「指導者等の表彰」(青少年本部理事長表彰)

受賞者一覧

◆ 若人の賞

昭和 60 年度	荒木 眞 熊本しのぶ	安藤 浩司 白川 敏雅	小川 初男	加古 美穂 平成 14 年度	石上 リカ		
昭和 61 年度	井谷 充男 十倉 莊起	稲葉 俊行 坂東 千秋	笠原 美保 東野 洋子	安田 蓮美 埴岡 広喜	赤松 圭 渡辺 郁子	川中 大輔	
昭和 62 年度	竹下八千代 中田 仁司	辻 淳子 吉谷 文男	中 則雄	平成 15 年度	藤本 真弓 五島 健次	福田 美穂 阿部 安能	
昭和 63 年度	神崎 喜隆 山田祥千子	辰馬 玲 山本 照久	平尾 恵	平成 16 年度	中尾 肇 岡 和哉	中島 修次 花本 昌彦	眞鍋 礼子
平成元年度	古倉 一郎 万善 貴子	藤原 淳子 山下 京子	松本 浩	平成 17 年度	荻野 沙織 中西 麻里	藤尾盛二郎 菅野 将志	平郡 敬子
平成 2 年度	秋津シズ子 藤原 孝行	西森由美子 中岡 祥一	米崎 孝広	平成 18 年度	齊藤 容子	瀧本 容子	
平成 3 年度	内田 靖夫 三木 秀人	長船洋二郎 吉高 辰也	福永 純子	平成 19 年度	LUMA YURI AKIZUKI MATSUBARA		
平成 4 年度	黒田 士郎 橋本 千香	齊藤 豪 平山 邦雄	中山 瑞恵	池本 由美 中濱 美和	岡本 千里 畑本 康介		
平成 5 年度	土居 安子 婦木 克則	長岡 智彦 村上 肇	河本 光行	平成 20 年度	須本エドワード豊 山根 加織	井上 清吉 池本 誠	
平成 6 年度	山下 剛史 山本喜代美	龍見 英樹 西村 幸造	高山美佐子	平成 21 年度	志方 勝哉 上羽 裕樹	三浦 知子 奥藤 啓 錦野 恵	
平成 7 年度	太西 裕二 毛戸 公彦	吉岡 健一 渡邊 拓道	内藤 重和	平成 22 年度	古村 信幸 出井 美里	山之内裕人 荒井 恵子 嘉仁	
平成 8 年度	辻 幸志 八木 嗣晴	小崎 恭弘 中本 美和	春名 伸泰	平成 23 年度	白川 龍彦 海老名麻希	時任 啓佑 出町 慎	三宅 健太
平成 9 年度	荻阪 聡 永井 利晴	榎原 史子 垣尾 和仁	安積 正秀 谷 孝夫	平成 24 年度	松本 圭太 岡田 英敏	中野 祥子 嶋崎 裕 花房 洸希	
平成 10 年度	中村 勝彦 安達 歩美	林 晶子 木田 朱美	吉川 義宏	平成 25 年度	大長澄美恵 砂原 圭介	尾崎 齐人 武岡 智也	原田 知典
平成 11 年度	白神 吾一 三木 充信	勇上 陽子 小林 泉	本山 政幸	平成 26 年度	小松 加奈 前田 幸央	妹尾 勇希 松本 豪	花本麻佐美
平成 12 年度	木村 成明 福島 宏明	櫻井 裕子 南條 誠	上野 和也 江本 典隆	平成 27 年度	荒尾 太介 日野健太郎	宇野 和子 田井 勇輝 水田 好洋	
平成 13 年度	坂野上典子	新開 政雄	亀山 秀郎	平成 28 年度	赤木 友香 中村 愛子	飯田 和広 藤井 信宏	野々村 聡
				平成 29 年度	鈴木 隆芳 松尾 和泉	中田 翔真 松本 佳奈	藤原 健資
				平成 30 年度	飯田奈津美 三木マリン	植田 悠太 頼政 良太	立川 正美

◆ 青少年等の表彰（青少年本部理事長表彰）

昭和 60 年度

【個人】

植村 利弘 福富 寿郎 堀川 範博
 寿谷 力

【団体】

ガールスカウト兵庫県第 83 団
 ガールスカウト兵庫県第 27 団
 芦屋市子ども会連絡協議会 / 東播センター合唱団
 野口シニアリーダーグループ「やじろべえ」
 青年グループ野歩路 / 日本ボーイスカウト神崎第 1 団
 神鍋子ども会 / 城北少年野球団
 津名町少年柔道クラブ / 郡家子ども会
 三原町八木地区子ども会

昭和 61 年度

【個人】

福井 玲 東郷 昭弘 高野 真二
 片平 延枝 濱田 友幸

【団体】

猪名川町少年スポーツ協会
 三木市こども会リーダーズクラブ
 中町バレーボールスポーツ少年団
 和田スポーツ少年団野球部 / 大芋小学校児童会
 今田町剣道振興会 / 後川子ども会 / 淡路町少年野球団

昭和 62 年度

【個人】

中野 輝美

【団体】

千代が丘子ども会 / ボランティアグループつばさの会
 グループ竹とんぼ / 口吉川青年団
 稲美ジュニアリーダー / 母里農協青壮年部
 一宮町少年野球教室 / 三原町市子ども会
 東浦町子ども太鼓愛好会 / 淡路町空手同好会

昭和 63 年度

【個人】

松田 伸夫 小西 敏行

【団体】

神戸女学院大学ボランティアの集い「ぱる」
 宝塚サニー新体操クラブ
 ガールスカウト兵庫県第 60 団 / 居組少年野球クラブ
 豊岡市少年少女音楽隊 / 大山柔道同好会
 志筑ミニバスケット教室
 一宮町子ども会ジュニアリーダーピエロ
 淡路町子ども会連絡協議会

平成元年度

【個人】

箱木 哲 上野 祐司 庄治 信明

【団体】

神戸市青少年団体連絡協議会指導者養成部会
 キャンプカウンセラーズグループ西宮かぶとむし
 日岡友交クラブ / 高砂市連合青年団 / 大屋剣友会
 遠阪少女バレーボールクラブ
 相原ミニバスケットボールクラブ
 兵庫県立志知高等学校ボランティアクラブ
 津名郡五色町立五色中学校生徒会

平成 2 年度

【個人】

宮本 宜尚 久保 博光 吉村 光博
 猪子かおり

【団体】

ジュニアアドベンチャークラブ
 日本ボーイスカウト加西第 1 団 / 森本子ども会
 尾崎剣道 1 団スポーツ少年団 / 一宮柔道教室
 村岡町連合青年団 / 浜坂ジュニアサッカークラブ
 高城剣道教室 / 玉津研修センター柔道部・図書部
 兵庫県立洲本高等学校生物部 / 山田子ども会獅子舞

平成 3 年度

【個人】

藤井 茂芳 坂本 隆志 森原紳太郎

【団体】

演劇サークル「ここから」
 兵庫県立北条高等学校 JRC 部
 兵庫県立播磨農業高等学校郷土伝統文化継承クラブ
 中町野球スポーツ少年団 / 福崎町柔道協会
 養父町立養父中学校ボランティア部
 朝来町立朝来中学校自主ボランティア委員会
 氷上町わいわいクラブ / 青垣町少年少女合唱団
 小川少女バレー「こすもす」 / 阿那賀郷土芸能保存会
 兵庫県立三原高等学校郷土部

平成 4 年度

【個人】

道畑 初美 三好 啓子 藤原 和行
 渡辺 隆一

【団体】

伊丹市少年少女合唱団
 加西児童合唱団「さるびあっ子」
 加西ジュニアリーダークラブ
 吉川町立吉川中学校生徒会 / 上月若者協同組合
 浜坂町立浜坂中学校 2 年生菊づくり特別活動グループ
 香住町立香住第 2 中学校生徒会
 兵庫県立香住高等学校社会文化同好会
 柏原武道同好会
 日本ボーイスカウト兵庫連盟今田第 1 団
 洲本市細工町子ども会
 淡路町ジュニアリーダークラブ「ポンタ」

平成 5 年度

【個人】

山下 剛史 岸本 彰 山本 明生
 新倉 康夫 鹿間 隆泰 安積 正秀
 田中加奈子 春名 伸泰

【団体】

神戸市ジュニア指導者協議会
 西宮市立大社中学校生徒会 / 少林寺拳法明石道院
 日本ボーイスカウト兵庫連盟明石第 1 団
 姫路市児童合唱団
 全日本空手柔道連盟練心館道場
 御津町立御津中学校生徒会 / あさごオレンジクラブ
 海上傘おどりクラブ / 城東少年柔道教室
 日本ボーイスカウト兵庫連盟三原第 1 団

平成 6 年度

【個人】

富永 千世 荻阪 聡 木村 多江
毛利 美子 三好 健 犬賀由佳子

【団体】

西宮市青少年ヨットクラブ / 青年倶楽部アイヤック
播州越水太鼓会
日本ボーイスカウト兵庫連盟姫路第 3 団
わんぱく教室 / 温泉ジュニアスキークラブ
城東少年野球団 / 多紀野球少年団
加茂スポーツ少年団

平成 7 年度

【個人】

白神 吾一 石谷登志美 稲岡 千晶
高橋 正博 中川裕聖子 久城 敬祐
大西 康幸 藤原 真一 榎本 忠司

【団体】

伊丹市フレッシュサウンズ実行委員会
加古川アカデミー吹奏楽団 / 青葉子供三味線グループ
フレッシュヤング
(社)ガールスカウト日本連盟兵庫県第 89 団
養父町青年連合会

平成 8 年度

【個人】

小森 雅子 木村 成明 安福 忠昭
笠井 慶彦 竹下 章典 後藤 真紀
赤木 久泰 秋葉 祐志 森田 武志

【団体】

神戸青年赤十字奉仕団
夢前町立置塩中学校生徒会交通部
山野里高嶺神社獅子保存会青年部
温泉町立温泉中学校吹奏楽部
日高町立日高東中学校生徒会
高校生ボランティアグループ「氷仙」

平成 9 年度

【個人】

大森 直子 石澤雄一郎 三木 充信
遠山 義則 船曳 弘志

【団体】

尼崎市児童愛護班
加古川市青少年活動インストラクター
ガールスカウト兵庫県第 28 団
ボーイスカウト姫路第 8 団
ボーイスカウト姫路第 11 団
兵庫県青年の山運営委員会
近畿大学付属豊岡高等学校青少年赤十字
ぴょんぴょんブラバー

平成 10 年度

【個人】

本山 政幸 三木 明生 首藤 聖
伊藤 貴康 宮北 信行 石田 貴美

【団体】

三木太鼓 / 兵庫稲美少年少女合唱団
日本ボーイスカウト兵庫連盟上郡第 1 団
日本ボーイスカウト兵庫連盟太子第 1 団
日本ボーイスカウト兵庫連盟姫路第 6 団
兵庫県スポーツチャンバラ協会 / 柳まつりおはやし教室

平成 11 年度

【個人】

西田麻衣子 森山 隆一 針金 義明
坂本 守啓 徳永 博昭 西岡 功岳
神野 美穂 福本 園巳 堺 久美
入子 一輝 池田 有希 岡垣 誠一

【団体】

伊丹市立伊丹高等学校生徒保健委員会
東条少年少女合唱団 / 日本ボーイスカウト姫路第 12 団
南光町子ども歌舞伎クラブ / 長井青年団
淡路ベンチャークラブ
日本ボーイスカウト兵庫連盟洲本第 1 団ベンチャースカウト隊

平成 12 年度

【個人】

宗清 隆司 首藤 亘 山本 裕子
長谷川 環 竹中 章勝 高本 将和
中畷 健太 松井 英郎 長谷川直己
炭多 奈々

【団体】

川西市立明峰中学校生徒会
香住バスケットボールクラブ
ガールスカウト兵庫第 2 団鼓隊
兵庫県立志知高等学校ボランテニア部

平成 13 年度

実施せず (平成 14 年度と合同)

平成 14 年度

【個人】

中尾 肇 瀧本 康平 小畑 直矢
松尾 弥生 藤野 文子 山田 明美
小林 隆則 柿下 泰延 前川 奈美
原 健作 吉本 直弘 立花 直樹
橋本 邦子 埜崎菜穂子 武内 将平

【団体】

にしのみや遊び場つくろう会
兵庫県立有馬高等学校人と自然科
中町中央公民館播州歌舞伎クラブ
ガキ大将教室スタッフ会
日本ボーイスカウト兵庫連盟姫路第 11 団
大野子ども会 / 氷上町立東小学校校鼓笛隊
市島町立吉見小学校金管バンド / 海上傘踊り保存会
兵庫県立志知高校郷土芸能部
兵庫県立三原高校郷土部
神戸女子大学ゴーゴーキッカーズ

平成 15 年度

【個人】

菅野 将志 眞鍋 礼子 竹内 桂子
石原 寛之 石田 幹治 谷野 和代
今井 利嘉

【団体】

加西市青年連絡会 えんどれす
高校生ボランティアグループ「イキリキ」
日本ボーイスカウト兵庫連盟姫路第 16 団 / 麗舞

平成 16 年度

【個人】

仁木久美子 増本 和宏 本谷 彰
真利奈津子 石 芳正 丸島 千佳

大富麻紀子 岡本 昌子
【団体】
 日本ボーイスカウト兵庫連盟姫路第3団
平成17年度
【個人】
 稲吉 徹 山根 加織 柳田 麻巨
 井上 清吉 北川 千春 鈴木 智恵
 松浦 亮 後藤 謙介
【団体】
 ボランティアグループ Children
 日本ボーイスカウト兵庫連盟姫路第2団
 社団法人ガールスカウト日本連盟兵庫県第61団
 兵庫県立志知高等学校和太鼓チーム「翔」
 柳学園中学・高等学校ジャズバンド部
 日本ボーイスカウト兵庫連盟尼崎第25団
平成18年度
【個人】
 藤井 貴大 志方 勝哉 木田 景子
 田中麻美子 大谷 和也
【団体】
 エオの森野外活動クラブ
 日本ボーイスカウト兵庫連盟姫路第1団
 但馬青少年野外活動研究協議会
平成19年度
【個人】
 谷木 優子 嶋崎 裕 安宅 崇幸
 岸本 貴宗 草野奈々子 荒木 信平
 山本 行宣 足立 明美 中林 稔
 高橋麻友子 岩崎 美佳 吉井誠一郎
 廣田 健次
【団体】
 日本ボーイスカウト兵庫連盟姫路第18団
 神戸YMCA ユース・ボランティア・リーダー会
平成20年度
【個人】
 松村 篤 嶋田 加奈 岡田 佳子
 井原 真吾
【団体】
 千ヶ峰太鼓クラブ / ガールスカウト兵庫県第28団
 日本ボーイスカウト兵庫連盟姫路第8団
平成21年度
【個人】
 田畑 竜一 水田 好洋
【団体】
 日本ボーイスカウト兵庫連盟姫路第7団
 社団法人ガールスカウト日本連盟兵庫県第61団
 朝来市少年少女オーケストラ
 新温泉町立浜坂中学校生徒会
平成22年度
【個人】
 田川 雅規 岡田 英敏 佐治 峻
 原田 知典 前田 幸央
【団体】
 細川一座 / 香美町立香住第二中学校生徒会
 丹波市少年少女合唱団

平成23年度
【個人】
 佐山 千尋 森本 充裕 中根 修平
 助永 亘 方城 忠訓
【団体】
 Sanda Student Volunteer / 丹波篠山楽空間
平成24年度
【個人】
 江田 奈緒 小林 葉月 川崎 浩世
【団体】
 浜坂高等学校麒麟獅子舞サークル
平成25年度
【個人】
 丸尾 晋也 改発 みき 森永 和生
 松崎 菜生 白井 香澄 日野健太郎
 関本 彩子 土井 貴司 宅見 恵里
【団体】
 尼崎市立小田北中学校日本拳法部・OSC
平成26年度
【個人】
 川崎 朋世 改発 成美 大屋敷 守
 曾谷 信次 山本 雄亮 網干 翔子
 山下 諒
【団体】
 兵庫県立西脇北高等学校 生徒会
平成27年度
【個人】
 的場 美桜 松本 佳奈 梅田 華奈
 松本 佳奈 南光 文香 石井 亜依
 石井 佑依 白井 三賀 小中 公平
平成28年度
【個人】
 森下 英恵 藤原 健資 小林 佳織
 藤田 沙織 林 拓未
【団体】
 黒田庄柔道少年団
 兵庫県立上郡高等学校 和太鼓部「椿」
 兵庫県立姫路工業高等学校 演劇部
 西宮市立山口中学校生徒会
平成29年度
【個人】
 岡崎 正悟 寺田 雄人 神田 真実
 川崎 未鈴 名越 郁 山際 龍暉
【団体】
 中町剣道スポーツ少年団
 一般社団法人ソーシャルメディア研究会
 兵庫県立香寺高等学校 児童保育系列
 村岡おんがえしプロジェクト
平成30年度
【個人】
 石崎 栄志 西村 奈都
 藤原 怜苑 桐月 美樹
 桑 和資 岩尾 一樹
 宍戸 成貴
【団体】
 SWING-BY 実行委員会
 中町北小学校播州歌舞伎クラブ

◆指導者等の表彰（青少年本部理事長表彰）

平成 19 年度

【個人】

松山 清	山田 耕三	三輪眞佐子
高見 仁士	井水 保夫	山下 茂
徳網 登	宇上 京子	辻 幸司
坂井 佳江		

平成 20 年度

【個人】

黒田 茂	中桐 康晴	細見 幸己
山川 重雄	神岡 素子	伊原 康子
鎌谷 正士	岡本 浩	松本 正典

【団体】

小野地区青少年健全育成会

平成 21 年度

【個人】

原田 祐子	敷地 勝成	平井みどり
有末 幸弘	岡田 一文	増田 正一
末政 靖晴	田中 久己	池田 純雄
大村 明美	福本 孝三	

【団体】

陽明小わくわくクラブ / 明峰こども教室

平成 22 年度

【個人】

平郡 眞弓	霞末奈津子	渡邊 政仁
田中 陽一	上田 讓	中島 靖浩
小林 祥甫		

【団体】

くしろレインボークラブ / 北小わんぱくクラブ
猪名川町青少年健全育成推進会議

平成 23 年度

【個人】

山内 美之	森本 由美	久保田克彦
藤原 正行	田村美智代	竹田 潔

【団体】

猪名川町子ども会連絡協議会
洲本少年補導員連絡協議会

平成 24 年度

【個人】

砂田 芳一	太田はるよ	岸本 富生
藤原 隆雄	山本 國彦	高須 恵子
小南 広之	寺西 章浩	木村 陽

平成 25 年度

【個人】

中山 善澄	前田 良昭	利山 準一
大西 泰則	原口 義幸	長岡 玲子
前田 智大	中村 謙二	

【団体】

日本野外生活推進協会

平成 26 年度

【個人】

小紫 邦夫	高木 敬三	足立 一夫
-------	-------	-------

村上 隆司 笠原 章雄

【団体】

加古川市少年補導委員会 / 西脇市剣道連盟

平成 27 年度

【個人】

神立由美子	西 登	佐野 好美
前嶋 茂徳	奥谷 昭博	村田 一紀
濱端 正司	中村 正寿	

【団体】

比延っ子守る会 / 社剣道スポーツ少年団
宍粟剣道連盟少年部

平成 28 年度

【個人】

森満 瑞子	田中 豊子	今仲 啓之
谷口 昭広	初田 源三	赤木 基人
原 正幸	藤原 政夫	阪口 寿紀
笠井 郁男		

【団体】

ひまわりっ子クラブ

平成 29 年度

【個人】

久保 宗一	藤原 泰和	後藤美枝子
溝畑 和男	富永 和也	大村 明美
中山 正樹	春日多津子	井上 清吉
魚本 富郎		

【団体】

西脇多可防犯協会 / 宍粟少年指導委員会

平成 30 年度

【個人】

山田 榮	東山 操	片岡能婦子
相良三千夫	小椋 治朗	堤 清
三木 守幸	池田 好信	高原 久人
中島 靖浩	方山 薫	

【団体】

小野市少年剣道教室・柳心館 / 演遊舎

青少年愛護条例（昭和38年3月31日兵庫県条例第17号）

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 協働による青少年の健全な育成と保護（第8条・第9条）
- 第3章 優良興行及び優良図書類の推奨（第10条）
- 第4章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業等の制限（第11条－第19条）
- 第5章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁止等（第20条－第24条）
- 第5章の2 インターネット上の有害情報等からの青少年の保護（第24条の2－第24条の6）
- 第6章 雑則（第25条－第29条）
- 第7章 罰則（第30条－第32条）
- 附 則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を図り、あわせてこれを阻害するおそれのある行為から青少年を保護することを目的とする。

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、スライド、レコード、録音テープ、コンパクトディスク、映画フィルム、ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものをいう。
- (5) 玩具類等 玩具類又は刃物類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）をいう。
- (6) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面する方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。
- (7) 遊技営業等 次に掲げる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業並びに旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用を受ける営業を除く。）をいう。

- ア 設備を設けて客に遊技又は遊興をさせる営業
- イ 設備を設けて客に飲食をさせる営業
- ウ 設備を設けて客に図書類の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業
- (8) 有害役務営業 店舗型有害役務営業及び無店舗型有害役務営業をいう。
- (9) 店舗型有害役務営業 次に掲げる営業（風営適正化法第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。
 - ア 店舗を設け、著しく性的感情を刺激するおそれがある方法により、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業
 - イ 店舗を設け、専ら異性の客に対し著しく性的感情を刺激する姿態を見せる役務を提供する営業
 - ウ 店舗を設け、専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業
 - エ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するもののうち、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 客に接する業務に従事する者が著しく性的感情を刺激する衣服として規則で定めるものを着用するもの
 - (イ) 客に接する業務に従事する者が青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを着用するもの
 - (ウ) 青少年が客に接する業務に従事していることを明示し又は連想させる文字、数字その他の記号、映像、写真又は絵として規則で定めるものを当該営業の場所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの
- (10) 無店舗型有害役務営業 次に掲げる営業（風営適正化法第2条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）をいう。
 - ア 著しく性的感情を刺激するおそれがある方法により、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
 - イ 専ら異性の客に対し著しく性的感情を刺激する姿態を見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
 - ウ 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせ

る役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

(県の責務)

第3条 県は、青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護（以下「青少年の健全な育成と保護」という。）に関する施策を実施するとともに、県民による青少年の健全な育成と保護に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、その地域の社会的状況に応じた青少年の健全な育成と保護に関する施策を実施するとともに、県の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、青少年を取り巻く社会環境の変化に常に注意を払い、相互に協力して当該社会環境の清浄化に努めるとともに、県及び市町の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力しなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その監護する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、良好な家庭環境の中で当該青少年を養育しなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成を阻害しないように努めるとともに、県及び市町の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力しなければならない。

第2章 協働による青少年の健全な育成と保護

(協働による青少年の健全な育成と保護のための社会環境の整備)

第8条 県、市町、県民、保護者及び事業者は、自発的かつ積極的に青少年の健全な育成と保護に関する活動に取り組むとともに、相互に協力及び連携を行うことにより、青少年にとって良好な社会環境の整備を図るものとする。

2 県民、保護者及び事業者による青少年の健全な育成と保護に関する活動並びに前項に規定する協力及び連携を支援するため、県に、青少年愛護活動推進員を置く。

(青少年の保護のための努力義務)

第9条 何人も、その内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認められる興行、図書類、広告物その他のものを青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

- (1) 著しく性的感情を刺激するものであること。
- (2) 著しく粗暴性又は残忍性を助長するものである

こと。

- (3) 著しく恐怖心を与えるものであること。
- (4) 犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。
- (5) 自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。

2 何人も、その形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められる玩具類等その他の物を青少年に所持させないように努めなければならない。

- (1) 人体に危害を及ぼすおそれがあるものであること。
- (2) 著しく性的感情を刺激するものであること。

3 何人も、その内容、設備又は形態が青少年の健全な育成を阻害すると認められる営業を青少年に利用させないように努めなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、何人も、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を行わないように努めなければならない。

第3章 優良興行及び優良図書類の推奨

第10条 知事は、興行及び図書類の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

第4章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業等の制限

(有害興行の観覧の禁止)

第11条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行を青少年にとって有害な興行（以下「有害興行」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示により行う。ただし、緊急を要する場合には、当該興行を行う興行場を経営する者又は当該興行を主催する者（以下「興行者」という。）に、その旨を通知することにより告示に代えることができる。

3 第1項の規定による指定を受けた興行のほか、興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で知事が指定するものが、青少年に観覧させることが適当でないとして認められた興行は、有害興行とする。

4 第2項本文の規定は、前項の規定による指定について準用する。

5 興行者は、第1項の規定による指定を受けた興行又は第3項に規定する興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に青少年の入場を禁ずる旨を当該興行を行う期間掲示し、当該興行を青少年に観覧させてはならない。

6 知事は、第1項の規定による指定をした興行の内

容が同項に規定する理由に該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

(有害図書類及び有害玩具類等の販売等の禁止)

第12条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を青少年にとって有害な図書類（以下「有害図書類」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた図書類のほか、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。

(1) 書籍、雑誌その他の刊行物であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とする写真又は描写する絵画で規則で定めるものを掲載するページの数が規則で定める数以上であるもの

(2) ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものであって、卑わいな姿態等を描写する場面で規則で定めるものの描写の時間が規則で定める時間以上であるもの

(3) 表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に第1号の規則で定める写真又は絵画を掲載している図書類

(4) 図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で知事が指定するものが、青少年に閲覧させ、又は視聴させることが適当でないとして認められた図書類で、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

3 図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）は、有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。

4 知事は、玩具類等の形状、構造又は機能が第9条第2項各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該玩具類等を青少年にとって有害な玩具類等（以下「有害玩具類等」という。）として指定することができる。

5 前項の規定による指定を受けた玩具類等のほか、次の各号のいずれかに該当する玩具類等は、有害玩具類等とする。

(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する玩具類等で、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

(2) 使用済みの下着（使用済みの下着である旨の表示若しくはそれと誤認させる表示がされ、又は使用済みの下着と誤認させる形態を有する玩具類を含む。）

(3) 下着の形状をした玩具類

6 玩具類等の販売又は貸し付けを業とする者は、有害玩具類等を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。

ない。

7 第1項、第2項第4号又は第4項の規定による指定は、告示により行う。

(有害図書類の陳列の制限)

第12条の2 図書類取扱業者は、有害図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させる場合において、有害図書類を陳列するとき、青少年の目に触れにくい陳列の方法として規則で定める方法により、有害図書類を他の物品と区分して陳列しなければならない。

2 知事は、前項の規定に違反して有害図書類が陳列されていると認めるときは、当該図書類取扱業者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列の方法について改善を命ずることができる。

3 図書類取扱業者は、有害図書類の陳列場所に当該有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなければならない。

4 前3項の規定は、法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所に有害図書類を陳列する場合については、適用しない。

(自動販売機による図書類又は玩具類等の販売の届出等)

第12条の3 図書類又は玩具類等の販売を業とする者（以下「図書類等販売業者」という。）は、自動販売機により当該販売をしようとするとき（規則で定める場所に自動販売機を設置し、当該販売をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 自動販売機の設置場所

(3) 自動販売機の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「自販機販売届出者」という。）は、当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 自販機販売届出者は、第1項の規定による届出に係る自動販売機に、規則で定めるところにより、当該届出をした旨の表示をしなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも同様とする。

(自動販売機管理者の設置)

第12条の4 自販機販売届出者は、その設置する自動販売機ごとに、自動販売機管理者を置かななければならない。

2 自動販売機管理者は、その管理に係る自動販売機が設置された市町（神戸市の区域に設置された場合にあつては、区。以下この項において同じ。）の区域と同一の市町の区域内に住所を有している者でなければならない。

(自動販売機への収納の禁止等)

第12条の5 図書類等販売業者又は自動販売機管理者は、有害図書類又は有害玩具類等を自動販売機に収納してはならない。

2 自動販売機による図書類又は玩具類等の販売をしている図書類等販売業者又は自動販売機管理者は、当該自動販売機に収納されている図書類又は玩具類等が有害図書類又は有害玩具類等に該当することとなったときは、直ちに当該図書類又は玩具類等を当該自動販売機から撤去しなければならない。

3 図書類等販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、第9条第1項に該当する図書類又は同条第2項に該当する玩具類等を収納する自動販売機を設置してはならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。以下「学校」という。)
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (6) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第12条第1項に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

(適用除外)

第12条の6 前3条の規定は、法令又は条例の規定により青少年の立入りが禁じられている場所に設置されている自動販売機であって、規則で定める措置が講じられているものについては、適用しない。

(有害広告物の制限)

第13条 知事は、屋外又は屋内に掲示された広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対してその内容の変更若しくは撤去又は当該広告物と同一の内容の広告物の掲示の禁止を命ずることができる。

(質物の受入れ及び古物の買受け等の禁止)

第14条 質屋(質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋をいう。以下同じ。)又は古物商(古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。)は、青少年から物品(第21条の2の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。)若しくは有価証券を質に取って金銭を貸し付け、物品を買受け、又は委託を受けて物品を販売してはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同

意を得たと認められるときは、この限りでない。

(指定遊技営業等の場所への立入禁止)

第15条 知事は、遊技営業等の設備又は形態が次の各号のいずれかに該当するため、青少年を客として立ち入らせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該遊技営業等の場所の全部又は一部を青少年の立入禁止の場所として指定することができる。

- (1) 客室若しくは客席にかぎのかかる設備その他これに類する設備をし、又は客室若しくは客席の内部の見通しを妨げる設備をしているもの
- (2) 客室若しくは客席に著しく性的感情を刺激する装置、照明、装飾品等を使用しているもの
- (3) 遊技営業等を営む者(以下「遊技営業等営業者」という。)又はその代理人、使用人その他の従業者が、常時客を見守ることなく客室を利用させるもの

2 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及びその理由を文書をもって当該遊技営業等営業者又はその代理人に通知しなければならない。

3 遊技営業等営業者又はその代理人は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に指定のあった旨及び青少年の立入りを禁ずる旨を掲示し、当該場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

4 知事は、第1項の規定による指定を受けた遊技営業等の場所において当該遊技営業等の設備又は形態が同項各号に掲げる理由に該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

(深夜遊技営業等の場所への立入禁止)

第15条の2 次に掲げる遊技営業等を営む者又はその代理人は、深夜(午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において当該遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

- (1) 第2条第7号アに掲げる遊技営業等のうち、個室(前条第1項第1号に規定する客室又は客席をいう。以下同じ。)を設け、当該個室において客に遊技又は遊興をさせる営業
- (2) 第2条第7号イに掲げる遊技営業等のうち、個室を設け、当該遊技営業等を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が常時客を見守ることなく、当該個室において客に飲食をさせる営業
- (3) 第2条第7号ウに掲げる遊技営業等のうち、個室を設け、当該個室において客に図書類の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業

2 前項各号に掲げる遊技営業等を営む者は、深夜において当該遊技営業等を営む場合においては、当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に深夜における青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。(利用カード等に係る禁止行為)

第16条 風営適正化法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗

型電話異性紹介営業に関して提供する役務（以下「電話異性紹介役務」という。）の数量に応ずる対価を得る目的で発行するカードその他の物品（以下「利用カード等」という。）を販売する者は、利用カード等を自動販売機に収納してはならない。

- 2 電話異性紹介役務を利用するための情報を業として提供する者は、電話異性紹介役務の数量に応ずる対価を徴収して、当該電話異性紹介役務を利用するための電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を提供する機器を設置してはならない。
- 3 何人も、青少年に利用カード等を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用カード等に記載された電話異性紹介役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を提供してはならない。
- 4 第12条の6の規定は、第1項及び第2項の場合について準用する。

（有害役務営業を営む者等の禁止行為等）

第17条 有害役務営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年を有害役務営業の客に接する業務に従事させること。
 - (2) 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
 - (3) 青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘すること。
 - (4) 青少年に対し、有害役務営業の名称、所在地又は電話番号その他の当該有害役務営業に関する事項（以下「有害役務営業の名称等」という。）を記載した文書、図画その他のもの（以下「文書等」という。）を頒布すること。
 - (5) 有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。
 - (6) 有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させること。
 - (7) 有害役務営業の名称等を記載した文書等を青少年に頒布させること。
 - (8) 店舗型有害役務営業の場所（以下この条において「営業所」という。）又は無店舗型有害役務営業の受付所（第2条第10号アからウまでに規定する役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。）に青少年を客として立ち入らせること。
 - (9) 青少年を無店舗型有害役務営業の客とすること。
- 2 有害役務営業を営む者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所の立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。
- (1) 店舗型有害役務営業 営業所
 - (2) 無店舗型有害役務営業（受付所を設けて営むものに限る。） 受付所
- 3 有害役務営業を営む者は、当該有害役務営業につ

き広告又は宣伝をするときは、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

- (1) 店舗型有害役務営業 営業所への青少年の立入りを禁ずる旨
 - (2) 無店舗型有害役務営業 青少年が無店舗型有害役務営業の客となることを禁ずる旨及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあっては、受付所への青少年の立入りを禁ずる旨
- 4 有害役務営業を営む者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該有害役務営業に従事する者の氏名、生年月日及び住所その他の規則で定める事項を記載しておかなければならない。
- (1) 店舗型有害役務営業 営業所
 - (2) 無店舗型有害役務営業 事務所及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあっては、受付所
- 5 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、第1項の規定に違反して同項第4号又は第9号に掲げる行為をしたときは、当該有害役務営業を営む者に対し、その行為の中止を命じ、又は必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

（有害役務営業の停止）

第18条 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該有害役務営業に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有害役務営業を営む者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条又は第182条の罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項又は第61条第1項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により適用される場合を含む。）の規定に違反したとき。
- (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条第2号の罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (4) 児童福祉法第34条第1項第6号、第7号又は第9号の規定に違反したとき。
- (5) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (6) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条から第8条までの罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (7) この条例に規定する罪（第30条第2項第1号の罪を除く。）に当たる違法な行為をしたとき。
- (8) 前条第5項の規定による命令に従わなかったとき。

第19条 削除

第5章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁止等

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第20条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施してはならない。

2 何人も、青少年に対し、勧誘し、又は周旋して前項の行為を受けさせてはならない。

(みだらな性行為等の禁止)

第21条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(使用済み下着等の買受け等の禁止)

第21条の2 何人も、青少年から使用済み下着等(青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液、ふん尿若しくは体毛をいい、青少年がこれらに該当すると称する物を含む。以下同じ。)を買受け、若しくは使用済み下着等の売却の委託を受け、又は青少年に使用済み下着等の売却の相手方を紹介してはならない。

(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)

第21条の3 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を求めてはならない。

(場所の提供及びその周旋の禁止)

第22条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、その場所の提供又はその周旋をしてはならない。

- (1) 入れ墨を施す行為
- (2) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (3) 使用済み下着等を買受け、使用済み下着等の売却の委託を受け、又は使用済み下着等の売却の相手方を紹介する行為
- (4) 暴行
- (5) 麻薬又は覚せい剤を使用する行為
- (6) 医薬品その他のもので、催眠、めいてい、興奮、幻覚その他これらに類する作用を有するものとして知事が指定するもの(以下「指定医薬品等」という。)を不健全な目的に使用する行為
- (7) 喫煙又は飲酒

2 場所の提供をした者は、当該場所において、前項各号に掲げる行為が行われることを知ったときは、

直ちに、その提供を中止しなければならない。

(指定医薬品等の譲渡等の禁止)

第23条 何人も、前条第1項第6号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がその行為を行うおそれがあることを知って、指定医薬品等を譲渡し、交付し、又は周旋してはならない。

2 何人も、青少年に対し、前条第1項第6号に掲げる行為をすることを勧誘してはならない。

(深夜外出の制限)

第24条 保護者は、特別の事情がある場合を除くほか、深夜に青少年を外出させないようにしなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は承諾を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に、青少年をその住所若しくは居所(以下「住所等」という。)から連れ出し、又はその住所等以外の場所に居させてはならない。

3 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

第5章の2 インターネット上の有害情報等からの青少年の保護

(保護者の取組)

第24条の2 保護者は、インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を適切に管理することにより、青少年が端末設備を利用して有害情報(第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に閲覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる情報をいう。以下同じ。)を閲覧することがないようにしなければならない。

2 保護者は、青少年によるインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。

(青少年のインターネット利用について事業者が講ずべき措置等)

第24条の3 端末設備を公衆の利用に供する事業者は、フィルタリング・ソフト(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限する機能を有するソフトウェアをいう。以下同じ。)又はフィルタリング・サービス(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限するための役務又はフィルタリング・ソフトによって有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該フィルタリング・ソフトを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。以下同じ。)の利用その他の規則で定める方法により、青少年が当該端末設備を利用して有害情報を閲覧することができないようにするための措置を講じなければならない。ただし、法令又は条例の規定により常時

- 青少年の立入りが禁じられている場所において端末設備を公衆の利用に供する場合は、この限りでない。
- 2 知事は、端末設備を公衆の利用に供する事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、前項の措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - 3 知事は、端末設備を公衆の利用に供する事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、端末設備の販売若しくは貸付け又は役務の提供に当たっては、その販売若しくは貸付け又は役務の提供を受ける者に対し、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスに関する情報を提供するよう努めなければならない。
- （携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置）
- 第24条の4 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者及び当該契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者をいう。以下同じ。）に対し、当該正当な理由が存在することを明らかにして、フィルタリング・サービス及びフィルタリング有効化措置（インターネットを利用する者の有害情報の閲覧を制限するため、端末設備に組み込まれたプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）の機能を制限する措置をいう。以下同じ。）を希望しない旨の申出をすることができる。
- 2 保護者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、前項の申出をするときは、規則で定めるところにより、同項の正当な理由を記載した書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出し

- なければならない。
- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、第1項に規定する契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、フィルタリング・サービスの内容、次条第1項に規定する青少年のインターネットの利用に関する基準づくりの必要性その他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書（当該説明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を交付しなければならない。
 - 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を締結したときは、当該契約に係る第2項の書面を、当該契約が終了する日までの間保存しなければならない。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存することができる。
 - 5 知事は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を青少年のために締結した保護者又は当該契約を締結した青少年の保護者に対し、当該契約に基づく青少年によるインターネットの利用が適切に行われているかどうかについて、説明若しくは資料の提出を求め、又は調査その他の必要な措置を講ずることができる。
 - 6 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第3項又は第4項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - 7 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- （青少年のインターネットの利用に関する基準づくり）
- 第24条の5 何人も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりが行われるよう、その支援に努めなければならない。
- 2 前項に規定する基準は、その内容に次に掲げる事項を含むものとする。
 - (1) インターネットの過度の利用等を防止するためのその利用の時間に関する事項
 - (2) インターネットの利用に伴う危険等を防止するためのその利用の方法に関する事項
- （県の施策）
- 第24条の6 県は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。

第6章 雑 則

（審議会への諮問）

- 第25条 知事は、第2条第9号エ(ア)から(ウ)まで、第10

- 条、第11条第1項、第3項若しくは第6項、第12条第1項、第2項第1号、第2号若しくは第4号、第4項若しくは第5項第1号、第12条の2第1項若しくは第2項、第12条の5第3項第7号、第13条、第15条第1項若しくは第4項、第18条、第22条第1項第6号、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の4第1項から第3項まで若しくは第6項又は第27条の規定による推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしようとするときは、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する青少年愛護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしたときは、次の審議会に報告しなければならない。
- （推奨等の要請）
- 第26条 何人も、第10条、第11条第1項、第12条第1項若しくは第4項、第13条、第15条第1項又は第17条第5項の規定による推奨、指定又は命令をすることが適当であると認めるときは、知事に対し、その旨を要請することができる。
- 2 前項の要請は、その理由を記載した文書をもってしなければならない。
- （教育委員会等の要請に基づく勧告）
- 第27条 知事は、学校の周辺における旅館、飲食店、料理店等の営業、有害役務営業、風営適正化法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他の営業の内容が当該学校の教育環境を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、当該学校が公立学校である場合にあつては当該学校を管理する教育委員会、私立学校である場合にあつては当該学校の設置者から要請があつたときは、当該営業を営む者に対し、当該学校の教育環境の清浄化について必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- （立入調査）
- 第28条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間内において、次の各号に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。
- (1) 有害興行を行う場所
 - (2) 有害図書類又は有害玩具類等を販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者の営業の場所
 - (3) 第13条の広告物を掲示している場所
 - (4) 質屋又は古物商の営業の場所
 - (5) 第15条第1項の規定により指定した遊技営業等の場所
 - (6) 第15条の2第1項に規定する遊技営業等の場所
 - (7) 店舗型有害役務営業の場所
 - (8) 無店舗型有害役務営業の事務所又は受付所
 - (9) 端末設備を公衆の利用に供する事業者の営業又は事業の場所
 - (10) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所
- 2 前項の規定により同項各号に掲げる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査は、必要最少限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げてはならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- （補 則）
- 第29条 この条例の実施のための手続その他この条例の施行のため必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰 則

（罰 則）

- 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) 第20条第1項又は第2項の規定に違反した者
 - (2) 第21条第1項の規定に違反した者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第18条の規定による命令に違反した者
 - (2) 第22条第1項（同項第1号又は第2号に係る部分に限る。）又は第2項（同条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に違反した者
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 常習として第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者
 - (2) 第17条第1項（同項第1号又は第8号に係る部分に限る。）の規定に違反した者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第21条の2の規定に違反する行為を業として行った者
 - (2) 第22条第1項（同項第3号から第7号までに係る部分に限る。）又は第2項（同条第1項第3号から第7号までに係る部分に限る。）の規定に違反した者
 - (3) 第23条第1項の規定に違反した者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第11条第5項の規定に違反して青少年に観覧させた者
 - (2) 第12条第3項又は第6項の規定に違反した者
 - (3) 第12条の2第2項の規定による命令に従わなかった者
 - (4) 第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者（この条第3項第1号に掲げる者を除く。）
 - (5) 第13条の規定による命令に従わなかった者

- (6) 第15条第3項の規定に違反して青少年を客として立ち入らせた者
- (7) 第15条の2第1項の規定に違反した者
- (8) 第16条第1項から第3項までの規定に違反した者
- (9) 第17条第1項(同項第2号、第3号又は第5号から第7号までに係る部分に限る。)の規定に違反した者
- (10) 第21条第2項の規定に違反した者
- (11) 第21条の2の規定に違反した者(前項第1号に掲げる者を除く。)
- (12) 第21条の3の規定に違反して、次に掲げる方法により、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
 - ア 青少年を欺き、威迫し又は困惑させる方法
 - イ 青少年に対し、財産上の利益を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法
- (13) 第23条第2項の規定に違反した者
- (14) 第24条第2項の規定に違反した者
- 6 第17条第1項(同項第4号又は第9号に係る部分を除く。)、第20条第1項若しくは第2項、第21条第1項若しくは第2項、第21条の2、第21条の3又は第24条第2項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項又は前3項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。
- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。
 - (1) 第12条の3第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第14条の規定に違反した者
- 8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
 - (1) 第12条の3第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第17条第2項又は第3項の規定に違反した者
 - (3) 第17条第4項の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
 - (4) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して虚偽の陳述をし、資料の提供を拒み、又は虚偽の資料を提供した者
- 9 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。
 - (1) 第11条第5項の規定に違反して青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなかった者
 - (2) 第12条の2第3項の規定に違反して有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなかった者
 - (3) 第12条の3第3項の規定に違反した者
 - (4) 第15条第3項の規定に違反して青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなかった者

- (5) 第15条の2第2項の規定に違反した者
(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、同条の罰金刑又は科料刑を科する。

(免責規定)

第32条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

- 2 青少年愛護条例(昭和33年兵庫県条例第17号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、旧条例の規定により知事が行なった推奨、指定、命令その他の処分で現にその効力を有するものは、この条例の相当規定により知事が行なった処分とみなす。この場合において、当該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧条例の規定により当該処分が行なわれた日から起算するものとする。

- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第11条又は第13条第1項の規定により、知事に対してなされている要請は、この条例の相当規定により知事に対してなされた要請とみなす。

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和40年7月1日条例第33号)

この条例は、昭和40年7月15日から施行する。

附 則(昭和42年10月13日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和42年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和43年3月30日条例第25号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月30日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和48年3月31日条例第18号)

この条例は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月20日条例第35号抄)

(施行期日)

この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則(平成2年3月28日条例第11号)

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第4号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成7年10月11日条例第42号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成7年10月18日から施行する。

附 則（平成8年10月9日条例第27号）
（施行期日）

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正前の青少年愛護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者については、改正後の条例第16条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から1月以内に」とする。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関設置条例の一部改正）

5 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表青少年愛護審議会の項を次のように改める。

青少年愛護審議会	青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による優良興行等の推奨、有害興行の指定及びその取消し、有害図書類等の指定、有害広告物の内容の変更等の命令、青少年の立入禁止の場所の指定及びその取消し、テレホンクラブ等営業の停止命令、指定医薬品等の指定及び教育委員会の要請等に基づく勧告並びに有害興行の指定等の処分に対する異議申立てに関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	--

第1条第2項中「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に改める。

附 則（平成10年12月21日条例第47号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成11年10月8日条例第44号）

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の施行の日〔平成11年11月1日〕から施行する。

附 則（平成11年12月20日条例第55号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。ただし、第8条に1項を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正前の青少年愛護条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に自動販売機による図書類の販売をしている者については、改正後の条例第12条の2第1項に規定する図書類販売業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成11年兵庫県条例第55号）の施行の日から3月以内に」とする。

4 この条例の施行の際現に有害図書類を収納している自動販売機については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から3月間は、改正後の条例第12条の4の規定は、適用しない。

5 この条例の施行の際現に改正前の条例第16条第1項の規定による届出をして営まれているテレホンクラブ等営業については、施行日から2年間は、改正後の条例第16条の2第1項の規定は、適用しない。

6 この条例の施行の際現に利用カード等を収納している自動販売機については、施行日から3月間は、改正後の条例第17条の2第1項の規定は、適用しない。

7 この条例の施行の際現に設置されている改正後の条例第17条の2第2項に規定する機器については、施行日から3月間は、同項の規定は、適用しない。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月12日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月20日条例第53号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（テレホンクラブ等営業の停止命令等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に係るこの条例の施行後における第2条の規定による改正前の青少年愛護条例第2条第7号に規定するテレホンクラブ等営業の停止又は廃止の命令その他の処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関設置条例の一部改正）

4 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表青少年愛護審議会の項中「有害図書類等の指定」の右に「、有害図書類とする図書類の内容等を定める規則の制定」を加え、「、テレホンクラブ等営業の停止命令」を削る。

附 則（平成13年12月20日条例第58号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の青少年愛護条例第16条第1項の規定による届出をして営まれているテレホンクラブ等営業については、改正後の青少年愛護条例第16条の2第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成 17 年 12 月 21 日条例第 77 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の青少年愛護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に自動販売機により玩具類等を販売している者については、改正後の条例第 12 条の 3 第 1 項に規定する図書類等販売業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成 17 年兵庫県条例第 77 号）の施行の日から起算して 3 月以内に」とする。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関設置条例の一部改正）

- 5 附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表青少年愛護審議会の項中「有害興行の指定及びその取消し」の右に「、興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体の指定」を加え、「有害図書類とする図書類」を「有害図書類等とする図書類等」に改め、「規則の制定」の右に「、図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体の指定、有害図書類の陳列方法を定める規則の制定、有害図書類の陳列方法についての改善の命令、自動販売機の設置場所に係る青少年の利用に供される施設を定める規則の制定」を加える。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日条例第 24 号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年（中略）10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 23 日条例第 5 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第 24 条の 4」を「第 24 条の 5」に改める部分に限る。）、第 24 条の 2 及び第 24 条の 3 の改正規定、第 5 章の 2 中第 24 条の 4 を第 24 条の 5 とし、第 24 条の 3 の次に 1 条を加える改正規定、第 25 条第 1 項の改正規定（「第 22 条第 1 項第 6 号」の右に「、第 24 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項、第 24 条の 4 第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項」を加える部分に限る。）並びに第 28 条第 1 項に 3 号を加える改正規定（同項第 8 号及び第 9 号に係る部分に限る。）は、同年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条第 8 号に規定する出会い喫茶等営業を営んでいる者については、改正後の条例第 17 条第 1 項に規定する者とみなし

て、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の 10 日前まで」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成 21 年兵庫県条例第 5 号）の施行の日から起算して 1 月以内」とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第 18 条第 1 項に規定する営業禁止区域において掲示されている広告物については、この条例の施行の日から 1 月間は、改正後の条例第 19 条第 1 項第 6 号の規定は、適用しない。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関設置条例の一部改正）

- 5 附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表青少年愛護審議会の項を次のように改める。

青少年愛護審議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項並びに青少年愛護条例（昭和 38 年兵庫県条例第 17 号）による青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護に関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	--

附 則（平成 22 年 10 月 7 日条例第 36 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。
（出会い喫茶等営業の停止命令等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に係るこの条例の施行後における第 2 条の規定による改正前の青少年愛護条例第 2 条第 8 号に規定する出会い喫茶等営業の停止又は廃止の命令その他の処分については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 10 月 7 日条例第 41 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日条例第 21 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 21 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定、第 30 条第 5 項第 12 号を同項第 14 号とし、同項第 11 号を同項第 13 号とし、同項第 10 号を同項第 11 号とし、同号の次に 1 号を加える改正規定及び附則第 3 項の規定 平成 30 年 4 月 1 日

- (2) 第 24 条の 4 第 1 項から第 7 項まで及び第 28 条第 1 項第 8 号の改正規定 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関

- する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 75 号）の施行の日
- (3) 次項の規定 平成 30 年 1 月 1 日
(経過措置)
- 2 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、必要があると認めるときは、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。この場合においては、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）第 28 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。
- (1) 改正後の条例第 2 条第 9 号に規定する店舗型有害役務営業に該当することとなる営業の場所
 - (2) 改正後の条例第 2 条第 10 号に規定する無店舗型有害役務営業に該当することとなる営業の事務所又は改正後の条例第 17 条第 1 項第 8 号に規定する受付所
- 3 この条例（附則第 1 項第 1 号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

青少年愛護条例の変遷

公布年月日	施行年月日	改正内容
昭和38年 3 月31日	昭和38年 4 月 1 日	現行条例制定（旧条例から異議申し立て規定の削除・形式を縦書きから横書き）
昭和40年 7 月 1 日	昭和40年 7 月15日	銃刀法名称変更に伴う関連規定の整備
昭和42年10月13日	昭和42年12月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・販売禁止有害物に知事が指定する録音盤・玩具を追加 ・有害広告物に対する命令に同一内容広告物の掲示禁止を追加 ・いれずみを施す行為等・みだらな性行為等の禁止規定の新設 ・場所提供を禁止する行為の主体に青少年を追加（青少年が行為を行うことを知って） ・場所提供禁止の要件行為にいれずみを施す行為・指定医薬品等使用を追加 ・場所提供後に禁止要件行為を知った場合の場所提供中止努力義務を追加 ・立入調査権に資料徴求権を追加 ・有害刃物類販売に対する罰則強化 ・親告罪規定の新設
昭和43年 3 月30日	昭和43年 4 月 1 日	引用条文の訂正
昭和47年 3 月30日	昭和47年 6 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・文書図画に録音テープを追加 ・指定対象除外刃物類から刃体の長さ 6 cm 超の刃物を削除（銃刀法の適用） ・医薬品指定対象にめいいてい、興奮、幻覚等作用を有するもの（シンナー等）を追加 ・指定医薬品等の譲渡等の禁止規定の新設
昭和48年 3 月31日	昭和48年 5 月 1 日	・罰金等臨時措置法改正に伴う罰金額の引上げ
昭和59年12月20日	昭和60年 2 月13日	・風適法名称変更に伴う関連規定の整備
平成 2 年 3 月28日	平成 2 年 5 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・図書類の範囲に絵画、ビデオ、CD 等を追加 ・古物商に青少年からの委託を受けた物品販売の禁止規定を追加 ・飲食営業等指定対象に設備を設けて客に遊技又は遊興させる営業（カラオケハウス等）を追加 ・飲食営業等指定要件に営業者等が見守らずに客室を利用させる営業を追加 ・場所提供禁止の要件行為に喫煙・飲酒を追加
平成 4 年 3 月27日	平成 4 年 5 月 1 日	・罰金額等引上げ改正法施行に伴う罰金額の引上げ
平成 7 年10月11日	平成 7 年10月18日	・古物営業法改正に伴う引用条文の改め

公布年月日	施行年月日	改正内容
平成8年10月9日	平成9年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 責務規定の新設（県、市町、保護者、事業者） 協働による青少年の健全な育成保護規定の新設 有害図書類区分陳列規定の新設 テレホンクラブ等営業の規制規定の新設（届出義務、禁止行為、中止命令、営業停止命令） 入れ墨を施す行為の勧誘・周旋禁止規定の追加 場所提供後に禁止要件行為を知った場合の義務を強化 立入権限を有する者に知事が委任した者を追加 みだらな性行為禁止違反の罰則強化 罰則知情規定の新設
平成10年12月21日	平成11年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 風営適正化法改正に伴う引用条文の改め
平成11年10月8日	平成11年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> 児童買春ポルノ法制定に伴い、テレホンクラブ等営業停止命令要件に同法違反を追加
平成11年12月20日	平成12年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 有害図書類包括指定制度規定の新設 図書類自販機の規制規定の新設（届出義務、管理者設置義務、有害図書類収納禁止） 利用カード等に係る禁止行為規定の新設 テレホンクラブ等営業の規制規定の追加（開始届出期限、営業禁止区域（対象施設から500m）、広告宣伝禁止、営業廃止命令等） 青少年愛護活動推進員設置規定の新設（H12.04.01施行）
平成13年3月12日	平成13年3月12日	<ul style="list-style-type: none"> 医療法改正に伴う用語の変更
平成13年12月20日	平成14年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> テレホンクラブ等営業の営業禁止区域の拡大（対象施設から1,500m）
平成13年12月20日	平成14年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> テレホンクラブ等営業の規制規定の削除（風営適正化法に移行）
平成17年12月21日	平成18年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 興行、図書類等の有害指定基準への犯罪、自殺の誘発・助長の追加 表紙、包装箱上の性的描写による包括指定の新設 自主規制団体が審査した興行・図書類を有害興行等とする包括指定の新設 有害図書類を青少年に閲覧・視聴させることの禁止の追加 有害図書類等の区分陳列方法の明確化 玩具類等有害指定基準に「性的玩具類」の追加 自動販売機の定義の明確化 玩具類自動販売機の届出義務の追加 有害玩具類等の自動販売機への収納禁止の追加 自動販売機管理者を同一市町在住の者に限定 自動販売機の設置場所規制（対象施設から周囲200m） フィルタリングシステム等の導入努力義務の新設 深夜営業者に施設・敷地内の青少年に帰宅を促す努力義務の追加 深夜遊技営業等の場所への立入制限の追加 古物買取制限対象に「書籍」を追加 青少年から下着等の買い受け・売買の受託・周旋の禁止 罰則の強化、追加 親告罪の削除
平成18年3月24日	平成18年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法改正に伴う引用条文の改め
平成21年3月23日	平成21年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の年齢定義の変更 出会い喫茶等営業の規制規定の新設（届出義務、営業禁止区域、禁止行為等、中止又は措置命令、営業等停止命令） 深夜外出の禁止行為を明確化

公布年月日	施行年月日	改正内容
平成21年3月23日	平成21年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> • 端末設備を公衆の利用に供する事業者が講ずべき措置を義務規定化 • 端末設備を公衆の利用に供する事業者の義務違反に対する勧告・公表規定の新設 • 携帯電話インターネット接続役務に係る契約についての保護者、事業者の義務を新設 • 携帯電話事業者の義務違反に対する勧告・公表規定の新設
平成22年10月7日	平成23年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> • 出会い喫茶等営業の規制規定の削除（風営適正化法に移行）
平成23年10月7日	平成23年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> • スポーツ基本法制定（スポーツ振興法全部改正）に伴う引用条文の改め
平成28年3月23日	平成28年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> • 青少年のインターネットの利用に関する基準づくり支援努力義務の新設
平成29年12月15日	平成30年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> • 携帯電話インターネット接続役務契約に係る保護者、事業者の義務を強化 • 契約時の説明事項にルールづくりの必要性を追加
平成29年12月15日	平成30年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> • 児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止規定の新設
平成29年12月15日	平成30年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> • 有害役務営業の規制規定の新設（禁止行為、義務、中止命令、営業停止命令）

旧条例（青少年愛護条例 昭和33年条例第17号）の変遷

公布年月日	施行年月日	改正内容
昭和33年4月1日	昭和33年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> • 旧条例制定施行
昭和33年10月10日	昭和33年10月10日	<ul style="list-style-type: none"> • 有害文書図画の指定 • 指定文書図画の青少年に対する販売又は貸付の禁止
昭和34年3月31日	昭和34年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> • 指定飲食店等の青少年立入禁止時間規定の削除

※昭和37年10月1日行政不服審査法の施行に基づき昭和38年新条例に移行

子どもの冒険ひろば一覧（平成30年3月）

	ひろば名	団体名	主な開催場所
神戸	ワイワイパーク	特定非営利活動法人 輝ナビ北神	藤原山公園 (北区有野町有野字西尾)
	みんなでわんぱ〜く	特定非営利活動法人 S-space	灘丸山公園 (灘区五毛丸山) 大和公園 (灘区中郷町 5-1-1)
	会下山プレーパーク	会下山プレーパークの会	会下山公園 大屋根の広場 (兵庫区会下山町)
	すずらんプレーパーク	特定非営利活動法人こうベユースネット	神戸市立洞川教育キャンプ場 (北区山田町下谷上中一里山 4-1)
	いかわプレーパーク	www (ハナミズキ)	池上中央公園 (西区池上 2-21)
	わんぱく広場	特定非営利活動法人 ヒューマンヴィレッジネットワーク	ポートアイランド 南公園 (中央区港島中町 8-5)
阪神南	国有地プレーパーク	にしのみや遊び場つくろう会	国有地プレーパーク (西宮市久保町 1)
	ゆうきっこプレーパーク	障害のある子をもつ親の会ゆうきっこクラブ	上田公園 (西宮市上田中町 3-36)
	あしやっこプレーパーク	特定非営利活動法人 さんぴいす	芦屋公園 (芦屋市浜芦屋町 4 丁目)
	冒険ひろばぽっかぽか	特定非営利活動法人 人と地域の活動応援団ぽっかぽか	瓦木小学校、ぽっかぽかひろば (西宮市大屋町 10-37)
	北夙川プレーパーク	野外活動団体ういるすく	樋之池公園 (西宮市樋之池町 11-33)
阪神北	仁川小放課後遊ぼう会	特定非営利活動法人 放課後遊ぼう会	仁川小学校 (宝塚市仁川宮西町 1-25)
	のびのび子ども冒険広場	DPC 防災とプレーパークのセンター	猪名川町つづが丘、川西市多田こんにゃく橋、伊丹市立女性・児童センター
	はじかみ池公園プレーパーク	三田プレーパーク・プロジェクト	はじかみ池公園 (三田市あかしあ台 5-1)
	キセラ川西プレーパーク	キセラ川西プレーパークの会	キセラ川西せせらぎ公園 里庭エリア (川西市火打 1-6)
	冒険ひろば 笑居場さん	笑居場さん	鹿塩一丁目公園 (宝塚市鹿塩 1-2)
	子どもが育つ猪名川冒険の森	猪名川町子ども会連絡協議会	うぐいす池公園 (猪名川町松尾台 2-3-1)
東播磨	冒険ひろばあかしっこ	フラタニティ冒険広場 あかしっこ	明石公園 東芝生ひろば (明石市明石公園 1-27)
	高砂プレイランド	子育て応援隊☆ウィズ・ママ	高砂市向島青年の家 高砂市内小学校
	プレバあかね	明石市立高齢者大学校あかねが丘学園	旧あかねが丘学園校庭 (明石市松が丘 5-7-1)
	プレーパーク古代むら	はりま☆子ども若者応援隊	大中遺跡古代むら公園 (加古郡播磨町大中 1)
	プレバ朝霧山	AKVC (あかねボランティアセンター)	朝霧小学校東側斜面 (明石市朝霧東町 1-1-7)
	プレスザパーク	プレスザキッズ	ゆりのき西公園 (明石市大久保町ゆりのき通 1-6)
	ひおかプレーパーク	一般財団法人 野外活動協会 (OAA)	日岡山公園・はりまハイツ炊さん場 (加古川市加古川町大野 1682)

	ひろば名	団体名	主な開催場所
北播磨	やしろの森冒険ひろば	やしろの森公園協会	やしろの森公園 (加東市上久米 1081-3)
	モリアオガエルの住む冒険ひろば	西の風 きた・かわ	播磨中央公園 (姫路市飾磨区細江 520-94)
	プレーパークおおきなき	寺子屋「おおきなき」	緑が丘町中1丁目公園・ 神戸市立自然環境活用センター
	グリーンオークプレーパーク	生涯共育・青少年活動支援「Fleps」	オークタウン加西 玉丘史跡公園 他
	冒険ひろば どんぐりっ子の森	特定非営利活動法人 北播磨生活応援団	どんぐりっ子の森 (加東市下久米字依藤野 1227)
中播磨	ネイチャーパーク	一般社団法人 播磨教育センター	薬師山ひろば(姫路市山畑新田 959-2) 小学校 他
	ゆめばーく	特定非営利活動法人 生涯学習サポート兵庫	夢やかた(姫路市夢前町神種 1281-2) YMCA 太子教育キャンプ場
	里山ガーデン子どもの冒険ひろば	NPO 法人はりま里山研究所	里山ガーデン (姫路市香寺町須加院 2-846)
	大釜こどもの王国	特定非営利活動法人 はりまキッズランド	大釜こどもの王国 (姫路市飾東町大釜 647-7)
	市川エコ農園子どもの冒険ひろば	特定非営利活動法人 棚田 LOVER's	市川エコ農園子どもの冒険ひろば (神崎郡市川町)
西播磨	冒険広場しろう	日本ボーイスカウト兵庫連盟宍粟第3団	染河内ふれあい公園 (宍粟市一宮町上野田)
	プレーパーク赤とんぼ	子どもの遊び場を考える会 赤とんぼ	水辺プラザ (たつの市揖保町揖保上)
	プレーパーク赤穂	赤穂市地域活動連絡協議会	赤穂城南緑地公園 (赤穂市加里屋 1278)
	らかんのさとプレーパーク	らかんのさとプレーパーク	羅漢の里及びふるさと交流館 (相生市矢野町瓜生字羅漢口 28)
但馬	関宮放課後プレーパーク	社会福祉法人 養父市社会福祉協議会	関宮健康増進施設 他 (養父市関宮 630)
	ウッドランド	バナラシティ イングリッシュセンター	SL公園 他 (豊岡市立野町)
丹波	たんばっ子ひろば	ナルク丹波	里山ごんげんさん (丹波市氷上町谷村字後谷 89)
	遊び村ぼうけん広場ささやま	特定非営利活動法人 結	遊び村・冒険ひろばささやま (篠山市東吹 500 番地)
	里山ごんげんさん子どもの冒険広場	特定非営利活動法人 バイオマスフォーラムたんば	里山ごんげんさん (丹波市氷上町谷村字後谷 89)
淡路	里山アップフィールド	里山アップフィールド	里山アップフィールド (洲本市宇原 1910)
	淡路島 冒険の森	子ども自然体験村運営委員会	淡路島冒険の森 (淡路市楠本 999)
	里山基地	アルファグリーンネット西淡	里山基地 (南あわじ市伊加利山口)
	高台プレーパーク	高台プレーパーク有志の会	岡の原公園 (南あわじ市福良)
	プレーパークマンモス	森のようちえん まんまる in 淡路島マンモス	淡路島マンモス (淡路市木曾下 1277-1)

若者ゆうゆう広場一覧（平成26年3月）

	広場の名称	所在地	運営団体
神戸	ゆうゆうユースステーション灘	神戸市灘区深田町 4-1-39	特定非営利活動法人 S-space
	ゆうゆう兵庫運河	神戸市兵庫区浜中町 1-17	キャナルレガッタ神戸 実行委員会
	ゆうゆうユープラ	神戸市須磨区中落合 2-2-7 須磨パティオ健康館 3階	特定非営利活動法人 こうべユースネット
	ゆうゆうユースステーション垂水	神戸市垂水区日向 1-5-1	特定非営利活動法人 プレーンヒューマニティ
	ゆうゆう下山手ひろば	神戸市中央区下山手通 8-8-10	神戸フリースクール
阪神南	ゆうゆう小田北広場	尼崎市神崎町 14-22	特定非営利活動法人 スマイルひろば
	ゆうゆうにしきた	西宮市甲風園 1-3-12	特定非営利活動法人 プレーンヒューマニティ
	ゆうゆうかわらぎ	西宮市大屋町 10-37	特定非営利活動法人 人と地域の活動応援団ぽっかぽか
	ゆうゆうヨッシーくらぶ	芦屋市伊勢町 12-5	ヨッシーくらぶ
阪神北	ゆうゆうきららホール	伊丹市北野 4-30	特定非営利活動法人 まちづくりステーションきらめき
	ゆうゆうたまり場 in まちプラ	伊丹市西台 1-1-1	特定非営利活動法人 阪神・智頭 NPO センター
	ゆうゆうフレミラ	宝塚市売布東の町 12-8	宝塚市社会福祉協議会 宝塚市立大型児童センター
	ゆうゆうさんだ	三田市弥生が丘 1-1-2	社会福祉法人 三田市社会福祉協議会
	ゆうゆうオレンジレンジャー	宝塚市中筋 2-18-10	社会福祉法人 愛和会
東播磨	ゆうゆう若者広場山の上	明石市大久保町西脇 623-7	特定非営利活動法人 Casa メーコッコ
	ゆうゆう広場じけまち	加古川市加古川町寺家町 346-2	特定非営利活動法人 播磨夢づくり
	ゆうゆうたかさご	高砂市伊保 1-1-16	グループなぎさ
	ゆうゆう GO ☆ GO	加古郡播磨町西野添 1-14-17	はりま☆子ども若者応援隊
	ゆうゆうスポはり	播磨町本荘 70-1	特定非営利活動法人 スポーツクラブ 21 はりま
	ゆうゆう広場みっくす	明石市小久保 6-9-18	特定非営利活動法人 みっくす
北播磨	ゆうゆうにしわき広場	西脇市西脇 801-52	西脇市青少年補導委員会
	ゆうゆう広場みっきい	三木市加佐 572	三木市青少年補導委員会
	ゆうゆうおの夢館	小野市上本町 94	小野商店街連合会

	広場の名称	所在地	運営団体
北播磨	ゆうゆうかさい	加西市北条町北条 28-1	こころ豊かな人づくり 500 人委員会 加西ブロック「遊学ライフ」
中播磨	ゆうゆうもんもクラブ	姫路市本町 136	特定非営利活動法人 おはなしくれよん
	ゆうゆうはらっぱ	姫路市飾磨区英賀西町 2-15-2	特定非営利活動法人 生涯学習サポート兵庫
	ゆうゆう双葉	姫路市双葉町 122	ゆうゆう双葉
	ゆうゆうあほしまち	姫路市網干区余子浜 12 番地	特定非営利活動法人 あほしまちコミュニケーション
	ゆうゆうおんき	神河町寺前 64	音器楽会
	ゆうゆうネットワーク・ヤマダ	福崎町西田原 1430-3	山田文庫
西播磨	ゆうゆうパーロン広場	相生市陸本町 10-5	中央パーロン少年団
	ゆうゆう龍野	たつの市龍野町日山 437 (休館中)	特定非営利活動法人 ひと・まち・あーと
	ゆうゆうぴあしんぐう	たつの市新宮町井野原 481-1	ボランティアランナーズ・ピア
	ゆうゆうらくや	赤穂郡上郡町大持 181-3	社会福祉法人 愛心福祉会 愛心園
	ゆうゆう缶★環☆館	佐用郡佐用町佐用 2878-1	空き缶でもうけてもええ会
但馬	ゆうゆうたじま「バニラシティ」	豊岡市寿町 9-28	バニラシティ イングリッシュセンター
	ゆうゆうたじま「TREE はうす」	豊岡市千代田町 9-9	
	若者ゆうゆう広場☆みらい	(移転先検討中のため休館)	やぶ市未来の会
	ゆうゆう広場“美” FRIEND	香美町村岡区村岡 396	野外活動リーダークラブ キャプテン
	ゆうゆう豊岡市民プラザ	豊岡市大手町 4-5	特定非営利活動法人 プラッツ
丹波	ゆうゆうささやま	篠山市黒岡 191-1	一般社団法人 ノオト
	ゆうゆうかすが	丹波市春日町黒井 1500	社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会
淡路	ゆうゆうコモード広場	洲本市本町 6-3-6	本町五六商店街協同組合
	ゆうゆうみやま	五色町広石中 90-5	三島博士顕彰会
	ゆうゆうハツ又	南あわじ市北阿万筒井 1228-7	ハツ又交遊塾
	ゆうゆうスタジオあわじ	淡路市久留麻 1741-1	Awaji K ~音
	ゆうゆうサンリッチ	淡路市浦 148-1	ひまわり作業所
	47 箇所		46 団体

兵庫県内青少年教育施設一覧（出典：「平成28年度ひょうごの社会教育」）

	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	県立六甲山自然保護センター	657-0101	神戸市灘区六甲山町北六甲 123	078-891-0616
2	六甲山 YMCA	657-0101	神戸市灘区六甲山町北六甲 875	078-891-0050
3	神戸市立自然の家	657-0101	神戸市灘区六甲山町中一里山 1-1	078-891-0001
4	神戸市立青少年会館	651-0096	神戸市中央区雲井通 5-1-2	078-232-4455
5	神戸市立洞川教育キャンプ場	651-1102	神戸市北区山田町下谷上中一里山 4-1	078-593-8619
6	神戸市立森林植物園	651-1102	神戸市北区山田町上谷上字長尾 1-2	078-591-0253
7	しあわせの村	651-1102	神戸市北区山田町下谷上字中一里山 14-1	078-743-8000
8	兵庫県天王ダムスポーツガーデン	651-1112	神戸市北区鈴蘭台東町 9-3-5	078-592-3340
9	神戸市立神戸セミナーハウス	651-1503	神戸市北区道場町生野字ロクゴ 318-2	078-985-4391
10	神出山田自転車道つくはらサイクリングターミナル	651-1264	神戸市北区山田町衝原字畑 5	078-581-8461
11	県立文化体育館	653-0837	神戸市長田区蓮池町 1-1	078-631-1701
12	神戸総合運動公園	654-0163	神戸市須磨区緑台	078-795-5151
13	神戸市立神出自然教育園	651-2313	神戸市西区神出町田井字岡	078-965-0044
14	尼崎市立立花青少年体育道場	661-0025	尼崎市立花町 3-10-15	06-6429-3020
15	尼崎市立城内青少年体育道場	660-0825	尼崎市南城内 7-2	06-6429-3020
16	尼崎市立青少年センター	661-0013	尼崎市栗山町 2-25-1	06-6429-3020
17	尼崎市立園田青少年体育道場	661-0953	尼崎市東園田町 8-111-8	06-6429-3020
18	尼崎市立青少年いこいの家	666-0224	川辺郡猪名川町万善字東山 6-1	072-768-0614
19	尼崎市立美方高原自然の家	667-1532	美方郡香美町小代区新屋 1432-35	0796-97-3600
20	県立総合体育館	663-8142	西宮市鳴尾浜 1-16-8	0798-43-1143
21	西宮市立甲山自然の家	662-0001	西宮市甲山町 67	0798-72-0037
22	西宮市立山東自然の家	669-5125	朝来市山東町粟鹿 2179	079-676-4100
23	県立海洋体育館	659-0032	芦屋市浜風町 30-2	0797-32-2255
24	芦屋市立体育館・青少年センター	659-0072	芦屋市川西町 15-3	0797-31-8228
25	伊丹市立野外活動センター	669-1412	三田市木器字南下山 1266-10	079-569-1292
26	宝塚市立宝塚自然の家	669-1211	宝塚市大原野字松尾 1	0797-91-0314
27	三田市立野外活動センター	669-1401	三田市小柿 949	079-569-0388
28	大野アルプスランド キャンプ場	666-0204	川辺郡猪名川町柏原字尾ノ獄 1	072-769-0760
29	千軒キャンプ場	666-0232	川辺郡猪名川町民田字川向 357	072-768-2277
30	県立奥猪名健康の郷	666-0201	川辺郡猪名川町杉生字奥山 1-22	072-769-0485
31	明石市立少年自然の家	674-0064	明石市大久保町江井島 567	078-947-6181
32	県立明石公園	673-0847	明石市明石公園 1-27	078-912-7600
33	OAA はりまハイツ	675-0061	加古川市加古川町大野 1754-2	079-424-3846
34	加古川市立青少年女性センター	675-0031	加古川市加古川町北在家 2718	079-422-8188
35	加古川市立少年自然の家野外活動センター	675-0058	加古川市東神吉町天下原 715-5	079-432-5177
36	高砂市青年の家	676-0031	高砂市高砂町向島町 1710	079-443-2155

	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
37	西脇市立青年の家	677-0039	西脇市上比延町 1434-8	0795-22-3703
38	西脇市青少年センター	677-0015	西脇市西脇 801-52 西脇市勤労福祉センター内	0795-22-4000
39	西脇市日本のへそ日時計の丘公園	679-0312	西脇市黒田庄町門柳 871-14	0795-28-4851
40	三木ホースランドパーク エオの森研修センター	673-0435	三木市別所町高木三木ホースランドパーク	0794-86-1771
41	小野市立市民研修センター	675-1309	小野市福住町 247-5	0794-67-0044
42	オークタウン加西	675-2444	加西市鴨谷町 159-40	0790-44-2595
43	古法華自然公園	675-2346	加西市東剣坂町 1345-2	079-431-8182
44	やしろ会館	673-1472	加東市上三草 1134-211	0795-44-0031
45	県立嬉野台生涯教育センター	673-1415	加東市下久米 1227-18	0795-44-0711
46	県立播磨中央公園	679-0212	加東市下滝野 1275-8	0795-48-5289
47	エコミール加美（青年の家）	679-1201	多可郡多可町加美区豊部 1840-53	0795-35-1572
48	姫路市青少年センター	670-0015	姫路市総社本町 112	079-224-3303
49	姫路市立藤ノ木山野外活動センター （少年自然の家）	679-2113	姫路市山田町南山田 1354-4	079-263-2997
50	姫路市立太尾キャンプ場	679-2123	姫路市豊富町豊富 3928	079-224-3303
51	姫路市立そうめん滝キャンプ場	670-0802	姫路市砥堀 1365-1	079-264-4373
52	姫路市宿泊型児童館星の子館	671-2222	姫路市青山 1470-24	079-267-3050
53	姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺	671-2416	姫路市安富町関 775	0790-66-3505
54	姫路市立梯野外活動センター	671-2513	宍粟市山崎町梯 313-13	0790-62-3121
55	県立いえしま自然体験センター	672-0100	姫路市家島町西島	079-327-1508
56	才元の里 ふるさと交流館	678-0091	相生市矢野町中野 129	0791-29-1010
57	相生市立羅漢の里	678-0091	相生市矢野町瓜生羅漢口 28	0791-29-0900
58	たつの市青少年館	679-4167	たつの市龍野町富永	0791-62-2626
59	たつの市中垣内教育キャンプ場	679-4002	たつの市揖西町中垣内字胡麻谷他 (市教委)	0791-64-3180
60	たつの市新宮青少年センター	679-4314	たつの市新宮町曾我井 744	0791-75-4537
61	県立西播磨文化会館	679-4311	たつの市新宮町宮内 458-7	0791-75-3663
62	赤穂市立野外活動センター	678-0215	赤穂市御崎 708-1	0791-45-1067
63	波賀「楓香荘」	671-4213	宍粟市波賀町原 625	0790-75-2355
64	鹿伏くるみの里	671-4203	宍粟市波賀町鹿伏 175-10	0790-73-0348
65	波賀町原不動滝キャンプ場	671-4213	宍粟市波賀町原	0790-75-3813
66	ちくさ高原キャンプ場	671-3233	宍粟市千種町西河内字新口 1047-218	0790-76-3555
67	神河町地域交流センター	679-2402	神崎郡神河町作畑 279-5	0790-33-0013
68	福崎町春日山キャンプ場	679-2202	神崎郡福崎町八千種 4251-6	0790-22-5805
69	福崎町青少年野外活動センター	679-2218	神崎郡福崎町田口 700-1	0790-22-0609
70	姫路 YMCA 太子キャンプ場	671-1502	揖保郡太子町原 921	079-277-1872
71	県立西はりま天文台公園	679-5313	佐用郡佐用町西河内 407-2	0790-82-0598
72	笹ヶ丘荘	679-5642	佐用郡佐用町円光寺 423-11	0790-88-0149
73	豊岡市大師山自然公園	668-0843	豊岡市引野 1227-1	0796-23-1712
74	県立円山川公苑	669-6123	豊岡市小島 1163	0796-28-3085

	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
75	豊岡市奈佐森林公園	668-0077	豊岡市目坂 499	0796-24-7411
76	県立但馬文教府	668-0056	豊岡市妙楽寺 41-1	0796-22-4407
77	豊岡市立東大谷野外活動施設たけのこ村	669-6228	豊岡市竹野町東大谷 334	0796-47-0250
78	休暇村竹野海岸	669-6201	豊岡市竹野町竹野 1047	0796-47-1511
79	神鍋高原キャンプ場	669-5372	豊岡市日高町栗栖野 59-2	0796-42-1111
80	養父市立あけのべ自然学校	667-0300	養父市大屋町明延 1184	079-668-0258
81	養父市立旭山野外活動センター	667-0300	養父市大屋町明延 178-1	079-668-0258
82	魚ヶ滝荘	679-3300	朝来市生野町上生野字魚ヶ滝 671	079-679-4334
83	室尾野外活動センター	669-5223	朝来市和田山町室尾 28	079-672-0188
84	さんとうアウトドアビレッジ	669-5125	朝来市山東町栗鹿字寺田 1781-1	079-670-7300
85	県立南但馬自然学校	669-5134	朝来市山東町迫間字原 189	079-676-4730
86	馬場山キャンプ場	679-3400	朝来市佐囊字土肥馬場山 90-2	079-677-1855
87	朝来市農林業体験実習館多々良木みのり館	679-3423	朝来市多々良木 727-2	079-678-1414
88	緑ヶ丘キャンプ場	679-3423	朝来市多々良木 727-2	079-672-4003
89	スカイビラさのう	679-3453	朝来市佐囊字土肥上山 66-138	079-677-1855
90	今子浦ファミリーキャンプ場	669-6542	美方郡香美町香住区境	0796-36-3355
91	県立兎和田高原野外教育センター	667-1336	美方郡香美町村岡区宿 791-1	0796-94-0211
92	グリーンパークハチ北	667-1344	美方郡香美町村岡区大笹 15-1	0796-96-0732
93	祖大池公園キャンプ場	667-1354	美方郡香美町村岡区祖岡 1064-2	0796-95-1109
94	吉滝キャンプ場	667-1544	美方郡香美町小代区貫田	0796-97-2392
95	南部健康高原	667-1532	美方郡香美町小代区新屋	0796-97-2693
96	古代体験の森	667-1511	美方郡香美町小代区広井 804	0796-97-3206
97	県立但馬牧場公園	669-6813	美方郡新温泉町丹土 1033	0796-92-2641
98	霧滝シャクナゲセンター	669-6800	美方郡新温泉町岸田字肥前畑 3501-1	0796-93-0237
99	草太園地（青少年旅行村）	669-6832	美方郡新温泉町飯野 874-1	0796-92-1713
100	健康公園	669-6821	美方郡新温泉町湯 1684-5	0796-92-1713
101	リフレッシュパークゆむら	669-6821	美方郡新温泉町湯 1371	0796-92-2002
102	篠見四十八滝キャンプ場	669-2534	篠山市上篠見特ノ谷 1-2	079-557-1177
103	篠山総合スポーツセンター	669-2341	篠山市郡家 451-4	079-552-8681
104	ユニトピアささやま	669-2356	篠山市矢代 231-1	079-552-5222
105	県立丹波年輪の里	669-3312	丹波市柏原町田路 102-3	0795-73-0725
106	丹波少年自然の家	669-3803	丹波市青垣町西芦田字イケ 2032-2	0795-87-1633
107	洲本市立青少年センター	656-0024	洲本市山手 1-4-12	0799-22-4547
108	県立淡路文化会館	656-1521	淡路市多賀 600	0799-85-1391
109	淡路市一宮山王山教育キャンプ場	656-1551	淡路市高山甲 807-3	0799-85-1122
110	淡路市東浦 B&G 海洋センター	656-2311	淡路市久留麻 2711-1	0799-74-5800
111	淡路市旧砂川屋敷レトロ体験村	656-2162	淡路市王子 574-4	0799-64-2520
112	淡路市立青少年センター	656-1541	淡路市柳澤甲 17-3	0799-86-0244

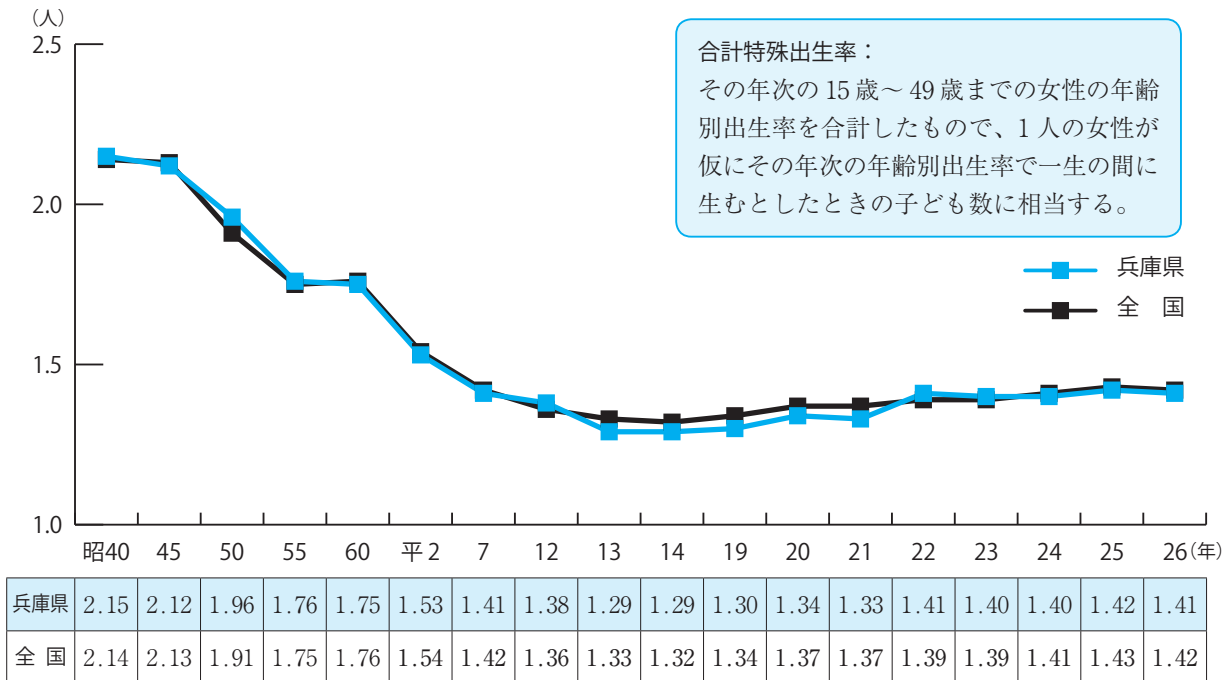
兵庫県児童館連絡協議会会員名簿（平成30年4月）

地域別	所属及び施設名	郵便番号	所在地	電話番号
兵庫県	兵庫県立こどもの館	671-2233	姫路市太市中 915-49	079-267-1153
神戸市	神戸市総合児童センター	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-3-1	078-382-1339
	北青木児童館	658-0014	神戸市東灘区北青木 4-6-31	078-452-9278
	魚崎児童館	658-0083	神戸市東灘区魚崎中町 4-3-16	078-453-2662
	田中児童館	658-0081	神戸市東灘区田中町 4-11-24	078-452-3182
	浜御影児童館	658-0046	神戸市東灘区御影本町 6-5-8	078-811-4014
	御影北児童館	658-0047	神戸市東灘区御影 2-20-10	078-842-6118
	住之江児童館	658-0053	神戸市東灘区住吉宮町 1-2-15	078-851-2769
	向洋児童館	658-0032	神戸市東灘区向洋町中 6-3-2	078-857-7421
	本山東児童館	658-0011	神戸市東灘区森南町 2-8-25	078-431-2244
	本山児童館	658-0003	神戸市東灘区本山北町 3-10-2	078-453-1144
	八幡児童館	657-0051	神戸市灘区八幡町 2-4-22	078-821-0385
	灘児童館	657-0864	神戸市灘区新在家南町 5-13-15	078-881-5030
	原田児童館	657-0838	神戸市灘区王子町 2-3-1	078-801-5205
	河原児童館	657-0055	神戸市灘区上河原通 4-1-1	078-882-3886
	六甲道児童館	657-0038	神戸市灘区深田町 4-1-39 メイン六甲ビル 401	078-841-2331
	生田川児童館	651-0081	神戸市中央区真砂通 2-1-1	078-251-6635
	八雲児童館	651-0078	神戸市中央区八雲通 1-1-7	078-251-1653
	清風児童館	650-0017	神戸市中央区楠町 8-10-3	078-371-2818
	神戸諏訪山児童館	650-0012	神戸市中央区北長狭通 4-9-5	078-332-5987
	湊川児童館	652-0042	神戸市兵庫区東山町 4-20-1	078-521-9115
	中道児童館	652-0801	神戸市兵庫区中道通 4-2-9	078-577-4599
	御崎児童館	652-0855	神戸市兵庫区御崎町 1-3-2	078-651-5903
	兵庫児童館	652-0898	神戸市兵庫区駅前通 4-3-6	078-576-4072
	雪御所児童館	652-0031	神戸市兵庫区雪御所 1-8	078-521-7602
	桜の宮児童館	651-1142	神戸市北区甲栄台 2-4-1	078-593-2289
	すずらんだい児童館	651-1114	神戸市北区鈴蘭台西町 1-22-1	078-592-0353
	ひよどり台児童館	651-1123	神戸市北区ひよどり台 2-1-1	078-741-9880
	からと児童館	651-1332	神戸市北区唐櫃台 2-38-1	078-981-5402
	広陵児童館	651-1212	神戸市北区筑紫が丘 2-22-11	078-583-0252
	道場児童館	651-1505	神戸市北区道場町日下部 663-3	078-951-4020
	大沢児童館	651-1524	神戸市北区大沢町中大沢 984	078-954-0307
	八多児童館	651-1343	神戸市北区八多町附物字下殿関 393-1	078-982-3569
	長尾児童館	651-1511	神戸市北区長尾町宅原 130	078-986-1639
	北五葉児童館	651-1131	神戸市北区北五葉 1-7-24	078-595-1119
	有野児童館	651-1313	神戸市北区有野中町 2-20-19	078-987-2010
	真野児童館	653-0022	神戸市長田区東尻池町 6-3-19	078-681-6391
志里池児童館	653-0032	神戸市長田区苅藻通 1-4-7	078-671-3791	
長田児童館	653-0004	神戸市長田区四番町 4-54	078-576-9732	
長楽児童館	653-0052	神戸市長田区海運町 7-1-23	078-734-1810	
片山児童館	653-0805	神戸市長田区片山町 3-2-11	078-631-8366	

地域別	所属及び施設名	郵便番号	所在地	電話番号
神戸市	池田児童館	653-0814	神戸市長田区池田広町 41-10	078-691-7019
	細田児童館	653-0835	神戸市長田区細田町 7-1-30	078-612-3797
	板宿児童館	654-0009	神戸市須磨区板宿町 1-4-9	078-731-2230
	たかとり児童館	654-0037	神戸市須磨区行平町 2-2-17	078-735-6230
	大黒児童館	654-0022	神戸市須磨区大黒町 2-2-12	078-733-3451
	妙法寺児童館	654-0121	神戸市須磨区妙法寺字昆沙門山 1	078-743-4409
	高倉台児童館	654-0081	神戸市須磨区高倉台 1-2-1	078-733-6844
	落合児童館	654-0154	神戸市須磨区中落合 1-1-25	078-791-7644
	横尾児童館	654-0131	神戸市須磨区横尾 1-11-2	078-742-0990
	東須磨児童館	654-0014	神戸市須磨区若木町 3-5-9	078-733-6280
	若草児童館	654-0112	神戸市須磨区若草町 3-14-9	078-741-0688
	愛垂児童館	655-0025	神戸市垂水区瑞ヶ丘 6-17	078-707-4527
	東垂水児童館	655-0886	神戸市垂水区東垂水 1-1-1	078-753-3202
	星陵台児童館	655-0038	神戸市垂水区星陵台 1-1-3	078-784-3255
	小東山児童館	655-0002	神戸市垂水区小東山 5-868-614	078-795-4789
	押部谷児童館	651-2216	神戸市西区美穂が丘 1-1	078-994-3621
	枝吉児童館	651-2133	神戸市西区枝吉 4-26	078-927-5617
	玉津児童館	651-2126	神戸市西区玉津町上池字五鬼田 315-1	078-917-2816
	有瀬児童館	651-2113	神戸市西区伊川谷町有瀬字金井場 1137-8	078-974-6318
	西宮市	岩岡児童館	651-2411	神戸市西区上新地 2-3-6
櫛谷児童館		651-2234	神戸市西区櫛谷町池谷字苗代ノ内 440-1	078-992-7081
狩場台児童館		651-2272	神戸市西区狩場台 3-6-2	078-991-8742
むつみ児童館		662-0842	西宮市芦原町 7-7	0798-66-0510
浜脇児童館		662-0941	西宮市浜脇町 3-13	0798-35-2359
津門児童館		663-8247	西宮市津門稲荷町 5-23	0798-35-6297
大社児童センター		662-0865	西宮市神垣町 7-32	0798-73-4702
高須児童センター		663-0941	西宮市高須町 2-1-35	0798-49-1308
鳴尾児童館		663-8136	西宮市笠屋町 19-1	0798-35-2359
塩瀬児童センター		669-1134	西宮市名塩新町 1	0797-61-1710
芦屋市	山口児童センター	651-1412	西宮市山口町下山口 4-1-8	078-904-2055
	西宮市移動児童館	662-0842	西宮市芦原町 7-7	0798-66-0510
	段上児童館	663-8006	西宮市段上町 2-10-23	0798-53-8303
伊丹市	芦屋市立児童センター	659-0061	芦屋市上宮川町 10-5	0797-22-9229
	伊丹市立女性・児童センター	664-0855	伊丹市御願塚 6-1-1	072-772-1078
	伊丹市立人権啓発センター児童館	664-0871	伊丹市堀池 2-2-20	072-781-2517
宝塚市	神津児童館	664-0842	伊丹市森本 1-8-22	072-764-6781
	宝塚市立大型児童センター	665-0867	宝塚市売布東の町 12-8	0797-85-3861
	宝塚市立高司児童館	665-0051	宝塚市高司 4-4-24	0797-76-0205
	宝塚市立安倉児童館	665-0823	宝塚市安倉南 1-2-1	0797-86-1762
	宝塚市立西谷児童館	669-1211	宝塚市大原野字炭屋 1-1	0797-91-0735
	宝塚市立山本山手子ども館	665-0887	宝塚市山手台東 1-4-1	0797-89-3322
	中筋児童館	665-0874	宝塚市中筋 2-10-18	0797-80-4156
川西市	御殿山児童館	665-0841	宝塚市御殿山 2-1-70	0797-85-5155
	川西児童館	666-0032	川西市日高町 1-2	072-758-8398

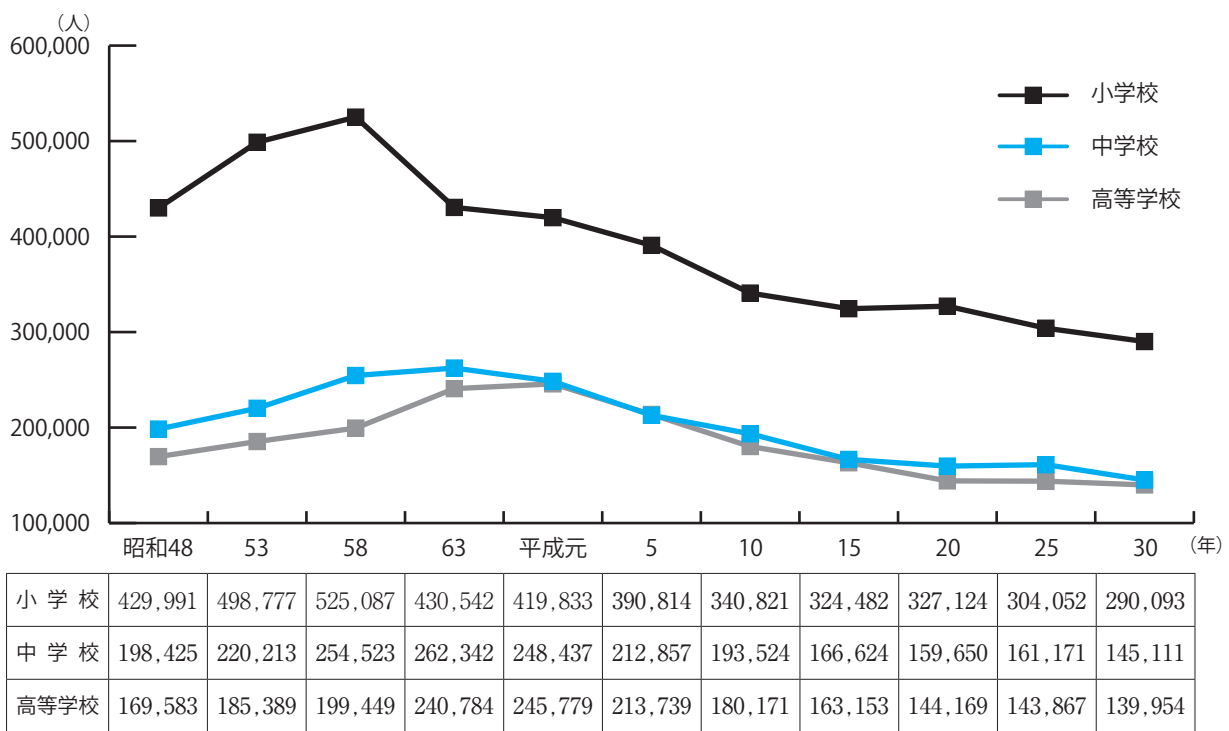
地域別	所属及び施設名	郵便番号	所在地	電話番号
川西市	川西市久代児童センター	666-0024	川西市久代 3-16-30	072-756-1321
三田市	池尻児童館	669-1548	三田市池尻 710	079-564-6881
加古川市	加古川市立志方児童館	675-0321	加古川市志方町志方町 1758-3	079-452-0505
稲美町	稲美町立コスモス児童館	675-1122	加古郡稲美町中村 1259	079-492-6592
西脇市	西脇市こどもプラザ	677-0057	西脇市野村町茜が丘 16-1	0795-25-2801
三木市	三木市立児童センター	673-0432	三木市福井 1933-12	0794-82-2069
	吉川児童館	673-1115	三木市吉川町大沢 412	0794-72-2220
加西市	山下児童館	675-2354	加西市山下町 456	0790-46-1187
加東市	社児童館やしろこどものいえ	673-1423	加東市東古瀬 477-1	0795-42-8543
	滝野児童館	679-0212	加東市下滝野 1369-2	0795-48-0765
多可町	多可町立中児童館	679-1106	多可郡多可町中区高岸 425-6	0795-32-4328
	多可町立みなみ児童館	679-1214	多可郡多可町加美区的場 68-1	0795-35-1420
姫路市	宿泊型児童館星の子館	671-2222	姫路市青山 1470-24	079-267-3050
	飾磨児童センター	672-8064	姫路市飾磨区細江 2654	079-234-6090
	広畑児童センター	671-1116	姫路市広畑区正門通 1-7-3	079-239-8440
	網干児童センター	671-1253	姫路市網干区垣内中町 120	079-274-4732
	東児童センター	671-0252	姫路市花田町加納原田 813	079-253-6001
	安室児童センター	670-0081	姫路市田寺東 2-7-13	079-294-7212
	東光児童センター	670-0835	姫路市幸町 99-1	079-223-4711
	面白山児童センター	670-0055	姫路市神子岡前 3-8-1	079-294-3345
	北児童センター	679-2122	姫路市豊富町御陰 1110-3	079-264-4250
	灘児童センター	672-8021	姫路市白浜町宇佐崎中 2-520	079-247-3710
	坊勢児童館	672-0103	姫路市家島町坊勢 303-3	079-327-1655
たつの市	中央児童館	679-4167	たつの市龍野町富永 1005-1 福祉会館内	0791-63-5118
赤穂市	加里屋児童館	678-0233	赤穂市加里屋中州 5-21	0791-43-2360
	坂越児童館	678-0173	赤穂市浜市 372	0791-48-8624
	塩屋児童館	678-0258	赤穂市古浜町 64	0791-42-0455
	赤穂東児童館	678-0225	赤穂市海浜町 141	0791-45-7115
太子町	太子町立児童館	671-1561	揖保郡太子町鶯 135-1	079-277-3880
篠山市	篠山市立丹南児童館	669-2213	篠山市中野 28	079-594-1003
丹波市	こうがやま児童館	669-3601	丹波市氷上町成松 217	0795-82-8620
洲本市	洲本市児童センター	656-0024	洲本市山手 2-2-26 総合福祉館内	0799-26-0022
	洲本市児童館	656-1313	洲本市五色町鮎原西 142-4	0799-32-1433
南あわじ市	南あわじ市児童館	656-0502	南あわじ市福良乙 999-1	0799-52-3999

県内の合計特殊出生率の推移 (出典：県統計課)



(注) 昭和31年～48年の県の合計特殊出生率については、国勢調査実施年のデータのみ公表されている。(人)

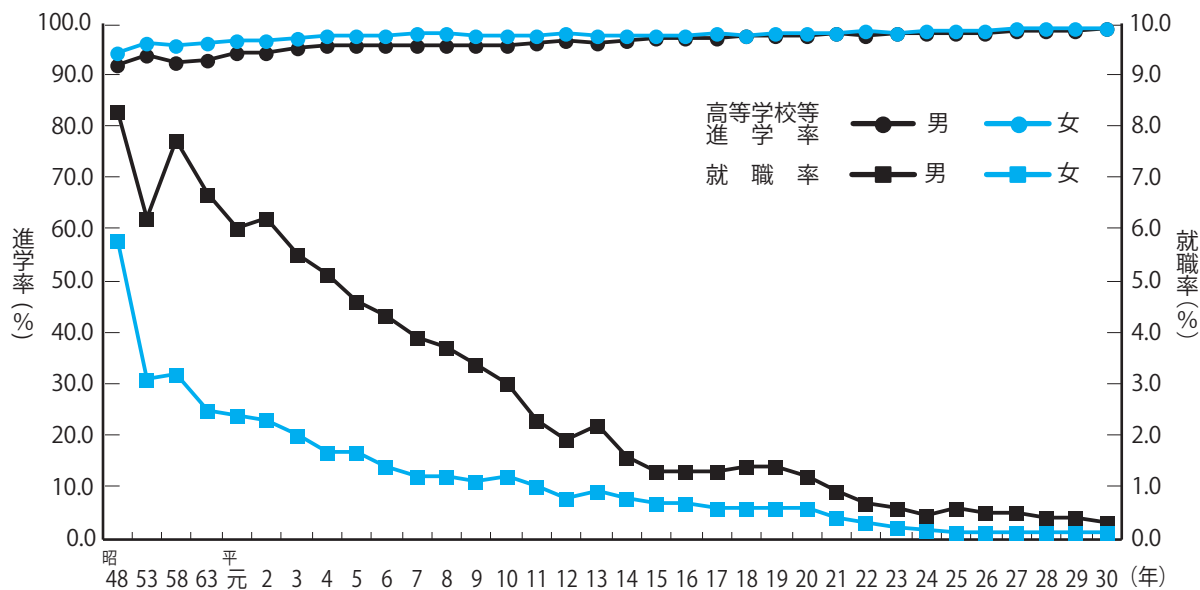
県内の児童生徒数の推移 (出典：学校基本調査)



(人)

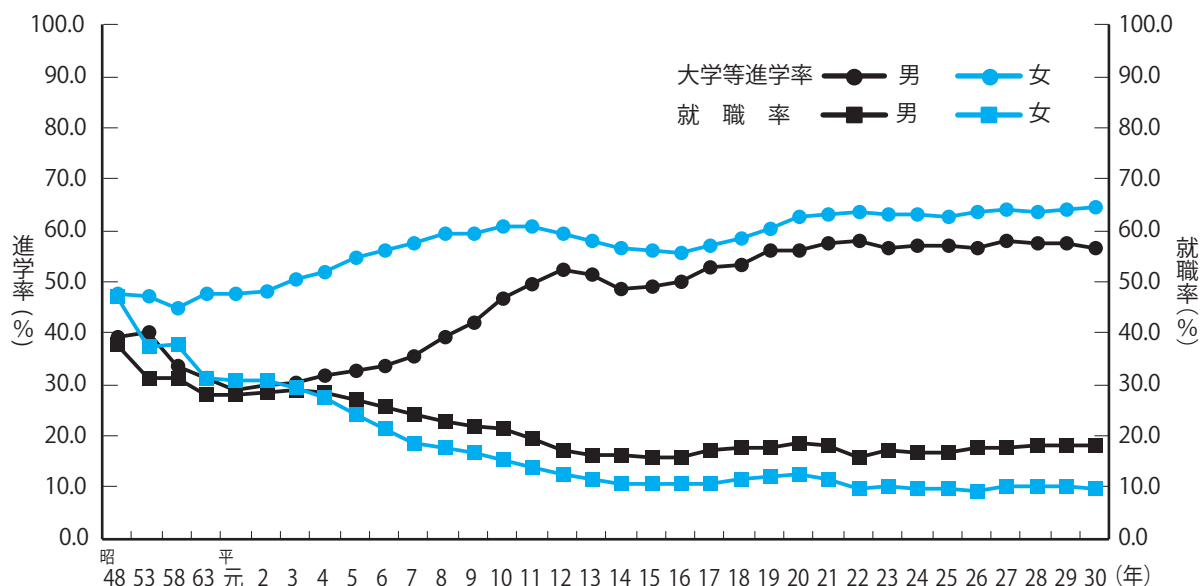
■ 県内中学校卒業生、高等学校卒業生の進学率、就職率の推移 (出典：学校基本調査)

中学校卒業生の進学率・就職率



		昭48	昭53	昭58	昭63	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
進学率 (%)	男	91.8	93.8	92.3	92.8	94.0	94.4	95.0	95.4	95.5	95.5	95.4	95.7	95.6	95.6	96.3	96.7	96.2	96.6	96.9	96.9	97.0	97.3	97.4	97.5	97.8	97.7	98.2	98.2	98.1	98.1	98.4	98.6	98.6	98.7
	女	94.2	95.9	95.7	96.3	96.5	96.7	97.0	97.4	97.5	97.6	97.8	97.9	97.7	97.7	97.6	97.9	97.6	97.5	97.7	97.6	97.8	97.7	98.0	98.1	98.0	98.2	98.2	98.5	98.5	98.5	98.8	98.7	99.0	98.9
就職率 (%)	男	8.3	6.2	7.7	6.7	6.0	6.2	5.5	5.1	4.6	4.3	3.9	3.7	3.4	3.0	2.3	1.9	2.2	1.6	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.2	0.9	0.7	0.6	0.4	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3
	女	5.8	3.1	3.2	2.5	2.4	2.3	2.0	1.7	1.7	1.4	1.2	1.2	1.1	1.2	1.0	0.8	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

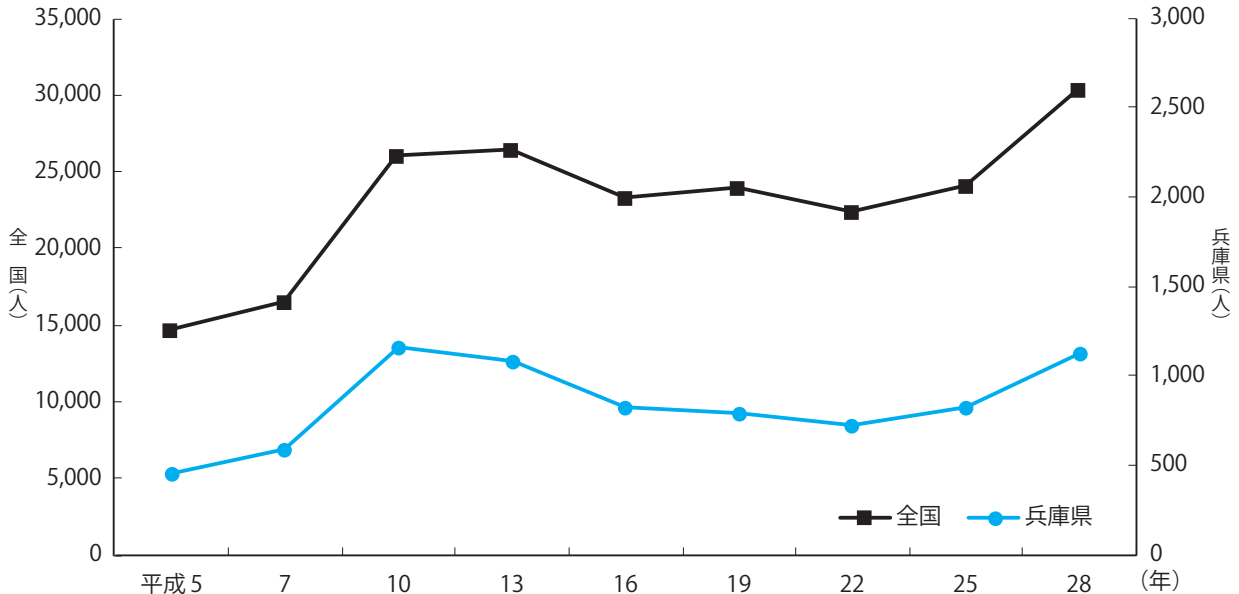
高等学校卒業生の進学率・就職率



		昭48	昭53	昭58	昭63	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
進学率 (%)	男	39.3	40.0	33.4	31.1	28.9	29.8	30.4	31.5	32.8	33.7	35.5	39.1	41.9	46.6	49.5	52.2	51.2	48.7	48.9	49.9	52.7	53.4	55.8	56.0	57.3	57.8	56.7	56.8	56.8	56.6	57.8	57.6	57.5	56.5
	女	47.8	47.2	44.9	47.7	47.7	47.9	50.4	51.8	54.4	55.8	57.5	59.2	59.4	60.8	60.7	59.1	57.7	56.5	55.9	56.6	57.0	58.5	60.3	62.5	63.1	63.7	63.2	63.2	62.4	63.3	63.8	63.6	63.9	64.6
就職率 (%)	男	37.9	31.0	31.2	27.9	27.8	28.4	28.8	28.6	26.9	25.4	24.3	22.9	21.7	21.4	19.6	17.1	16.4	16.2	15.9	15.9	17.2	17.6	17.6	18.5	18.1	15.9	17.0	16.8	16.7	17.7	17.5	18.2	17.9	18.3
	女	47.1	37.5	37.6	31.1	30.9	30.5	29.1	27.3	24.2	21.5	18.5	17.8	16.9	15.2	13.8	12.3	11.7	10.8	10.4	10.4	10.8	11.5	11.9	12.3	11.7	9.6	10.2	9.6	9.7	9.4	10.1	10.3	10.0	9.8

■ 県内不登校児童生徒数の推移 (出典：学校基本調査、30日以上欠席者〔国・私立を含む〕)

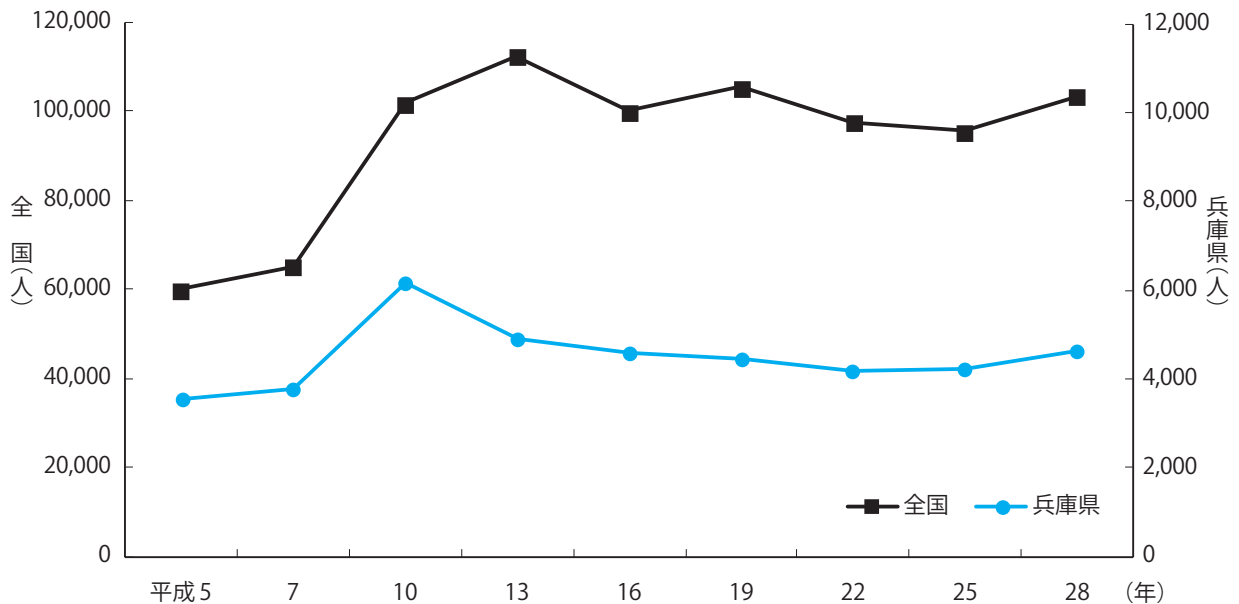
不登校児童数の推移 (小学校)



全国	14,769	16,569	26,017	26,511	23,318	23,927	22,463	24,175	30,448
兵庫県	459	588	1,158	1,077	828	794	726	827	1,125

(人)

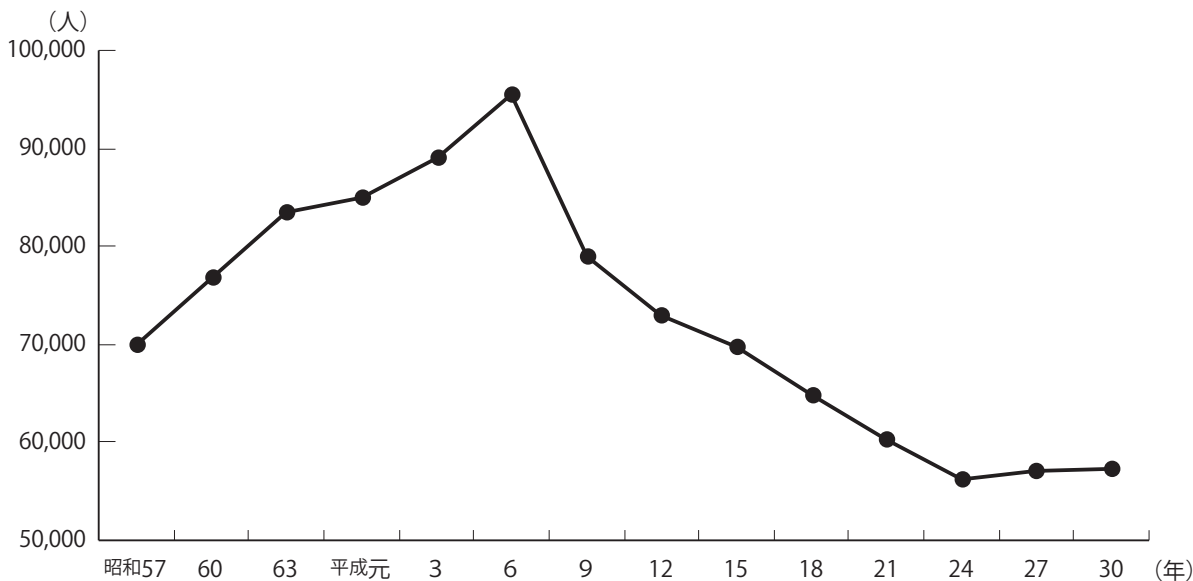
不登校生徒数の推移 (中学校)



全国	60,039	65,022	101,675	112,211	100,040	105,328	97,428	95,442	103,235
兵庫県	3,565	3,781	6,167	4,922	4,585	4,430	4,175	4,231	4,634

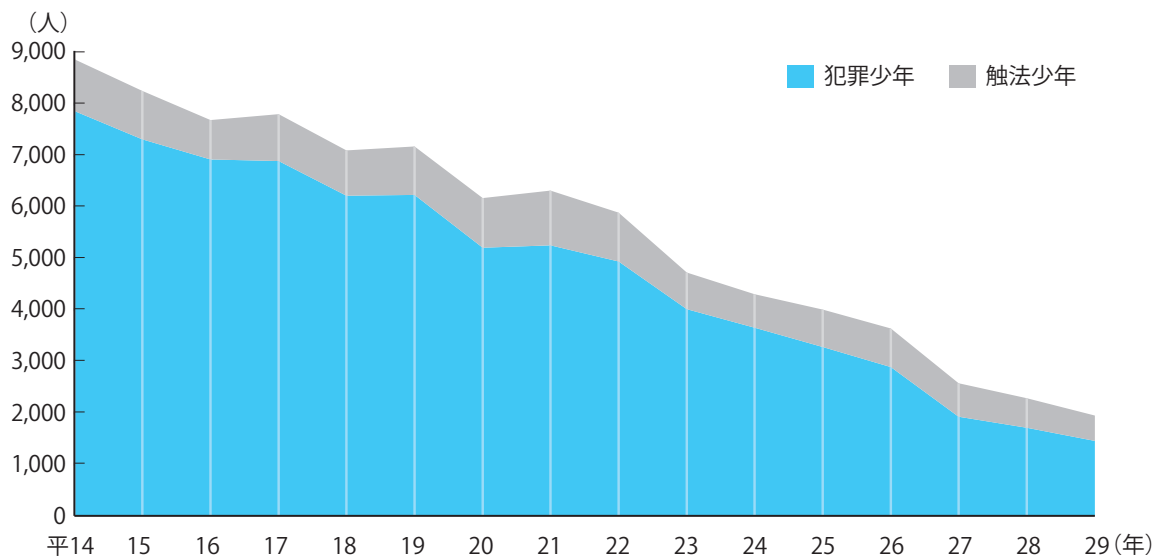
(人)

県内新成人対象者数の推移 (出典：県青少年課)



新成人対象者数	70,086	76,785	83,584	85,074	89,140	95,623	79,042	72,952	69,703	64,908	60,397	56,278	57,184	57,278
---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

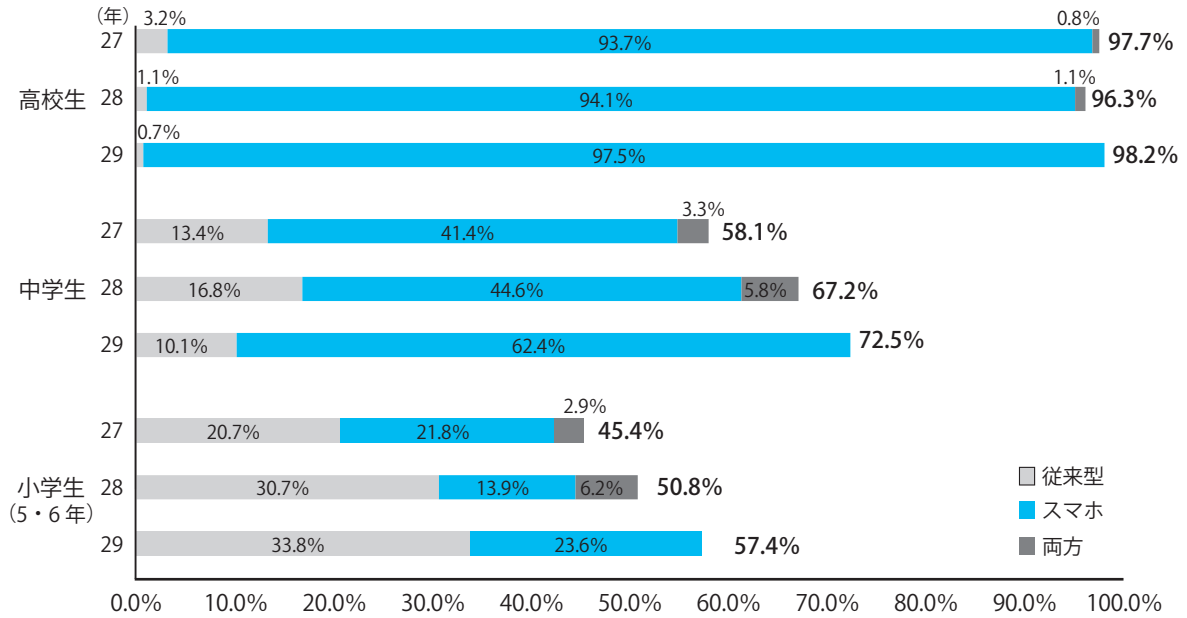
県内刑法犯少年数の推移 (出典：県警察本部)



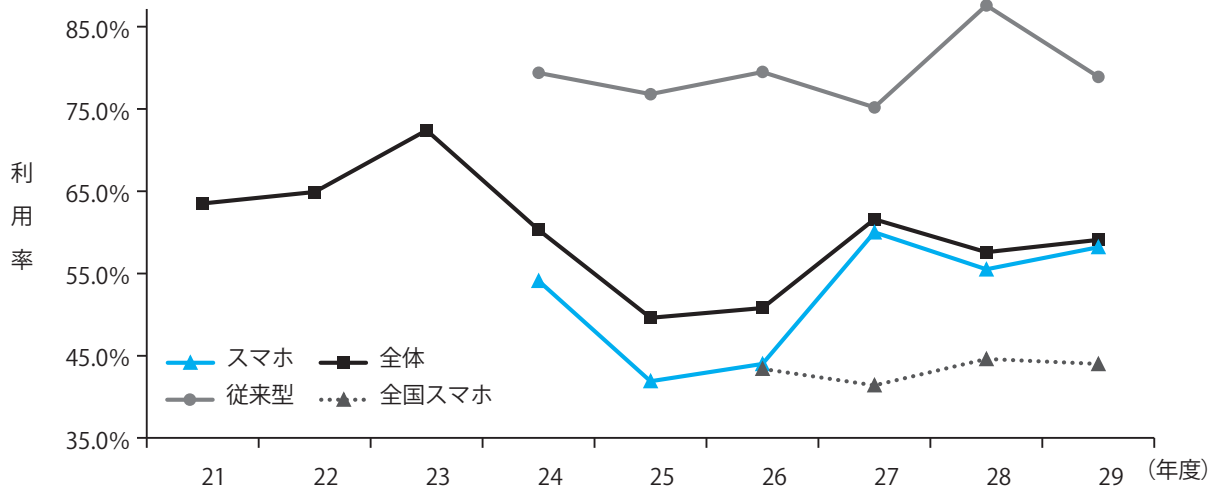
犯罪少年	7,871	7,322	6,929	6,900	6,224	6,243	5,211	5,258	4,946	4,017	3,658	3,287	2,894	1,931	1,710	1,457
触法少年	1,008	945	768	908	885	943	966	1,065	953	711	651	724	746	644	575	494
合計	8,879	8,267	7,697	7,808	7,109	7,186	6,177	6,323	5,899	4,728	4,309	4,011	3,640	2,575	2,285	1,951

■ 県内のインターネット利用関係データ (出典：県青少年課)

青少年の携帯電話所持率



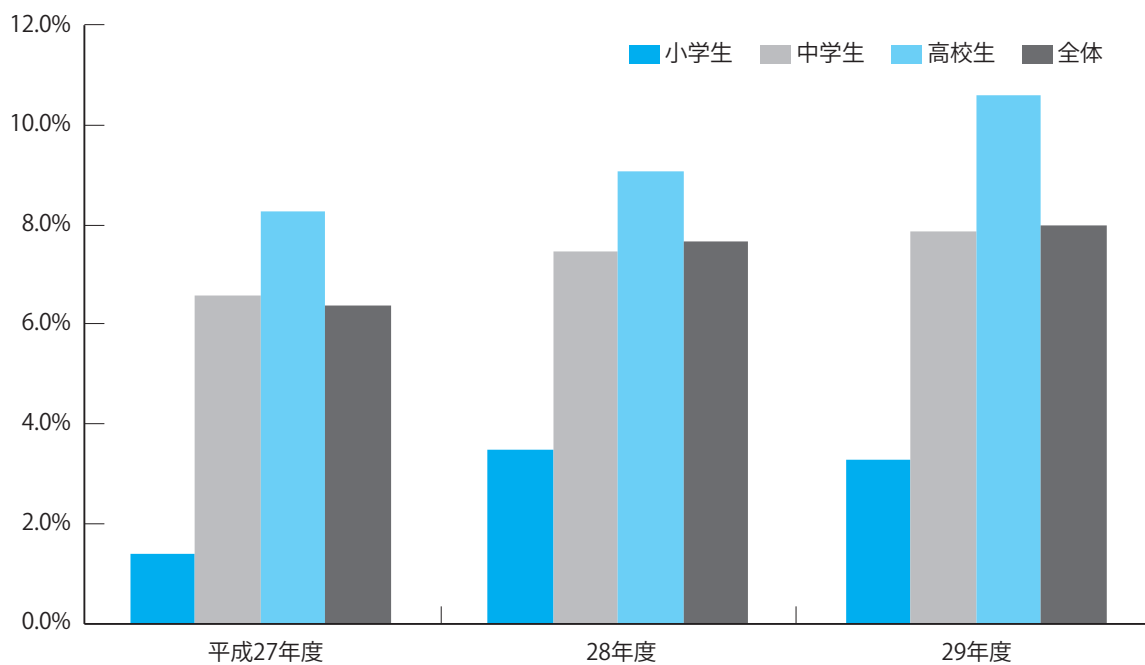
青少年が使用する携帯電話のフィルタリング利用率



全体	63.5%	64.9%	72.4%	60.3%	49.6%	50.8%	61.6%	57.6%	59.1%
スマホ				54.1%	41.9%	44.0%	60.0%	55.5%	58.2%
従来型				79.4%	76.8%	79.5%	75.2%	87.6%	78.9%
全国スマホ						43.4%	41.4%	44.6%	44.0%

全国スマホ数値は内閣府調査

インターネット依存傾向にある青少年の割合



	平成27年度	28年度	29年度
小学生	1.4%	3.5%	3.3%
中学生	6.6%	7.5%	7.9%
高校生	8.3%	9.1%	10.6%
全 体	6.4%	7.7%	8.0%

兵庫県ひきこもり調査結果（抜粋）

（平成 23 年 3 月・ひょうごユースケアネット推進会議発行
「ひきこもりに悩むあなたへ」から抜粋）

1. 兵庫県におけるひきこもり調査の必要性

① 本調査を始めるに当たって

ひきこもり問題が社会的な問題としてクローズアップされるようになってすでに久しくなっていますが、事柄の性格上その実態ははまだ明らかになっていません。不登校のように、学校に所属し、在籍している児童・生徒の場合は明瞭に実態を把握できますが、ひきこもりに関しては、圧倒的に多くのひきこもり者が所属する場を持っていませんので、実態を数量的に把握することは、いかなる方法を用いても至難の業とっていいでしょう。家庭の中にひきこもっている多くのひきこもり者に、調査の網をかけることなど殆ど不可能に近いのです。これまでいろいろな機関や研究者や臨床医などが、調査を行っていますが、それらはいずれも限られた限定的な調査であって、実態を全て明らかにしたものではありません。

しかしながら、この問題の深刻さを考えてみますと、可能な限りの方法を駆使して、それが不十分なものであるということを知った上でも、その実態を明らかにすることは、それ自身大きな意味があるのではないかと考え、ひきこもり者の相談、支援に当たっている場に出向き調査を行いました。兵庫県におけるこうした調査は初めてですので、その点においても意味があるように思われます。

② 本調査に当たってひきこもりをどう捉えたか

この調査を行うに当たって、ひきこもりの定義を以下のように捉えて調査をお願いしました。それは「さまざまな要因によって社会や学校への参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が6か月以上の長期にわたって失われている状態」というものです。単に「ひきこもり」ということで調査を行うと、その内容は人によってさまざまで、調査の焦点が曖昧になりますので、上記のように限定して行いました。申すまでもありませんが、ひきこもりは病気ではありません。「不登校」や「家庭内暴力」といった言葉と同様、ひとつの状態像をあらわす言葉として捉えて調査に当たりました。

③ 今回の調査の目的と方法

兵庫県内におけるひきこもりに関する調査は、これまで限られた部分的なものであっても、全県を視野にいたした調査はありませんでした。そこで可能な限り全県のひきこもり状況を把握したいと考え、本ユースケアネット推進会議は、県内の子ども・若者に関わる全ての機関・団体がネットワークされているという好条件がありましたので、本ユースケアネット推進会議の事業として、今回のひきこもり調査を行うことにしました。

そこで本調査の方法として、大きく4つの場から調査を行いました。第1は、本ユースケアネット推

進会議の構成機関で、ひきこもり相談ないしは、ひきこもり支援を行っている機関、団体に質問紙による調査とヒヤリング調査を依頼して、そこから可能な限りのひきこもり者の実数を把握するとともに、支援プログラムについて調査を行いました。

第2は、県内全域の健康福祉事務所（保健所）に質問紙による調査を依頼すると共に、承諾を得た保健所に対してはヒヤリング調査を行い、ひきこもり者の実数を把握すると共に支援プログラムの調査を行いました。

第3は、NPO及び民間でひきこもり支援にあたっている県内の団体または居場所に質問紙による調査を依頼し、併せてヒヤリング調査も行い、そこで支援を受けているひきこもり者の実数と支援プログラムの実態を調査しました。

第4は、承諾を得たひきこもり者および家族に可能な限り面接をして、これまでの自分のひきこもり体験を振り返り、そこから見えてくるものを語っていただきました。

2. 県内ひきこもり支援現場から見えてきたひきこもりの現状

① 現在支援を受けているひきこもり者の実数

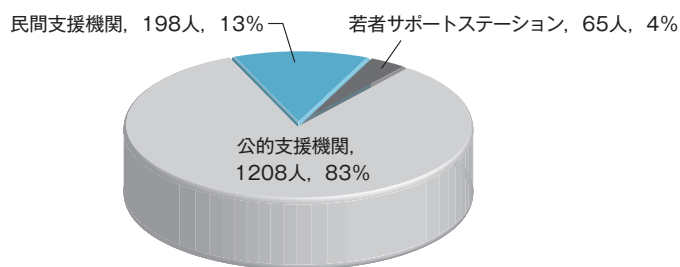
今回調査対象とした公的支援機関は、兵庫県精神保健福祉センター、県の健康福祉事務所と市の保健所（合計17カ所）、県立神出学園、県立山の学校、神戸市ひきこもり地域支援センター「ラポール」です。

以上の公的支援機関で、現在支援を受けているひきこもり者たちの総数は、ヒヤリング調査と質問紙による調査を含めて10代から60代までで1,208名になりました。この数字はあくまでも現在上記の支援現場で支援を受けているひきこもり者の数の合計です。

次に今回の調査のもう一つは、NPOをはじめ民間の支援機関に出向いて行った調査から見えてきたひきこもり者の数です。民間の9カ所で行ったヒヤリング調査によると、その総数は10代から50代までの198名でした。

さらに今回調査の対象とした若者サポートステーション3カ所があります。この調査は、ニートが含まれている可能性が高いことがうかがわれますが、その中でもひきこもり者と認定できる数が提示されておりましたので、その数は10代から40代までの、合計65名となりました。

以上今回の調査によって、現在県内で支援を受けているひきこもり者の総数は上記の合計で、1,471名となりました。しかしこの数は前項でもふれたように、兵庫県内のひきこもり者の実数からすれば、まさに氷山の一角に過ぎないといわなければなりません。



現在支援を受けているひきこもり者の実数

ここで、やや大胆に県内のひきこもり者推計を試みることにします。内閣府が平成22年に15歳から39歳の若者5,000人を対象に訪問調査をしたところ、3,287人の有効回答が得られました。この内、活動範囲が自室から近所までの「狭義のひきこもり」と判断できる若者は、有効回答全体の0.61%となりました。この数字を兵庫県内の同様の年齢人口に当てはめると、県内のひきこもり者の推計値は10,286人になります。勿論これは推計ではありますが、一つの参考数値にはなります。そうすると、今回の調査から出てきた1,471人という数値はあまりにも少ないといえます。この少ない数値を、想定される10,286人という数値と比較して、県内のひきこもり者の数字をどう読み解くかということが課題になります。

第1は、県内の多くのひきこもり者が、公的・民間それぞれのひきこもり支援の場にも行かず家庭にこもっているのではないか。逆に言えば、支援の手が差し伸べられないひきこもり者がいかに多いか。

第2は、ひきこもり者が比較的静かに自宅にこもって生活をしているため、親も困ったものだという認識はあっても、直ちに支援機関や病院などに相談を求める緊急事態でもないで、そのままになってしまっているのではないか。こうした家族の姿勢もあって、相談や支援の場に出向かないのではないか。

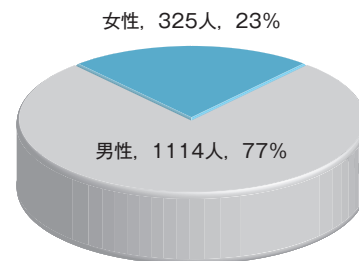
第3は、ひきこもり者を抱えている家族が、わが家のひきこもりという事態に対して、知られたくないという意識が働き、相談や支援を躊躇する傾向があって、ひきこもりが表に出ないのではないか。

第4に、当の本人が「おれは病気じゃない」と言って、相談や支援を求めることを拒否しているため本人も親も動くことができないのではないか。

以上の諸事情がさまざまに絡んで、上記のような数値になっているのではないかと思います。

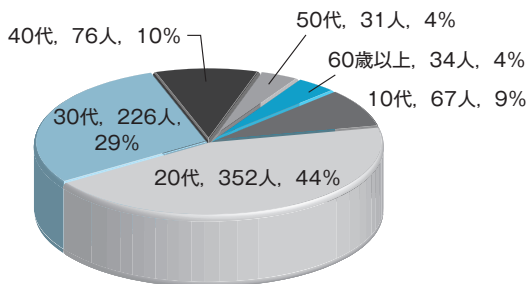
② ひきこもり者の77%は男性

ひきこもり者に男性が多い傾向は、これまで行われたさまざまな調査においても同様であります。今回の兵庫県内の調査においても同様の傾向がはっきりと出ています。この理由は明確ではありませんが、これまでの子育てや教育の過程で、男性は女性に比較して、かなりのプレッシャーを受け、過剰な期待をかけられて育てられてきたことが、背景にあるように思われます。



男女別ひきこもり者の割合

③ ひきこもり者の73%は20代~30代



年代別ひきこもり者数

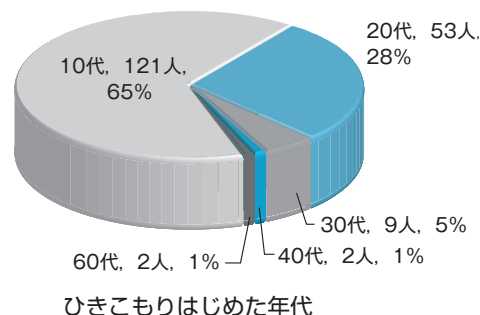
ひきこもりの高齢化が指摘されていますが、今回の調査においても、同様の傾向がはっきりと指摘できます。すなわち20代、30代の合計が73%となっています。さらに50代、60代が各4%となっていて、この問題の深刻さがうかがわれます。大学を出て就職してからつまづくひきこもり者、そして昨今の厳しい職場状況からバーンアウトしてしまって、そのままひきこもりに移行してしまったケースなど高齢のひきこもりの事例が少なくありません。

④ ひきこもりが始まったのは10代からが65%

ひきこもり始めた年齢を調べたところ、10代が一番多いことがわかりました。これは、全国ひきこもり家族会の調査データと同様の傾向を示しています。

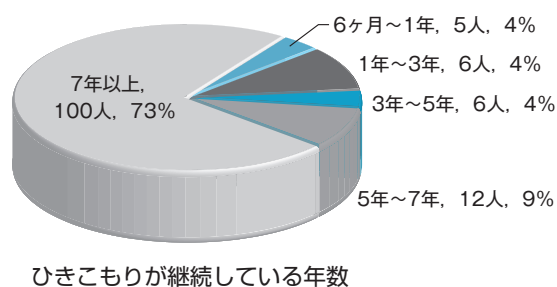
今回の調査の背景には、図が示すように、義務教育段階からの不登校があり、その継続でひきこもりに移行した数が多いことがわかりました。今回の調査で、小中高での不登校経験をヒヤリングしたところ、ひきこもり者の35%が不登校経験者であることがわかりました。

このことから、あらためて学校段階での不登校の克服が、ひきこもり問題から考えても重要な課題であることがわかりました。



⑤ ひきこもりが7年以上つづいている人が73%

ひきこもりの期間が長くなっていることも、この問題の深刻さのもう一つの側面です。この問題を高齢化と合わせて考えると、ひきこもり者の父親が退職期を迎えて、なおひきこもり者のわが子を抱えるという、大変さにあることがわかります。全国ひきこもり家族会の調査によれば、ひきこもり者の父親の52%は60歳以上で、実質的に退職者の年齢であり、退職してもなおひきこもり者を抱え、わが子の年金を親が負担するという困難な問題状況におかれています。



3. ひきこもり問題に関する本調査のまとめ

① ひきこもりからの回復には段階があること

ひきこもり支援に当たっている多くの機関や施設や居場所に対する調査によって、ひきこもり状態から、人や社会に関わることができるようになるには、長い道のりがあることがわかりました。そしてそれぞれの道のりでどのような人やいかなる支援に出会うかが、その後の脱出に深く影響していることが改めてわかりました。ここでは、その段階でどのような支援が大切かを整理しておきたいと思います。

初期 辛い心身状態の時期

この時期は当事者の内面にはさまざまな葛藤があります。頭痛や腹痛、起きられないなどの重い身体症状があり、これらに伴って不安や緊張、抑うつ気分などの心身症状も現れます。この段階はまだかろうじて就学、就労はしていますから、家庭も周囲の人もひきこもりの準備状態にあるとは思ってもいま

せん。家族はこうした心身状態が見られた段階で、何か異変が起こっていることを察知する感性を持って欲しいと思います。当事者面接で、こうした心身の状態を父親が察知して即刻受け止めて対応した事例がありました。ほとんどはひきこもってしまって、はじめて気付くというものでした。何よりも大切なことは子ども・若者の変化を受け止め、話を聞き、休ませることをためらわない親の感性が必要ではないかと思っています。

中期前半 社会的自己からの撤退期

この段階はひきこもり状態がはじまった段階です。不安や焦りによる激しい葛藤が現れる時期で、気分が落ち込み、親や家族に暴力的言動が出たり、一方で幼児的な親への依存が見られたりする事例も少なくありません。どのケースにおいても程度の違いはあってもこうした状態が見られ、これに対して親が戸惑い、逆にこうした行為を親が理解することなく、怠けているとばかりに厳しく接するという一方で、本人を追い詰めた事例が圧倒的に多く聞かれました。

ここで大切なことは、親が社会的価値観、社会的規範で子どもを評価するのではなく、本人の辛い心身に寄り添い、親の都合を優先することなく、子どもの辛さを共有することです。今回の調査の中で、私たちがひきこもりのわが子を抱えた父母に面接する機会を得て、詳しく親の心境を聞きとることができました。その中で、母親は母親としての母性で100%対応し、その裏で父親が多忙な中を、昼夜子どもの自由な意志を尊重し、安心して過ごせる時間を保障した、この両親の誠実で真摯な対応に、私たちは深い感動を覚えました。

このもっともしんどいと言われる時期に、親や大人が通常もっている常識的な価値観で対応することは最も危険であるということを知るべきだと思います。

中期後半 ひきこもり安定期

この時期は不安定さがひとまずおさまリ、本人も家族もひとまず、ひきこもり状況に腹をくくる時期です。しかし本人は社会や外部の人に対しては強い拒否反応を示しています。家庭の中に居るということでは、一見穏やかに日常生活を送っています。ゲームやインターネットに没頭するのもこの時期にありがちな行動です。こうした時期がしばらく続くと、夜間密かにコンビニへ買い物に出かけることがあったり、母親の運転する車で自宅から少し離れた本屋に出かけるという浅い社会との接触ができたりします。しかしこれも一面であって、ちょっとしたことをきっかけに母親に過大な要求をし、それが受け入れられないと暴力的になったり、不安や抑うつが出現したりすることもあります。あるひきこもり支援者は、対応した事例の中に、「子どもの暴力に耐えきれず、親が家から飛び出し、親戚に身を寄せた例」を話してくれました。また、ひきこもりから回復した30歳の若者は、「このようになったのは親の育て方のせいだ、といって親を責め、親にアパートを借りさせて一人住まいを始めた」と語ってくれました。

この時期、親や周りはどう対応すべきでしょうか。基本的には安心してひきこもれる環境を整えて、無用なトラブルを起こさないことです。何よりも親が焦ってはならないことが重要です。いろいろ小さなことはありますが、この時期は社会活動への関心も徐々に広がり、前向きになりはじめた時期とも言えます。ただ過大な要求を出してきたりした場合は意を尽くして、できないことは時間をかけて説明することが必要です。また親への暴力に対しては毅然とした態度で、「絶対しないで!」と伝えることです。暴力に暴力で対抗すれば暴力はエスカレートするばかりで、ここまで回復した段階が、完全に元に戻ってしまいます。

後期 社会や人と再開する段階

人によってひきこもりの期間に長い短いがありますが、どの事例もそれぞれの段階を経て回復に向かいます。この段階はいわば脱出の最終段階です。長いひきこもり生活からようやく外の世界に向かい始める時期です。したがってこの時期はさまざまな動きが生まれ、それに対応するために親や支援者たちも状況にあった支援を、本人の心身に合わせて進めていく必要があります。

1つは、これまで社会といわば断絶していたわけですから、心が安定したからといって直ぐに社会に飛び出すことなどできないのです。そこで重要なことは、家庭と社会や学校との間の中間的な場での、いわば「ならし運転」が必要になります。こうした段階の支援をしているNPOや民間の居場所があちこちにあり、そうした場にまず出かけていく支援が大切になります。今回の調査ではこうした県内の居場所へヒヤリング調査を行いました。それぞれの居場所が個性をもちながら、支援をしている姿に出会いました。こうした場では、同じ経験をもつ仲間がいたり、寄り添ってハートフルに支援ができるスタッフがいたりして、安心して心を遊ばせ、癒すことができます。まずは勇気をもってこうした場に出向くことが大切です。

2つには、こうした場に安定して通うことで、对人的恐怖も徐々に消え、居場所の催すプログラムにも参加し、活動的になります。また居場所が計画するボランティアやアルバイトにも関心をもちはじめ、社会参加が少しずつ可能になります。今回、調査した県立神出学園の「1日交流体験」などは、こうした段階にあるひきこもり者のための格好の支援の場とっていいでしょう。

ここまでくれば、これまで避けていた進路についても本格的に考え始めます。また人によっては就労セミナーに出向いたり、ハローワークに行ったりもします。本格的な社会参加につながっていきます。しかしここまでの道のりは5年、10年かかる人もいます。

② 親・家族がひきこもりという事態を真正面に受け止めること

ひきこもりという事態に対して、親や保護者がどういう姿勢や態度で対応するかということについて、明確な回答が得られました。それは、親がこうした事態を真正面に受け止めるということです。とりわけ父親にこのことの重要性を伝えたいと思います。ひきこもりという事態を比較的早く受け止めるのは、圧倒的に母親です。受け止めた母親は、この子のために、本を買ったり、話を聞きに行ったり、相談に出かけたり、親の会に入ったりします。したがって家庭の中では、母親が最初の理解者です。そしてどの事例も母親とのコミュニケーションは良好です。ところが父親はこうした母親のような柔軟さはなく、社会的規範で子どもを見つめ、ひきこもりという行為を自分の価値観で決めつけ、受け止めることができないのです。今回の調査の中で、わが子のひきこもりという事態にたいして、苦しんだあげく、退職して子どもに向き合い、子どもの好きな釣りに毎週つきあっているという父親に出会いました。しかしこうした父親はごく稀ではないかと思えます。

③ 専門機関や他者の支援を求めること

ひきこもりという事態を抱えた親や保護者の多くは、苦しみ、悩み、どうにかしたいと心では思いつつも、わが家のこの事態の解決のために、専門機関や相談機関の力を借りてみようとはしないのです。かつて不登校の問題でも同様のことが指摘されましたが、文部科学省が、不登校はどこにも起こる

と明言してから、親も楽になり、隠さず相談できるようになりました。ひきこもりについても同様です。ひきこもり問題の専門家も言っています。ひきこもりは誰にでも起こりうることなのです。事態を重くしないためにも、またこれ以上長引かせないためにも、「ほっとらいん相談」や信頼できる相談機関や居場所などにまずは電話することで、最初の基本的対応を誤らないことが大切です。

④ ひきこもり予備軍としての不登校問題を重視すること

今回の調査によってひきこもりになった人のおよそ35%は不登校の背景をもっていることが分かりました。各種の調査でも不登校からひきこもりに移行していることが報告されています。このことは、在学中の不登校支援がいかに大切かを示しています。学校での不登校支援がハートフルで丁寧に行われるならば、在学中に不登校を乗り越え、ひきこもりに移行しないで済むのだとも言えます。不登校が今もなくなる状況の中で、ひきこもりに移行しないための不登校支援に学校もスクールカウンセラーも、なお努力が求められていると思います。

⑤ ひきこもり支援に関する多様な情報が広く開示されること

ひきこもっている当事者や家族は、家にこもり、何をどうしてよいか分からず、途方にくれているのです。そうした親や保護者に必要な情報が届けられるならば、親や当事者はそうした情報の中から自分に合った情報を選びぬき、動き始めるのです。学習会や講演会がどこであり、居場所がどこにあるのか、また相談の連絡先はどこか、そこでは何をしているのか。カウンセリングや訪問支援はどこがしているのか、「ほっとらいん相談」の番号は？などの情報が時々刻々開示されれば、親も支援者も大いに役にたつに違いありません。家庭で密かにひきこもっているひきこもり者が圧倒的に多いといいましたが、こうした状況の中では、尚更このことが大切なことです。

『子どもの頃の体験が大人になって どのような影響を及ぼすか』に関する調査報告（要約） ～すこやかな成長につながる～

（平成 25 年 3 月・兵庫県青少年団体連絡協議会 平成 24 年度調査研究から）

□今回の調査のねらいと方法

子どもの頃の体験や活動が将来、どんなことに役立っているかを具体的に明らかにし、それらが今後青少年に関わる指導者や育成者の活動やその企画の際に効果的に生かされることをねらいとしている。

独立行政法人国立青少年教育振興機構による実態調査（平成 18～22）と調査研究（同 24 報告）では、体験活動が多い程「自尊心感情」「共生感」「規範意識」が高いことや、成人後に社会的地位「最終学歴」「年収」等が高いことも示された。しかしその一方、この 5 年間で自然体験活動の体験率が減少している状況も明らかになった。

この調査の内容は、基本調査 9 問、現状調査 21 問、活動・体験効用調査 42 問で構成され「子どもの頃の体験（A）」が「大人になってどんな場面に、あるいは思いに至る事（B）」に役立った、生かされていると実感できるか、その「生かされ実感や関連性」を 4 段階で尋ねている。A が B という効果を生むかどうかの仮説に対し、本人の反応・検証を求めている。そして何よりも効果あり、となればその効用を意識した取組み姿勢こそが、我々に期待されていることになるのではないかと考えた。

○調査対象者：兵庫県内在住の 20 代から 60 代の成人 260 名（有効回答数 225、回収率 86.5%）男女、年代、地域割合が平成 23 年の構成割合の実数を代表するように選んだ。

○調査方法：平成 24 年 10 月～11 月 2 ケ月の期間、対面直接、または郵送による返信解答。

□この調査に参加した方たちはこんな意識、行動を……

『自分をより高めたいという欲求は』86%が「ある」、60代はさらに高い。

『努力を惜しまず、学ぶ姿勢をもっている』は年代が上がるほど高くなる。

『将来に夢や希望を抱いている』『家族を大切にしている』は 50代が他の世代より高い。

『困っている人に声を掛ける』は 84%がそうで、年齢に比例していっそう高くなる。

『義務や責任を進んで果たしますか』は 95%が、また兄弟姉妹数が多いほど高くなる。

『わがまま自己中心的といわれる』は 20代、60代が他世代よりは高い。

□学校での学習、教育体験から

教育活動体験の効用は家庭や遊び体験と比較し、やや低い傾向を示している。しかし、その効用は年代が上がるほど概ね肯定的に評価されている。学校での厳しくも多様な体験は、若い頃には気付かなくとも人生経験を重ねるうちに、受け止め方が変わっていく。

〈効用が高い結果が示された体験例〉

- 叱られることも多い「道草」⇒ 様々なものとの遭遇や発見があって有益だった

- 友達とのケンカや遊び ⇒ 協調性を学んだり、思いやりの心が身についた
- 教師に褒められた ⇒ 自分の長所を知り自尊心が満たされた。褒められ（叱られ）体験は教師との豊かな人間関係を示す出来事と認識。褒められ体験の効果がより大きい
- 当番や係など役割、責任の体験 ⇒ 責任感が身についた等と概ね肯定的。一人っ子には家庭生活では「お手伝い」未体験者もいることから、学校での体験は貴重なものに
- 学校で与えられる宿題や課題 ⇒ 30代にはやや低い評価が、ゆとり教育の影響か
- クラブ活動への参加 ⇒ チームワーク、責任感、達成感を味わえる体験だった
- 運動会等、学校行事への参加 ⇒ 非日常活動に対する関心や期待感がもてた

□家庭生活で育まれたもの

大人になっての思いもそれは大きく影響し、役立っている実感が強い。家庭の生活習慣は「こころと絆の基盤」を育み、支え合いは「やさしい心」を育てている。またケンカや叱られ体験は、自らを見つめ直す成長のきっかけと認識され、清掃や行事など地域を体感する機会は地域への関心、愛着を育てている。子どもの成長期と重なる家庭生活はかけがえなく大切なものとなっており、また家庭のルール、約束体験は後の社会生活への移行がスムーズになる効果があるとも認識している。

〈効用が高い結果が示された体験例〉

- 起床・食事・就寝などで規則正しい生活をおくった ⇒ 生活や健康に関する自律心が習得出来た ⇒ 現在、出来るだけ規則正しい生活をしている（これらは高い相関）
- 家族で守るべきルールや習慣があった ⇒ 社会のルールの理解や適応につながった
- 家族の誕生日を祝った ⇒ 家族を大切にしたいの気持ちの高まり ⇒ 現在、出来るだけ家族揃っての食事を心掛けている（これらも高い相関）
- 親にほめられたり叱られたこと ⇒ 自尊心を満たしたり、善悪の気づきを実感
- ナイフや包丁を使うこと ⇒ 道具の安全な使い方が身についた
- 家族の看病、祖父母との同居体験 ⇒ 大切な家族の実感、高齢者へのいたわり敬い

〈その他〉

- 食事、団らん、絆等、家庭生活の効用実感は女性の方が全項目で高く唯一、男性が高いのは「近所の人に叱られた」こと。（女性の未体験率は男性の倍となっている）

□「遊び」から学んだこと

子どもの頃の遊び体験、その効用は全項目で高い数値となり「成長の糧」との認識は、大多数の大人たちの実感となっている。遊びを通じて人との関わりや協調性、リーダーシップが生まれ、冒険心や体力さらには集中力の高まり等からケガへの注意力や抑止力の向上、工夫や創造力の蓄積そしていたわり心を育てること等につながっている。

〈効用が高い結果が示された体験例〉

- 近所の仲良しとよく遊んだ ⇒ 協調性やリーダーシップを養う経験となった
- 野外での遊び（虫採りや川、山での遊び） ⇒ 冒険心や体力が身についた
- 遊びでケガをしたこと ⇒ ケガに対する注意力が身についた
- 手作りのおもちゃで遊んだ ⇒ 何かを作り出したり工夫する力が身についた
- 異年齢の子と遊んだ ⇒ ありがたみや我慢、手加減が自覚出来るようになった

〈その他〉

野外での遊びが冒険心や体力の向上に役立った、とするのは60代が最も高く、おもちゃを手作りして遊んだ人は、他世代との遊びにもよく関わっていたことも示された。また、子どもの頃の体験の豊かさは、大人になっての収入の多さに影響することは他の調査でも示されたが、仕事の意味や価値についての理解とともに、コミュニケーション能力や判断力、決断力等は集団で遊ぶ場面では常に磨かれる可能性の高い能力ともいえるだろう。

□保護者、指導者、育成者のみなさんへ 「9つの提言」

1. 子どもが多彩な場面で多様な人々と出会える場を作ろう

いろいろな人たちとの出会い、関わりが心の基盤を作り、成長のきっかけを与えてくれる。

2. 教師や教育活動にあたる人は、もっと体験活動の大切さに気付こう

体験活動の意味や効用を理解し、生かされるよう情熱や期待をもって指導、育成活動を進めよう。

3. 家庭、地域に子どもの役割、出番を作ろう

役割や責任を果たす事は、人や周りに対し責任や誇りを実感し、喜ばれ求められる自分を経験する機会になる。

4. 地域の活動や行事に子どもを出来るだけ参加させよう

ご近所ぐるみの草引きや清掃、また行事やお祭り等は、地域を実感する貴重な機会。そこで様々な、地域で生きる人たちと出会える。地域の個性を知ることは住んでいる町への自信や誇りを持つことにもつながる。

5. 地域の少年団体活動に参加させよう

少子化時代、異年齢集団やグループ活動の体験は重要かつ貴重。そのチャンスを作るのは大人たち。

6. 子どもに積極的に野外遊びをさせよう

成長期に芽生える冒険心や創造性、それらを養う仲間との自然遊び外遊びを積極的に進めよう。

7. 子どもの様々な体験を日常化しよう

体験活動の日常化に向け、自然で自由な広場や環境、魅力あるプログラム開発、さらには指導者、育成者の養成が急務となる。

8. 豊かな遊びで安全能力を身につけさせよう

本気の遊びは注意力、集中力や気構えを高めてくれる、小さなケガが後の大けがを防ぐ知恵となる。

9. 子どもに困難な体験をさせよう

思考が育つには試行錯誤の体験が必要。困難に耐え、乗り越える体験に必要なのは、それがやらなければならない活動ではなく、やりたい活動であること、そしてせっかちに手を出さない大人の見守り。

みんなで50周年!!

平成30年は、青少年本部創立50周年！
前年度から幹部職員で記念事業検討委員会を立ち上げ、
みんなで盛り上げようと知恵を絞りました。

【キャッチコピー／夢がある 一人ひとりが 輝いて】

本部職員と関係団体を対象に募集
85点の中から、神出学園職員の廣岡 雅代の作品に決定

【ロゴマーク】

県立龍野北高等学校総合デザイン科に作成を依頼
111点の中から、中田 彩海さんの作品に決定

【記念品】

山の学校の生徒が、けやき・とちの木材を加工し、花台を製作

【動画「兵庫県青少年本部50年の歩み」】

企画制作：小平 幸生（本部職員）
イラスト：西村 奈美（本部職員）
ナレーション：龍田 陽香莉（こどもの館職員）
声の出演：梅谷 順子（理事長）、喜多 瞳（職員家族）

【しゃべり場】

記念式典の第3部を、青团連との共催で実施
公募した若者15人が、企画運営委員として参画



平成30年8月、青少年本部合同懇親会にて

兵庫県青少年本部 創立50周年記念誌

発行日 平成30(2018)年10月
編集・発行 公益財団法人 兵庫県青少年本部
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3
兵庫県民会館8階
TEL: 078-891-7410 FAX: 078-891-7418
<http://www.seishonen.or.jp/>

制作・協力 株式会社 兵庫ジャーナル社
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-6-13
TEL: 078-333-7560

夢がある
一人ひとりが輝いて



兵庫県青少年本部創立50周年記念